

平塚市地域防災計画

— 風水害等対策計画 —

(令和 7 年 4 月改訂案)

平 塚 市 防 災 会 議

目 次

[総 則]

第 1 章 風水害等対策の計画的推進

第 1 節 計画の目的及び位置付け

1 計画の目的及び基本方針	1
2 計画の位置付け、構成等	2

第 2 節 本市の概況

1 自然的条件	3
2 社会的条件	4

第 3 節 本市の既往最大の降水量及び風速

6

第 4 節 計画の効果的推進

1 効果的推進のための点検と把握	6
2 計画の修正	6

第 5 節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務

1 平塚市	7
2 神奈川県	7
3 指定地方行政機関	8
4 指定公共機関	10
5 指定地方公共機関	11
6 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等	11
7 自衛隊	12

8 市民、自主防災組織、事業所	1 3
---------------------------	-----

[風 水 害]

第2章 減災に向けたまちづくり

第1節 計画的な土地利用と市街地整備の推進	1 5
【まちづくり政策部、都市整備部、土木部】	
第2節 公共施設の安全対策、防災機能の強化	1 7
【市長室、企画政策部、総務部、土木部、関係部局】	
第3節 河川改修等	1 9
【市長室、土木部】	
第4節 雨水排水対策	2 1
【土木部、産業振興部】	
第5節 高潮対策	2 2
【市長室、産業振興部、都市整備部】	
第6節 土砂災害対策	2 3
【市長室、産業振興部、まちづくり政策部、土木部、消防署】	
第7節 造成地の災害防止	2 6
【まちづくり政策部】	
第8節 建築物等の安全確保対策	2 6
【市長室、まちづくり政策部】	
第9節 危険物施設等の安全対策	2 7
【消防本部】	
第10節 ライフラインの安全対策	2 8
【各事業者】	

第3章 平常時の対策

第1節 災害時情報の収集・提供体制	2 9
【市長室、企画政策部、市民部、教育委員会、関係部局】	
第2節 災害対策本部等組織体制	3 3
【市長室、関係部局】	

第3節	救急・救助活動体制・・・・・・・・・・・・・・・・	35
	【消防本部】	
第4節	県警察・第三管区海上保安本部の取組み・・・・・・・・	36
	【県警察、第三管区海上保安本部】	
第5節	避難対策・・・・・・・・・・・・・・・・	37
	【市長室、公営事業部、福祉部、環境部、教育委員会、消防本部】	
第6節	帰宅困難者対策・・・・・・・・・・・・・・・・	40
	【市長室、関係部局、各事業者】	
第7節	要配慮者等への対策・・・・・・・・・・・・・・・・	41
	【市長室、福祉部、関係部局、各事業者】	
第8節	飲料水、食料及び生活必需物資等の供給対策・・・・・・・・	44
	【市長室、都市整備部、学校教育部、施設管理者】	
第9節	医療・救護・防疫対策・・・・・・・・・・・・・・・・	46
	【市長室、福祉部、健康・こども部、環境部、消防本部、市民病院、医療機関】	
第10節	教育対策・・・・・・・・・・・・・・・・	49
	【教育委員会】	
第11節	緊急交通路及び緊急輸送路等の確保対策・・・・・・・・	50
	【市長室】	
第12節	ライフラインの応急復旧対策・・・・・・・・・・・・・・・・	51
	【土木部、各事業者】	
第13節	広域応援体制等・・・・・・・・・・・・・・・・	52
	【市長室、都市整備部、関係部局】	
第14節	自主防災組織等地域防災体制・・・・・・・・・・・・・・・・	54
	【市長室】	
第15節	災害ボランティア活動の取組み・・・・・・・・・・・・・・・・	56
	【市長室、市民部、監査委員事務局】	
第16節	防災知識の普及・・・・・・・・・・・・・・・・	57
	【市長室、消防本部、関係部局】	
第17節	防災訓練の実施・・・・・・・・・・・・・・・・	59
	【市長室、健康・こども部、教育委員会、消防本部、関係部局、各事業者】	

第4章 災害時の応急対策

序節

- 1 本章の構成 6 3
- 2 節分類と関係部班 6 4

第1節 気象情報等の受理、伝達

【統括部、警防部、横浜地方気象台、神奈川県、国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所、第三管区海上保安本部、県水産技術センター、東日本電信電話㈱】

- 1 警戒及び注意の喚起 6 5
- 2 気象予報、警報等 6 5

第2節 災害発生直前の対策

【統括部、総務部、物資・給水部、保健医療福祉部、環境衛生部、建築判定・住宅部、土木復旧部、避難部、警防部、各関係部、各防災関係機関】

- 1 警戒及び注意の喚起 7 0
- 2 避難措置 7 0
- 3 水防対策 7 5
- 4 災害未然防止活動 7 8
- 5 帰宅困難者の対策 7 8
- 6 災害発生直前の対応 7 9

第3節 風水害警戒本部の設置と運営

【風水害警戒本部各部、各防災関係機関】

- 1 風水害警戒本部の設置 8 0
- 2 風水害警戒本部の組織等 8 0
- 3 風水害警戒本部の設置場所 8 0
- 4 風水害警戒本部の運営 8 0
- 5 職員の動員・配備 8 0

第4節 災害対策本部の設置と運営

【各関係部、各防災関係機関】

1	災害対策本部の設置	8 2
2	災害対策本部の組織等	8 3
3	災害対策本部の設置場所	8 4
4	職員の動員・配備	8 4
5	災害対策戦略室の設置と運営	8 5
6	災害対策本部会議の運営	8 6
7	災害対策本部の応急対策の概要	8 7

第5節 公共施設の応急対応

【統括部、各関係部、施設の所管部】

1	各公共施設の措置	9 3
2	施設の応急使用	9 4
3	施設職員の配備	9 4
4	指定管理者制度導入施設の措置	9 5

第6節 災害時の情報収集

【統括部、総務部、保健医療福祉部、土木復旧部、避難部、病院部、警防部、各関係部、公共施設勤務職員、東日本電信電話㈱、㈱湘南平塚コミュニティ放送、湘南ケーブルネットワーク㈱、総務省関東総合通信局、各電気通信事業者、ライフライン関係機関、輸送関係機関、報道関係機関、平塚土木事務所、平塚警察署、各病院、他防災関係機関】

1	通信対策	9 6
2	災害状況等情報の収集及び報告	9 7

第7節 災害広報

【秘書広報部、総務部、関係各部、神奈川県、ライフライン事業者】

1	災害広報	1 0 3
2	安否情報対策	1 0 7

第8節 応援要請及び受援

【統括部、各関係部、神奈川県、指定地方行政機関、相互応援協定都市、他の地方公共団体 自衛隊】

1 応援要請	1 1 0
2 応援受入（受援）	1 1 2
3 応援の撤収	1 1 2
4 自衛隊に対する災害派遣要請	1 1 3

第9節 救急・救助及び医療救護活動

【統括部、保健医療福祉部、病院部、警防部、県平塚保健福祉事務所、平塚市医師会、平塚歯科医師会、平塚中郡薬剤師会、日本赤十字社神奈川県支部】

1 救急・救助	1 1 7
2 保健医療活動	1 2 0

第10節 二次災害の防止活動

【統括部、環境衛生部、建築判定・住宅部、土木復旧部、神奈川県建築物震後対策推進協議会、（一社）平塚建設業協会等】

1 建築物応急危険度判定・被災宅地危険度判定対策	1 2 9
2 被災建造物等の安全措置	1 3 1
3 倒壊家屋等の解体・撤去対策	1 3 2

第11節 ライフライン等の応急復旧対策

【東京電力パワーグリッド㈱平塚支社、東京ガスネットワーク㈱、東日本電信電話㈱神奈川事業部、県企業庁平塚水道営業所、平塚市土木部、東日本旅客鉄道㈱横浜支社平塚駅、神奈川中央交通西㈱平塚営業所、日本通運㈱神奈川西支店、（一社）神奈川県トラック協会、（公社）神奈川県LPガス協会湘南支部平塚中郡部会、統括部、その他関係部】

1 情報連絡及び連携体制の確保	1 3 4
2 各関係機関等の応急対策	1 3 5

第12節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

【統括部、総務部、物資・給水部、保健医療福祉部、環境衛生部、土木復旧部、避難部、警防部、各関係部、県公安委員会、平塚警察署、国土交通省横浜国道事務所、神奈川県平塚土木事務所、中日本高速道路(株)東京支社伊勢原保全・サービスセンター、神奈川県、自衛隊、（一社）神奈川県トラック協会、（一社）平塚建設業協会、平塚市漁業協同組合、（一社）神奈川県タクシー協会、日本郵便㈱、神奈川中央交通西㈱平塚営業所】

1	道路交通の応急対策	1 3 6
2	輸送対策	1 3 8
3	障害物の除去対策	1 4 1

第13節 応急給水、物資等の調達・供給活動

【統括部、総務部、物資・給水部、建築判定・住宅部、ボランティア部、避難部、県企業庁平塚水道営業所、協定締結事業者、防災関係民間団体等、ボランティア団体、神奈川県、関東農政局神奈川県拠点】

1	応急給水	1 4 4
2	物資等供給	1 4 8

第14節 被災後の生活対策

【統括部、保健医療福祉部、建築判定・住宅部、避難部、警防部、病院部、神奈川県、平塚警察署、第三管区海上保安本部、自衛隊、水防管理者、各事業所、各催物主催者、施設管理者、自主防災組織】

1	指定避難所の開設	1 5 4
2	指定避難所の運営	1 5 5
3	指定避難所以外の被災生活対策	1 5 7
4	要配慮者対策	1 5 7
5	仮設住宅等応急住宅対策	1 5 9

第15節 保健衛生、防疫、遺体対策等に関する活動

【統括部、保健医療福祉部、環境衛生部、避難部、病院部、警防部、民間委託消毒業者、県平塚保健福祉事務所、平塚警察署、平塚市医師会、平塚歯科医師会、日本赤十字社神奈川県支部、自衛隊、自主防災組織】

1	保健衛生	1 6 1
2	防疫対策	1 6 1
3	遺体対策等	1 6 2

第16節 社会秩序の維持

【統括部、平塚警察署、第三管区海上保安本部、神奈川県、民間事業者】

1	治安対策	1 6 6
2	物価の安定、物資の安定供給	1 6 6

第17節 災害廃棄物等の処理対策

【環境衛生部、建築判定・住宅部、土木復旧部、避難部、県動物愛護センター、民間委託し尿収集業者、協定締結事業者】

- | | | |
|---|-----------------------|-----|
| 1 | 災害廃棄物等の処理 | 167 |
| 2 | 死亡小動物の収集処理及び放浪犬等の保護収容 | 169 |

第18節 自主防災組織等の活動

【各関係部、市民、事業所等、自主防災組織、防災関係民間団体等】

- | | | |
|---|-----------|-----|
| 1 | 市民、事業所等 | 171 |
| 2 | 自主防災組織 | 171 |
| 3 | 防災関係民間団体等 | 172 |

第19節 災害ボランティアの活動

【ボランティア部、各関係部、市民、事業所等、自主防災組織、防災関係民間団体等、社会福祉協議会】

- | | | |
|---|--------------------|-----|
| 1 | 災害ボランティアネットの設置及び運営 | 175 |
| 2 | 災害多言語支援センターの設置及び運営 | 177 |

第20節 被災者の生活再建支援

【各関係部、ライフライン等関係機関、神奈川県、社会福祉協議会】

- | | | |
|---|-----------|-----|
| 1 | 罹災証明書等の発行 | 178 |
| 2 | 生活再建支援 | 179 |

第21節 教育対策

【避難部、建築判定・住宅部、教育施設】

- | | | |
|---|---------------|-----|
| 1 | 実施機関 | 183 |
| 2 | 児童等の安全確保 | 183 |
| 3 | 市の教育施設の応急復旧対策 | 183 |
| 4 | 応急教育の実施 | 184 |

第22節 災害救助法関係

【統括部、総務部、物資・給水部、保健医療福祉部、建築判定・住宅部、土木復旧部、避難部、各関係部】

1	災害救助法の適用基準	185
2	救助の内容及び期間等	185
3	災害救助法の適用手続き	186
4	災害救助活動の記録及び事務処理	187

参考 県警察・第三管区海上保安本部の取組み（摘要）

【神奈川県警察、第三管区海上保安本部、統括部、総務部、保健医療福祉部、建築判定・住宅部、土木復旧部、ボランティア部、避難部、警防部】

1	県警察による応急対策	188
2	第三管区海上保安本部による応急対策	189

第5章 災害復旧・復興対策

第1節 復旧・復興体制の整備

【各関係部、神奈川県】

1	庁内組織の設置	191
2	人的資源の確保	191

第2節 被災状況の調査

【各関係部、ライフライン等関係機関、神奈川県、社会福祉協議会】

1	市街地、都市基盤施設の復旧・復興の基本方向を 決定するための調査	192
2	応急住宅対策に関する計画を作成し実施するための調査	192
3	復興計画の作成及び復興計画を実施するための調査	192

第3節 計画的な災害復旧・復興対策

【各関係部、ライフライン等関係機関、神奈川県、社会福祉協議会】

1	災害復旧計画及び災害復興計画策定の基本方針	195
---	-----------------------	-----

2	災害復旧計画の策定	195
3	財源の確保	195
4	激甚災害の指定	196
5	災害復興計画の策定	199
6	市街地の復興	199
7	都市基盤施設等の復旧・復興対策	200
8	地域経済の復興支援	201

[特殊災害]

第6章 特殊災害対策

第1節 災害対策本部の設置と運営

【統括部、警防部、各関係部、防災関係機関】

1	災害対策本部の設置基準	203
2	災害対策本部の廃止	203
3	設置及び廃止の通知	203
4	災害対策本部の組織	203
5	災害対策本部の設置場所	203
6	災害対策本部会議の運営	203
7	職員の動員・配備	203

第2節 特殊災害の概要

第3節 油流出等海上災害対策

【統括部、警防部、各関係部、国、神奈川県、排出油防除資材保有関係団体、平塚警察署、平塚市漁業協同組合】

1	発災直後の情報収集、連絡	205
2	災害対策活動	206

第4節 放射性物質災害対策

【統括部、警防部、各関係部、国、神奈川県、平塚警察署、放射性物質取扱事業所】

1 発災直後の情報収集、連絡	207
2 災害対策活動	208

第5節 火山災害対策

【統括部、警防部、各関係部、横浜地方気象台、国、神奈川県、平塚警察署】

1 本市に影響を及ぼすおそれのある火山	209
2 噴火警報・予報の種類及び伝達	215
3 発災直後の情報収集、連絡	221
4 災害対策活動	221
5 避難対策	223
6 降灰対策	224

第6節 鉄道災害対策

【統括部、警防部、各関係部、国、神奈川県、平塚警察署、鉄道事業者】

1 発災直後の情報収集、連絡	226
2 災害対策活動	226

第7節 航空災害対策

【統括部、警防部、各関係部、国、神奈川県、平塚警察署、航空運送事業者】

1 発災直後の情報収集、連絡	228
2 災害対策活動	229

第8節 その他の災害に共通する対策

【統括部、警防部、各関係部、国、神奈川県、平塚警察署】

1 発災直後の情報収集、連絡	231
2 災害対策活動	231

[総 則]

第 1 章

風水害等対策の計画的推進

第1節 計画の目的及び位置付け

1 計画の目的及び基本方針

(1) 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第42条の規定に基づき、本市域に係る風水害対策に関し、減災に向けたまちづくり、平常時の対策、災害時の応急対策、災害復旧・復興対策等について必要な事項を定め、本市防災関係組織の総力を結集して防災活動を総合的かつ計画的に実施することや突発的な重大事故による災害（以下、「特殊災害」という。）に関し、関係機関と連携した応急対策活動を実施することにより、市民の生命、身体、財産を災害から保護するとともに、災害による被害を最小限に止め、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とします。

(2) 計画の基本方針

ア 風水害等対策整備の視点

この計画は、主として次の基本的な視点に立って策定しています。

- 1 風水害被害の最小化
- 2 特殊災害による被害の防止・軽減
- 3 市民の安心・安全の確保

イ 風水害等対策整備の基本方針

(ア) 基本方針の策定

上記の視点に立った新たな防災対策を確立するには、平時から災害に強いまちづくりを推進することに加え、行政や防災関係機関の危機管理体制の強化、さらには国、県等関係機関の応援協力体制の整備などが必要とされますが、特に大規模な災害に関しては、行政対応に一定の限界が生ずることが明らかであり、地域住民等の防災対策への積極的な参加と協力が不可欠となります。

この計画は、こうした観点から行政、関係機関及び市民等が一体となった地域ぐるみでの防災体制を構築することを主眼としていますが、その認識の一層の徹底と、本計画の統一적かつ実効ある推進を期するため、以下のとおり本市の風水害等対策に関する基本方針を設定します。

(イ) 基本方針

a 大規模災害に備えた体制の整備

大規模災害発生時において、行政機能を高く維持していくためには、限られた人的資源を最大限に活用し、効率的かつ効果的に災害対応を実施していく必要があることから、各種対策に係る体制を整備します。

b 被害の防止・軽減策の実施

風水害では適切な避難行動の促進などのソフト対策と被害を軽減するためのハード対策の両面から対策を講じます。

c 市民、企業、関係団体と一体になった対策の整備

災害時における行政の対応能力には限界があり、減災対策を確実に推進していくためには、自らの身は自ら守る「自助」と地域で助け合う「共助」との密接な連携が不可欠となることから、市民、企業、関係団体と一体になった対策を整備します。

２ 計画の位置付け、構成等

(１) 計画の位置付け

この計画は、本市域における災害に対する基本的な対応策を定めるもので、平塚市防災会議が策定する「平塚市地域防災計画」の「風水害等対策計画」とします。

なお、本計画は、災対法の関係法令並びに国及び県の計画等に基づき、災害に関して本市及び防災関係機関等が各種の防災活動を行うに当たっての指針となるものです。

(２) 他の計画等との関係

ア 国、県の計画との関係

この計画は、国の防災基本計画及び神奈川県地域防災計画等の防災関係計画との関連、整合に配慮したものです。

イ 市の総合計画及び平塚市国土強靱化地域計画との関係

この計画に係る本市所管の施策又は事業等については、「平塚市総合計画～ひらつか VISION～」及び「平塚市国土強靱化地域計画」に位置付け、実施するものとします。

ウ 市及び防災関係機関の定める計画等との関係

この計画に基づく防災上の諸活動に当たって必要と認められる細部の事項については、本計画を基に災害対策本部の各部及び各防災関係機関において別に定めるものとします。

(３) 計画の構成及び内容

構 成		内 容
総則	風水害等対策の計画的推進	計画の目的及び基本方針の他、本市の既往最大の降水量及び風速、計画の効果的な推進、防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務等について定めます。
風水害	減災に向けたまちづくり	災害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限に止めるために必要な事前対策等について定めます。
	平常時の対策	災害発生時の応急対策を円滑に実施するために、平常時に行う対策について定めます。
	災害時の応急対策	災害発生直後から応急復旧の終了に至るまでの間において、平塚市災害対策本部及び防災関係機関が行うべき応急対策等について定めます。
	災害復旧・復興対策	災害復旧・復興対策及び市民の生活安定のための緊急措置等について定めます。
特殊災害	特殊災害対策	突発的な重大事故による災害発生時の情報収集及び連絡等関係機関と連携を図りながら行うべき応急対策等について定めます。

第2節 本市の概況

1 自然的条件

(1) 位置及び面積等

位 置	東 端	東経 139 度 22 分 32 秒
	南 端	北緯 35 度 18 分 44 秒
	西 端	東経 139 度 14 分 20 秒
	北 端	北緯 35 度 24 分 14 秒
面 積	約67.88平方キロメートル	
距 離	東 西	約12.45 キロメートル
	南 北	約10.20 キロメートル
	周 囲	約54.15 キロメートル
	海岸線延長	約4キロメートル

(2) 地勢

本市は、神奈川県のおぼ中央南部に位置する商・工・農業の均衡のとれた複合都市で、東京から東海道本線を西下し約65分のところに位置します。東方は、相模川（馬入川）を隔て茅ヶ崎市・寒川町に、北方は、厚木市・伊勢原市・秦野市の各市に、西方は、中井町・二宮町、金目川（花水川）をはさんで大磯町に隣接しています。

市域は、相模平野の南部に位置し、約4キロメートルの海岸線から西北に広がる扇形をなしています。地形は、相模川と金目川の下流域に発達した平野とそれを取り囲む台地及び丘陵からなっています。

(3) 地形及び地質

本市は、相模川、金目川が相模湾に注ぐ相模平野に在り、地形は概ね平坦となっています。中央平坦部は湘南砂丘の一環として幾条かの低列を有し、東部及び中央北部と西部丘陵地にそって、相模川、渋田川、鈴川、金目川沿岸に沖積地が広がっています。

土地の標高は、中央部より東西に向かって千分の一位の緩い勾配をなすとともに、南に向かって緩やかな傾斜をなし、概ね4メートルから10メートルの標高です。西部丘陵地は海拔50メートルから180メートルです。

また、地質は沿岸隆起による沖積層と河川の運搬による砂礫層よりなっています。

(4) 気象

本市は、日本海流（黒潮）の影響をうけるため温暖な海洋性の気候となっています。1～2月の寒冷期の気温でさえも平均気温4～7度であり、冬も割合温暖です。また、7～8月の盛夏期では平均気温25～27度で比較的涼しいです。

雨量は年間平均1,550ミリ程度で、季節的にみると、夏期多雨で、冬期の降水量は少ない

です。

湿度は梅雨期から夏期にかけて高く、冬期から春先にかけては乾燥しています。

風向については南西又は北東の微風が吹き、特に冬の乾燥期に西方又は北西からの強風が吹くことがあります。また、台風が本土に上陸又は接近するのは、7月～9月が多いです。

(5) 地盤

相模川の下流域に発達する平塚市の平野は相模平野と呼ばれ、海浜に形成された砂州・砂丘地帯からなる南部の海岸平野と、相模川水系及び金目川水系の河川によって形成された北部の河成平野とに大きく分けられます。

砂州・砂丘地帯は、豊田－真土以南・花水川－渋田川以東の地域で、東西方向に連なる微高地と凹地が十数列平行しています。現在でも砂丘は平塚八幡宮、中原日枝神社、真土神社などに微高地として、凹地は総合公園付近から南原へ走る下田排水路（ヘルシーロード）沿い、市庁舎のある平塚八幡宮背後、平塚八幡宮前の国道1号沿いなどに低地として残っています。

河成平野は豊田－真土以北・花水川以西に広がる地域で、相模川や金目川により形成された自然堤防とその背後の氾濫原（後背湿地）からなっており、自然堤防は集落として、その背後の氾濫原は水田地帯として古くから利用されてきました。

こうした平野の地形は、表層の地盤がどんな地層から成っているかを表しており、砂州・砂丘は砂、自然堤防は砂～砂質シルト、堤間凹地・後背湿地・谷底平野・旧河道は砂質シルト～泥より成っています。厚い泥から成る所は水はけが悪く水分を多量に含み、軟弱地盤となります。

(6) 急傾斜地

本市は比較的平坦な地域が多いが、北西部及び西部地域には丘陵があり、これらの丘陵は地質的に脆弱であるうえ、近年、宅地造成等の都市化も進んでいます。

こうした状況から、一部の地区にあっては集中豪雨により、崖崩れ災害の発生の危険性が考えられます。

国土交通省においては、こうした崖崩れの災害から国民の生命を保護するため、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号。以下「急傾斜地法」という。）や土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）により、総合的急傾斜地対策を講じていますが、本市においてもこれら法律に基づき、急傾斜地の崩壊の未然防止と被害の軽減を期するため、県がその実態を調査し、急傾斜地崩壊危険区域や土砂災害警戒区域等の指定をしています。

2 社会的条件

(1) 人口、世帯数等

ア 人口、世帯数

人 口	総 数	男	女
(令和7.1.1)	258,193人	128,888人	129,305人
世 帯 数	118,443世帯		

イ 昼・夜間人口

昼・夜間人口	昼 間 人 口	夜 間 人 口	昼・夜間人口の差
(令和2年国勢調査)	255,152人	258,422人	3,270人

ウ 高齢者数（65歳以上）

高 齢 者 数	総 数	男	女
(令和6.1.1)	73,982人	33,065人	40,917人

エ 身体、知的、精神障がい者数

身体、知的、 精神障がい者数 (令和6.3.31)	身 体					知 的 聴 覚	精 神 視 覚
	肢 体	聴 覚	視 覚	言 語	肢 体		
	3,686人	840人	590人	163人	3,686人	840人	590人

オ 外国人数

外 国 人 数	総 数	ブラジル	フィリピン	中 国	韓 国	カンボジア	ベトナム	ポリビア	その他
(令和6.12.31)	6,347人	679人	946人	1,013人	397人	325人	1,067人	219人	1,701人

(2) 土地利用

ア 市街化区域及び市街化調整区域

決 定 年 月 日	市 街 化 区 域	市街化調整区域	合 計
平成28.11.1	3,152 ha	3,636 ha	6,788 ha

イ 用途地域（令和4.3.1決定）

総 計	第一種 低層住居 専用地域	第二種 低層住居 専用地域	第一種中 高層住居 専用地域	第二種中 高層住居 専用地域	第一種 住居地域	第二種 住居地域	準住居地 域	近隣商業 地域	商業地域	準工業地 域	工業地域	工業専用 地域
3,152ha	359	7.5	912	24	827	5.5	25	165	90	290	131	316
100%	11.4	0.2	28.9	0.8	26.2	0.2	0.8	5.2	2.9	9.2	4.2	10

(3) 建築物

ア 木造家屋（令和6.5.1）

総 数	専 用 住 宅	共 同 住 宅	併 用 住 宅	そ の 他
63,881棟	54,208棟	2,586棟	1,919棟	5,168棟

イ 非木造家屋（令和6.5.1）

総 数	鉄骨鉄筋コンクリート 鉄筋コンクリート	鉄 骨	軽量鉄骨	そ の 他
19,644棟	3,669棟	4,692棟	10,763棟	520棟

(4) 危険物（令和6.4.1）

総 数	製 造 所	貯 蔵 所	取 扱 所
858施設	41施設	635施設	182施設

(5) 公園緑地（令和6.4.1）

総 数	街区公園	近隣公園	総合公園	運動公園	風致公園	墓園	都市緑地	緑道
284箇所	221	13	2	1	1	1	41	4
142.82ha	28.67	16.33	42.59	10.04	23.94	10.40	8.51	2.34

第3節 本市の既往最大の降水量及び風速

気象庁の観測資料等から算出した本市域に係る既往最大の降水量及び風速は、次のとおりです。

雨 (mm) ※アメダス平塚 (統計期間1976/1～2024/9)					
日最大1時間 降水量	日降水量	12時間降水量	24時間降水量	48時間降水量	72時間降水量
72.0 (2014/10/6)	214.0 (2024/8/30)	196.0 (2024/8/30)	317.5 (2014/10/6)	353.5 (2014/10/7)	427.5 (2024/9/1)

風 (m/s) ※平塚市消防本部	
最大風速	最大瞬間風速
19.1 (2019/10/12)	42.5 (2019/10/12)

第4節 計画の効果的推進

1 効果的推進のための点検と把握

この計画の推進に当たっては、総合計画等との調整を行いつつ、市民ニーズを的確に把握し、実施していきます。また、毎年度、次の点検を行い、計画の進捗状況を把握しながら、風水害等対策のより一層の充実を図ります。

- (1) 計画に位置付けた「今後の取組みの方向」の実施状況の点検
- (2) 風水害等対策を取り巻く環境の変化の把握

2 計画の修正

この計画は、本市を取り巻く社会情勢の変化や防災環境の変化等を踏まえ、常に実情に沿った計画とするため、災対法第42条の規定に基づき、毎年上記にある実施状況の点検等を行い、必要があると認めるときは県、防災関係機関等と協議、調整を行った上で修正をします。

第5節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務

防災力の向上のためには、市、県及び指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がそれぞれの責務を果たし、相互に協調した取り組みを行うことが基本です。また、減災を促進するための自助・共助の取り組みを実践するため、市民、自主防災組織、事業所は、自ら災害に備え、防災訓練等の防災対策を積極的に推進します。

1 平塚市

平塚市は、防災の第1次的責任を有する基礎的地方公共団体として、市の地域及び地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の協力を得て、次の防災活動を実施します。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 防災会議に関する事務(2) 災害対策の組織の整備、防災に関する調査研究、教育及び訓練(3) 防災施設の新設、改良及び復旧の実施(4) 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備(5) 避難所の整備及び避難対策(6) 消防、水防、その他の応急措置(7) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査(8) 被災者に対する救助及び救護措置(9) 災害時における給水、保健衛生、文教及び交通等の災害応急対策並びに災害復旧・復興対策措置(10) 本市内にある公共的団体及び住民防災組織の育成、指導(11) 協定の締結による円滑な応急対策活動の実施(12) 早期に平常業務を実現することにより、市民の日常生活等に支障をきたさないようにするための計画の策定及び推進(13) その他、災害発生の防御又は拡大防止のための措置 |
|--|

2 神奈川県

神奈川県は、市町村を包括する広域地方公共団体として、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が市町村の区域を越えて広域にわたるとき、若しくは災害の規模が大きく市町村が単独で処理することが不可能と認められるとき、あるいは防災活動の内容について統一的処理を必要とし、市町村間の連絡調整を要する場合などに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を支援し、その調整を行います。

- (1) 湘南地域県政総合センター
 - ア 所管区域内の被害状況、災害応急対策実施状況等の把握及び県災害対策本部への報告に関すること
 - イ 広域防災拠点及び広域防災活動備蓄拠点の運営に関すること
 - ウ 所管区域内における応援部隊活動拠点及び物資受入拠点に係る市町村との調整に関すること
 - エ 所管区域内の支援ニーズの把握及び本部への報告に関すること
 - オ 所管区域内の市町村及び関係機関等との連絡調整に関すること
 - カ その他必要な災害応急対策に関すること
- (2) 平塚土木事務所
 - ア 災害時における市内の県管理の河川及び道路・橋りょう等の応急対策
 - イ 市内の県管理の河川及び道路・橋りょう等の被害調査及び災害復旧
- (3) 平塚保健福祉事務所
 - ア 発災時の医療機関の被災状況等の把握、避難所、救護所の開設状況、負傷者の受け入れ情報等の把握
 - イ 県医療救護本部への応援要請と配分された医療チーム等の管内の医療機関、避難所及び救護所等への配分の調整
 - ウ 災害時における管内の保健衛生対策
 - エ 被災地及び集団避難場所等における感染症予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく疫学調査及び健康診断の実施
- (4) 企業庁平塚水道営業所
 - ア 災害時における飲料水の確保
 - イ 水道施設の調査及び復旧
 - ウ 市が行う応急給水活動への協力
- (5) 平塚警察署
 - ア 被災地の警備・交通対策
 - イ 被害状況調査等
 - ウ 遺体の検視・調査等

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとります。

- (1) 農林水産省関東農政局神奈川県拠点
 - ア 農業関係の被害状況の情報収集及び報告に関すること
 - イ 応急用食料等の支援に関すること
 - ウ 食料の需給・価格動向等に関すること
- (2) 海上保安庁第三管区海上保安本部
 - ア 海上災害及び大規模海難等に関する事故対策訓練の実施
 - イ 関係者及び国民に対する海上防災講習会等による防災思想の啓発
 - ウ 港湾の状況等の調査研究
 - エ 船艇、航空機等による警報等の伝達
 - オ 船艇、航空機等を活用した情報収集
 - カ 活動体制の確立

- キ 船艇、航空機等による海難救助等
- ク 船艇、航空機等による傷病者、医師等及び救援物資の緊急輸送
- ケ 被災者に対する物資の無償貸与又は譲与
- コ 要請に基づく、防災機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援
- サ 排出油等の防除等
- シ 避難勧告、入港制限、移動命令等船舶交通の整理、指導による海上交通安全の確保
- ス 警戒区域の設定並びに船舶等の区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示
- セ 海上における治安の維持
- ソ 危険物積載船舶に対する移動命令、航行制限若しくは禁止及び荷役の中止等危険物の保安に関する措置
- タ 海洋環境への汚染の未然防止又は拡大防止のための適切な措置
- チ 災害復旧・復興に係る工事に関する海上交通安全の確保
- (3) 関東財務局（横浜財務事務所）
 - ア 災害発生時（災害が発生する蓋然性が高い場合も含む）における地方公共団体等に対する国有財産の無償貸付等
 - イ 災害時における金融機関等に対する金融上の措置の要請
 - ウ 主務省の要請による災害復旧事業費の査定の立会
 - エ 地方公共団体に対する財政融資資金地方資金の貸付
- (4) 総務省関東総合通信局
 - ア 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営
 - イ 災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）による災害対応支援
 - ウ 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車等の貸出し
 - エ 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施
 - オ 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供
- (5) 東京管区气象台（横浜地方气象台）
 - ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表
 - イ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説
 - ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備
 - エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言
 - オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
- (6) 神奈川労働局
 - ア 工場・工事現場等の事業場における労働災害防止の指導・援助
 - イ 復旧・復興工事の労働災害防止の指導・援助
 - ウ 被災労働者の労働災害補償等
 - エ 被災者の雇用対策
- (7) 国土地理院関東地方測量部
 - ア 災害時等における地理空間情報の整備・提供
 - イ 復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言
- (8) 国土交通省関東地方整備局
 - ア TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）派遣
 - イ リエゾン派遣

4 指定公共機関

指定公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力します。

- (1) 東日本旅客鉄道株式会社横浜支社平塚駅
 - ア 鉄道、軌道施設の整備
 - イ 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保
 - ウ 災害時の応急輸送対策
 - エ 鉄道、軌道関係被害調査及び復旧
- (2) 東日本電信電話株式会社神奈川事業部
 - ア 電気通信施設の整備及び点検
 - イ 電気通信の特別取扱
 - ウ 電気通信施設の被害調査及び災害復旧
- (3) 日本通運株式会社神奈川西支店
 - ア 災害対策用物資の輸送確保
 - イ 災害時の応急輸送対策
- (4) 東京電力パワーグリッド株式会社平塚支社
 - ア 電力供給施設の整備及び点検
 - イ 災害時における電力供給の確保
 - ウ 被災施設の調査及び復旧
- (5) 東京ガスネットワーク株式会社
 - ア ガス供給施設の災害予防措置
 - イ 災害発生時の応急対策
- (6) 日本郵便株式会社平塚郵便局
 - ア 災害時における郵便業務の確保
 - イ 被災者に対する郵便葉書等の無料交付
 - ウ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - エ 被災地あて救助用郵便物の料金免除
 - オ 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分
- (7) 日本赤十字社神奈川県支部
 - ア 医療救護
 - イ こころのケア
 - ウ 救援物資の備蓄及び配分
 - エ 血液製剤の供給
 - オ 義援金の受付及び配分
 - カ その他応急対応に必要な業務
- (8) 日本銀行横浜支店
 - ア 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節
 - イ 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置
 - ウ 金融機関の業務運営の確保に係る措置
 - エ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請
 - オ 各種措置に関する広報
- (9) 中日本高速道路株式会社東京支社伊勢原保全・サービスセンター
 - ア 道路の整備
 - イ 災害時の応急復旧

ウ 道路の災害復旧

5 指定地方公共機関

指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力します。

- (1) 神奈川中央交通株式会社
 - ア 被災地の人員輸送の確保
 - イ 災害時の応急輸送対策
 - ウ 災害対策用物資の輸送確保
- (2) (一社) 神奈川県トラック協会
 - ア 災害対策用物資の輸送確保
 - イ 災害時の応急輸送対策
 - ウ 災害対策用物資の輸送確保
- (3) (公社) 神奈川県LPGガス協会湘南支部平塚中郡部会
 - ア ガス供給施設の耐震設備
 - イ 被災地に対する燃料供給の確保
 - ウ ガス供給施設の被害調査及び復旧

6 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等は、平常時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施します。また、県、市、その他防災関係機関の防災活動に協力します。

【公共的団体】

- (1) 平塚市医師会、平塚歯科医師会、平塚中郡薬剤師会、神奈川県栄養士会
 - ア 医療等救護活動の実施
 - イ 救護活動に必要な医薬品及び医薬器材の提供
- (2) 平塚商工会議所
 - ア 市が行う商工業関係被害調査及び応急対策への協力
 - イ 救助用物資、復旧資材の確保についての協力
- (3) 湘南農業協同組合
 - ア 市が行う被害状況調査及び応急対策への協力
 - イ 農作物災害応急対策の指導
 - ウ 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あつ旋
 - エ 被災組合員に対する融資、あつ旋
- (4) (一社) 平塚建設業協会
 - ア 市が行う障害物除去等の応急対策への協力
 - イ その他、災害復旧への協力
- (5) 平塚管工事業協同組合
 - ア 被災地に対する飲料水の確保への協力
 - イ その他、災害復旧への協力
- (6) 平塚市漁業協同組合
 - ア 市が行う被害状況調査及び応急対策への協力
 - イ 被災組合員に対する融資のあつ旋

- ウ 漁船、漁具、共同施設の災害応急対策及びその復旧対策の確立
- (7) 湘南ケーブルネットワーク株式会社（SCN）
 - ア 市が行う災害広報活動への協力
 - イ 市民の生活関連情報の収集、報道
- (8) 株式会社湘南平塚コミュニティ放送（FM湘南ナパサ）
 - ア 市が行う災害広報活動への協力
 - イ 市民の生活関連情報の収集、報道
- (9) 社会福祉法人平塚市社会福祉協議会
 - ア 市が行う被災者の応急救護対策への協力
 - イ 市及び自主防災組織等が行う避難行動要支援者対策への協力
 - ウ ボランティア団体が行うボランティア活動の支援
 - エ その他、被災者の生活援護
- (10) その他、公益財団法人平塚市まちづくり財団等の市の関連団体
 - 市が行う災害応急対策への協力

【防災上重要な施設の管理者等】

- (1) 病院等医療施設の管理者
 - ア 施設の整備、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施
 - イ 災害時における入院患者等の保護及び誘導
 - ウ 災害時における病人等の受け入れ及び保護
 - エ 災害時における被災負傷者の治療及び助産
- (2) 社会福祉施設の管理者
 - ア 避難施設の整備、避難確保計画や非常災害対策計画の作成及び避難訓練の実施
 - イ 災害時における入所者の保護及び誘導
- (3) 金融機関
 - 被災事業者等に対する資金融資
- (4) 学校法人
 - ア 避難所（施設）の整備、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施
 - イ 災害時における応急教育対策計画の確立と実施
- (5) 危険物施設及び高圧ガス施設の管理者
 - ア 安全管理の徹底
 - イ 防護施設の整備

7 自衛隊

自衛隊は、県知事から要請を受けたときは、要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等の派遣の必要の有無を判断し、部隊等を派遣する等適切な措置を行います。また、補完的、例外的な措置として、通信の途絶等により県等と連絡が不可能である場合において災害の実態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで部隊等を派遣することができます。

- (1) 人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救護及び応急復旧
 - ア 被害状況の把握
 - イ 避難者の救助
 - ウ 遭難者等の捜索活動
 - エ 水防活動及び消防活動
 - オ 道路又は水路の啓開
 - カ 応急医療、救護及び防疫
 - キ 人員及び物資の緊急輸送
 - ク 炊飯及び給水
 - ケ 救援物資の無償貸与又は譲与
 - コ 危険物の保安及び除去
 - サ その他、災害の状況により必要な救援活動
- (2) 平塚市地域防災計画に合わせた防災訓練の実施

8 市民、自主防災組織、事業所

市民は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的に防災活動に参加する等防災に寄与するよう努めます。また、自主防災組織は、進んで防災訓練等を行うとともに、災害が発生した場合は、組織としての自主的な活動を行うほか、市又は防災関係機関が行う応急対策業務に積極的に協力します。事業所は、防災対策に取り組み、地域との連携を積極的に推進します。

- (1) 市民
 - ア 食料、飲料水、生活必需品等の備蓄及び家屋の安全対策
 - イ 避難、給食等に際しての隣保協力
 - ウ 被災者の救出、救護活動の協力
 - エ 自主防災組織活動の協力
 - オ その他必要な災害応急対策業務の協力
- (2) 自主防災組織
 - ア 防災訓練の実施等平常時における災害に関する予防活動
 - イ 被災者の救出、救護等に必要な資機材等の整備
 - ウ 被災者の救出、救護活動
 - エ 地域における被害情報等の収集、伝達
 - オ 避難所運営委員会への参画
 - カ その他災害時において特に災害対策本部長等から要請のあった応急活動
- (3) 事業所
 - ア 管理する施設及び設備の安全性の確保
 - イ 従業員の食料、飲料水等の備蓄と救出救助のための資機材の整備
 - ウ 帰宅困難時の事業所における従業員の保護
 - エ 従業員の防災訓練や防災に関する研修等の実施
 - オ 災害対策責任者を定め、災害時の従業員の責務、行動を明確化
 - カ 市民及び自主防災組織との連携による地域における防災活動への参加体制の整備
 - キ 災害時の、市民及び自主防災組織との連携による情報収集及び伝達、救出救護、応急手当、避難誘導等の実施
 - ク 早期に重要機能を回復し、事業を継続させていくための計画の策定
 - ケ その他、災害時における、災害対策活動への協力

[風 水 害]

第 2 章

減災に向けたまちづくり

第1節 計画的な土地利用と市街地整備の推進

《現状》

- 本市は豊かな自然環境に恵まれ、平塚駅を中心に人口や産業の集積が進み、湘南地域の中核都市として発展してきました。
- 災害に強い都市基盤の整備を推進するため、都市マスタープラン等の土地利用構想に基づく土地利用計画や市街地の整備を進めています。
- 本市は市域全体が都市計画区域となっており、市街化区域が約46パーセント、市街化調整区域が約54パーセントとなっています。
- 都市化の拡大に伴い、河川流域における住居系の土地利用が見られます。
- 大規模災害からの迅速な復旧・復興に資する地籍調査を行っています。

《課題》

- 災害に強いまちづくりや安心・安全なまちづくりを望む市民の声が高まっており、その対応が必要とされています。
- 無秩序な市街化を抑制し、密集市街地については土地区画整理事業等により都市基盤整備の推進や、地区計画制度等の活用により、災害に強いまちづくりを進める必要があります。
- 河川流域の土地利用の変化により、遊水、保水機能が低下し、河川氾濫による浸水被害に対する対策が必要です。
- 地籍調査を着実に進めていく必要があります。
- 被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、復興事前準備の取組が求められています。

《今後の取組みの方向》

1 災害に強いまちの形成

災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図ります。

2 災害に強いまちづくり【まちづくり政策部、都市整備部、土木部】

だれもが安心して居住することのできる、災害に強いまちづくりを目指して、「災害危険を軽減する都市空間の創造」、「災害を防御し安全な避難地、避難路を確保する都市構造の創造」、「安全で快適な都市環境の創造」に取り組めます。

3 開発許可制度等による規制、誘導【まちづくり政策部】

無秩序な市街化による生活環境の悪化や災害を防止するための観点から、開発行為を行う者に対して的確な指示、指導を行うとともに、当該行為等に起因する災害の発生を防止し、又は軽減するための必要な条件を付す等、開発許可制度及びまちづくり条例の厳正的な規制、誘導を行います。

4 計画的な土地利用【まちづくり政策部、都市整備部】

土地区画整理事業や地区計画制度の導入により、災害に強い市街地整備の一層の推進を図ります。

5 都市防災の推進【まちづくり政策部】

「平塚都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」における「都市防災に関する都市計画の方針」に基づき、災害に強いまちづくりを目指すとともに、必要に応じ、神奈川

県都市防災基本計画等を踏まえた都市防災基本計画づくり等を検討します。

6 立地適正化計画に基づく居住誘導【まちづくり政策部】

立地適正化計画において、居住誘導区域外とする一部の浸水想定区域等災害リスクの高いエリアについて、居住誘導区域内への緩やかな居住の誘導を図ります。

7 治水対策【まちづくり政策部、土木部】

河川氾濫による浸水被害を軽減するため、管理者である国、県に対して河川整備の推進を要望するとともに、河川流域の適正な土地利用による治水対策を促進します。

8 地籍調査の推進【土木部】

大規模災害からの迅速な復旧・復興に資する土地の基礎的情報の整備のため、地籍調査を推進します。

9 復興事前準備

国土交通省の「復興まちづくりのための事前準備ガイドライン」の理解や他自治体の取組等の情報収集により復興事前準備の取組を進めます。

第2節 公共施設の安全対策、防災機能の強化

《現状》

- 市庁舎は災害対策活動の中核となることから、災害対策本部機能を備えるとともに、災害時にも自立性が確保できるように、非常用発電設備などを設置しています。また、災害時に市役所を訪れる市民及び市内在勤在学の方々等のための情報提供の場や一時的に退避する場としての機能を備えています。
- 本市が所管する公共施設、特に避難所となる小中学校等及び公民館において、施設整備を進めています。
- 災害時には、施設内の利用者及び職員の安全を確保する必要があるとともに、各施設が災害応急対策の拠点にもなることから、平常時から定期的に各施設の設備を点検・整備しています。
- 道路及び橋りょうは、単に交通機能のみにとどまらず、災害時には避難、救援、消防活動等に重要な役割を果たす他、多様な機能を有していることから、防災面に配慮した整備に努めています。
- 公共施設については、指定管理者による管理施設が増えています。

《課題》

- 避難所においては、避難行動要支援者等さまざまな避難者を考慮した施設整備が必要となっています。
- 災害時においてその機能が十分確保できるような道路、橋りょうの整備に努める他、特に幅員4メートル未満の狭あい道路については、災害時の避難、救命・救助活動又は消防活動等の支障となることから、改善が必要です。
- 災害時の救急活動や支援物資の運搬などが円滑に進むよう、広域幹線道路網の多重性を確保する必要があります。
- 指定管理者による管理施設について、災害時に備えた体制の強化が必要です。
- 大規模な停電や通信・情報システムの断絶に備え、早期復旧に向けた事業者との協力関係の構築が必要です。

《今後の取組みの方向》

1 予備施設の確保【市長室】

災害対策本部は市庁舎本館に設置されますが、災害により市庁舎本館に支障が生じた場合には平塚市美術館に災害対策本部を設置するため、予備施設においても災害対策本部設置を考慮して、通信等に必要な機能整備を進めます。

2 施設の整備及び点検【関係部局】

ユニバーサルデザイン化を進め、避難の安全性を確保するため、各種設備の定期的な点検・整備を行います。

- (1) 各施設は、次に掲げる設備等について、平常時から定期的に点検・整備を行い、必要なものは、計画的に修理、更新等を行います。

- ア エレベーター設備等
- イ 冷暖房設備
- ウ 受水槽
- エ 消防用設備等
- オ 発電設備

カ 放送・通信設備

- (2) 各施設は、施設の実情に応じて、施設等の点検・整備方法や応急修理・復旧等の対策について、あらかじめ実施する項目や担当者を決めるなど、施設の応急機能の確保について定めておきます。
- 3 電算機器類（コンピュータ等）の保全措置【企画政策部】
災害時に電算機器類が使用不可能になると、日常業務や復旧業務に多大な支障を来すおそれがあることから、予備電源設備の確保、さらに機器類（ハード）の応急対応等の保全措置を行います。また、電算管理されている各種データについても、定期的にバックアップを取り、保全措置を行います。
- 4 重要な行政資料等の安全管理体制の維持【総務部】
重要な行政資料や公印等については、事務執行に支障がないよう平常時から、安全管理体制の維持を図ります。
- 5 狭あい道路の改善【土木部】
災害時の避難、救命・救助活動又は消防活動等を円滑に実施するために、狭あい道路の解消に努めます。
- 6 交通基盤の強化【土木部】
災害時における救急活動や支援物資の運搬など、緊急時の輸送路が確保されるよう、国、県に対して広域幹線道路網の整備を要望していきます。
- 7 指定管理者施設の体制強化【関係部局】
指定管理者施設について、災害時の対応を円滑に実施するため、協定書の内容の点検・見直しを行います。
- 8 停電対策【関係部局】
大規模停電に備え、太陽光発電設備等の再生可能エネルギーシステムを含む自立・分散型エネルギーシステムの検討や発電機、及び蓄電池の整備に努めるとともに、事業者との協力体制を構築します。

【関係資料】

- 3－30 公共施設の使用目的等
3－35① 指定避難所一覧表
3－35② 指定緊急避難場所一覧表
3－35③ 公民館一覧表

第3節 河川改修等

《現状》

- 相模川水系では、国及び県により、想定し得る最大規模の降雨で河川が氾濫した場合を想定した新たな洪水浸水想定区域図を公表し、金目川水系でも県による新たな洪水浸水想定区域図を公表しました。
- 相模川水系の洪水浸水想定区域図では、堤防が決壊等した場合に、家屋が倒壊及び流出する等のおそれがある範囲を「家屋倒壊等氾濫想定区域」と定めており、この区域内での避難の際は、屋内での待避ではなく立ち退き避難が求められています。
- 国が管理する相模川水系について、「逃げ遅れゼロ」や「社会経済被害の最小化」を目標として、関係機関が連携して減災対策を進めるため、沿川の藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町、大磯町を含めた5市町、神奈川県、横浜地方気象台及び京浜河川事務所で「相模川大規模氾濫に関する減災対策専門部会」を組織し、「相模川の減災に係る取組方針」を定めています。
- 県が管理する河川についても、沿川の市町村、神奈川県及び横浜地方気象台で「神奈川県大規模氾濫減災協議会」を組織しています。
- 早期の河川改修整備に向けて、相模川は、沿岸の茅ヶ崎市、寒川町を含めて2市1町で組織する「相模川整備促進協議会」、鈴川は秦野市、伊勢原市を含めて3市で組織する「鈴川改修整備促進協議会」のほか、様々な機会を通じて管理者である国、県に対し要望しています。
- 洪水ハザードマップを改訂し、迅速な避難行動がとれるよう、洪水に対する知識の啓発に活用しています。
- 河川管理者、流域自治体、企業及び住民などが協働して流域全体で行う治水対策、いわゆる「流域治水」を計画的に推進するため、相模川流域治水協議会が令和2年に設立され、金目川流域においても金目川流域治水協議会が令和3年に設立されました。

《課題》

- 家屋倒壊等氾濫想定区域の住民に対し、立ち退き避難について周知する必要があります。
- 「相模川の減災に係る取組方針」に基づき、関係機関と連携して洪水対策を進めていく必要があります。
- 県が管理する河川については、関係機関と連携して減災対策を進めていくため、現状における取組みの状況や課題を整理し、取組方針を定める必要があります。
- 金目川及び鈴川は水源地より平野部までが急短で、上流域からの流出土砂も多く川底が周囲の地面より高くなりやすくなっているため、降雨による急激な増水に対応する必要があります。
- 河川内に土砂が堆積している箇所があり、川の水位を下げて安全に下流側へ流す必要があります。

《今後の取組みの方向》

1 洪水ハザードマップの周知【市長室】

相模川水系及び金目川水系における最大規模を想定した新たな洪水浸水想定区域図に基づき改訂した洪水ハザードマップの市民への周知を図るとともに、訓練等において活用を図ります。

2 家屋倒壊等氾濫想定区域における立ち退き避難の周知及び啓発【市長室】

家屋倒壊等氾濫想定区域の住民に対し、新たに作成する洪水ハザードマップを活用し、説

明会等を通して立ち退き避難の周知及び啓発を図ります。

3 相模川における取組方針に基づく洪水対策の実施【市長室】

「相模川の減災に係る取組方針」に基づき、河川管理者による堤防整備のほか、住民への情報伝達体制の強化、遅滞のない避難情報の発令及び水防体制の強化など、関係機関と連携して、ハード対策及びソフト対策を効果的に組み合わせて、洪水対策の着実な実施を図ります。

4 県が管理する河川における洪水対策実施のための取組方針の作成【市長室】

県が管理する河川については、神奈川県大規模氾濫減災協議会において、住民の円滑かつ迅速な避難や円滑な水防活動などを実現するための取組方針を関係機関と連携して作成し、洪水対策の着実な実施を図ります。

5 治水機能の向上【土木部】

都市の安全性を確保するため、親水機能にも配慮しながら、河川改修等による治水機能の向上を管理者である国、県に対して引き続き要望します。

6 堤防整備等の要望【土木部】

相模川及び金目川水系における堤防整備及び河床浚渫について、管理者である国、県に対して引き続き要望します。

7 相模川水系及び金目川水系の流域治水対策の推進【土木部】

各水系の関係者が一体となって、河床掘削、護岸整備や雨水排水施設の整備等による流域治水を推進します。

【関係資料】

10－1 市域における河川

第4節 雨水排水対策

《現状》

- 過去の浸水実績や内水ハザードマップで浸水が予測される地区などについて、浸水被害の軽減を図るため、平塚市総合浸水対策基本計画を策定し、浸水対策を進めています。
- 本市の下水道整備事業は、1時間に51ミリメートルの降雨に対する整備を進めてきましたが、気候変動により近年頻発する集中豪雨はそれを上回る降雨となっており、床上浸水や緊急輸送道路等の通行止が発生しています。
- 台風や集中豪雨時に備え、市内10か所のポンプ場の適切な稼動により、浸水による被害を最小限にするように努めています。
- 内水氾濫による浸水被害に備え、浸水が予想される区域を示した内水ハザードマップを作成し、市民周知を図っています。

《課題》

- 平塚市総合浸水対策基本計画の重点対策地区について、既往最大降雨を対象とした浸水対策を進める必要があります。また、雨水排水施設が未整備の箇所についても、整備を行う必要があります。
- 既存施設の機能が十分に発揮されるよう、雨水桝や道路側溝のごみ詰まりの解消といった、日常の維持管理を積極的に行っていく必要があります。
- 内水ハザードマップの周知を図るとともに、市民が自ら行う自助対策の支援が必要です。

《今後の取組みの方向》

- 1 総合浸水対策基本計画による整備【土木部】
浸水被害が発生している地区について、地域の特性に合った効果的な対策を進めます。また、雨水排水施設が未整備の箇所について、浸水状況を確認して整備を進めます。
- 2 施設の整備【土木部、産業振興部】
既設下水道施設や水路及びその附帯施設のうち、閉塞、破損等のあるものについては掃除、しゅんせつ及び修繕を行い、災害時にその能力を最大限に発揮できるよう努めます。また、マンホール等の蓋の浮上、飛散防止の対策に努めます。
- 3 水利組合との連携【産業振興部】
水利組合と連携を強化し、治水機能の向上や農地から流入する雨水への対策を講じます。また、出水期前に雨水桝や道路側溝のごみを撤去し、道路冠水の予防に努めます。
- 4 道路冠水対策【土木部】
出水期前に雨水桝や道路側溝のごみを撤去し、道路冠水の予防に努めます。
- 5 自助対策の支援【土木部】
台風や集中豪雨時における宅内への雨水流入対策として、簡易止水板等購入費補助事業の実施及び市民による土のうの設置を支援するため「土のうステーション」の整備を進めます。
- 6 内水ハザードマップの周知【市長室、土木部】
内水ハザードマップの市民への周知を図るとともに、訓練等において活用を図ります。

第5節 高潮対策

《現状》

- 国道134号は海拔が8メートル程度あり、防潮堤の役目を果たしています。
- 平塚漁港付近に防潮扉を7か所設置しています。また、防潮扉の自動開閉化により、高潮発生時の迅速な閉鎖が可能となっています。
- 高潮による被害を受ける可能性のある海岸部（国道134号以南）及び相模川、金目川河口周辺に住居系の土地利用がされている箇所があります。
- 相模灘沿岸高潮浸水想定区域に基づき、高潮ハザードマップを作成し、迅速な避難行動がとれるように、高潮に対する知識の啓発に活用しています。

《課題》

- 相模川には、高潮堤防未整備地域があり、一部地域では河川逆流による浸水の可能性があります。
- 浸水想定区域内に居住する住民等に高潮に関する知識啓発を実施する必要があります。
- 高潮氾濫発生情報の伝達体制の強化が必要とされています。
- 大浜地区への高潮対策として、防潮機能の確保が必要とされます。
- 高潮逆流時、河川に係留されている船舶や不法工作物による堤防破壊等が懸念されます。

《今後の取組みの方向》

1 訓練の充実【市長室】

堤防未整備地域の住民に対する、高潮に対する知識の普及や避難行動の意識の高揚を図るため、訓練の充実に努めます。

2 高潮ハザードマップの周知【市長室】

県が公表する高潮浸水想定図に基づき高潮ハザードマップを活用し、市民への周知に努めます。

3 大浜地区への高潮対策【産業振興部、都市整備部】

大浜地区への高潮対策として、新港における防潮堤の拡充や基盤整備等の必要性を検証し、防潮機能の確保に努めます。

4 係留船舶等対策【都市整備部】

河川に係留されている船舶や不法工作物による浸水被害の拡大を防止するため、国・県と連携し、船舶所有者等に対し適切な管理を促進します。

【関係資料】

12－7 気象・高潮・洪水・波浪に関する警報、注意報の伝達系統

第6節 土砂災害対策

《現状》

- 本市北西部及び西部地域には丘陵地があるため、豪雨等による崩壊の危険性のある崖が多くあります。
- 本市における県指定急傾斜地崩壊危険区域
急傾斜地法及びその指定基準に基づき、県知事が指定した本市における急傾斜地崩壊危険区域は8か所となっています。
- 山地災害危険地区
県が平成20年3月31日に発表した山地災害危険地区は9か所となっています。
- 土砂災害警戒区域等
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は、発生原因となる自然現象で分類すると、急傾斜地の崩壊は95区域（他市町との重複箇所含む）、土石流は19区域となっています。
- FM湘南ナパサを活用した防災番組や、広報紙、啓発チラシ等の配布を通じて、土砂災害対策に関する啓発を実施しています。
- 土砂災害警戒情報の発表等、土砂災害発生のおそれがある場合に、土砂災害危険箇所内要配慮者施設等への避難指示等の情報伝達を行っています。
- 土砂災害ハザードマップを作成し、円滑な避難のため、訓練の実施、土砂災害に対する知識の啓発に活用しています。
- 農業用ため池が、大雨などの災害により万が一決壊した場合の浸水想定区域を掲載したため池ハザードマップを作成しました。

《課題》

- 神奈川県指定の急傾斜地崩壊危険区域においては、急傾斜地法による崩壊対策工事等の対策を進める必要があります。
- 土砂災害が発生するおそれがある土地の区域については、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定を進め、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の許可制及び既存住宅の移転促進等の対策を進める必要があります。
- 大雨による崖崩れや土石流等の土砂災害に備え、急傾斜地崩壊危険箇所や土石流危険渓流等の土砂災害危険箇所及び避難場所等の周知徹底が必要です。
- 土砂災害による被害の防止策のひとつとして、土砂災害警戒避難に関わる前兆現象情報の活用についての検討が必要です。

《今後の取組みの方向》

- 1 地域等の被害が想定される区域など、災害に関する情報の周知【市長室】
地域等の被害が想定される区域など、災害に関する情報を周知するとともに危険箇所の工事を計画的に進める神奈川県と連携します。さらに、指定された土砂災害警戒区域等については、周知を図るとともに、警戒避難体制の整備を進めています。
- 2 急傾斜地崩壊危険区域等における予防対策【市長室】
県指定の急傾斜地崩壊危険区域における土砂災害の予防対策について、県と協調して実施します。
- 3 土砂災害警戒区域等における予防対策【市長室】
 - (1) 崖崩れによる人的被害を未然に防止するため、該当区域の住民に対し、崖崩れ災害予防及び応急対策等の知識について周知、徹底します。

- (2) 避難を円滑に行うため、避難場所、避難経路の設定等を行うよう、関係住民及び自治会等に対し周知、徹底します。
- (3) 警戒区域内の高齢者、障がい者等の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設（要配慮者利用施設）に対して、円滑な避難が行われるよう、土砂災害に関する情報、予報、警報及び避難情報の伝達方法を定めます。
- (4) 土砂災害ハザードマップを活用し、避難経路の検討や救助を含めた訓練等を通じて、警戒区域における円滑な警戒避難体制の確保を図ります。
- (5) 土砂災害特別警戒区域においては、県と市の役割分担に応じて建築物の構造規制、特定の開発に対する許可制若しくは既存建築物の移転勧告等の対策を行います。
- (6) 土砂災害警戒区域以外の危険な場所についても必要に応じて調査等を行い、その実態把握に努めるとともに、必要に応じて、県指定の急傾斜地崩壊危険区域における予防対策に準じ、関係住民に対し避難に関する必要な予防措置を行います。
- 4 土砂災害防止パトロールの実施【市長室、土木部、消防署】
土砂災害のおそれがある箇所の把握に努め、必要に応じて点検・パトロール等を行います。また、土砂災害防止月間に、急傾斜地崩壊危険区域のパトロールを県と合同で実施します。
- 5 土石流危険渓流における対策【市長室】
土石流による被害の軽減を図るため、該当区域の市民へ避難対策等の周知、徹底を図るとともに、県と協調して災害発生の未然防止対策の推進に努めます。
- 6 山地災害危険地区における対策【産業振興部】
県指定の山腹崩壊危険地区及び崩壊土砂流出危険地区における山地災害の未然防止を図るため、関係者へ危険性の周知を行います。また、必要に応じて県と連携して治山事業の推進を実施します。
- 7 土地や家屋の所有者等に対する指導、啓発【市長室、まちづくり政策部】
 - (1) 台風や集中豪雨時に斜面崩壊の危険が予測されるような土地や家屋を所有する者に対しては、崖崩れ等を誘発するような危険行為を行わないよう、また自ら常に崖地を観察し危険箇所を点検することの指導、啓発を行います。
 - (2) 必要と判断される場合は、急傾斜地崩壊危険箇所について、その所有者、管理者、占有者に対し、擁壁等の必要な防災工事を施すなどの改善措置をとることを指導します。
 - (3) 急傾斜地法は、建築基準法（昭和25年法律第201号）と関連していることから、建築基準法に基づく建築確認申請の機会等をとらえ法律遵守の啓発を行います。
- 8 要配慮者利用施設に対する対策【市長室】
地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練、その他の措置に関する計画の作成と報告及び避難訓練の実施と報告が義務付けられており、市は、計画の作成及び避難訓練を実施するよう支援します。
また、土砂災害防止対策について、施設管理者へ指導を行うとともに県と協力して急傾斜地法に基づく災害防止工事を推進します。
- 9 土砂災害警戒区域等の指定【市長室】
土砂災害警戒区域等の指定について、県と連携して推進します。
- 10 前兆現象による避難情報の伝達、周知【市長室】
 - (1) 土砂災害警戒区域等の住民については、土砂災害の前兆現象を察知し、早期に自主避難するよう、チラシ配布等により啓発するとともに、周辺住民に対する避難情報の伝達、周知に努めます。
 - (2) 国は天然ダムや火山噴火による土石流等大規模な土砂災害が急迫している場合に、また、県は地すべりによる大規模な土砂災害が急迫している場合に、緊急調査を実施して、被害の

想定される土地の区域・時期に関する土砂災害緊急情報を提供し、市はその情報を基に必要なに応じて避難情報を発令します。

- 11 ため池ハザードマップの周知【市長室、産業振興部】
ため池ハザードマップを活用し、ため池の堤防決壊時の危険性の周知に努めます。

【関係資料】

- 10－8 土砂災害防止法上における要配慮者利用施設
12－3①土砂災害警戒区域一覧表（急傾斜地）
12－3②土砂災害警戒区域一覧表（土石流）
12－4 急傾斜地崩壊危険区域一覧表
12－5 山地災害危険地区一覧表

第7節 造成地の災害防止

《現状》

- 開発行為を行う者に対して、当該行為等に起因する災害の発生を防止し又は軽減するための的確な指示、指導を行っています。

《課題》

- 急傾斜地等における造成地では、造成中に崖崩れ等の災害が発生するおそれがあり、そのような造成地に対して、安全性の確保に向けた指導を強化する必要があります。

《今後の取組みの方向》

1 造成中の巡回、指導【まちづくり政策部】

急傾斜地等における造成地では、造成中の災害防止のため、定期的な巡回を行い、必要に応じて安全性の確保に向けた指導をするよう努めます。

2 宅地造成工事規制区域や造成宅地防災区域の指定【まちづくり政策部】

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域の指定については、県と庁内関係課と連携して取り組みます。

第8節 建築物等の安全確保対策

《現状》

- 台風や強風による屋根や外装など家屋の損壊や落下物による被害が見られます。

《課題》

- 台風や強風による家屋の損壊や落下物による被害を最小限にするため、平常時から建築物の安全点検に努める必要があります。

《今後の取組みの方向》

1 住民意識の高揚、啓発【市長室】

防災訓練等の中で、建築物の安全点検に関する住民意識の高揚、啓発に努めます。

2 看板等落下物の防止【まちづくり政策部】

災害発生時における落下物による人的被害を防止するため、看板類の落下防止策の強化に努めます。

第9節 危険物施設等の安全対策

《現状》

- 本市の危険物製造所等に対し、安全管理や施設の維持管理及び保安教育等の行政指導の強化を図り、公共の安全の維持に努めています。

《課題》

- 危険物及び高圧ガスの貯蔵・取扱施設は、取扱物質の性格上周囲に及ぼす影響が非常に大きいところから、災害防止策の強化が求められています。

《今後の取組みの方向》

1 危険物施設関係者等との連携【消防本部】

消防法（昭和23年法律第186号）に基づく危険物の規制に関する政令、規則、告示、運用指針等による他、総務省消防庁、県くらし安全防災局防災部消防保安課及び県下各消防本部等と連絡協調し、市内における危険物施設関係者及び危険物安全協会等との緊密な災害予防体制を整え、規制業務等の円滑な推進を図ります。

【関係資料】

6－7① 化学消防力の整備状況一覧表

6－7② 化学消火薬剤備蓄状況一覧表

第10節 ライフラインの安全対策

《現状》

- 県企業庁では、台風等による電力の供給が停止することもあるため、停電に備え、浄水場では受電施設の複数系統化や自家発電装置の整備を進め、災害用指定配水池（平塚配水池等）による飲料水の確保を図っています。
- 東京電力パワーグリッド㈱は、災害に強い電力設備づくりとして、送電系統の多重ネットワーク化を進めています。
- 都市ガスについて、東京ガスネットワーク㈱は、緊急遮断装置の設置並びに遠隔監視及び操作のための通信設備の整備などの対策を進めています。
また、液化石油ガス（LPGガス）についても、ガス放出防止器及びS型メータ等の設置推進などを図り、安全対策を進めています。
- 東日本電信電話㈱では、中継ケーブルの複数ルート分散、災害対策機器類の配備等を行っています。また、災害発生により著しく通信の輻輳が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル「171」等を速やかに提供します。提供条件は、テレビ、ラジオ等で知らせることとしています。
- 携帯電話各社では、災害時には災害用伝言板を提供することとなっています。

《課題》

- 市民生活に欠かすことの出来ないライフライン施設では、災害時にもその機能が確保できるよう、施設の安全性の一層の向上を図る必要があります。

《今後の取組みの方向》

1 施設の安全性の確保【各事業者】

上水道、電気、ガス、通信サービス施設については、それぞれの事業者において、浸水防止対策等、風水害に対する安全性の確保を図るとともに、安全強化対策をさらに推進します。

2 停電対策【電気事業者、関係各課】

市、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた相互の連携の拡大に努めます。

[風 水 害]

第 3 章

平 常 時 の 対 策

第1節 災害時情報の収集・提供体制

《現状》

- 市防災行政無線（固定系）、MCA無線、県防災行政通信網、消防用無線、県災害情報管理システム、Lアラート（災害情報共有システム）の他、携帯電話やFM湘南ナパサ及び湘南ケーブルネットワークでの緊急放送システムを活用し、情報の収集及び提供体制ができています。

1 市防災行政無線（固定系）

市防災行政無線（固定系）は、災害対策放送室の基地局から市内全域に屋外拡声放送ができる装置を持ち、その速報性は緊急放送等の広報媒体として効果的です。また、各受信所における個別やグループ放送も可能となっています。無線局については、「平塚市防災行政無線局管理運用規程」等に基づき、管理及び運用を行っています。

なお、受信所のほか災害発生時の補完的措置として、防災行政無線の情報を受信するラジオや戸別受信機（以下、「防災ラジオ等」という。）を自主防災組織、公共施設等に配置し、災害情報伝達体制の充実を図っているほか、防災行政無線と連動した一斉情報配信システムを運用することで、迅速な情報提供の体制を整備しています。

2 MCA無線

移動局と基地局、又は移動局同士を移動無線センターの中継局を介して接続するシステムで、移動無線センターでは非常用発電機を備えた堅牢な中継局を全国で運用しているため、自動的に空きチャンネルを割り当てて、混信の無いクリアな音質の通信を提供しています。

3 県防災行政通信網

県防災行政通信網は、災害時における通信手段確保のため、県機関、市町村、関係機関等を結ぶものとして設置され、気象情報、災害情報等の受伝達に利用されています。固定電話に加えてスマートフォン型端末を使用し、映像伝達機能やウェブ会議が使用可能となっています。また、平常時は、各機関相互の通信手段として活用できます。

4 消防用無線

あらゆる情報の受伝達を敏速かつ的確に処理するため、消防救急デジタル無線を導入するとともに、消防指令システムとの連携を強化し、消防救急業務の高度化を実現しています。

また、消防団については、各分団の消防車両に消防用無線の受令機を設置するほか、デジタル簡易無線機を配備し、消防団の安全確保と効果的な活用に使役しています。

5 県災害情報管理システム

市町村や県の各機関等をオンラインネットワークで結び、災害発生時には、市町村等が把握した被害情報を、災害発生当初の速報からその後の詳細な内容まで、リアルタイムで県災害対策本部をはじめ他の防災関係機関で情報共有するためのシステムです。

6 Lアラート（災害情報共有システム）

放送事業者及び通信事業者等のテレビやラジオ、ウェブサイトなどを通じて迅速な避難情報の伝達を行います。

7 その他の通信設備等

(1) 衛星携帯電話

災害時には電話、携帯電話等は地上の中継設備等に被害が発生し、通話できなくなることも考えられるため、衛星携帯電話を導入し、通信の確保を図っています。

す。

(2) 緊急電話放送システム（緊急割込み放送）

市民に対する災害応急対策情報の迅速な伝達は、防災活動の円滑化及び民心の安定の上からも重要です。このため、防災行政無線（固定系）に加え、㈱湘南平塚コミュニティ放送と締結した「広報活動の協力に関する協定書」に基づき、平成7年3月にFM放送局に設置した設備により、「FM湘南ナパサ」を通じて、緊急割込み放送を行います。

(3) ほっとメールひらつか

市民に対する災害情報の提供のため、湘南ケーブルネットワーク㈱との協定に基づき、ケーブルテレビ「SCN」を通じてテロップと登録者へのメールを送出し、災害情報の伝達を行います。

（テロップ送出内容）

- ア 災害情報（崖・山崩れ、落雷、ガス漏れ、水道破裂）
- イ 避難情報（警戒レベル3：高齢者等避難、
警戒レベル4：避難指示、
警戒レベル5：緊急安全確保）
- ウ 気象情報（警報、特別警報）
- エ 土砂災害警戒情報
- オ 火山情報

(4) 防災ラジオとテレフォンガイド

防災行政無線で放送した内容は、自治会や公共施設に個別に配付している防災ラジオで自動受信する他、テレフォンガイドで確認することができます。

(5) 緊急速報メール、SNS

緊急速報メール、SNS等を通じた災害情報の伝達を行います。

- 災害情報収集のため、タクシー協会等と災害時の協力に関する協定を締結しています。
- 国土交通省や県から発表される河川水位情報により、消防団と連携して、河川巡視による情報収集を行っています。
- 国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所では、雨量、水位情報の提供に加え、相模川流域に河川監視カメラを設置して、リアルタイムでの河川映像情報を提供しています。また、洪水時に住民の主体的な避難を促進するため、緊急速報メールを活用した、洪水情報の配信を行っています。
- 神奈川県では、雨量、水位情報の提供に加え、金目川水系に河川監視カメラを設置して、リアルタイムでの河川映像情報を提供しています。
- 情報通信分野におけるデジタル技術の革新が進む中、情報収集や救出・救助、被災者支援など、災害対応のあらゆる場面で、AIやデジタル技術を活用し、災害対策の高度化を促進する、防災におけるDXの推進が必要となっています。

《課題》

- 情報収集及び伝達に必要不可欠となる通信設備等の機能確保及び整備拡充を図るとともに、通信体制の強化を推進する必要があります。
- 防災行政無線（固定系）は、家屋の高気密化や中高層建築物の増加等、住環境の変化によって生じた難聴箇所への情報伝達対策が必要です。
- 市民への情報伝達体制を強化するため、防災ラジオを自治会や公共施設だけでなく、市内全域に普及していく必要があります。

- 停電や通信規制時における各部所管施設等との連絡体制の確立が必要です。
- 緊急速報メールやＳＮＳ等、様々なツールを使った情報発信の効率化が必要です。
- 外国籍市民等への情報提供の確保や支援が必要です。
- 災害の発生状況を地理空間情報や各種デジタル技術を活用し市民へ発信する体制整備が必要です。
- 本市域を流れる相模川及び金目川水系や水路、道路における監視カメラ映像、水位センサー、水位計等、デジタル技術を活用した情報収集体制の充実の検討が必要です。

《今後の取組みの方向》

- 1 庁内情報共有体制の確立【市長室、企画政策部】
災害対応時に庁内ネットワークや神奈川県災害情報管理システムを活用できるよう職員の対応力強化を図ります。
- 2 情報提供体制の効率化【市長室、関係部局】
様々なツールを活用した情報発信により、市民への情報提供体制の強化を図るとともに、一斉情報配信システムによる迅速な情報伝達を継続して実施します。
- 3 ウェブサイト等を活用した情報提供【市長室、関係部局】
本市ホームページを充実するとともに、スマートフォンの普及に応じた登録制メールやＳＮＳによる情報配信、テレフォンガイドといった補完する情報ツールが多岐にわたり整備していることから、これらの周知も行います。
- 4 県防災行政通信網の活用【市長室】
県防災行政通信網は、有線系・衛星系の２系統で構成されており、災害時においても信頼性の高い通信手段であり、情報収集提供に積極的に活用するとともに、訓練等によって有効性等を検証します。
- 5 安否情報システムの利用【市長室】
災害時において安否情報の収集、整理等の処理を効率的に行うことができる、消防庁の安否情報システムの利用について検討します。
- 6 防災行政無線（固定系）の活用【市長室】
防災行政無線（固定系）を活用した市民への情報伝達体制の強化を図ります。また、難聴箇所の把握に努め、スピーカーの高性能化や配置の見直しを実施します。合わせて、登録制メールやＳＮＳ、テレフォンガイド等、補完する情報ツールの周知に努めます。
- 7 防災ラジオの継続【市長室】
災害情報をより確実に伝達するため、市内全域を対象として、防災ラジオの有償配付を継続実施します。
- 8 各部所管施設との連絡体制の確立【企画政策部、市長室、教育委員会、関係部局】
停電や通信規制時に、近隣の避難所等の無線機を活用した情報受伝達等、所管部との連絡体制を確立します。
- 9 情報の多言語化【市長室、市民部】
外国籍市民等へ情報伝達するため、「FM湘南ナパサ」での多言語放送や、ホームページ、ハザードマップ等の多言語表記の拡充を進めます。
- 10 雨量、水位情報提供の充実【市長室】
本市ホームページにおける相模川及び金目川水系での河川監視カメラ映像等、雨量、水位情報提供の充実に努めます。

【関係資料】

2－5 平塚市防災行政無線局管理運用規程

- 2－6 平塚市防災行政無線局(固定局)運用規程
- 2－7 防災用デジタルMCA無線配置先
- 2－8 通信連絡系統図
- 2－9 平塚市防災行政無線(固定系)
- 2－10 防災用デジタルMCA無線
- 2－11 神奈川県防災行政通信網
- 2－12 消防用無線
- 2－13 平塚市防災行政無線の運用
- 8－2 応急活動等に関する協定の内容一覧表

第2節 災害対策本部等組織体制

《現状》

- 風水害に対する組織体制については、災害対策本部設置に至るまでの事前体制の確立、本市における気象情報や被害状況等から組織体制のマニュアル化等、防災組織体制の充実を図っています。
- 災害対策本部は市庁舎本館に設置します。
- 地球温暖化等の影響から、局地的な短時間強雨の発生回数が増加し、初動対応が重要となっています。
- 本市に特化した気象情報（予報）や本市域内の災害情報を収集するとともに、風水害に対する組織体制内の情報共有を図り、局地的な短時間強雨に対する初動体制を強化するため、防災気象情報システムを導入しています。
- 災害時に市の各部課の機能が最短の期間で復旧し、平常業務を継続し、市民の日常生活や様々な社会経済活動に対して支障をきたす事の無いよう、「平塚市業務継続計画（BCP）地震対策編」を策定していますが、風水害に対する業務継続の考え方に適用できるため、風水害対策にも準用しています。

《課題》

- 時間的経過や様々な状況の変化に対応した災害対策本部等の運営訓練や一般職員の参集訓練を実施し、災害発生時の災害対策本部等の運営が円滑に進められるよう努める必要があります。
- 局地的な短時間強雨発生回数の増加に伴い、風水害に対する組織体制の中でも、特に初動体制の強化が必要です。

《今後の取組みの方向》

- 1 災害対策本部設置前における分担業務の実施【関係部局】
災害対策本部設置前に、災害対応が必要となった場合、各部は災害対策本部の分担業務を実施します。
- 2 初動体制の確保【市長室】
消防本部との連携を強化する等、24時間体制で災害発生時に速やかに初動体制がとれるよう努めます。
- 3 予備施設の整備【市長室】
災害対策本部室が被災した場合を想定して、代替施設である平塚市美術館に情報収集伝達に対応する通信回線等対策機能の整備を進めます。
- 4 専門的な機関等の機能活用【市長室】
大規模災害時には、迅速かつ的確な対応が求められることから、必要に応じて、専門的な機関等が有する機能の活用について検討します。
- 5 災害対応マニュアルの見直し【関係部局】
災害発生時において、職員が迅速かつ確実に災害応急活動が実施できるように、災害対応マニュアルは、訓練等を踏まえて検証し、見直します。

【関係資料】

- 1－4 平塚市災害対策本部条例
- 1－5 平塚市災害対策本部要綱

- 1－5① 平塚市災害対策本部組織
- 1－5② 平塚市災害対策本部分担業務
- 1－5③ 平塚市災害対策本部員
- 1－5④ 平塚市災害対策本部配備体制
- 1－6 平塚市地域防災計画に関する職員動員・配備体制等の取扱い細則

第3節 救急・救助活動体制

《現状》

- 救急・救助活動は、災害対策本部長（市長）の指揮の下に、消防本部が中核となり、被災の状況によっては、消防、警察の広域応援や自衛隊、海上保安庁の協力を得ながら実施します。
- 大磯町及び二宮町と消防指令センターを共同運用し、災害情報を一元管理することで、災害時の対応の迅速化を図っています。

《課題》

- 救急・救助活動が円滑かつ迅速に行われるよう、常備消防と消防団の施設、設備の整備の充実が必要です。

《今後の取組みの方向》

1 消防力の強化【消防本部】

常備消防及び消防団の消防活動体制を整備、強化し、被害の軽減を図ります。

(1) 署所の整備

災害の予防と被害の軽減を図るため、署所の適正な整備、配置に努め、消防体制及び出動体制の充実、強化を図ります。

(2) 特殊車両の整備

一般建築物の他、中高層建築物又は危険物施設等の災害に対処するため、はしご車等の特殊車両を整備するとともに、計画的な消防車両の更新を図ります。

2 消防団の強化【消防本部】

常備消防と一体となって活動する消防団に教育及び訓練を行うとともに、消防施設、機械器具及び資材等の整備強化に努めます。

3 消防隊等の効率的運用【消防本部】

災害情報を迅速、的確に処理し、適正な災害活動を行うため、消防隊への指令管制は高機能消防指令システムにより効率的な部隊運用をしています。風水害時の同時多発する災害事案に対応するため、別に定める平塚市警防規程（以下「警防規程」という。）に基づき、消防隊等の効率的運用を図ります。

4 消防応援受援体制の整備【消防本部】

大規模災害時には本市の保有する消防力では対応できないことも想定されます。このため、県下消防相互応援協定や緊急消防援助隊等の応援を受けた場合の受援体制を警防規程に基づき整備し、応援部隊の効率的運用を図ります。

【関係資料】

6－5 消防ポンプ自動車等の整備状況一覧表

6－7 消防団の車両及び小型動力ポンプの整備状況

8－4 相互応援に関する協定の内容一覧表

第4節 県警察・第三管区海上保安本部の取組み

《現状》

- 県警察は、災害が発生した場合には、県警察の総力を挙げて人命の安全を第一とする各種応急対策を迅速かつ的確に実施します。
また、被災地における治安維持を図るため、警備体制の整備、装備資機材の充実等の施策を推進し、初動体制の強化を図っています。
- 第三管区海上保安本部は、災害が発生した場合には、人命の救助・救急活動、排出油等の防除活動、海上交通の安全確保、避難対策、救援物資の輸送活動、社会秩序の維持、船舶等への情報提供、二次災害の防止等にあたります。

《課題》

- 大規模災害が発生した場合における避難措置、救出救助活動、緊急交通路確保活動等の応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、情報収集用資機材、救出救助用資機材等を更に充実していく必要があります。

《今後の取組みの方向》

1 県警察の取組み【県警察】

県警察は、各種の応急対策に必要な装備資機材の整備、災害警備訓練の実施、防災関係機関との連携の強化等の推進を図り、警備体制を一層強化します。

2 第三管区海上保安本部の取組み【第三管区海上保安本部】

第三管区海上保安本部は、災害応急活動において、海・陸・空の関係機関との連携を図ります。

【関係資料】

5－7 平塚警察署警備対策

第5節 避難対策

《現状》

- 台風や集中豪雨時に備え、小中学校等を指定避難所（54か所）として指定しています。
指定避難所とは、災害により自宅へ戻れなくなった居住者等が一時的に滞在する施設です。
指定避難所は、一時的に避難する指定緊急避難場所としても利用します。
指定緊急避難場所とは、居住者等が災害から命を守るために緊急的に避難する施設又は場所、80か所を指定緊急避難場所として指定しています。
- 避難所の開設までに至らない局所的な災害時や、自主避難の申し出があった場合には、受入施設として、市内の公民館を必要に応じて開設します。
- 指定避難所等で生活することが困難な避難者を受入れるため、市所有の介護・福祉施設4か所、また、協定締結による県立の特別支援学校4か所を福祉避難所として必要に応じて開設します。
- 災害により鉄道や路線バスなどの公共交通機関の運行が停止した場合の帰宅困難者が発生したときのために、JR平塚駅周辺に市が協定締結した民間ビルなど4か所のほか県が指定する県有施設2か所を帰宅困難者一時滞在施設として必要に応じて開設します。
- 近年多発する土砂災害をはじめとした風水害による人的被害を事前に防ぐため、避難情報判断・伝達マニュアルに基づき、河川水位や降雨量等の数値的な判断基準やその他の気象情報及び関係機関からの情報等を総合的に判断し、避難情報の早期発令と確実な伝達に努めています。
- 避難情報発令に当たっては、行政境の対応等、行政間の情報連携が重要であることから、相模川流域の8市町において、相模川水害情報連絡協議会を組織し、相互に情報を共有しています。
- 相模川及び金目川水系の河川について、市及び関係機関が行う対策や連絡体制などの水害対応を時系列で整理した風水害タイムラインを作成し、円滑な災害対応と遅滞のない避難情報の発令に努めています。
- 水害・土砂災害について、市が発令する避難情報と国、都道府県が出す防災気象情報を警戒レベル1～5の5段階に分けることで、避難をするタイミングや身の安全を守るために住民がとるべき行動を明確化します。
- 近年、台風や集中豪雨により、全国的には毎年多数の土砂災害が発生し、多くの人命が失われています。
- 避難所開設時の円滑な運営のため、平常時に施設管理者及び自主防災組織と避難所運営委員会を開催し、避難所運営マニュアルの点検等を行っています。
- 災害発生時、福祉避難所の開設・運営を円滑に行えるように、「福祉避難所開設・運営基本マニュアル」を作成しています。
- 大規模災害時において、避難所における傷病動物の保護、救護、及び治療等について（公社）神奈川県獣医師会中央支部と「災害時の動物救護活動に関する協定」を締結しています。

《課題》

- 住民の中には、避難情報を受けてもその情報を過小判断してしまい、安全な場所への避難が遅れるという傾向が見られます。
- 被害状況等により、指定された避難所への避難が困難な場合の避難方法を周知する必要があります。

- 竜巻の発生や内水氾濫など屋外へ出ることが危険な場合の避難行動として、屋内での待避等の安全確保措置について周知する必要があります。
- 道路冠水が発生している状況下での避難が困難な者等を支援するため、避難輸送についての検討が必要です。
- 全国各地で発生している土砂災害による被害を踏まえ、土砂災害に対する警戒避難体制の整備が必要となってきました。
- 定期的な避難所運営委員会の開催と避難所運営マニュアルの見直しを継続していく必要があります。
- 施設ごとの「福祉避難所運営マニュアル」について、研修や訓練をとおして実効性を高めていく必要があります。
- 避難情報に関するガイドラインを踏まえた、適切な避難対策を進める必要があります。
- 避難所では多くの避難者が生活するため、感染症が発生すると拡大し易いことから、感染症拡大防止対策を引き続き徹底していく必要があります。

《今後の取組みの方向》

1 率先避難意識の啓発、高揚【市長室】

「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難情報が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても気象庁等が出す警戒レベル相当情報等に十分に留意し、災害が発生する前に、自らの判断で自発的に避難するといった住民意識の啓発、高揚に努めます。

2 適切な防災行動の周知【市長室】

避難情報の意味、地域にどのようなリスクがあるのか、適切な防災行動などについて、住民等や要配慮者利用施設などの施設管理者等が理解し、適時・的確な避難行動がとれるように、ハザードマップを活用した訓練などを通じて周知に努めます。

3 指定された避難所以外への避難【市長室】

被害状況等により、指定された避難所への避難が困難な場合には、近隣の安全な避難所へ避難するよう平常時から周知します。

4 屋内での待避等の安全確保措置【市長室】

屋外を移動して避難所等へ避難するよりも屋内に留まる（上階への移動を含む。）方が安全な場合もあることから、自宅や近隣の建造物等の2階以上へ待避するなど、屋内での待避等の安全確保措置について平常時から周知します。

5 避難対策【消防本部】

道路冠水が発生している状況下での避難が困難な者等を救出するため、救命ゴムボート等による避難対策に努めます。

6 土砂災害に対する警戒避難体制の強化【市長室】

「土砂災害警戒避難ガイドライン」（国土交通省）や「土砂災害警戒避難体制の整備手順」（神奈川県）に基づき、マニュアルの整備等により、土砂災害に対する警戒避難体制の強化に努めます。

7 避難所運営委員会の開催と避難所運営マニュアルの見直し【教育委員会、公営事業部】

避難所運営委員会の定期的な開催を継続します。また、避難所運営マニュアルは、避難所が地域の支援拠点となることを認識のうえ、避難所運営委員以外の者でも避難所を立ち上げ、運営できるよう分かりやすく整備することに努め、女性や要配慮者の視点による避難所運営や、洪水を想定した上層階避難等必要な事項について、適宜見直しを実施します。

8 ペットとの同行避難【環境部、教育委員会、公営事業部】

ペットとの同行避難については、飼主による日頃からのしつけや予防接種等の健康管理、避難のためのケージやペットフード等の用意等飼主による平時からの備えや避難先のルールに基づく対応などについて普及啓発します。また、避難所におけるペットの扱いについ

ては、「避難所でのペット対策・受け入れマニュアル作成のガイドライン」等に沿い、避難所運営マニュアルへの反映を促進します。

9 福祉避難所運営マニュアルの実効性確保【福祉部】

施設管理者と連携して、研修や訓練を実施し、施設ごとの「福祉避難所運営マニュアル」の実効性を確保していきます。

10 避難所における感染症防止対策

【市長室、福祉部、健康・こども部、環境部、教育委員会、公営事業部】

避難所での感染防止に向けた取組や感染症患者が発生した場合の施設の消毒等を進めます。

また、避難所が過密状態になることによる感染症拡大を防ぐため、親戚や知人宅等、他の避難先も検討することを周知していきます。

【関係資料】

3-35① 指定避難所一覧表

3-35② 指定緊急避難場所一覧表

3-35③ 公民館一覧表

8-2 応急活動等に関する協定の内容一覧表

8-3 施設利用等に関する協定の内容一覧表

8-4 相互応援に関する協定の内容一覧表

第6節 帰宅困難者対策

《現状》

- 帰宅困難者に対しては、あらかじめ指定した帰宅困難者用一時滞在施設へ誘導します。
- 九都県市は、事業者・団体と徒歩帰宅者に対して水、トイレ、交通情報等の提供を行う災害時帰宅支援ステーションの協定を締結しています。

《課題》

- 帰宅困難者に対する情報の提供や家族等との安否確認に対する支援、帰宅困難者用一時滞在施設での受入れ、帰宅支援等の多岐にわたる対策が必要となります。
- 公共交通機関が停止している状況で、企業等から帰宅する人が駅周辺に滞留するため、企業等における帰宅困難者対策が必要となります。
- 帰宅困難者の発生に備え、帰宅困難者が発生しやすい駅周辺等に帰宅困難者用一時滞在施設を確保しておく必要があります。

《今後の取組みの方向》

1 帰宅困難者への情報提供【市長室】

平常時から、市ホームページ等を使って、飲料水やトイレ等施設、災害時帰宅支援ステーションの情報を提供します。また、家族等との安否確認については、災害時伝言ダイヤル等の周知に努めます。

2 企業等の帰宅困難者対策【各事業者】

社員や学生等が帰宅困難者にならないよう、「むやみに移動を開始しない」を基本原則とし、企業等は、災害時には社員等を保護すると共に、平常時から飲料水や食料、毛布等の備蓄に努めます。

また、社員や学生等の安否確認が取れるよう平常時から事前準備に努めます。

3 帰宅困難者用一時滞在施設の拡充【市長室】

J R平塚駅周辺等に滞留した帰宅困難者の一時滞在施設として、民間ビルとの協定締結の拡充を進めます。

【関係資料】

3-35⑤ 帰宅困難者用一時滞在施設一覧表

第7節 要配慮者等への対策

《現状》

- 災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、高齢者や障がい者等の避難行動要支援者の避難支援、安否確認その他の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置等（以下「避難支援等」という。）の基本的事項について定めた、避難行動要支援者避難支援指針を策定しています。
- 避難行動要支援者について避難支援等を実施するための基礎とする名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成しています。また、年に一度、避難行動要支援者名簿の情報を更新しています。
- 避難行動要支援者への対応は、避難行動要支援者避難支援指針に基づき自治会及び民生委員児童委員等が連携し、個別避難計画の作成に努めるとともに、特に優先度の高い者については、福祉専門職の参画を得て、作成を進めています。
- 小中学校等、避難所での生活が困難な高齢者や障がい者、医療的ケアが必要な者等の受入れ施設として、福祉避難所を指定するとともに、社会福祉施設等と二次的避難施設としての受入れに関する協定を締結しています。
- 災害時には、浸水想定区域や土砂災害警戒区域における要配慮者利用施設に対して、平塚市防災情報配信システムによるメール配信をすることで洪水予報や避難情報等を伝達し、円滑な避難の確保に努めています。
- 地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設等の管理者等は、それぞれの施設の設置目的を踏まえた施設ごとの規定（介護保険法等）や災害に対応するための災害ごとの規定（水防法等）に基づき、利用者の避難確保計画を含む非常災害計画等の作成と報告及び円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練の実施と報告が義務付けられています。
- 県が、大規模地震等の災害に備え、福祉関係団体等と連携して設置している神奈川県災害派遣福祉チーム（神奈川DWA T）の派遣等に係る体制を整備し、高齢者や障がい者などの要配慮者に対する福祉的な支援体制を構築しています。

《課題》

- 個別避難計画の作成は関係者等と連携しながら推進する必要があります。
- 福祉避難所等における運営体制の整備と運営協力者（手話通訳者やヘルパーなど）が必要です。
- 福祉避難所等への搬送協力について、事業者等の支援が必要です。
- 要配慮者利用施設における利用者の円滑な避難のために、避難情報等に基づく避難対策が必要です。
- 災害時における精神障がい者の緊急受入施設を確保する必要があります。
- 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を活用した避難支援等が必要です。
- 災害時に神奈川DWA Tの円滑な受入体制の整備が必要です。

《今後の取組みの方向》

1 避難行動要支援者の個別避難計画の作成促進【市長室、福祉部】

個別避難計画作成の対象となる避難行動要支援者の災害リスクや支援の必要性等から優先順位を検討して、自治会や民生委員児童委員等と連携して作成を促進します。

また、特に優先度の高い者については、福祉専門職の参画を得て、作成を進めていきます。

2 福祉避難所等における運営体制の整備と運営協力者の確保【市長室、福祉部】

手話通訳者、ヘルパー等、福祉避難所等における運営協力者の確保に関する協定の締結に努めるなど、運営体制の整備を進めます。

3 福祉避難所等への搬送協力の確保【市長室】

要配慮者の福祉避難所等への搬送協力について、共助による協力の他、事業者等との協定締結の拡充等、搬送体制の整備を進めます。

4 施設における要配慮者の安全確保対策【各事業者、関係部局】

要配慮者利用施設の施設管理者は、水害や土砂災害等災害リスクに応じた避難場所や避難経路等を定めた計画を作成し、市へ報告するとともに、避難訓練の実施等を通じて、利用者の迅速かつ円滑な避難体制を確保します。

また、市は、計画の作成を促進するため、県と連携して支援を行い、必要に応じて助言等を行います。

5 精神障がい者の緊急受入施設の指定【市長室】

災害時に精神障がい者を必要に応じて精神科病院等専門施設で受入れができるよう、協定の締結に努めます。

6 避難行動要支援者の把握【市長室、福祉部】

避難行動要支援者に該当する者を把握するために、要配慮者の情報の取得や集約に努めます。また、避難行動要支援者に該当する者のうち避難支援が必要な者が、避難行動要支援者名簿に漏れなく登録されるよう関係部局が連携して避難行動要支援者支援制度の周知に努めます。

7 避難行動要支援者名簿情報の提供【市長室、福祉部】

災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、自治会、民生委員児童委員、市社会福祉協議会、消防、県警察、高齢者よろず相談センターその他の避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、名簿情報を提供します。名簿情報の提供には、名簿に掲載された本人の同意が必要ですが、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、同意がない場合でも情報提供を行います。

名簿情報を提供するときは、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めます。

8 避難のための情報伝達等【市長室、福祉部】

要配慮者に対しては、情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、適切な情報伝達等に努めます。

9 避難支援者の安全確保【市長室、福祉部】

避難支援者が、地域の実情や災害に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、関係者へ周知する等、避難支援者の安全確保に十分に配慮します。

10 受援体制の構築【市長室、福祉部】

災害時、神奈川DWA Tの円滑な受入のため、訓練等により体制整備に努めます。

11 施設の安全確保【各事業者】

要配慮者利用施設等の施設管理者は、平常時から非常用電源等の防災設備の整備や点検、避難誘導の対応策の整備等の防災対策の実施に努めます。

【関係資料】

- 3－35⑥ 福祉避難所一覧
- 3－36 避難行動要支援者（要援護高齢者）緊急受入先施設一覧表
- 3－37 避難行動要支援者（障がい者）緊急受入先施設一覧表
- 8－2 応急活動等に関する協定の内容一覧表
- 8－3 施設利用等に関する協定の内容一覧表
- 10－7 水防法上における要配慮者利用施設
- 10－8 土砂災害防止法上における要配慮者利用施設

第8節 飲料水、食料及び生活必需物資等の供給対策

《現状》

- 市民へ3日から1週間分を目安として食料、日用品及び最小限の着替え、肌着、照明具、医薬品、マスク等の備蓄を呼びかけています。
- 飲料水については、ペットボトルによる現物備蓄を進めています。また、県企業庁が災害用に指定している災害用指定配水池（平塚配水池等）のほか、協定締結事業者、県または市が設置した非常用貯水タンク、市立小中学校等の耐震性プールから確保します。
- 市では、長期保存食の備蓄を進めています。
- 食料について、一定量又は一定品目以上の備蓄については、保存年数、季節性を考慮し、関係業者との調達協定による流通備蓄の拡大を図っています。
- 生活必需物資は、現在の備蓄の状況及び流通備蓄における協定の締結の推移等を考慮しながら順次計画的に備蓄の充実を図っています。
- トイレについては、仮設トイレ、携帯トイレ、簡易トイレ、マンホールトイレ等複数のタイプの備蓄をしています。
- 防災用資機材については、現在の整備状況及び各応急対策計画の具体的な整備の推移等を考慮しながら、順次計画的に整備を図っています。
- 食料、飲料水、生活必需用物資、防災用資機材を避難所等に現物備蓄するために、学校施設内倉庫及び学校敷地内に防災備蓄倉庫を整備し、備蓄しています。
- 災害発生時に、飲料を無償で提供を受けることができる災害救援型自動販売機を設置しています。

《課題》

- 食料及び生活必需物資等の備蓄については、避難生活が長期化した場合の時間的経過に伴う市民ニーズの変化等を考慮した備蓄に努める必要があります。
- 国や協定締結事業者等からの支援の遅れを考慮し、現物備蓄をする必要がありますが、現物による備蓄の拡大については、収納スペースの確保や消費期限等の課題があるため、備蓄品の特徴に合わせ、効果的に流通備蓄を併用する必要があります。
- トイレは、複数のタイプを備蓄する必要がありますが、避難所の良好なトイレ環境を早期に確保するためには、日常使用している水洗トイレに近い環境を迅速に確保できるマンホールトイレの拡充を進めていく必要があります。
- 要配慮者や食物アレルギー等に配慮した備蓄を進めていく必要があります。
- 災害時に物資等を適切に管理し、避難所へ円滑に供給できる体制の強化が必要です。

《今後の取組みの方向》

飲料水、食料、生活必需品等の備蓄等に当たっては、平常時の場合、次の基本的方向に沿って行うものとします。

1 市民のニーズを考慮した計画的な備蓄【市長室】

食料、生活必需品等の備蓄に当たっては、市民のニーズを考慮し、栄養バランス、食の多様化、品目の選定や必要数量の把握等を行うとともに、計画的にその整備を進めます。

2 現物備蓄の拡充【市長室】

発災初期における国や協定締結事業者等からの飲料水、食料及び生活必需物資等の支援の遅れを考慮し、スペースや消費期限等を踏まえ、現物による備蓄の拡充を図ります。

3 家庭内備蓄の普及啓発【市長室】

日常的に非常食を消費し、消費した分を買い足していく「家庭内循環備蓄方式（ローリング

ストック方式)」の普及啓発を行います。

4 備蓄の分散【市長室】

飲料水、食料、防災用資機材の備蓄等については、地理的、交通的な事情等を勘案し、市域内の適切な場所に適切な量を分散して備蓄します。

5 流通備蓄の拡大【市長室】

一定量又は一定品目以上の備蓄については、保存年数、季節性、市民のニーズ等を考慮し、また、夜間時等の対応や店舗の遍在性を考慮し、コンビニエンスストアや関係業者との調達協定による流通備蓄の拡大を図ります。

6 仮設トイレ等の供給協力に関する協定【市長室】

備蓄している災害用トイレ等に不足が生じた場合に備え、事業所等との協定締結に努めます。

7 マンホールトイレの拡充【市長室、都市整備部、学校教育部】

避難所の良好なトイレ環境を早期に確保するため、マンホールトイレの備蓄拡充、環境整備に努めます。

8 要配慮者や食物アレルギー等に対する配慮【市長室】

高齢者や障がい者等の要配慮者に配慮した備蓄を進めます。また、食料については特に食物アレルギーを有する者について十分な配慮をします。

9 災害救援型自動販売機の設置【施設管理者】

施設管理者は、自動販売機を設置する際には、災害救援型自動販売機の導入について検討し、設置事業者と災害時における飲料水等の供給にかかる協定の締結に努めます。

10 物流事業者との協定締結【市長室】

物資拠点の拡充を図るとともに、適切な物資の仕分けや保管等を行い、円滑な供給を行うため、物流事業者との協定締結に努めます。

【関係資料】

3－28 仮設トイレ等の整備状況一覧表

4－1 耐震性プール（鋼板プール）設置場所一覧表

4－2 耐震性非常用貯水タンク場所一覧表

4－3 非常用貯水タンク維持管理協定書

4－4 貯水量一覧表

4－6 食料、生活必需品、防災資機材等備蓄・装備状況一覧表

8－1 食料、生活必需物資、医薬品等に関する調達協定の内容一覧表

8－2 応急活動等に関する協定の内容一覧表

第9節 医療・救護・防疫対策

《現状》

- 災害時には市内に臨時救護所及び災害時地域医療機関を開設し、応急的に医療救護活動を実施します。
- 平塚市医師会及び平塚歯科医師会の協力により救護隊が編成されます。
- 医薬品については、関連業者と調達協定により流通備蓄している他、平塚中郡薬剤師会により、救護隊に対して医薬品等の供給が行われます。
- 臨時救護所設置場所には防災備蓄倉庫を設置し、発電機、無線機等を備蓄しています。
- 災害時の医療救護活動において中心的な役割を担う災害拠点病院として、平塚市民病院が位置付けられています。
- 県内外で発生した大規模な災害に対応するための専門的な訓練を受けた災害派遣医療チーム（神奈川DMAT）を編成する指定病院として、平塚市民病院が位置付けられています。
- 避難所での避難住民に対する健康管理、栄養指導等を医師、保健師等により実施します。
- AED（自動体外式除細動器）を搭載した自動販売機など、市内の公共施設等にAEDが設置されています。
- 防疫対策として、平塚市民病院が第二種感染症指定医療機関として指定されています。

《課題》

- 医療、救護対策については、初動体制の早期確立が重要であり、平塚市医師会、平塚歯科医師会及び平塚市赤十字奉仕団等への迅速な連絡等訓練の実施が必要です。
- 救急病院（平塚市民病院、平塚共済病院、済生会湘南平塚病院）の連携による効率的な医療救護体制の構築が必要です。
- 市民病院が、災害拠点病院としての機能を発揮できるよう医療体制の充実が必要です。
- 防疫活動においては、感染症の発生を予防するため、消毒等を実施する体制の確立が必要です。
- 平常時、平塚市休日・夜間急患診療所となっている災害時地域医療機関の実効性確保が必要です。

《今後の取組みの方向》

1 災害時医療体制の強化【市長室、健康・こども部、市民病院】

災害時の医療体制を市域における平時の救急医療体制と同様に、傷病の重症度に応じて災害拠点病院（平塚市民病院）、救急病院、その他の病院、災害時地域医療機関、臨時救護所、診療所で対応することにより効率的、効果的なものとします。

また、市内医療関係者の連携強化、対応力強化を目的とした訓練を実施します。

2 災害時地域医療機関における医療救護活動体制の強化【市長室、健康・こども部】

災害時地域医療機関は、診療機能、医療機器、医薬品等の体制が一定程度確保されていることから、ライフライン途絶時の診療機能の確保や救護隊の編成、訓練等を実施し、医療救護活動体制の強化を図ります。

3 看護要員の確保【市長室、健康・こども部】

災害時地域医療機関及び臨時救護所で対応にあたる看護要員の確保に努めます。

4 医療器材・医薬品確保体制の整備【市長室、健康・こども部】

「応急物資及び生活必需物資の調達に関する協定書（医薬品類）」等に基づく協定先との連絡体制の整備及び医薬品の在庫量の把握に努め、新たな協定の締結の推進とともに、医薬

品の備蓄について平塚市医師会及び平塚中郡薬剤師会の協力を得て、医薬品の確保体制の整備、充実に努めます。

5 救急病院間の連携体制の整備【市長室、健康・こども部、市民病院】

地震発生時における医療救護活動は、各救急病院の稼動状況をいち早く共有し、迅速に負傷者等を搬送することが重要です。このため、平常時から迅速な連携訓練を行います。

(1) 救急病院間の連絡体制等の整備

地震災害時における救急病院間のネットワーク化について事前協議を行い、災害時の連絡体制の整備に努めます。

(2) 県平塚保健福祉事務所との連絡体制等の整備

市は県平塚保健福祉事務所と救護活動内容及び連絡体制等について事前協議を行い、医療救護活動の連携体制等の強化に努めます。

(3) 人工透析患者等に対する医療体制の整備

県及び医療関係機関の協力を得て、人工透析患者等の災害時における医療の確保体制の整備に努めます。

6 災害拠点病院の医療体制の充実【市民病院】

災害時に災害拠点病院としての機能を発揮するため、災害対応施設の整備・維持とともに、地域住民も参加する実践的な災害対応訓練等を実施します。

7 医療機関の施設や設備の耐震化等【市民病院、医療機関】

医療機関は、水、電気、燃料、通信などのライフラインが途絶した場合に備えて、ライフライン等の施設や設備の耐震化等を推進するとともに、医療用の水の確保のための非常用貯水槽等の設置、自家発電燃料タンクの増強などを計画的に推進します。

8 DMA T（災害派遣医療チーム）や医療ボランティア受入体制の整備【市民病院】

医療機関は、平常時から関係機関等と連携を図り、災害時におけるDMA Tや医療ボランティアの受入体制の整備を図ります。

9 避難生活者の健康管理体制の整備【福祉部、健康・こども部】

避難生活者への対応として、次の事項を検討し、その体制の整備に努めます。

(1) 保健師等による避難所等への巡回健康相談、栄養指導等

(2) 医師、保健師等による避難所等への巡回メンタルケア等

(3) 避難所となる学校の保健室の整備、充実

(4) その他健康管理に係る必要な対応

10 救急協力事業所登録の推進【消防本部】

救急協力事業所の登録数を増やすことにより、事業所の持つ人員（救命講習受講者）、資機材（AED）等の協力を得て、安全で安心な暮らしの環境を整備します。

11 防疫活動体制【健康・こども部、市民病院、環境部】

県平塚保健福祉事務所等と連携し、円滑な防疫活動が行えるよう体制を整備します。

【関係資料】

3-5 平塚市救急医療対策実施要綱

3-6 臨時救護所用帳票等

3-7 災害時における医療救護活動についての協定書（平塚市医師会）

3-8 平塚市医師会災害時における医療救護実施計画

3-9 平塚市医師会災害救護本部組織表

3-10 災害時における医療救護活動についての協定書（平塚歯科医師会）

3-11 平塚歯科医師会災害時における医療救護実施計画

3-12 平塚歯科医師会災害対策本部組織図

3-13 応急物資及び生活必需物資の調達に関する協定書（平塚中郡薬剤師会）

- 3-14 災害時における応急救護活動の協力に関する協定書（平塚市赤十字奉仕団）
- 3-15 医療機関等
- 3-16 公益社団法人神奈川県医師会 救護隊規程
- 3-17 神奈川県医師会救護隊規程施行細則
- 3-18 臨時救護所設置場所
- 3-19 第二種感染症指定医療機関
- 3-23 ごみ収集関係車両一覧表
- 3-24 ごみ処理施設等一覧表
- 3-25 民間委託し尿収集業者一覧表
- 3-26 民間委託し尿収集業者保有収集車両等一覧表
- 3-27 し尿処理施設
- 8-1 食料、生活必需物資、医薬品等に関する調達協定の内容一覧表
- 8-2 応急活動等に関する協定の内容一覧表

第 10 節 教育対策

《現状》

- 災害時における幼児、児童及び生徒（以下「児童等」という。）の生命、身体の安全確保や緊急事態に備え、迅速・的確な保護対策を実施するための「平塚市学校安全・防災計画（風水害対策編）」を策定しています。
- 災害時に、市立幼稚園、市立小学校及び市立中学校（以下、「市立学校」という。）は、「平塚市学校安全・防災計画（風水害対策編）」に基づき学校災害対策本部を設置し、平塚市教育委員会災害対策本部と連携するとともに、児童等の安全確保、避難誘導、保護者への引き渡し等を行います。
- 避難所として使用する学校施設は、避難所運営マニュアルに基づき目的や用途に応じて使用することになっています。

《課題》

- 避難所としての利用が長期化した場合、学校教育の場としての早期復旧に向けた調整が必要です。

《今後の取組みの方向》

1 児童等の安全保護対策【教育委員会】

児童等の保護者への引渡しや市立学校における安全保護対策について、防災訓練等を実施します。

2 平塚市学校安全・防災計画（風水害対策編）の見直し【教育委員会】

平塚市学校安全・防災計画（風水害対策編）について、必要に応じて、随時見直しを行います。

3 市立学校等における防災教育を通じた防災知識の普及【教育委員会】

市立学校等における防災教育を通じて、児童等に対して地域の災害リスクや避難方法等の実践的な正しい知識を教え、心得とともに理解の徹底を図ります。

また、事前に定めた避難・誘導計画に基づき防災訓練等を実施し、避難、保護に關する的確に実施できるよう努めます。

更には、教職員に対する研修会を開催するなどして、防災教育の充実に努めます。

4 教職員及び教育施設の確保【教育委員会】

災害時には、学校教育の実施に万全を図るため、教職員及び教育施設を確保し、応急教育を実施します。

【関係資料】

- 7-1 市内小中学校一覧表
- 7-2 応急教育実施計画
- 7-3 市内幼稚園一覧表
- 7-4 市内高等学校一覧表
- 7-5 その他学校一覧表
- 7-6 市内保育園・認定こども園一覧表

第 1 1 節 緊急交通路及び緊急輸送路等の確保対策

《現状》

- 災害応急対策の円滑な実施を図るための緊急交通路指定想定路線は、本市においては 8 路線があります。
- 本市における緊急時の道路輸送について、県は現地災害対策本部、広域防災活動拠点、市町村災害対策本部等を有機的に連絡するため、第 1 次路線として 9 路線、第 2 次路線として 4 路線を緊急輸送道路に指定しています。また、市は災害対策本部、総合防災基地、海上輸送基地及び各避難所を効率的に連絡するため、33 路線を市指定緊急輸送道路補完道路に指定しています。
- 道路輸送に障害が生じた場合に備えて、海上から物資等の輸送ができるよう、平塚新港を海上輸送基地としています。
- 自衛隊等によるヘリコプター輸送に対応するため、1 次施設として 5 か所、2 次施設として 4 か所の臨時離着陸場があります。
- 緊急通行車両の登録と災害時の協定先の登録状況の把握をしています。

《今後の取組みの方向》

1 緊急通行車両の標章等の災害発生前の交付【市長室】

災害応急対策に従事する車両については、災害発生前に県警察から緊急通行車両であることの確認を受け、標章と緊急通行車両確認証明書の交付を受けるよう進めます。

【関係資料】

- 3-31 陸上自衛隊ヘリコプター離発着の為に最小限所要地積
- 3-32 ヘリコプター臨時離着陸場
- 3-33 自衛隊の宿营地及び車両基地の予定地
- 5-1 公用車両の所属、車種別保有台数一覧表
- 5-2 平塚市漁業協同組合所属漁船・平塚市漁業協同組合所属船舶（遊漁船）
- 5-3 交通対策様式
- 5-4 ① 緊急交通路指定想定路線（県公安委員会指定）
- 5-4 ② 緊急輸送道路（県指定）
- 5-5 市指定緊急輸送道路補完道路
- 5-6 市指定緊急輸送道路補完道路図
- 5-7 平塚警察署警備対策
- 8-2 応急活動等に関する協定の内容一覧表
- 8-3 施設利用等に関する協定の内容一覧表

第 1 2 節 ライフラインの応急復旧対策

《現状》

- 上下水道の早期復旧を図るため、協定を締結しています。
- 災害発生時に市民生活に欠かすことのできない、水道、電気及びガス等のライフラインを早期に復旧するため、関係機関と連携を図っています。
- 停電時に燃料供給事業者等から円滑な支援を受けられるように、あらかじめ、市庁舎、市民病院、ポンプ場等の重要施設の非常用発電設備の設置状況、燃料種別、給油口規格等を整理し、リスト化しています。

《課題》

- ライフラインの復旧に当たっては、市民に対する安全確認に関する広報を徹底するとともに、ライフライン事業者との情報連絡を密にして、二次災害が起こらないよう復旧に努めることが必要です。

《今後の取組みの方向》

1 連携体制の確保【土木部、各事業者】

市、県及びライフライン事業者は、災害が発生した場合には、できるだけ早期にかつ安全に復旧できるよう、応急復旧用の資機材の備蓄強化や応急活動体制の整備を進めるとともに、関係事業者間の連携、他都道府県との応援協力体制の整備等の応急復旧対策を進めます。

2 重要施設の非常用発電設備の設置状況、燃料種別、給油口規格等を県及び関係機関と共有して災害時の円滑な受入体制の構築を進めます。

3 災害により停電が長期化するおそれのある場合に備え、長期間停電が発生することにより人命に危険が生じるおそれのある、病院、要配慮者施設等をリスト化するよう努めます。

【関係資料】

1－9 指定公共機関

1－10 指定地方公共機関（一部）

8－1 食料、生活必需物資、医薬品等に関する調達協定の内容一覧表

8－2 応急活動等に関する協定の内容一覧表

第 1 3 節 広域応援体制等

《現状》

- 災害時相互応援に関する協定を高山市、花巻市、銚子市、静岡市、石巻市、伊豆市の他全国の施行時特例市と、災害時相互協力に関する協定を大磯町、二宮町と、それぞれ締結しています。
- 県及び県内市町村は、大規模な災害が発生し、被災市町村単独では十分な応急対策や復旧対策が実施できない場合に備え、地域県政総合センター単位の地域ブロック内の市町村間及び地域ブロック相互間の協力体制を強化し、県と市町村が連携した被災地域への応援体制を整備しています。
- 国では、全国の地方公共団体の人的資源を活用して被災市区町村を支援するための短期的な応援職員派遣の仕組みとして「応急対策職員派遣制度」を、中長期的な応援職員派遣の仕組みとして「復旧・復興支援技術職員派遣制度」等を整備しています。
- 関係機関とは、応急復旧に関する協定や、食料、生活必需物資、医薬品等の調達に関する協定等の締結がある他、災害時を想定した訓練を実施しています。
- 自衛隊による円滑な応援活動の実施を図るため、総合防災訓練等において、連携を図っています。
- 本市における大規模災害時に、迅速に人的支援及び物的支援の受入れ体制を確立し、外部団体等の支援を受けて円滑な災害対応を目的とした、平塚市災害時受援計画を策定しています。
- 県では、大規模災害時に、県が応援を受ける際の要請の手順、応援に使用する活動拠点等をあらかじめ整理することにより、警察、消防、自衛隊などの広域的な応援や他の自治体等からの応援を、迅速かつ効率的に受け入れることを目的とする神奈川県災害時広域受援計画を策定しています。

《課題》

- 災害時に本市への支援物資や派遣される応援職員を円滑に受入れる体制を構築しておく必要があります。
- 災害時に広域応援活動を円滑に進めるためには、あらかじめ関係機関と連携方法を構築しておく必要があります。

《今後の取組みの方向》

1 広域応援の受入れ体制強化【市長室、都市整備部、関係部局】

広域応援部隊等の迅速かつ円滑な活動を可能にするため、平塚市災害時受援計画に基づき、受入れ体制の強化に努めます。

(1) 広域応援活動拠点

総合防災基地（総合公園）を広域応援活動の拠点とし、広域応援部隊等の円滑な受入れに努めます。

(2) 施設屋上への施設名表示（ヘリサイン）

上空から重要拠点や被災場所を把握できるようにするため、主な施設の屋上に施設名（ヘリサイン）を表示することに努めます。

(3) 情報の共有、部隊の効率的運用等

県及び防災関係機関とともに、広域応援部隊との情報の共有、応急活動用備蓄資機材の配分方法、部隊の効率的運用方法等について検討します。

2 協定等の締結【市長室】

市が協力要請する活動等については、災害時の協力を円滑に進めるために必要と認められる場合は、あらかじめ個々の民間団体等と、その特性等を考慮した上で協力の内容、協力方法等必要事項に関して協定等を締結するよう努めます。

3 訓練の実施及び検証【市長室】

関係機関とともに訓練を実施し、連携の強化を図ります。

【関係資料】

- 1－17 自衛隊
- 3－31 陸上自衛隊ヘリコプター離発着の為の最小限所要地積
- 3－32 ヘリコプター臨時離着陸場
- 3－33 自衛隊の宿営地及び車両基地の予定地
- 8－1 食料、生活必需物資、医薬品等に関する調達協定の内容一覧表
- 8－2 応急活動等に関する協定の内容一覧表
- 8－4 相互応援に関する協定の内容一覧表

第 1 4 節 自主防災組織等地域防災体制

《現状》

- 本市には223（令和2年4月現在）の自主防災組織があり、それぞれの地域において防災資機材の備蓄と訓練等を実施しています。
- 自主防災組織等は、独自の防災計画（防災規約）を作成しています。
- 一部の地域では、自主防災組織等と事業所が連携して防災訓練の実施や災害時の協定を締結しています。

《課題》

- 災害時には自助・共助による対応が大変重要となることから、地域防災力の向上が必要となります。
- 自主防災組織と地域内の事業所との協力による地域防災体制の整備が急がれます。

《今後の取組みの方向》

1 地域活動者の育成【市長室】

地域における防災の要である自主防災組織の充実、強化を進めるとともに、災害時の活動者を育成し、地域防災力の向上を図ります。

(1) 地域の防災活動者の育成

自主防災組織や自主的に防災活動を行う地域住民に対し、防災講演会の開催等により防災に関する知識、技術等の習得を目的とした研修を実施するとともに、習得した知識・技術等を地域で活用するための環境整備を行います。

(2) 女性の防災活動者の育成と支援

女性が防災活動を効果的に行えるよう、防災に関する知識をもつ女性の防災活動者の育成を図るための講習会等を開催するとともに、習得した知識・技術等を地域で活用するための環境整備を行います。

また、女性の防災活動者が行っている女性の視点も活かした様々な防災活動に対して支援を行います。

(3) 応急手当普及員の育成

応急手当方法の普及を図るため、普通救命講習会等を開催し、応急手当普及員を育成します。

(4) 小・中学生による地域防災力の向上

平日昼間など、地域の活力となる小・中学生に対して防災講座等を開催し、習得した知識・技術等を地域で活用するための環境整備を行います。

2 地域の連携協力体制の整備推進【市長室】

災害発生時の被害を最小限にするため、また、災害からいち早く立直るためには「みんなのまちはみんなで守る。」という強い連帯意識をもった地域ぐるみでの協力体制が必要です。このため、「地区防災計画ガイドライン（平成26年3月）」に基づき、地域における市民、自主防災組織、事業所の協力体制の整備に向けた防災訓練、防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、相互の支援その他の防災活動に関する計画である地区防災計画（防災規約）の作成や点検を支援し、必要に応じて地域防災計画に定め、地域防災力の向上を図ります。

3 防災条例制定の検討【市長室】

「自助」、「共助」、「公助」の考え方をもとに、市民、事業者、市が手を携えて、

災害に強いまちづくりを推進するため、市の防災対策のほか、市民及び事業者の役割について規定した、防災条例の制定を検討します。

第 15 節 災害ボランティア活動の取組み

《現状》

- 災害ボランティアセンターの設置について、平塚市社会福祉協議会と協定を締結しています。
- 平塚市社会福祉協議会と連携し、災害ボランティアセンター運営マニュアルを作成しています。
- 災害多言語支援センターの設置及び運営について、災害多言語支援センター運営マニュアルを作成しています。
- 「災害時における施設使用及びボランティアに関する協定書」について、東海大学と締結しています。

《課題》

- 災害時のボランティアを有効に機能させるため、災害ボランティアセンターの設置者である平塚市社会福祉協議会との連携を強化する必要があります。
- 災害ボランティアセンター運営マニュアル及び災害多言語支援センター運営マニュアルについて、訓練等を通して検証が必要です。
- 災害ボランティアセンターの個人ボランティアだけでなく、専門的知識やノウハウを持った団体との協力体制を確保する必要があります。

《今後の取組みの方向》

1 ボランティアの育成・支援【監査委員事務局】

災害時におけるボランティアの果たす役割は大変大きなものであり、災害時のボランティアの事前登録制や支援のあり方について関係機関等と協議します。

(1) ボランティアの事前登録制度の導入

災害時にはボランティアの救援活動が必要となることから、事前登録により人材を確保します。また登録のあったボランティアが、災害時にボランティア活動の中核となって活動するための組織づくりについて協議します。

(2) ボランティアの育成の場及び災害時の活動拠点の整備

ボランティア及びボランティアコーディネーターの育成を推進するための場及び災害時の活動拠点の整備を行います。

2 災害ボランティアセンター運営マニュアル等の検証【市民部、監査委員事務局】

訓練等を通して災害ボランティアセンター運営マニュアル及び災害多言語支援センター運営マニュアルの検証を行います。

3 NPO等の災害ボランティア団体との連携【市長室、市民部、監査委員事務局】

専門的知識を有するNPO等の災害ボランティア団体との連携について検討します。

【関係資料】

8-3 施設利用等に関する協定の内容一覧表

第16節 防災知識の普及

《現状》

- 市民に対しては3日から1週間分を目安とした飲料水や食料、非常持ち出し品の準備を奨励しています。
- 「防災とボランティア週間」（1月15日～21日）に合わせ、防災講演会や防災フォーラムを実施するほか、行政情報掲示板を活用するなど風水害への備えの啓発を行い、市民の防災意識の高揚を図っています。
- 毎年、総合防災訓練の実施に合わせ、市民への防災知識の普及を図っています。
- 防災インフォメーション（FM湘南ナパサ）により、各家庭での防災対策や防災知識の普及を図っています。
- 災害への備えをまとめた啓発冊子を配布しています。
- 安否確認に関する事前対策として、避難時の行動やN T T災害用伝言ダイヤル「171」の利用方法等について広報紙、パンフレット等の広報媒体を利用するとともに、講演会などを通じ市民へ普及、啓発を行っています。
- 市職員の防災意識の高揚を図り、防災諸活動を円滑に実施するため、防災訓練とあわせ、機会あるごとに防災講演会等の防災教育を行っています。
- 災害対策本部の各班は、分担する業務等に関しマニュアルを策定していますが、その効果的な運用を図り、災害発生時の対応が実効性あるものとするため、各課に防災推進員を置き、災害対応マニュアル等の習熟を徹底するなどしています。
- 過去の災害の教訓を踏まえ、市民が災害から自らの命を守るために、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練等を実施しています。

《課題》

- 災害時における自助・共助・公助について、市民の理解を得るための機会の拡充を図る必要があります。
- 事業所における自主防災体制について、地域住民へ周知し、共助づくりを進める必要があります。

《今後の取組みの方向》

1 自助・共助の周知【市長室】

市民と事業所に対して、「自らの身は、自ら守る。」「みんなのまちは、みんなで守る。」といった、自助・共助についての周知を行うことによって、地域防災力の強化に努めます。

2 市民等への防災知識の普及【市長室】

(1) 防災意識の把握

通常の広聴制度の他、必要に応じたアンケート調査や意識調査を通じて、市民等の防災意識の動向や知識の普及状況、防災に対する意見や提言等を把握し、訓練や防災講話等に活用することで防災知識の普及を図ります。

(2) 防災知識の普及啓発

過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとれるよう防災知識の普及に努めます。また、水、トイレ、食料等の備蓄の普及に努めます。

(3) 災害リスクを踏まえた安全な住まい方に関する知識の普及啓発

立地適正化計画において、浸水想定区域等の中で災害リスクの高いエリアに対して指定する災害配慮重点区域について、災害リスクの周知や安全に配慮した居住方法の理解促進を図ります。

3 市民等への防災意識の向上【市長室】

地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図ります。

4 事業所等に対する防災教育【市長室、消防本部】

企業の自主防災体制整備についての周知徹底を図るとともに、危険物施設従事者や福祉・医療施設職員等に対する防災研修を進め、防災対策の充実を図ります。

5 被災者生活再建支援に関する情報の周知【市長室、関係部局】

災害後に受けることができる被災者生活再建支援に関する情報について、平常時から周知に努めます。

6 警戒レベルの普及啓発【市長室】

防災気象情報や避難情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進します。

7 立地適正化計画に基づく知識の普及

立地適正化計画において、一部の浸水想定区域等災害リスクの高いエリアに対して指定する防災意識を高める区域について、防災知識の普及に努めます。

8 市職員への防災知識等の研修【市長室】

市職員の防災意識の高揚を図るため、知識習得や災害時の活動をイメージできる研修を実施します。

9 自然災害伝承碑への登録【市長室】

市内石碑等の自然災害伝承碑への登録を進めます。

第 17 節 防災訓練の実施

《現状》

- 総合防災訓練、土砂災害警戒区域を対象にした土砂災害対策訓練の他、各地域では自主防災組織が主催する訓練を実施しています。
- 実動訓練だけでなく、図上訓練（D I G）の実施等、知識習得とコミュニケーションを醸成するための多様な訓練を行っています。
- 自主防災組織等が主催する防災訓練に職員を派遣し、防災講話等を通じた防災知識の普及、啓発を行っています。
- 災害対策本部の対応力強化を目的とした各種訓練を実施しています。

《課題》

- 多種多様な訓練（参集訓練、図上訓練等）を積み重ね、職員の防災業務に対する習熟度を高める必要があります。
- 自主防災組織等と連携して、より実践的な訓練を実施し、地域防災力の強化を図っていく必要があります。
- 避難行動要支援者を交えた防災訓練の実施が必要となっています。

《今後の取組みの方向》

1 風水害体制マニュアルにおける訓練【関係部局】

災害対策本部設置前及び設置後における風水害体制マニュアルによる各部課の応急対応業務の円滑な遂行を図るため、風水害対策図上訓練等の実践的訓練を実施します。

(1) 参加者

風水害体制マニュアルによる参集職員

(2) 訓練の内容

各種気象情報等を活用すると共に、風水害体制マニュアルにより各担当部が連携を図り、人的被害を軽減するための対応策を遅滞なく講ずることを目的とした訓練を行います。また、災害対策本部各部班における応急対応業務の実効性を高めるため、各部班において災害対応マニュアル等に基づく実技訓練、図上訓練を行います。

(3) 実施時期

梅雨時期前等の適切な時期

2 自主防災組織等と連携した訓練【市長室】

地域防災力の強化のため、ハザードマップを活用した訓練等自主防災組織等と連携して地域の実情に応じた実践的な訓練を実施します。

(1) 参加団体

自主防災組織、地域住民等

(2) 訓練の種類

ア 土砂災害対策訓練

土砂災害からの円滑な避難を行うため、避難経路の検討や検証等の訓練を行います。

イ 避難所開設・運営訓練

指定避難所等の円滑な開設を行うため、避難所運営委員会が主体となって開設や資機材の取扱い等の訓練を行います。

(3) 実施時期

土砂災害防止月間の時期、避難所運営委員会で定めた時期

3 消防機関の訓練【消防本部】

災害の様相は多種多様であり、防災活動は困難性とともに多くの危険性がかかえています。このため、繰り返し高度な訓練を行い、消防技術の向上を図ります。

(1) 参加団体

消防本部

(2) 訓練の種類

救急、救助訓練

災害時又はその他の事故により発生する傷病者及び要救助者等を迅速、適切に救命、救助するための訓練を行います。

(3) 実施時期

年間を通して実施

4 水防関係機関の訓練【市長室】

地域住民のよりの確で安全な避難実施のため、河川の防災情報や城山ダム放流連絡等の水防訓練を実施します。

(1) 参加団体

水防関係機関

(2) 訓練の内容

ア 洪水対応演習

水防警報及び洪水予報等、河川の防災情報の伝達訓練を実施します。

イ 城山ダム洪水対応演習

城山ダムの放流により、河川水位が上昇した場合の災害や事故を防ぐため、放流通知等の情報伝達訓練を実施します。

(3) 実施時期

出水期前等の適切な時期

5 臨時救護所等における訓練【健康・こども部、市長室】

災害時に平塚市医師会が市からの要請等に基づき、医療、救護活動を実施する場合を想定し、次により医師会等が主体となり実施します。

(1) 参加団体

臨時救護所関係団体

(2) 訓練の種類

ア 医師会災害救護本部設置訓練

医師会事務局内への本部の設置訓練を行います。

イ 臨時救護所設置等訓練

市長の指示により臨時救護所等が設置されるため、テント等の設営及び防災行政無線の開局等の訓練を行います。

ウ 医師会救護隊等の動員訓練

市長の要請に基づき、平塚市医師会の医師、平塚歯科医師会の歯科医師、平塚中郡薬剤師会の薬剤師、平塚市赤十字奉仕団員が臨時救護所に参集する訓練を行います。

エ 医薬品搬送訓練

平塚中郡薬剤師会及び医薬品協定締結事業者による臨時救護所への医薬品の搬送訓練を行います。

オ 負傷者搬送及び応急救護訓練

平塚市赤十字奉仕団による負傷者搬送訓練、臨時救護所配備職員による受付、医師・歯科医師・薬剤師・赤十字奉仕団員・市災害対策本部職員による応急救護訓練を行います。

す。

(3) 実施時期

各関係団体において定めた時期

6 事業所及び学校等の訓練【教育委員会、市長室、消防本部】

事業所及び学校その他の施設は、災害発生時の避難や施設の保安等に関する実践的訓練を概ね次により実施し、被害の軽減に努めるとともに、適宜防災教室等の開催により、防災意識の高揚に努めます。

(1) 参加団体

事業所、学校その他の施設

(2) 訓練の種類

ア 通報・連絡訓練

消防機関への通報、消防隊の現場への誘導及び事業所内従業員等への通報連絡訓練を行います。

イ 避難訓練

災害時の安全な場所への避難誘導及び避難用器具の操作訓練を行います。

ウ 救出・救護訓練

応急手当による救急法、担架などによる負傷者の搬送訓練を行います。

(3) 実施時期

事業所、学校その他の施設において定めた時期

7 自主防災組織の訓練【市長室】

自主防災組織は、市民相互の緊密な連携のもとに活動することが必要であり、災害時に効果的な防災活動が行われるよう、概ね次により連携訓練を実施します。また、避難行動要支援者の参加についても配慮します。

(1) 参加団体

各自主防災組織

(2) 訓練の種類

ア 自主防災組織本部の設置訓練

活動拠点となる本部の設置訓練を行います。

イ 情報の収集、伝達訓練

被害の状況等を本部へ報告する訓練、又は本部及び避難所からの指示を地域住民へ伝達する訓練を行います。

ウ 避難訓練

災害発生時の安全な避難場所への誘導及び避難行動要支援者の救護等の訓練を行います。

エ 救出、救護訓練

被災者の救出・救助訓練、応急手当による救急法及び担架等による負傷者の搬送訓練を行います。

オ 給食、給水訓練

食料や飲料水の確保、配給、炊き出しなどの給食、給水活動訓練を行います。

カ 地域協働型訓練

「みんなのまちはみんなで守る」という隣保協同の精神に基づく自主的な防災活動を行うため、地域の特性を活かし、連携を主眼とした訓練を行います。

(3) 実施時期

各自主防災組織において定めた時期

8 その他の訓練【市長室、各事業者、関係部局】

(1) ライフライン関係機関の応急復旧訓練

ライフライン関係機関は、災害時の所管業務の早期復旧のため、それぞれの定める応急対策計画等により、応急復旧訓練の実施に努めます。

(2) 近隣自治体等との合同防災訓練

災害発生時の近隣自治体等との相互応援体制を検証するため、近隣自治体等と連携して合同防災訓練の実施に努めます。

(3) 要配慮者利用施設の避難訓練

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、作成した避難確保計画に基づき、避難訓練の実施に努めます。

[風 水 害]

第 4 章

災害時の応急対策

序節

1 本章の構成

災害時の応急対策について記載する本章は、次の点を考慮しています。

- 防災基本計画、防災業務計画、神奈川県地域防災計画等の応急対策業務との整合
- 最大規模の災害時に発生し得る業務を想定
- 応急対策業務を基準に節編成
- 災害時に対応する業務を時系列で節編成

ただし、災害の規模や被害状況によって各応急対策業務の有無、対応の順序が変わることに留意が必要です。また、本計画に記載の無い、応急対策業務が発生することもあることから臨機応変な対応が重要であることも認識しなければなりません。

節構成の分類及び基準

分類・基準	節
警戒体制	第1節 気象情報等の受理、伝達
	第2節 災害発生前の対策
	第3節 風水害警戒本部の設置と運営
体制確立	第4節 災害対策本部の設置と運営
	第5節 公共施設の応急対策
本部運営	第6節 災害時の情報収集
	第7節 災害広報
	第8節 応援要請及び受援
個別対策	第9節 救急・救助、消火及び医療救護活動
	第10節 二次災害の防止活動
	第11節 ライフライン等の応急復旧活動
	第12節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動
	第13節 応急給水・物資等の調達・供給活動
	第14節 被災後の生活対策
	第15節 保健衛生、防疫、遺体対策等に関する活動
	第16節 社会秩序の維持
	第17節 災害廃棄物等の処理
	第18節 自主防災組織等の活動
	第19節 災害ボランティアの活動
	第20節 被災者の生活再建支援
	第21節 教育対策
災害救助法	第22節 災害救助法関係

2 節分類と関係部班

本章の各節に係る災害対策本部各部の業務は次のとおりです。

節／災害対策本部各部		統括部	秘書広報部	総務部	物資・給水部	保健医療福祉部	環境衛生部	建築判定・住宅部	土木復旧部	ボランティア部	避難部	警防部	病院部
1	気象情報等の受理、伝達	◎	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
2	災害発生前の対策	◎	●	●	●	●	●	●	●	●	◎	●	●
3	風水害警戒本部の設置と運営	◎	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
4	災害対策本部の設置と運営	◎		●									
5	公共施設の応急対策	◎		◎	●	●	●		●	●	●	●	●
6	災害時情報の収集	◎	●	◎	●	●	●	●	◎	●	◎	◎	●
7	災害広報	●	◎	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
8	応援要請及び受援	◎	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
9	救急・救助、消火及び医療救護活動	●				◎						◎	◎
10	二次災害の防止活動	●						◎	●			●	
11	ライフラインの応急復旧活動	◎	●		●				◎				
12	緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動	●			◎				◎				
13	応急給水・物資等の調達・供給活動	●			◎				●				●
14	被災後の生活対策	◎				◎		●	●	◎	◎		
15	保健衛生、防疫、遺体対策等に関する活動	●				◎	◎						●
16	社会秩序の維持	●	●								●		
17	災害廃棄物等の処理	●					◎			●			
18	自主防災組織等の活動	◎									●		
19	災害ボランティアの活動	●			●	●	●			◎	●		
20	被災者の生活再建支援	◎		◎		◎	●	◎		◎	●		
21	教育対策	●									◎		
22	災害救助法関係	◎			●	●		●	●	●	●	●	●

※◎は主要な部

●は関係する部

第1節 気象情報等の受理、伝達

【担 当 部】 統括部 警防部

【関係機関】 横浜地方気象台 神奈川県 国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所
第三管区海上保安本部 県水産技術センター 東日本電信電話㈱

1 警戒及び注意の喚起

横浜地方気象台は、県内及び沿岸の海域において気象、洪水、高潮、波浪による災害及び被害の発生するおそれのある場合に地域を分けて警報又は注意報を発表し、住民や防災関係機関の警戒や注意を喚起します。また、これらの情報は、直ちに県防災行政通信網を通じて、本市等に伝達されます。

2 気象予報、警報等

(1) 一般の利用のための特別警報、警報及び注意報の種類及び発表基準

横浜地方気象台が発表する特別警報、警報及び注意報の種類並びに運用の概要は、次のとおりです。

注意報	注意報は、気象等の現象により、災害が起こるおそれのある場合に行います。このうち、波浪、洪水及び高潮を除く注意報を「気象注意報」と総称します。また、地面現象及び浸水に関する注意報事項は、気象注意報に含めて発表されます。
	《種類》 強風注意報、風雪注意報、大雨注意報、大雪注意報、濃霧注意報、雷注意報、乾燥注意報、着氷注意報、着雪注意報、霜注意報、低温注意報、波浪注意報、洪水注意報、高潮注意報、融雪注意報、なだれ注意報
警報	気象等の現象により、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に行います。このうち、波浪、洪水及び高潮を除く警報を「気象警報」と総称します。また、地面現象及び浸水に関する警報事項は気象警報に含めて発表されます。
	《種類》 暴風警報、暴風雪警報、大雨警報、大雪警報、波浪警報、洪水警報、高潮警報
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表されます。
	《種類》 大雨特別警報、暴風特別警報、高潮特別警報、波浪特別警報、暴風雪特別警報、大雪特別警報

(2) 警報、注意報の地域細分

一般の利用のための警報及び注意報は、二次細分区域の市町村単位で発表しています。
(神奈川県沿岸約37キロメートル以内の海域を含みます。)

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域の名称
東部	横浜・川崎	横浜市、川崎市
	湘南	平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、寒川町、大磯町、二宮町
	三浦半島	横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町
西部	相模原	相模原市
	県央	秦野市、厚木市、伊勢原市、愛川町、清川村
	足柄上	南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町
	西湘	小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町

(3) 水防活動の利用に適合する注意報及び警報

気象等の状況により、大雨、洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められたときの水防活動の利用に適合する注意報及び警報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報の発表をもって代えます。

(4) 相模川下流、相模川中流洪水予報

ア 相模川下流（神川橋から海までの区間）

国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所と横浜地方気象台が相模川下流洪水予報として、洪水警報（氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報）と洪水注意報（氾濫注意情報）を共同発表します。

イ 相模川中流（小倉橋から神川橋までの区間）

神奈川県と横浜地方気象台が、相模川中流洪水予報として、洪水警報（氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報）と洪水注意報（氾濫注意情報）を共同発表します。

(5) 土砂災害警戒情報（警戒レベル4に相当）

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、神奈川県と横浜地方気象台から共同で発表される。

市内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。

危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。

(6) 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）

土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）は、大雨による土砂災害発生の危険度の高まりを、地図上で1km四方の領域（メッシュ）ごとに5段階に色分けして示す情報です。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときには、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）により、どこで危険度が高まっているかを把握することができます。

・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当

- ・「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当
- ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当
- ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当

(7) 浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布)

浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布)は、短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりを、地図上で1km四方の領域ごとに5段階で色分けして示す情報です。1時間先まで表面雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、雨が強まってきたときや大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、どこで危険度が高まっているのかを把握することができます。

- ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。

(8) 洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)

洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)は、指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。

3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができます。

- ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当
- ・「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当
- ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当
- ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当

(9) 流域雨量指数の予測値

各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度(大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度)の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測(解析雨量及び降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。

(10) 土砂災害緊急情報

土砂災害緊急情報は、大規模な土砂災害が急迫している状況において、市町村が適切に住民への避難指示等の判断を行えるよう、河道閉塞や火山噴火に起因する土石流等については国土交通省が、地滑りについては県が緊急調査を行い、市町村に被害の想定される区域・時期の情報を提供するものです。

(11) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、神奈川県東部・神奈川県西部を対象地域として気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が神奈川県東部・神奈川県西部を対象地域として発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

(12) 地方海上警報

気象庁予報部は、船舶の航行の安全に資するため、神奈川県の沿岸を含む関東海域に対し地方海上警報を発表します。

発表した地方海上警報は、第三管区海上保安本部から無線通信により関係船舶へ通報されます。

(13) 警報事項の伝達

本市域における警報事項の伝達は、「気象・高潮・洪水・波浪に関する警報、注意報の伝達系統」及び「地方海上警報の種類、海域及び伝達系統」の伝達系統図に基づいて行います。

(14) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、神奈川県気象情報

全国を対象とする全般気象情報、全国を11に分けた地方予報区を対象とする「地方気象情報（関東甲信地方気象情報）」、各都府県を対象とした「府県気象情報（神奈川県気象情報）」があります。これらの情報については、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を呼びかける場合や特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表します。大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する〇〇気象情報」という表題の気象情報が府県気象情報、地方気象情報、全般気象情報として発表されます。

(15) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクルの「危険」（紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（運用基準は、1時間雨量が100mm以上）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに、気象庁から発表されます。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認することができます。

(16) 火災気象通報及び火災警報

ア 火災気象通報

横浜地方気象台は、消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険であると認めたときは、次のいずれかの基準により火災気象通報を行います。火災気象通報は県くらし安全防災局危機管理防災課を経由して本市に伝達されます。ただし、通報基準に該当する地域・時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合には、通報を実施しないことがあります。

(ア) 実効湿度が55パーセント以下で、最小湿度が35パーセント以下になる見込みのとき。

(イ) 毎秒12メートル以上の平均風速が予想されるとき。

※実効湿度及び最小湿度については横浜地方気象台の予想値とする。

イ 火災警報

市長は、(ア)の火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは消防法第22条第3項に基づき、火災警報を発することができます。

(17) 漁業無線気象通報

横浜地方気象台は、漁船の航行及び操業の安全に資するため、神奈川県水産技術センター（無線担当）に関する気象・海象に関する予報、警報、注意報及び気象情報を通報します。

神奈川県水産技術センター（無線担当）は、これらの情報を無線により所属漁船等に連絡します。

(18) 電話気象通報

気象庁は日本気象協会を通じて、東日本電信電話㈱に一般の利用に適合する警報及び注

意報を提供します。東日本電信電話(株)は、これらの警報及び注意報を天気予報とあわせて
177自動応答装置により一般の利用者に案内します。

【関係資料】

- 12－7 気象・高潮・洪水・波浪に関する警報、注意報の伝達系統
- 12－8 地方海上警報の種別、海域及び伝達系統
- 12－9 注意報・警報の種類及び発表基準
- 12－10 注意報・警報の地域細分図

第2節 災害発生直前の対策

【担 当 部】	統括部 総務部 物資・給水部 保健医療福祉部 環境衛生部 建築判定・住宅部
	土木復旧部 避難部 警防部 各関係部

【関係機関】 各防災関係機関

風水害については、気象情報等により災害の危険性のある程度予測することが可能なことから、被害を軽減するためには、市・関係機関・報道機関を通じての情報の伝達、適切な避難誘導、災害発生直前の対策が極めて重要です。

1 警戒及び注意の喚起

市は、風水害の発生のおそれがある場合には、河川管理者、消防団等と連携を図りながら、気象情報等に十分注意し、洪水等により浸水が想定される区域や土砂災害警戒区域の警戒活動等を行います。

2 避難措置

(1) 風水害の避難に関する基本姿勢

ア 自らの命は自らが守る

気象現象の激化等により、突発的に発生する激甚な災害に対し、既存のハード対策、行政主導のソフト対策のみでは災害を防ぎきれない場合も考えられます。また、市民等の居住地の地形、住宅構造、家族構成等には違いがあることから、市が一人一人の事情に即して避難情報の発令を行うことは困難です。

気象現象が激甚化するなか、特に突発的な災害や激甚な災害では、避難情報の発令が間に合わないこともあります。被害が大きくなればなるほど、救助が間に合わないこともあります。

したがって、市民等は、このような既存の防災施設、行政主導のソフト対策には限界があることをしっかりと認識するとともに、自然災害に対して行政に依存し過ぎることなく、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で主体的な避難行動をとることが必要です。

イ 安全な避難

夜間や暴風時の立退き避難は危険を伴います。夜間に災害の状況が悪化する見込みがある場合はまだ日が明るいうちから避難するべきであり、暴風が予想される場合は、昼夜を問わず暴風が吹き始める前に避難を完了させることが必要です。

市が発令する避難情報はこの点を考慮して発令します。

(2) 避難行動の分類

ア 立退き避難

ハザードマップ等に掲載されている洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、高潮浸水想定区域等や、そのような区域に指定されていない又はハザードマップ等に掲載されていないものの災害リスクがあると考えられる地域（中小河川沿い、局所的な低地、山裾等）（以下「災害リスクのある区域等」という。）の居住者等が、自宅・施設等においては命が脅かされるおそれがあることからその場を離れ、災害リスクのある区域等の外側等、対象とする災害に対し安全な場所に移動することが「立退き避難」であり、災対法第60条第1項に規定される避難行動の基本です。なお、「立退き避難」は、

自らが居る建物から離れ避難するという意味で「水平避難」と呼称される場合もあれば、浸水から身を守るため上の方に避難するという意味で「垂直避難」と呼称される場合もあります。

イ 屋内安全確保

災害から身の安全を確保するためには災害リスクのある区域等からの「立退き避難」が最も望ましいが、洪水等及び高潮に対しては、住宅構造の高層化や浸水想定（浸水深、浸水継続時間等）が明らかになってきていること等から、災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等であっても、ハザードマップ等で自ら自宅・施設等の浸水想定等を確認し、上階への移動や高層階に留まること（待避）等により、計画的に身の安全を確保することが可能な場合があります。この行動が「屋内安全確保」であり、居住者等が自らの確認・判断でとり得る行動です。

ただし、自宅・施設等自体は災害リスクのある区域等にあり浸水するおそれがあるため、「屋内安全確保」を行うためには少なくとも以下の条件が満たされている必要があります。

- ・ 自宅・施設等が家屋倒壊等氾濫想定区域※1に存していないこと
- ・ 自宅・施設等に浸水しない居室があること
- ・ 自宅・施設等が一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障を許容できること

ウ 緊急安全確保

「立退き避難」を行う必要がある居住者等が、適切なタイミングで避難をしなかった又は急激に災害が切迫する等して避難することができなかった等により避難し遅れたために、災害が発生・切迫（切迫とは、災害が発生直前、又は未確認だが既に発生している蓋然性が高い状況）し、指定緊急避難場所等への立退き避難を安全にできない可能性がある状況に至ってしまったと考えられる場合に、そのような立退き避難から行動を変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等することが「緊急安全確保」です。

（３） 避難に関する留意事項

ア 車による避難

自動車による避難は、移動中に洪水等に見舞われることや渋滞を発生させるおそれがあります。

イ 避難の呼びかけ（共助）

過去の災害では、他者からの避難の呼びかけが大きな動機付けとなった事例があることから、自らの親戚・知人等が災害リスクのある区域等の居住者等である場合には、電話等をして避難を強く促します。

ウ 避難時の持ち出し品

避難する際は、食料、飲料水、日用生活品、照明具、医薬品等の非常持ち出し品を携行します。

（４） 警戒レベルの区分

警戒レベル	居住者がとるべき行動	発令主体	根拠法令
警戒レベル 1 早期注意情報	最新の気象情報に注意し、災害への心構えを高める。	気象庁	
警戒レベル 2 洪水注意報 大雨注意報	避難に備え、ハザードマップ等により避難場所や避難経路など、自らの避難行動を再確認する。	気象庁	

高潮注意報			
警戒レベル 3 高齢者等避難	高齢者等避難 避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は避難する。 その他の人は必要に応じ、自主的に避難する。	平塚市	災対法第 56条
警戒レベル 4 避難指示	全員避難 指定緊急避難場所等や近隣の安全な場所、又は建物内のより安全な場所へ避難をする。	平塚市	災対法第 60条
警戒レベル 5 緊急安全確保	災害の切迫又は災害発生 災害の発生が切迫又はすでに災害が発生している状況であり、直ちに身の安全を確保する。	平塚市	災対法第 60条

注：突発的な災害の場合、市長からの避難指示等が間に合わないこともあるため、自ら警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断するとともに、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。

【参考】住民に避難を促す情報と警戒レベル相当情報の表

警戒レベル (避難情報)	警戒レベル相当情報		
	洪水に関する情報	土砂災害に関する情報	高潮に関する情報
警戒レベル 3 (高齢者等避難)	・ 氾濫警戒情報 ・ 洪水警報 ・ 洪水キキクル (危険度分布 (警戒))	・ 大雨警報 (土砂災害) ・ 土砂キキクル (危険度分布 (警戒))	・ 高潮注意報 (高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合)
警戒レベル 4 (避難指示)	・ 氾濫危険情報 ・ 洪水キキクル (危険度分布 (危険))	・ 土砂災害警戒情報 ・ 土砂キキクル (危険度分布 (危険))	・ 高潮警報 ・ 高潮特別警報
警戒レベル 5 (緊急安全確保)	・ 氾濫発生情報 ・ 大雨特別警報 (浸水害)	・ 大雨特別警報 (土砂災害)	・ 高潮氾濫発生情報

(5) 避難情報の発令

ア 警戒レベル 3 高齢者等避難

市長は、災害に関する予報や警報の通知等を受け、人命の保護その他の災害の防止を図るため必要と認めるときは、危険な場所にいる居住者等に対して、高齢者等避難を発令し、高齢者等に対し避難開始を求めます。(災対法第 56 条第 2 項)

イ 警戒レベル 4 避難指示

市長は、災害が発生するおそれがある場合、人の生命、身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、必要があると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難指示を発令し、危険な場所にいる居住者等に対して立退き避難を求めます。(災対法第 60 条第 1 項)

ウ 警戒レベル 5 緊急安全確保

市長は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める

居住者等に対し、緊急安全確保を発令し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置を求めます。

(6) その他の機関等の措置

区分	種別	実施者	指示を行う場合及び関係法令
警戒レベル4 避難指示	災害全般	警察官又は 海上保安官	市長が避難のための立退き若しくは屋内での待避等の安全確保措置を指示することができないと認めるとき、(連絡等のいとまがなく、これを行わなければ時期を失するような場合) 又は市長から要求があったときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き又は屋内での退避等の安全確保措置を指示することができる。この場合、その旨を市長に速やかに通知する。(災対法第61条) なお、警察官は、人命又は身体に危険を及ぼすおそれがある場合、その場に居合わせた者に対して避難の措置を講じることができる。この場合、その旨を県公安委員会に報告する。(警察官職務執行法第4条)
		災害のため 派遣を命ぜられた部隊 等の自衛官	上記において、警察官がその場にはいない場合に限り、警察官職務執行法第4条の準用により、避難のための指示をすることができる。 [自衛隊法(昭和29年法律第165号)第94条]
	洪水又は 高潮の氾濫	県知事又は その命を受けた吏員、 水防管理者	洪水、雨水出水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき、避難のための指示をすることができる。(水防法(昭和24年法律第193号)第29条)
	地すべり	県知事又は その命を受けた吏員	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき、避難のための指示をすることができる。 [地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第25条]

ア 避難措置の関係機関への連絡

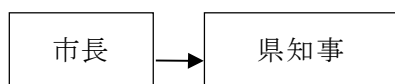
(ア) 関係機関への連絡

避難の指示を行った者は、(イ)の連絡系統図に基づき関係機関へ次の事項を報告又は連絡します。

- a 避難指示の発令者
- b 避難指示の日時
- c 避難指示の理由
- d 避難対象者
- e 避難先

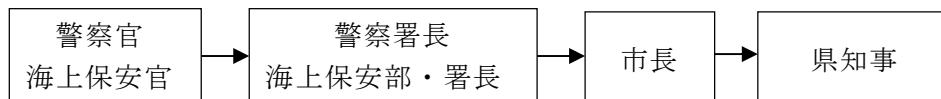
(イ) 連絡系統図

- a 市長の措置

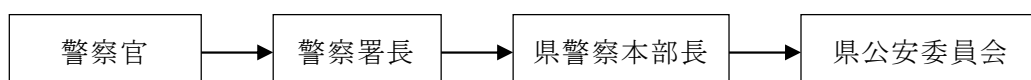


b 警察官又は海上保安官の措置

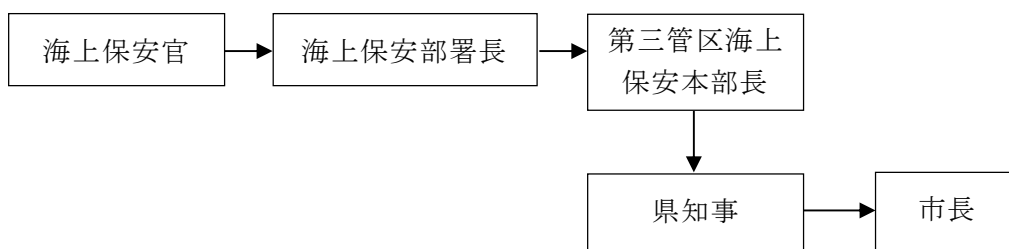
(a) 災対法に基づく措置



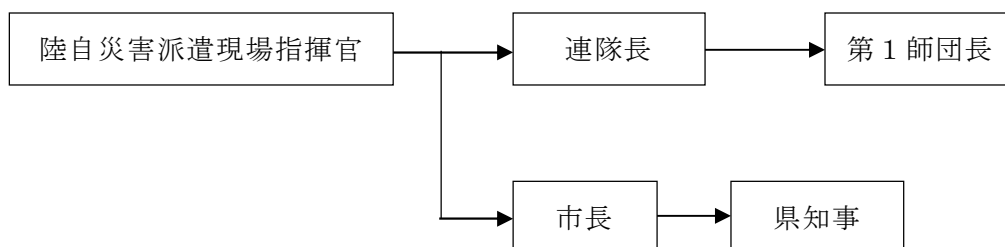
(b) 警察官職務執行法に基づく措置



(c) 職権に基づく措置



c 自衛官の措置



(7) 避難所（指定緊急避難場所）の開設

市は、災害の発生のおそれがある場合には、必要に応じた避難所（指定緊急避難場所）を開設します。

(8) 市民等への周知

市長は自ら避難情報の発令を行った場合、あるいは他の機関からその旨の通知を受けた場合は、市民等への周知を実施します。

ア 市長は、避難対象地域の市民等に対し広報車及び防災行政無線による放送、ホームページやメール配信サービス、Ｌアラートなどの活用により避難情報の伝達を行うとともに、消防、警察、自主防災組織等の協力を得て組織的な伝達を行います。また、必要に応じて各家庭への戸別訪問等により避難情報の徹底を図ります。

イ 秘書広報部広報班は、避難情報の周知のため、ＦＭ湘南ナパサ及び湘南ケーブル

ネットワーク（SCN）等へ放送の協力を依頼し、その徹底を図ります。

（９）避難の必要がなくなった場合の措置

市長は、避難の必要がなくなった場合は、直ちにその旨を市民等に周知します。

３ 水防対策

（１）水防責任

水防管理団体（市町村）は、水防法（昭和24年法律第193号）第3条の規定に基づき、管轄区域内の水防が十分に行われるよう次の事項を整備確立し、適正な水防活動を実施する責任があります。

- ア 水防組織の確立
- イ 消防団の整備
- ウ 水防倉庫、資機材の整備
- エ 通信連絡系統の確立
- オ 平常時における河川、海岸等の巡視
- カ 水防時における適正な水防活動の実施

（２）消防団

消防団の組織及び水防管轄区域は「消防団の組織及び受持区域」のとおりとします。なお、消防団による水防活動については「平塚市消防団 河川巡視マニュアル」によります。

（３）監視警戒及び重要水防区域

ア 常時監視

区域内の河川等を巡視し、水位の上昇や浸透・浸食による変状など、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに河川管理者（相模川水系については国土交通省京浜河川事務所、金目川水系については神奈川県平塚土木事務所）等に連絡するとともに、必要な措置を行います。

イ 非常警戒

気象の悪化が予想されるときは、監視及び警戒をさらに厳重にし、事態に即した措置を講じるものとします。

ウ 重要水防区域及び箇所

特に水防上警戒又は防御に重要性を有する区域及び箇所を重要水防区域として定めています。

（４）河川水位情報等

河川水位に関する情報を受けた場合は、適宜有効な手段を活用して市民等への周知を図ります。

また、浸水想定区域内における要配慮者利用施設に対し、ファックス等により、避難情報等を伝達します。

ア 水位観測所

各河川の水位観測所は次のとおりです。

観測所名	河川名	位置	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難 判断水位	氾濫 危険水位	備考
神川橋	相模川	平塚市 田村	m 4.50	m 5.50	m 7.80	m 8.70	テレメータ
相模大橋	相模川	海老名市 河原 口	3.70	4.30	5.80	6.50	テレメータ

観測所名	河 川 名	位 置	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難 判断水位	氾濫 危険水位	備 考
花水橋	金目川	平塚市 山下	m 2.40	m 3.30	m 4.35	m 4.65	テレメータ
観音橋	金目川	〃 南金目	1.45	1.80	1.80	2.20	テレメータ
下河原橋	河内川	〃 徳延	1.40	1.70	1.70	2.10	テレメータ
舟橋	鈴川	〃 岡崎	1.90	2.25	2.60	3.15	テレメータ
東橋	鈴川	〃 豊田本郷	2.10	2.70	2.70	3.20	テレメータ
玉川橋	鈴川	〃 南原	1.60	2.20	4.40	4.75	テレメータ
岡崎橋	板戸川	〃 岡崎	1.40	1.70	1.70	2.15	テレメータ
美里橋	渋田川	〃 豊田打間木	2.50	3.00	4.35	4.70	テレメータ
新大縄橋	渋田川	〃 中原下宿	1.20	1.55	4.05	4.25	テレメータ
真田橋	大根川	〃 真田	1.10	1.40	1.40	1.75	テレメータ
土屋窪橋	座禅川	〃 土屋	1.00	1.50	1.50	1.80	テレメータ
東雲橋	金目川	〃 徳延	1.80	2.10	—	—	量水標
吾妻橋	金目川	〃 片岡	1.90	2.10	—	—	量水標
新大縄橋	渋田川	〃 中原上宿	2.00	3.00	—	—	量水標
土安橋	渋田川	〃 大島	2.00	3.00	—	—	量水標

イ 洪水予報

洪水予報とは、特定の河川の洪水に関わる実況と今後の見通し（予報）等について、雨量や水位の具体的数値を示して発表されるものです。平塚市内では国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所と横浜地方気象台共同発表の相模川下流（神川橋から海までの区間）と、神奈川県と横浜地方気象台共同発表の相模川中流（小倉橋から神川橋までの区間）が該当します。

ウ 水位周知河川における水位到達情報

洪水予報河川以外で洪水により国民経済上重大又は相当な損害を生じるおそれがある河川（水位周知河川）で基準水位に達したときに当該河川の水位到達情報の通知及び周知をおこなうものです。平塚市内で基準水位が設定されている河川は、金目川、渋田川、鈴川、河内川、大根川、座禅川、板戸川の7河川です。

エ 洪水予報及び水位到達情報の種類

水位危険度レベル	洪水予報の種類	水位の名称
レベル5	氾濫発生情報	（氾濫発生）
レベル4	氾濫危険情報	氾濫危険水位
レベル3	氾濫警戒情報	避難判断水位
レベル2	氾濫注意情報	氾濫注意水位
レベル1	（発表なし）	水防団待機水位

オ 洪水予報及び氾濫危険水位の周知

洪水予報及び氾濫危険水位の通知を受けた場合は、防災行政無線、広報車、FM湘南ナパサ、湘南ケーブルネットワーク（SCN）、インターネット等を適宜有効に活用し、市民へ周知します。

カ 水防警報

水防警報とは、洪水又は高潮により水害が生じるおそれがあると認めて指定した河川について発表されるもので、平塚市内では国土交通大臣が行う相模川の水防警報及び神奈川県知事が行う金目川水系の水防警報が該当します。

（ア）水防警報の周知

水防警報を受けた場合は、消防団等へ情報伝達するとともに、河川巡視等により監視及び警戒を実施します。

（イ）水防警報の種類、内容及び発表基準

種類	内容	発表基準
待機	1 出水あるいは水位の再上昇が予想される場合に状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 2 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨警告するもの。	気象予警報等及び河川、海岸等の状況により、特に必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関の出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川、海岸等の状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	洪水注意報等により、氾濫注意水位を越えるおそれがあるとき。または水位流量等、その他河川、海岸等の状況により、必要と認めるとき。
指示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂その他河川、海岸等の状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	洪水警報等により、または既に氾濫注意水位を越え、災害のおこるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び一連の水防警報を解除する旨を通知するもの。	氾濫注意水位以下に下降したとき。または氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川、海岸等の状況が解消したと認めるとき。

キ 城山ダムの放流

城山ダムからの放流連絡があった場合は、平塚市漁業協同組合等関係機関へ情報伝

達するとともに、相模川河川敷や河口付近での警戒を強化します。また、神奈川県では、スピーカーによる放送やサイレンの吹鳴、警報車による警報により、相模川流域での警戒を住民等に周知します。

ク 通信連絡

水防時における情報及び事務連絡を迅速かつ確実に行うための通信連絡は、「水防時における通信連絡系統図」により行います。

ケ 水防資機材

市内 10 か所の水防倉庫に備蓄している資機材により、円滑な水防活動を実施します。なお、水防倉庫の備蓄状況は、「水防倉庫備蓄状況」のとおりです。

コ 水防でん末報告

水防活動終了後は、7 日以内に「水防活動実施報告書」等により所轄土木水防支部長（県平塚土木事務所長）に報告を行います。

4 災害未然防止活動

水防管理者、消防団は、随時、区域内の河川、海岸等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに河川、海岸等の管理者に連絡して必要な措置を求めます。

また、水防管理者、消防団は、気象の悪化が予想されるときは、前記の監視及び警戒をさらに厳重にし、事態に即応した措置を講じます。

水防管理者は、その区域内における農業用取水堰及び水門を把握し、その管理者に適切な操作を行わせ、水災を未然に防止するよう措置するものとします。

5 帰宅困難者の対策

計画運休や天候の悪化による帰宅困難者の発生に伴い、混乱を招く、又はそのおそれがある場合は、関係機関と協力して、帰宅困難者への対応を行います。

(1) 鉄道事業者の対応

鉄道事業者は駅利用者を駅構内等において一時保護するとともに、運行状況等の情報提供を行います。

(2) 帰宅困難者用一時滞在施設の開設

多数の帰宅困難者の発生に伴い、混乱を招く、又はそのおそれがある場合は、必要に応じて、帰宅困難者用一時滞在施設の開設を行います。

帰宅困難者対応班は避難誘導及び情報提供を行います。

(3) 避難誘導

帰宅困難者対応班は、鉄道事業者、一時滞在施設管理者、警察官等の協力を得て、帰宅困難者用一時滞在施設へ誘導します。

(4) 情報提供

帰宅困難者対応班は、鉄道事業者や一時滞在施設管理者と連携し、運行状況や家族等との安否確認にかかる災害用伝言ダイヤル等の情報を周知します。

(5) 帰宅困難者用一時滞在施設の閉鎖

鉄道や輸送手段の復旧状況や帰宅困難者数に応じて、帰宅困難者用一時滞在施設を閉鎖します。

なお、状況に応じて避難所への誘導を行います。

(6) 事業所等の対応

ア 事業所等の管理者は、従業員等を帰宅困難者にしないよう、食料や水の備蓄に努めるとともに、「むやみに移動を開始しない」の基本原則に基づき、それぞれの事業所等において適切な措置を講じます。

- イ 不特定多数の者が利用する施設の管理者は、発災後の施設利用者の混乱を防止するため、自らの施設機能を十分活用するよう努めます。
- ウ 事業所等の管理者は、必要に応じて従業員等の安否確認に努めます。

6 災害発生直前の市の対応

台風接近や大雨の恐れがあるときの市の対応については次のとおりですが、細部については「平塚市地域防災計画に関する職員動員・配備体制等の取扱い細則」及び「平塚市風水害体制マニュアル」で定めるとおりとします。

- (1) 常に連絡の取れる体制を取り、参集に備えます。
- (2) 関係部においては必要人員を配置し、主として情報収集連絡活動を行い、危険箇所、災害発生予想箇所等の巡視による警戒活動に当たります。
- (3) 防災関係機関等と相互に連絡をとり情報の正確を期するとともに、防災活動体制の強化推進を図ります。
- (4) 水防活動の万全を期する体制とします。
- (5) 防災施設、資機材を点検整備します。

【関係資料】

- 10— 1 市域における河川
- 10— 2 消防団の組織及び受持区域
- 10— 3 重要水防区域及び重要水防箇所一覧表
- 10— 4 水防時における通信連絡系統図
- 10— 5 水位観測所
- 10— 6 水防活動実施報告書、水防活動報告書
- 10— 7 水防法上における要配慮者利用施設

第3節 風水害警戒本部の設置と運営

【担当部】 風水害警戒本部各部

【関係機関】 各防災関係機関

1 風水害警戒本部の設置

(1) 設置基準

気象警報の発表等に伴い、関係各部が参集し、風水害に対する警戒体制を配備します。

さらに、その後の被害状況や気象情報等から、副市長は、次の基準により「風水害警戒本部」を設置します。

ア 風水害により災害の発生のおそれがあると認められるとき

イ 主要幹線道路が大雨による道路冠水により通行止めの措置をとる状況と見込まれるとき

ウ 相模川及び金目川水系の水位が「避難判断水位」を超えると見込まれるとき又は相模川の洪水予報において「氾濫警戒情報」が発表されたとき

エ 土砂災害警戒情報が発表され、警戒対象地域に指定されたとき

(2) 風水害警戒本部の廃止

災害対策本部が設置されたとき又は災害のおそれがなくなったと認められたときは、風水害警戒本部を廃止します。

2 風水害警戒本部の組織

風水害警戒本部の組織については、市長室主管の副市長を本部長とし、平塚市災害対策本部要綱に準じ、「平塚市風水害体制マニュアル」に定めるとおりとします。

3 風水害警戒本部の設置場所

風水害警戒本部は、市庁舎本館に設置します。

4 風水害警戒本部の運営

風水害警戒本部各部は、「平塚市風水害体制マニュアル」に基づき、災害対策本部の分担業務に準じて応急対策を実施します。なお、各部において平常時の業務における応急対策が必要となった場合は、分担業務と並行して実施します。

5 職員の動員・配備

動員（配備）については次のとおりですが、細部については「平塚市風水害体制マニュアル」で定めるとおりとします。

(1) 動員の発令

動員（動員発令）基準	配備内容
気象警報の発表等により警戒体制を配備し、その後の被害状況や気象情報等から、本節1(1)の設置基準により風水害警戒本部が設置されたとき。	気象警報発表等に基づく警戒体制を維持し、さらに関係部を増強し、災害応急対策が実施できる体制。

(2) 参集場所

職員の参集場所は、原則として平常時の勤務場所とします。

ただし、次の場合はその指定された場所とします。

指定された職員	参集場所
部局長から指定があった職員	指定された場所

(3) 動員の発令による配備の場合の伝達方法

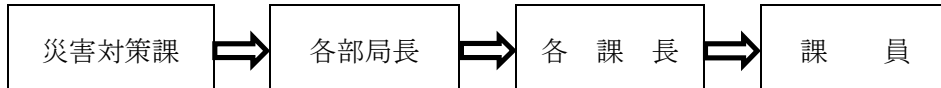
平塚市防災情報連携システムにより伝達します。ただし、当該システムによる伝達が困難な場合は、次により伝達します。

ア 勤務時間中

災害対策課が、庁内放送を通じて速やかに伝達します。なお、出先機関については平常組織における部長から伝達します。

イ 勤務時間外

次の順位で速やかに伝達します。



(4) 配備状況の報告

平塚市防災情報連携システムにより報告します。ただし、当該システムによる報告が困難な場合、該当の部長は、直ちに職員の配備状況について「配備人員報告書」により職員課へ配備職員数等を報告します。

なお、消防職員については、所定の用紙にて報告します。

【関係資料】

2-4 配備人員報告書

第4節 災害対策本部の設置と運営

【担 当 部】	各関係部
【関係機関】	各防災関係機関

1 災害対策本部の設置

(1) 設置基準

市長は、本市域に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、災害応急対策を速やかに実施するため、次の基準により、災対法第23条の2の規定に基づく災害対策本部を設置します。

本市域における被害状況や気象情報（大雨特別警報等の発表、城山ダムの異常洪水時防災操作の予告）等により、風水害警戒本部設置による配備体制を強化し、総合的な応急対策を実施する必要があると認めるとき。

(2) 災害対策本部の廃止

災害対策本部長（市長）（以下「本部長」という。）は、本市域において災害応急対策が概ね完了したと認めたとき、又は災害対策本部を設置しておく必要がないと認めたときは、災害対策本部を廃止します。

(3) 設置及び廃止の通知

本部長は、災害対策本部を設置し、又は廃止したときは、防災会議委員及び関係機関等に通知するとともに、報道機関に発表します。

なお、主な関係機関の連絡先は次のとおりです。

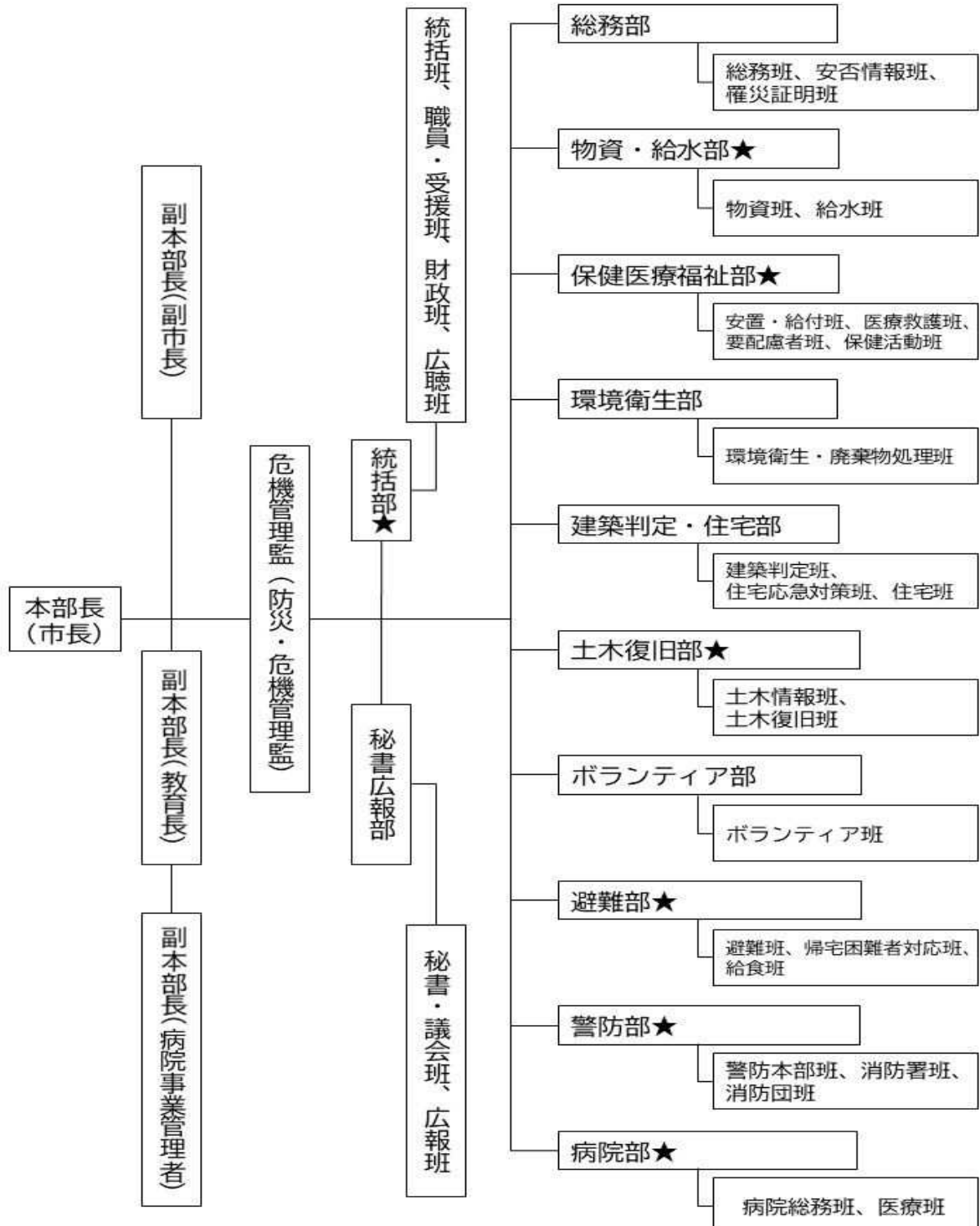
機 関 名	
神奈川県知事（危機管理防災課）	東京ガスネットワーク㈱
神奈川県湘南地域県政総合センター （県民・防災課）	湘南農業協同組合
神奈川県平塚土木事務所	（一社）平塚建設業協会
神奈川県平塚保健福祉事務所	平塚管工事業協同組合
神奈川県平塚警察署	平塚市漁業協同組合
神奈川県企業庁平塚水道営業所	国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所
東日本旅客鉄道㈱横浜支社平塚駅	国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所
東日本電信電話㈱神奈川事業部	湘南ケーブルネットワーク㈱
（一社）平塚市医師会	㈱湘南平塚コミュニティ放送
平塚商工会議所	（公社）神奈川県LPガス協会湘南支部平塚中郡部会
（一社）神奈川県トラック協会	（福）平塚市社会福祉協議会
東京電力パワーグリッド㈱平塚支社	その他必要と認める機関
神奈川中央交通西㈱平塚営業所	

2 災害対策本部の組織等

災害対策本部の組織、分担業務及び運営については、平塚市災害対策本部条例（昭和38年条例第11号。以下「条例」という。）及び平塚市災害対策本部要綱（以下「要綱」という。）の定めるところによりますが、組織及び所管部の概要は、次のとおりです。

なお、災害対策本部も含め、市内が壊滅的な被害を受けた場合は、優先部班として統括部、物資・給水部、保健医療福祉部、土木復旧部、避難部、警防部、病院部に人的資源を集中します。

<災害対策本部組織>



3 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、市庁舎本館に設置します。ただし、災害により市庁舎本館に支障が生じた場合は、次の施設に設置します。また、災害対策本部を設置したときは「平塚市災害対策本部」の標示を掲示します。

- (1) 平塚市美術館 (第1順位)
- (2) 市庁舎周辺の公共施設 (第2順位)

4 職員の動員・配備

動員（配備）については次のとおりですが、細部については「地域防災計画に関する職員動員・配備体制等の取扱い細則」及び「平塚市風水害体制マニュアル」で定めるとおりとします。

(1) 動員（配備）対象職員

災害時における職員の動員、配備の対象職員（以下「職員」という。）は次のとおりとします。

ア 平塚市職員定数条例（昭和24年条例第21号）第1条に規定する職員

イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員

ウ 地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定されるパートタイム会計年度任用職員（月額報酬で支給する職員）

(2) 動員の発令

種 別	配備（動員発令）基準	配 備 内 容
1号配備	局所災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。	警戒体制を強化し、災害応急対策が即時に実施できる体制として各部班であらかじめ定めた人員
2号配備	大雨特別警報が発表されたとき。 局地的災害が発生し、さらに被害が拡大し又は拡大のおそれがあるとき。	1号配備を強化し、災害応急対策が即時に実施できる体制として各部班であらかじめ定めた人員
3号配備	市内全域にわたり災害が発生し、又は、局地的災害で本部の全活動力を必要とするとき。	全職員

(3) 参集場所

職員の参集場所は、原則として平常時の勤務場所とします。ただし、次の場合はその指定された場所とします。

指定された職員	参集場所
ア 部長から指定があった職員	指定された場所
イ 避難所配備職員 公民館配備職員 避難班配備職員 緊急避難場所配備職員	あらかじめ定められている場所

ウ 保健活動班配備職員	平塚市保健センター
エ 統括班配備職員	災害対策戦略室設置場所

(4) 動員の発令による配備の場合の伝達方法

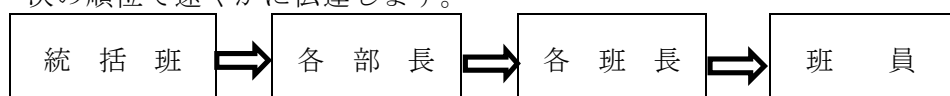
平塚市防災情報連携システムにより伝達します。ただし、当該システムによる伝達が困難な場合は、次により伝達します。

ア 勤務時間中

統括部統括班が、庁内放送を通じて速やかに伝達します。なお、出先機関については平常組織における部長から伝達します。

イ 勤務時間外、休日

次の順位で速やかに伝達します。



(5) 配備状況の報告

平塚市防災情報連携システムにより報告します。ただし、当該システムによる報告が困難な場合、各部長は直ちに、職員の配備状況について「配備人員報告書」により統括部職員・受援班へ配備職員数等を報告します。

なお、消防署班職員については、所定の用紙にて報告します。

(6) 応援要員の要請

各部長は、応急対策を実施する上で、要員の不足をきたすと判断される場合は、まず、要綱第2条別表第1のブロック内で要員の流動的な活用を図るものとしませんが、さらに要員が不足すると判断される場合は、統括部職員・受援班に連絡し、要請します。

本部長は、必要と認めたときは速やかに神奈川県等へ応援要員の派遣を実施します。

(7) 参集時の留意事項

ア 服装及び携行品

応急活動に適した服装（防災服があるものは防災服）とし、活動に必要と思われる水、食料及び用具をできる限り携行するものとします。

イ 参集途上の緊急措置

職員は、参集途上において人身事故に遭遇したときは、可能な範囲内で緊急措置を行うとともに、消防・警察又は最寄りの避難所に通報した後、参集します。

ウ 被害状況等の報告

職員は参集途上において被害状況及び災害情報の収集に努め、参集後所属班長及び神奈川県災害情報管理システムを通じて統括部統括班に報告します。

5 災害対策戦略室の設置と運営

災害対策戦略室は、統括部、秘書広報部、その他主要応急対策業務の関係部班及び応援等の関係機関の職員が一堂に会し、情報収集・分析、対策立案等を行うとともに、応急対策にかかる総合調整を行い、事態への対処を実施する場所として設置します。

(1) 設置基準

災害対策本部を設置したときに、災害対策戦略室を設置します。

(2) 設置場所

災害対策戦略室は、市庁舎本館302会議室に設置します。ただし、市庁舎本館の被害状況等により使用できない場合は、本節「3 災害対策本部の設置場所」により災害

対策本部を設置した施設に災害対策戦略室を設置します。

(3) 参集職員

統括部統括班、職員・受援班、秘書広報部広報班が参集し、原則常駐します。その他、災害状況に応じ、危機管理監又は主要応急対策業務の関係部の部長から指名された職員（業務調整員）が参集します。

(4) 災害対策戦略室での活動

- ア 情報収集及び共有と課題の把握
- イ 課題解決のための対策の検討
- ウ 対策の実行に向けた各部間及び関係機関との調整
- オ 対策の活動管理

(5) 災害対策戦略室の廃止

災害対策本部を廃止したとき、又は災害対策本部において、災害応急対策の実施状況等により災害対策戦略室を設置しておく必要がないと認めたときは、災害対策戦略室を廃止します。

6 災害対策本部会議の運営

本部長の意思決定の支援機関として、応急対策活動の的確な実施に重要な役割を担う災害対策本部会議は、要綱第6条に基づき設置されますが、同要綱に定める協議事項の内容は次のとおりとし、協議事項に基づき基本方針を決定します。

(1) 災害応急対策の総合調整に関すること

- ア 各部間の応急対策業務に係る調整
- イ 防災関係機関及び応援部隊等との調整

(2) 県災害対策本部との協議に関すること

(3) 職員の配備体制及び各部間の応援体制に関すること

- ア 業務量及び業務内容等の変化に伴う、職員の流動的活用
- イ 応急対策の長期化等に伴う職員の健康管理及びローテーションの検討

(4) 避難情報に関すること

(5) 関係機関への応援要請に関すること

- ア 自衛隊に対する災害派遣要請
- イ 行政機関に対する応援要請
- ウ 防災関係民間団体に対する協力要請

(6) 災害救助法の適用要請に関すること

(7) 激甚災害の指定の要請に関すること

(8) 災害応急対策に要する予算及び資金に関すること

(9) 義援金品の募集及び配分に関すること

(10) その他災害応急対策の重要事項の決定に関すること

7 災害対策本部の応急対策の概要

災害対策本部が時間的経過に応じて実施すべき応急対策の概要は次のとおりとし、各部は、この概要に沿って必要な連携を確保するとともに、本章に定める各応急対策に基づき、所管する事項について迅速かつ的確な応急活動を行います。

(1) 応急対応の実施区分

時間的経過に伴う応急対応の実施区分は災害の規模により異なりますが、大規模災害時では発災から概ね次のとおりとします。

区分		発災からの経過時間及び状況	応急対策の目的と主要項目
第1対応期	緊急対応期	(1) 発災～2時間以内 ➤ 発災直後の混乱期 ➤ 被害情報等の把握は限定的 等	目的 ・ 初動体制の確立 ・ 災害の評価
			主要項目 ・ 災害対策本部の初動体制確立 ・ 初期評価の実施 ・ 市民等の安全確保
	初動対応期	(2) 緊急対応期後～24時間以内 ➤ 被害状況が徐々に判明するが、全容等は不明 ➤ 人命救助活動に全力を挙げる ➤ 災害対策本部の活動体制を構築 等	目的 ・ 応急対策実施体制の確立 ・ 命を守る（救助・医療・避難） ・ 被害概要に基づく応援要請等の実施
			主要項目 ・ 初動体制確立 ・ 人命救助 ・ 医療、救護 ・ 避難所開設 ・ 被害概要把握、被害推計、被害見積の実施 ・ 被害の概要から、被害調査の準備体制構築 ・ 応援要請の実施 ・ 広報

第 2 対応期	24時間～3 日以内 ➤ 人命救助活動を中心に全力を挙げる必要がある ➤ 避難所環境を把握し、改善に着手 ➤ 広域応援要請及び受入れを順次実施 ➤ ライフラインの復旧見込みが判明 等	目的 • 命を守る（救助・医療・避難） • 各種応急対策の本格的実施
		主要項目 • 救助、救急 • 医療、救護 • ライフライン応急復旧 • 避難所環境の改善 • 備蓄物資等の払出し • 罹災証明書発行方針決定 • 応援要請の実施 • 受援体制の構築 • 広報
第 3 対応期	3 日～1 週間以内 ➤ 人命救助最優先から避難者（被災者）支援へ優先事項が移行 ➤ 避難所環境改善の本格化 ➤ 災害関連死防止対策の本格化 ➤ ライフラインの順次復旧 ➤ 広域応援の本格化 ➤ 罹災証明書申請の本格化 等	目的 • 助かった命を守る • 被災者への各種支援の実施
		主要項目 • 医療、保健 • ライフライン応急復旧 • 避難所環境の改善 • 要配慮者支援 • 支援物資の受入れ（受援） • 人的支援の受入れ（受援） • 建物被害認定調査の実施 • 被災者支援施策の準備 • 広報
第 4 対応期	1 週間後災害関連死防止対策の本格化 ➤ ライフラインの順次復旧 ➤ 広域応援の本格化 ➤ 罹災証明書発行 ➤ 避難所閉鎖・統合 ➤ 被災者支援関連業務の本格化 等	目的 • 被災者への各種支援の実施 • 復旧・復興に向けた準備
		主要項目 • 被災者支援施策の実施 • 広報 • 復旧・復興計画の策定

(2) 各対応期における応急対策事項

ア 第1対応期(発災～24時間以内)

項 目	主な応急対策事項等
(1) 情報の収集、伝達	① 被害状況、初動対応状況等情報の収集と伝達 ② 災害関連情報（気象警報等を含む。）を市民へ広報
(2) 市民からの安否等の問い合わせに対する対応	① 市民からの通報等に対する対応 ② 安否等の問い合わせに対する対応
(3) 救助、救急	① 被災者の救出活動及び病院等への搬送
(4) 医療、救護	① 臨時救護所の設置及び運営 ② 医薬品や資機材の確保 ③ 病院等の稼働状況の把握
(5) 避難	① 避難所の開設及び避難所運営委員会による運営 ② 避難所及び周辺の避難者の状況把握 ③ 帰宅困難者の把握と帰宅困難者用一時滞在施設の開設 ④ 福祉避難所、二次的避難施設の状況確認、開設検討 ⑤ 仮設住宅用地の確保、調整
(6) 飲料水、食料及び生活物資等の供給	① 飲料水、食料等の供給 ② 生活物資等の供給
(7) 広域応援等の要請、受入れ	① 自衛隊に対する災害派遣要請 ② 関係団体に対する協力要請 ③ 行政機関に対する協力要請
(8) 交通、道路等の状況把握	① 交通規制の実施状況の把握 ② 緊急交通（輸送）路の確保 ③ 道路、橋りょう等の被害状況の把握と応急対策 ④ ヘリコプター離着陸場の被害状況等の把握 ⑤ 漁港施設の被害状況の把握
(9) ボランティア活動	① 災害ボランティアセンターに対する情報提供 ② 災害多言語支援センター設置場所の被害状況の把握
(10) 安否不明者の搜索、遺体安置所の開設	① 遺体安置所、火葬場の被害状況等の把握
(11) 環境衛生	① 避難所等への仮設トイレの設置 ② ごみ処理施設、し尿処理場、公共下水道終末処理施設等の被害状況の把握 ③ 災害廃棄物の仮置場等の候補地選定
(12) ライフライン	① 各ライフラインの被害状況の把握 ② 各ライフラインの復旧見込みの把握
(13) 被害調査	① 被害調査の編成等に関する準備体制の構築 ② 被災者生活再建支援システムのスタンバイ

イ 第2対応期（24時間～3日以内）

項 目	主な応急対策事項等
(1) 情報の収集、伝達	① 被害状況、応急対応状況等情報の収集と伝達 ② 被災者の生活状況等の把握 ③ 市民への生活関連情報等の広報
(2) 市民からの安否等の問い合わせに対する対応	① 市民からの通報等に対する対応 ② 安否等の問い合わせに対する対応
(3) 救助、救急	① 被災者の救出活動及び病院等への搬送 ② 他市等医療機関への搬送
(4) 医療、救護	① 臨時救護所の運営 ② 医薬品や資機材の確保 ③ 人工透析患者等への医療情報提供 ④ 在宅酸素療養者に対する酸素濃縮器等の供給情報の提供
(5) 避難	① 避難所運営委員会による運営 ② 帰宅困難者の避難所での受入れ（検討） ③ 避難所における要配慮者の状況把握 ④ 福祉避難所の開設調整、二次的避難施設の受入れ可否の確認 ⑤ 仮設住宅用地の確保、調整
(6) 飲料水、食料及び生活物資等の供給	① 飲料水、食料等の確保、供給 ② 生活物資等の確保、供給
(7) 広域応援等の要請、受入れ	① 自衛隊に対する災害派遣要請 ② 関係団体に対する協力要請 ③ 行政機関に対する協力要請 ④ 応援部隊及び協力団体等の受入れ
(8) 交通、道路等の状況把握	① 緊急交通（輸送）路の確保 ② 道路等の障害物の除去、応急復旧
(9) ボランティア活動	① ボランティアに対する協力要請項目の集約、要請 ② 災害ボランティアセンターに対する情報提供 ③ ボランティア活動拠点の提供 ④ 災害多言語支援センターの設置、運営
(10) 安否不明者の搜索、遺体安置所の開設	① 安否不明者の搜索 ② 棺、ドライアイス等の確保 ③ 火葬場の確保 ④ 遺体安置所の開設 ⑤ 遺体の処理及び埋・火葬
(11) 環境衛生	① し尿収集処理の検討 ② ごみ収集処理の検討 ③ 防疫活動の検討及び実施
(12) ライフライン	① 各ライフラインの応急復旧
(13) 被害調査	① 被害調査方針、調査計画策定及び受援準備 ② 初期における被害調査の実施

ウ 第3対応期（3日～1週間以内）

項 目	主な応急対策事項等
(1) 情報の収集、伝達	① 被災者の生活状況等の把握 ② 市民への生活関連情報等の広報 ③ 災害広報紙等の発行、配布
(2) 市民からの安否等の問い合わせに対する対応	① 市民からの通報等に対する対応 ② 安否等の問い合わせに対する対応
(3) 救助、救急	① 被災者の救出活動及び病院等への搬送 ② 他市等医療機関への搬送
(4) 医療、救護	① 避難生活者の健康管理及び栄養指導 ② 避難生活者等のメンタルケア
(5) 避 難	① 避難所運営委員会による運営 ② 要配慮者の福祉避難所等への移送 ③ 福祉避難所等の開設、運営 ④ 仮設風呂等の設置について検討 ⑤ 仮設住宅用地の確保、調整 ⑥ 仮設住宅の建設について調整
(6) 飲料水、食料及び生活物資等の供給	① 飲料水、食料等の確保、供給 ② 生活物資等の確保、供給 ③ 救援物資等の配給
(7) 広域応援等の要請、受入れ	① 応援部隊及び協力団体等の受入れ
(8) 交通、道路等の状況把握	① 緊急交通（輸送）路の確保 ② 道路等の障害物の除去、応急復旧
(9) ボランティア活動	① ボランティアに対する協力要請項目の集約、要請 ② ボランティアに対する情報提供 ③ 災害多言語支援センターの設置、運営
(10) 安否不明者の搜索、遺体安置所の開設	① 遺体の処理及び埋・火葬
(11) 環境衛生	① し尿収集処理 ② ごみ収集処理 ③ 防疫活動の実施 ④ 災害廃棄物の仮置場等の選定、運営
(12) ライフライン	① 各ライフラインの応急復旧
(13) 被害調査	① 罹災証明書発行等に備えた被害調査の実施

エ 第4対応期（1週間後～）

発災後1週間以降については、避難生活の長期化に伴う各応急対策の内容の変化を加味し、応急活動を実施するとともに、要配慮者に対する支援策及び市民生活の安定を重点とした対策の実施に努めます。

なお、主な応急対策事項等については、次のとおりです。

主な応急対策事項等
① 災害広報紙及びFM放送、ケーブルテレビ等による生活関連情報の提供
② ライフラインの応急復旧
③ 被害調査の実施、罹災証明の発行
④ 仮設住宅の入居申込み受付
⑤ 倒壊家屋の解体、撤去について検討
⑥ 災害廃棄物の処理
⑦ 義援金の配分、見舞金等の支給
⑧ 被災者の生活援護
⑨ 融資その他、市民生活安定のための各種相談窓口の設置
⑩ 学校教育の再開
⑪ 災害復旧・復興計画策定

【関係資料】

1－4 平塚市災害対策本部条例

1－5 平塚市災害対策本部要綱

1－5① 平塚市災害対策本部組織

1－5② 平塚市災害対策本部分担業務

1－5③ 平塚市災害対策本部員

1－5④ 平塚市災害対策本部配備体制

1－6 平塚市地域防災計画に関する職員動員・配備体制等の取扱い細則

2－4 配備人員報告書

第5節 公共施設の応急対応

【担当部】 統括部 各関係部 施設の所管部

1 各公共施設の措置

(1) 開館（庁）時の措置

開館（庁）時に災害が発生した場合又は気象警報等の発表により災害の発生のおそれがある場合は、各公共施設は原則として次の順により適切な措置を行います。

ア 利用者等の安全な避難誘導

イ 負傷者等の適切な措置

ウ 当該施設の安全点検及び閉鎖措置

エ 当該施設の状況報告

オ 災害対策本部組織に係る任務又は本節により指示ある任務の遂行

(2) 閉館（庁）時の措置

閉館（庁）時に災害が発生した場合は、各施設職員（あらかじめ他の任務を指示されている職員は除く）は、直ちに当該施設に参集し、原則として次の順により適切な措置を行います。

ア 避難者に対する避難所への避難指示又は協力要請

イ 当該施設の安全点検及び閉鎖措置

ウ 当該施設の状況報告

エ 災害対策本部組織に係る任務又は本節により指示ある任務の遂行

(3) 施設周辺地区の被害状況等の情報収集及び報告

ア 情報の収集

災害が発生した場合は、各施設の職員が当該施設の被害状況とあわせ、施設周辺地区の被害状況等を可能な範囲で収集します。

イ 情報の報告

上記により収集した被害状況等の情報は、当該施設の被害状況等とあわせて災害対策戦略室へ報告します。

ウ 収集及び報告の方法

被害状況等の収集及び報告を行う場合の方法については、本章「第6節 災害時の情報収集」を参照することとします。

２ 施設の応急使用

(１) 使用目的等

ア 公共施設の使用区分

災害時における公共施設の使用区分は次のとおりとします。

使用区分	内容
使用施設	災害対応上基本的に必要となる施設で、特に指示のない限り、定められた目的の施設として必要な期間使用する施設
予備施設	使用施設に支障のある場合又は使用施設が不足する場合等に、本部長の指示により、上記使用施設の予備的な施設として必要な期間使用する施設
閉鎖施設	災害時においても、特に指示のない限り閉鎖し、使用しない施設

イ 各公共施設の使用目的等

災害時における各公共施設の使用目的等については、資料編の「公共施設の使用目的等」に定めるとおりとします。

(２) 施設使用の指示及び閉鎖措置

ア 施設使用の指示

上記における施設の使用に関する指示は、本部長の指示に基づき、通常当該施設を所管する部長が施設管理者に対して行うものとします。

イ 施設の閉鎖措置

使用施設及び予備施設の各管理者は、当該施設が使用されないこととなった場合は、当該施設を閉鎖するための必要な措置を行うものとします。また、閉鎖施設の管理者についても同様とします。

(３) 停電、断水時の措置

停電、断水時に各施設管理者は、非常用電源や受水槽が設置されている施設については、速やかに非常用電源の措置をおこなうとともに、停電、断水の長期化に備え、燃料は統括部統括班へ給水は物資・給水部給水班へ補給を要請します。また、トイレの使用制限時には速やかに簡易トイレを設置します。

３ 施設職員の配備

(１) 施設が使用される場合の配備

ア 各施設管理者は、当該施設の災害時の使用目的に照らし、施設の維持、管理面に必要と認められる最小限の職員を配備するものとします。この場合の必要人員については、当該施設を使用する関係班長と協議し、決定するものとします。

イ 上記アにより配備される職員以外の職員は、要綱に基づく分担業務に従事するものとします。

(２) 施設が閉鎖される場合の配備

施設が閉鎖され使用されない場合は、原則として、当該施設的全職員は要綱に基づく分担業務に従事するものとします。

4 指定管理者制度導入施設の措置

(1) 災害発生時の対応

災害発生時は、利用者等の安全な避難誘導及び負傷者等の適切な措置を行うとともに、当該施設の安全点検及び閉鎖措置を実施します。

(2) 施設の応急使用

災害時における応急使用目的等については、「公共施設の使用目的等」に定めるとおりとし、各施設の管理者は、応急使用を妨げないとともに、施設の使用に支障をきたさないよう、管理・運営するものとします。

また、閉館時間中に発災した場合には、所管課と調整し、応急使用できるようにします。

【関係資料】

3-30 公共施設の使用目的等

第6節 災害時の情報収集

【担 当 部】	統括部 総務部 保健医療福祉部 土木復旧部 避難部 病院部 警防部 各関係部 公共施設勤務職員
【関係機関】	東日本電信電話(株) (株)湘南平塚コミュニティ放送 湘南ケーブルネットワーク(株) 総務省関東総合通信局 各電気通信事業者 ライフライン関係機関 輸送関係機関 報道関係機関 平塚土木事務所 平塚警察署 各病院 他防災関係機関

1 通信対策

(1) 使用通信設備

ア 市及び各防災関係機関が行う災害に関する予報、警報及び情報の伝達、被害状況の収集・報告、その他応急対策に必要な情報の通信には、次の通信設備を使用します。

- (ア) 加入電話（携帯電話を含む。）
- (イ) 市防災行政無線（固定系）
- (ウ) M C A 無線
- (エ) 消防用無線
- (オ) 県防災行政通信網
- (カ) 衛星携帯電話
- (キ) インターネット（防災気象情報システム等）

- a 神奈川県災害情報管理システム
- b Lアラート（災害情報共有システム）
- c E M I S（広域災害救急医療情報システム）
- d 災害時情報共有システム（社会福祉施設等）

イ 加入電話に対する東日本電信電話(株)の通話規制が行われた場合には、東日本電信電話(株)が指定した災害時優先電話を利用します。

ウ 総務部総務班は通信の緊急度に応じて、東日本電信電話(株)に対してあらかじめ指定された災害時優先電話以外に必要な電話の増設を依頼します。

(2) 放送機関等の活用

市の通信設備に加え、必要に応じて統括部統括班は、次のウ、オについて、秘書広報部広報班は次のア、イ、エについて依頼し、その利用を図ります。

ア (株)湘南平塚コミュニティ放送（FM湘南ナパサ）

「広報活動の協力に関する協定書」に基づき協力要請を行い利用します。

イ 湘南ケーブルネットワーク(株)（SCN）

「災害時における災害広報活動の協力に関する協定書」に基づき協力要請を行い利用します。

ウ 非常無線通信の利用

加入電話及び県防災行政通信網が使用不能になった場合には、関東地方非常通信協議会の構成員の協力を得て、その所有する無線通信設備を利用します。

エ 放送機関への放送依頼

加入電話及び防災行政無線が使用不能となった場合には、放送法（昭和25年法律第132号）第2条第3号に規定する放送局に対して、情報伝達のための放送を依頼します。

オ アマチュア無線の利用

平塚地域アマチュア無線クラブとの「災害時における非常通信活動の協力に関する協定書」に基づき、情報の収集及び伝達への協力を要請します。

(3) 通信機器の応急対応

災害発生後、各部班は保有する通信機器の点検を行い、非常用電源等の確保を図るとともに、機器の復旧依頼及び代替手段の確保など必要な対策を速やかに行います。

(4) 通信連絡系統及び連絡先等

ア 災害時における通信連絡系統は、「通信連絡系統図」のとおりとします。

イ 防災関係機関等の電話番号等については、「防災関係機関等電話番号一覧表」のとおりとします。

2 災害状況等情報の収集及び報告

(1) 被害状況等情報の収集、報告の系統

ア 情報の収集、報告の系統

市及び防災関係機関の被害状況等の情報の収集及び報告の系統は、「被害状況等情報の収集、報告の系統」のとおりとします。

イ 情報の集約及び整理

災害時の情報の一元化を確保するため、災害対策本部各部等から収集された被害状況等の情報を全て神奈川県災害情報管理システムに集約し、これに基づき県知事への報告又は報道関係機関への発表等を行います。

集約された情報は、分析等のために分類や集計などの整理をおこない、紙地図や地理情報システム（GIS）への記載、整理を行います。

(2) 市災害対策本部における情報の収集

統括部及び関係各部は、災害が発生した場合、直ちに情報収集のための活動又は準備を開始し、当該災害に関する応急対策が完了するまで、被害状況等を応急対策の方針作成、各種応急対策の的確な実施を目的として収集します。

ア 緊急対応期（災害発生直後、2時間以内）の情報収集活動等

(ア) 収集の目的

緊急対応期には、早期に災害の規模感を把握し、第一対応期における応急対策の方針作成をすることを目的とします。迅速性を第一に、市域の被害状況の概要を全般的に収集します。

なお、この場合、人命に係る情報の収集を優先します。

(イ) 収集の実施事項【2 時間以内】

関係部・班等	実施事項
統括部 統括班	統括部統括班は、災害対策本部の迅速かつ適切な初動対応に必要な市域の被害状況の概要の情報収集を主眼として、関係各部、関係機関及び市民等から報告又は通報される情報を迅速に集約します。
統括部 広聴班	市民等からの災害情報及び生活関連情報等の問い合わせに迅速かつ効率的に対応するため、速やかに問い合わせに対応するコールセンターを設置し、統括部広聴班がこれにあたります。ただし、安否に関する問い合わせには、総務部安否情報班にあたります。
関係各部	関係各部は、直ちに所定の災害応急対策活動を行うために必要な情報を収集するとともに、平常時の所管業務及び所管施設等に関する被害状況等の概要を収集します。
公共施設勤務職員	開庁日等の場合で、市内各公共施設に勤務する職員が当該施設の被害状況と合わせ、施設周辺地区の被害状況等の概要を可能な範囲で収集します。
避難部	避難所配備職員は、配備途上に確認した被害の情報収集にあたり、特に被害状況の概要、避難、住民の動向等についての情報を迅速に収集します。

(ウ) 報告期限

緊急対応期においては、迅速性を第一とするため発災後 1 時間時点で把握している状況を報告します。なお、状況が把握できていない場合はその情報も重要な情報であることから、その旨を報告します。

イ 上記以降における情報収集活動等

(ア) 収集の目的

上記により災害発生直後における被害状況等の概要の情報収集が完了した後は、各対応期における応急対策の方針作成及び各種応急対策の的確な実施を目的として収集します。時間的経過に応じて、より詳細な情報を収集します。

(イ) 収集の実施事項【2時間以降】

関係部・班等		実施事項
統括部 統括班		統括部統括班は、発災直後に引き続き、被害状況や応急対策の実施状況など全体状況の的確な把握、応急対策の方針作成のため各種情報の集約に当たります。
総務部 罹災証明班		① 総務部罹災証明班は、統括部統括班と連携をとり、後に行う被害調査の実施に資するための被害の概要を把握し、把握した情報に基づき、直ちに必要な被害調査の編成等に関する準備体制に入ります。 ② 時間的経過に応じて、被害状況に関する情報収集にあたりとともに、必要な現地調査等を行い、被害状況等についての数量的かつ詳細な情報を収集します。
関係各部	土木復旧部	土木復旧部は、参集職員等の初期情報等に基づき、主要幹線道路、緊急輸送路等の被害状況の概要及び道路交通状況等について迅速性を第一に情報収集を行うとともに、引き続き詳細な情報の収集に当たります。
	公共施設 勤務職員	公共施設に勤務する職員は、当該所管施設の被害状況等について迅速性を第一に情報収集を行うとともに、引き続き詳細な情報収集に当たります。
	その他関係部	その他関係各部は、引き続き所定の災害応急対策活動に関する情報及び平常時の所管業務に関する被害状況等の詳細な情報収集に当たります。
避難部		避難所配備職員は、災害発生直後の情報収集に引き続き、避難所周辺の被災者の動向等必要な情報の収集に当たります。

ウ 特別調査班の編成

(ア) 本部長は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等を受ける場合は、詳細な情報を収集するため現地調査等を緊急に、又は一斉に行う必要があるときは、特別調査班を編成し、これに当たさせます。

(イ) 特別調査班は、本部長が指示する職員をもって編成するものとします。

(ウ) 特別調査班の調査活動等に係る事務及び指揮は、統括部統括班が行います。

エ 情報収集事項及び収集の分担

(ア) 情報の収集に当たっては、統括部、避難部、総務部及び関係各部はそれぞれ十分な連携を取るとともに、必要に応じてライフライン等の関係機関とも連携を取り、情報収集の効率化と迅速化に努めるものとします。

(イ) 関係各部が情報収集する主な事項並びにその収集の分担は次のとおりとします。

主な情報収集事項		情報収集の分担			関係機関 (参考)
		避難部 (避難所 配備職員)	総務部 罹災証明班	関係各部	
被害 情 報	a 火災の発生及び延焼の状況 ・火災、延焼の状況 ・消火活動の状況	○ (概要)		◎ (警防部)	
	b 人的被害の状況 ・死者 ・負傷者(重傷者、軽傷者) ・行方不明者(要救出者)	○ (概要)		◎ (保健医療福祉部、警防部)	○ (警察署)
	c 住家等建物の被害状況 ・全壊(全焼) ・半壊(半焼) ・一部損壊	○ (概要)	◎	○ (警防部)	
	d 主要幹線道路、橋りょう等の被害状況 ・国県道、市道 ・不通箇所、区間	○ (概要)		◎ (土木復旧部)	○ (県土木事務所)
	e ライフラインの被害状況 ・電気 ・ガス ・上下水道 ・電話 ・交通機関 ・輸送機関	○ (概要)		○ (土木復旧部)	○ (各関係機関)
	f 公共施設の被害状況 ・利用者等の人的被害 ・避難所等利用の可否 ・建物以外の公共施設の被害			◎ (各関係部)	
	g 医療・福祉施設の被害状況 ・施設の被害有無 ・利用者等の人的被害 ・施設の稼働状況 ・電気、水道等のライフラインの需給状況			◎ (保健医療福祉部)	
応 急 対 策 活 動 等 の 状 況	a 道路交通、規制の状況 ・緊急輸送路等の状況	○ (概要)		◎ (土木復旧部)	○ (警察署)
	b 避難の状況 ・避難所、避難所以外(公園・空き地等)の状況	◎		◎ (建築判定・住宅部)	
	c 飲料水、食料、物資等の状況 ・備蓄食料等の過不足 ・配送車両の調達状況	○		◎ (物資・給水部、総務部)	
	d 医療、救護活動の状況	○ (概要)		◎ (保健医療福祉部、病院部)	
	e 関係職員の参集状況	○		◎ (各部)	
	f 民間団体、ボランティア等の協力の状況	○		◎ (各関係部)	○ (社会福祉協議会)
	g その他所管する応急対策業務を行う上で必要な事項	○	○	◎ (各部)	○ (各関係機関)

※◎は主体となって情報を集約する。

オ 情報収集の方法

統括部統括班のほか、避難部、総務部及び関係各部等が情報の収集を行う場合は、次に掲げる方法等をもって当たるものとします。

(ア) 災害対策本部の職員による収集

- a 参集職員からの参集途上における状況報告
- b 関係各部からの報告
- c 現地調査要員の派遣
- d 市の公共施設及び出先機関からの状況報告

(イ) 平塚警察署との連絡

(ウ) 第三管区海上保安本部との連絡

(エ) 防災関係機関との連絡

(オ) 平塚建設業協会・平塚管工事業協同組合・平塚市電設協会・平塚市造園協会の四団体からの被害等の情報提供

(カ) タクシー無線による通報(タクシー無線による災害情報通信等の協力に関する協定)

(キ) 平塚地域アマチュア無線クラブによる通報(災害時における非常通信活動の協力に関する協定)

(ク) 自主防災組織及び市民等からの通報、連絡

(ケ) 事業所等からの通報、連絡

(コ) 報道関係機関(S C N、FM湘南ナパサ等のテレビ、ラジオ)の報道

(サ) S N S等への投稿内容の把握

(シ) その他状況に応じた適切な方法

(3) 市災害対策本部における情報の報告

ア 情報の報告先

各部が収集した情報は、それぞれの長又は代理者が、以下の定めるところに従い統括部統括班に報告します。

イ 報告の時期、方法

被害状況及び活動状況等の報告は、災害が発生した時から当該災害に関する対策が完了するまで、神奈川県災害情報管理システム及び庁内ネットワークによる方法をもって報告します。ただし、インターネットや庁内ネットワークが途絶した場合には、最も適切な通信手段又は口頭、伝送等の方法をもって報告します。

ウ 収集情報の整理

統括部統括班は、各部が、収集した所管に係る情報が輻輳(ふくそう)することのないよう極力情報を整理し、神奈川県災害情報管理システムへの一元化に努めます。

(4) 県知事に対する報告

災害発生後に調査、収集した被害情報については、統括部統括班が取りまとめて県知事に対し速やかに報告します。

ア 報告の方法

(ア) 被害情報の報告は、神奈川県災害情報管理システム等により行います。また、その他の情報等の報告は、県防災行政通信網等により行います。

(イ) 県防災行政通信網又は加入電話等が途絶した場合は、警察無線、関東地方非常通信協議会構成員所属無線局又はその他の無線局に協力を要請し、報告します。

(ウ) 上記通信が不通の場合は、衛星携帯電話により報告するほか、県情報連絡員へ報告します。

イ 報告先(神奈川県災害情報管理システムにより報告できない場合等)

(ア) 県現地災害対策本部が設置された場合は、当該本部(湘南地域県政総合センター)

とします。

(イ) 県現地災害対策本部が設置されない場合は、県災害対策本部とします。

(ウ) 県災害対策本部が設置されない場合は、くらし安全防災局防災部危機管理防災課とします。

ウ 報告の種類及び様式

報告の種類及び様式については、神奈川県災害情報管理システム運営要綱の定めるところによります。

エ 県知事に報告できない場合の措置

災害の状況等により県知事に報告できない場合は、災対法第53条第1項の規定により、総務省消防庁に一時的に報告します。

(5) 関係機関の情報の収集、報告

ア 情報の収集

(ア) 関係機関は、それぞれが定めるところにより所管する業務に関する被害状況等の収集に努めます。

(イ) 関係機関は、情報の収集にあたり、市の関係各部及び他の関係機関と互いに連携を取り、被害状況等の把握に適切に対処します。また、必要に応じて情報連絡員を派遣します。

(ウ) 特に、死者、負傷者、行方不明者等の人的被害の状況の把握については、市、平塚警察署、消防署等の関係機関は互いに連絡を取り、その把握に遺漏のないよう努めます。

イ 情報の報告

(ア) 関係機関は、市の関係各部等における報告の体制に準じて、適宜、市の統括部統括班に収集した被害状況、応急対策活動の状況等を報告します。

(イ) 関係機関は、災害応急対策が終了したときは、被害状況及び措置状況等について市の統括部統括班に報告します。

(6) 市民、事業所等の通報協力

ア 市民等の通報協力

(ア) 災害が発生し被害が生じた場合、又は災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した場合、市民及び事業所等は、直ちに市、防災関係機関又は平塚警察署（警察官）に通報します。

イ 市又は関係機関等の通報

被害又は異常現象の通報を受けた市又は関係機関等は、その事項を所管する機関に遅滞なく通報します。

【関係資料】

- 1－11 防災関係機関等電話番号一覧表
- 2－1 被害状況等情報の収集、報告の系統
- 2－2 災害報告取扱要領
- 2－7 防災用デジタルMCA無線配置先
- 2－8 通信連絡系統図
- 2－9 平塚市防災行政無線（固定系）
- 2－10 防災用デジタルMCA無線
- 2－11 神奈川県防災行政通信網
- 2－13 平塚市防災行政無線の運用

第7節 災害広報

【担当部】 秘書広報部 総務部 関係各部

【関係機関】 神奈川県、ライフライン事業者

1 災害広報

(1) 広報活動の実施機関及び内容

災害時における広報活動は、市及び関係機関が情報の共有化と一元化に努め、相互に協力して行います。

ア 市の広報活動

(ア) 市は、災害に関する全般的な広報活動を行います。

(イ) 市における広報事務は、秘書広報部広報班が、統括部統括班と緊密な連携のもと行います。

(ウ) 秘書広報部広報班は迅速かつ的確な情報の提供を行うため、災害対策本部及び関係機関に係る情報を積極的に収集します。

イ 関係機関の広報活動

(ア) 関係機関は、それぞれが所管する施設、事業等に係る被害状況、使用規制、復旧の見通し等に関し、必要に応じて広報活動を行います。

(イ) 各関係機関は、市との情報の共有化、一元化を確保するため、所管施設等の被害状況、応急対策の状況、復旧の見通し等について適宜統括部統括班へ連絡を行います。

(ウ) 各関係機関は、市民等への広報又は報道関係機関への発表を行う場合は、その内容を事前（やむを得ない場合は事後）に秘書広報部広報班に通知します。

(エ) 各関係機関は、防災行政無線、広報紙等の市の広報媒体を活用する必要がある場合は、統括部統括班及び秘書広報部広報班にその旨の要請を行います。

ウ 広報活動における留意事項

広報を行う場合には、特に次の点について留意するものとします。

(ア) 情報の一元化と迅速かつ的確な情報の伝達

(イ) 二次災害等災害の拡大を防止するために必要な情報の伝達

(ウ) 時間的経過、市民ニーズの変化等に対応するきめ細かな情報の伝達

(エ) 外国人、要配慮者等に配慮した情報の伝達

(オ) 情報伝達手段の多重化と文字情報の活用

(カ) マスコミとの連携

エ 広報の内容

(ア) 第1対応期（発生～24時間以内）の広報

災害発生直後から24時間経過後以内までの緊急対応期、初動対応期における広報は、原則として次に掲げる内容について行います。ただし、災害の状況等によっては、適宜必要な項目について行います。

広報内容	項目
a 浸水、崖くずれ等の災害の発生状況	① 災害の規模、範囲、内容の概要情報
b 人命救助活動の呼び掛け	① 一般市民、自主防災組織、事業所等への人命救助、要配慮者救助の協力依頼
c 避難に関する事項	① 避難情報、災対法第63条第1項に基づく警戒区域設定関連情報 ② 避難所等の情報 ③ 避難時の注意（携行品、車の使用制限、連絡先の表示等）
d 医療、救護に関する事項	① 臨時救護所開設の情報 ② 医療機関等の受入れ情報 ③ 専門医療（透析等）機関の情報
e その時点で判明している被害の状況	① ライフライン情報（停電、断水等） ② 道路情報（通行止め、交通規制等） ③ 交通機関情報（運休・運行状況等）
f 市及び関係機関の応急対策の状況	① 応急対策の実施情報
g その他必要な事項（広報が可能となり次第行う）	① 安否に関する情報 ② 飲料水、食料、物資等の支給情報 ③ 遺体収容関係情報 ④ 全国への救援情報 ⑤ 市長のメッセージ ⑥ その他必要な情報

(イ) 第2対応期以降(24時間経過後)の広報

災害発生後から24時間経過した以降における広報は、その時点での応急対応の状況の推移、被災者の動向等を見極めた上で、原則として次に掲げる内容について行います。

広報内容	項目
a 災害情報、被害状況	① その時点での詳細な被害情報
b 市及び関係機関の応急対策の状況	① その時点での各応急対策情報
c 給水、給食、物資等の支給に関する事項	① 飲料水、食料、生活必需物資等の支給情報(場所、日時、対象者等) ② 救援物資の受入れ、支給情報
d 電気、ガス、水道等ライフラインの復旧状況	① ライフラインの復旧情報 ② 復旧の見通し、代替措置等の情報
e 交通機関の運行・復旧状況、道路情報	① 公共交通機関の運行・復旧情報 ② 道路状況(交通規制、通行止め等) ③ 代替交通機関の情報
f 市民の安否に関する事項	① 避難所での名簿記載 ② 自主防災組織等への安否確認の協力依頼 ③ 安否確認、死亡者確認等の問い合わせに関する情報
g 医療機関、臨時救護所の運営状況	① 臨時救護所の運営情報 ② 医療機関等の受入れ情報 ③ 専門医療(透析等)機関の情報
h 避難所、地域での生活関連事項	① 要配慮者の対応に関する情報 ② ごみ処理、衛生関連の情報 ③ 風呂、シャワーの情報 ④ 商店等の営業情報
i 行政施策の実施等に関する事項	① 市の一般平常業務の再開情報 ② 教育関連情報(休校、再開情報等) ③ 住宅関連情報(仮設住宅入居等) ④ 罹災証明、義援金関連情報 ⑤ 倒壊家屋、ガレキ処理関連情報 ⑥ 見舞金、弔慰金等の支給関連情報 ⑦ 各種貸付、融資制度関連情報 ⑧ 床下消毒に関する情報 ⑨ その他災害対策関連情報
j その他必要な事項	① ボランティア関連情報 ② その他必要な情報 ③ 全国への救援情報

(2) 市民等に対する広報の方法

ア 広報手段の有効活用

市民等に対して広報を行う場合、秘書広報部広報班は、災害の状況等により次に掲げる手段等を適宜有効に活用して行います。

- (ア) 防災行政無線（固定系）
- (イ) 広報車
- (ウ) 広報紙（臨時号）、チラシ等の印刷物の配布又は掲出
- (エ) ㈱湘南平塚コミュニティ放送（FM湘南ナパサ）
- (オ) 湘南ケーブルネットワーク㈱（SCN）
- (カ) インターネット（ホームページ、SNS等）の活用
- (キ) 携帯メール配信による情報提供

イ SCN、FM湘南ナパサの活用

地域に密着した詳細な災害情報や生活情報を迅速かつ正確に、また反復して提供するため、特に地域情報媒体であるSCN及びナパサの有効活用を図ります。

なお、ナパサについては、迅速かつ円滑な連携体制のもと、必要に応じて災害時の移動放送を行います。

ウ その他の方法

- (ア) 高潮及び洪水等に関する広報は、必要に応じ消防機関においても行います。
- (イ) 必要な場合は、警察署及びその他の防災関係機関に対し広報依頼をします。
- (ウ) 必要な場合は、新聞、テレビ、ラジオ等報道関係機関に対し広報依頼をします。

エ 市外避難者に対する広報

市外への一時避難者に対する広報は、当初においては報道関係機関へ協力依頼をして対応するものとしますが、状況又は時間の経過等に応じてインターネット、広報紙等の郵送サービス等の検討を行います。

また、避難先自治体の協力を得て、広報紙等による広報を検討します。

オ 要配慮者に対する広報

要配慮者への情報伝達については、上記による方法のほか、自治会、民生委員児童委員、避難支援等関係者との連携、協力を得て対応します。

(3) 報道関係機関に対する発表

ア 災害対策本部が取りまとめた情報等の発表

災害対策本部がとりまとめた災害情報等は、秘書広報部広報班を通じて適宜報道関係機関に発表します。

イ 関係機関の情報等の発表

関係機関の災害情報等の発表は、原則として、一元化又は効率性確保のため秘書広報部広報班を通じて統一的行います。ただし、それぞれの関係機関が所管する事業等に関しては適宜行います。

なお、災害対策本部が発表するに際し、必要な場合は各関係機関に対し説明のための同席を求めます。

ウ 関係機関が発表する情報の把握

秘書広報部広報班は、情報の共有化を図るため、各関係機関が独自に報道関係機関に発表する事項についてもその把握に努めます。

なお、ライフライン関係機関については、「第11節 ライフライン等の応急復旧対策」の定めるところにより、各機関から所管に係る被害状況や応急対策状況等の報告とあわせ、各機関が報道関係機関等に発表する内容が統括班に伝達されることとなっているため、同班と連携を密にしてその情報を収集します。

(4) 広報資料の収集

ア 現地取材の実施

秘書広報部広報班は、広報資料や災害記録等に資するため、災害対策本部で取りまとめた災害情報等に基づき、必要に応じて災害現場における現地取材を行います。

なお、取材の結果、災害応急対策上必要と判断されるものについては、速やかに関係部等へ報告します。

イ 災害写真の撮影及び収集

秘書広報部広報班は、広報資料や災害記録等に資するため、必要に応じて次のとおり災害写真の撮影等を行います。

(ア) 被害状況、災害対策活動等災害に関する写真撮影

(イ) 他の機関等が撮影した災害写真の収集

(ウ) 災害応急対策に必要な災害写真の災害対策本部への掲示

(エ) 他の機関等から依頼のあった場合の写真の提供

2 安否情報対策

(1) 安否確認受付体制の確保

災害が発生した場合の混乱時には、被災した家族や親戚等の安否を確認するため、市内外から多数の問い合わせが一時期に殺到することが予想されるため、総務部安否情報班は速やかに必要な職員を配置し、統括部統括班と連携しながら、災害対策本部内の初期における専属的な安否確認受付体制を整えます。

(2) 安否情報の公表

災害発生時の安否不明者、死者については、県が氏名等の最小限の個人情報を原則速やかに公表します。県の公表にあたり、安否情報班は県からの照会等に対し、住民基本台帳の閲覧制限の有無の確認等を行い回答します。なお、市が独自に公表する必要があると判断した場合には、広報班が氏名等の最小限の個人情報を原則速やかに公表します。

(3) 安否情報の範囲

安否情報班が取り扱う安否情報は、原則として次に掲げるものとします。

ア 第1対応期～第2対応期

災害対策本部の情報収集活動は、発災初期の混乱時では、市域の物的及び人的被害の概要を把握することを主体とし、次の情報を取り扱うものとします。

(ア) 死亡者（警察による検視等、法医学専門医、警察協力医及び応援協力により出動した医師による検案が済み、身元が判明しているもの）

(イ) 行方不明者（災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの）、安否不明者

(ウ) 避難所等避難者

イ 第3対応期以降

発災初期の混乱期が終息すると、時間経過とともに被害状況及び避難状況等の詳細が判明し、死亡者又は行方不明者の身元確認も進むため、原則として次の情報を取り扱うものとします。

(ア) 死亡者

(イ) 行方不明者、安否不明者

(ウ) 避難所等避難者

(エ) 病院収容者

(4) 業務及び手順

総務部安否情報班は、統括部統括班から以下の情報を収集し、時間的経過を踏まえた

業務及び手順等は概ね次のとおりとします。

ア 第1対応期～第2対応期

- (ア) 発災直後の被害状況（人的、物的、被災区域等）及び避難状況等の概要
- (イ) (ア)に基づき死者、行方不明者、安否不明者の情報整理、県へ報告する安否不明者リスト作成
- (ウ) 死亡者、行方不明者、安否不明者等の情報を基にした安否確認への対応

イ 第3対応期以降

- (ア) 死亡者、行方不明者、災害による負傷者収容状況の把握
- (イ) 各避難所の開設状況及び避難者状況（避難者名簿）
- (ウ) 死亡者、行方不明者、安否不明者リストの更新
- (エ) (ア)～(ウ)の情報に基づいて安否確認の対応（その時点の情報でもなお該当者が不明の場合は、必要に応じ関係機関に照会）

(5) 照会への対応

総務部安否情報班は、市民の他、市外、県外等からの被災者の安否確認の照会があった場合は、概ね次の要領で対応します。

ア 第1対応期～第2対応期

- (ア) 安否確認対象者の居住する地域の人的、物的被害の概要を回答します。
- (イ) 安否確認対象者の居住する地域の避難所、病院等の所在地、連絡先等を回答します。
- (ウ) 警察及び保健医療福祉部救護班により確認された死亡者及び行方不明者についてリスト等が作成されている場合は、それにより安否確認対象者の登載の有無を回答します。
- (エ) 安否確認の照会内容から、死亡が推定される場合は、身元不明者の状況や遺体安置所の場所等を伝えるとともに、捜索する必要があるため、保健医療福祉部救護班に連絡します。

イ 第3対応期

- (ア) アの発災初期の対応を基本とし、必要に応じて関係機関及び関係施設等に問い合わせ対応します。
- (イ) 発災初期の混乱が終息した時点で、安否の確認があった場合には、既に判明している情報で調査し回答しますが、なお該当者が不明な場合は可能な範囲で、避難部（避難所配備職員）、民生委員児童委員、自治会（自主防災組織）、警察等に照会し、その結果を回答するものとします。

(6) 安否情報の回答の範囲

照会者の安否確認対象者との関係に応じて、回答できる安否情報の範囲は、原則、次のとおりです。

照会者	回答できる安否情報の範囲
同居の親族	居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
同居以外の親族又は職場の関係者等	負傷又は疾病の状況
安否確認対象者の知人等	安否情報の有無

(7) 避難所における安否確認対策

発災後における安否確認問い合わせの混乱を極力減少させるため、避難所における安否確認対策として、避難所運営委員会は、次の措置を事前に行うものとします。また、避難者名簿の早期作成に努め、避難部は総務部安否情報班に対し、その情報を提供します。

- ア 避難者カード、台帳の整備
- イ 施設開設後に設置する掲示板の準備
- ウ 移動先表示用紙の準備
- エ その他必要と認められる措置

(8) インターネットを利用した安否確認対策

避難所等で個人情報収集する際、インターネット等での公開について同意を得られたものや死亡者名については、必要に応じて総務部安否情報班がその情報をインターネット等で提供します。

(9) 安否情報の回答の際の配慮事項

安否確認対象者本人やその親族等の権利利益を不当に害することのないよう次のような場合等は、回答を行わない等、個人情報の管理を徹底します。

- ア 配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者に関する安否情報を当事者に知らせる場合
- イ 多重債務者と思われる被災者の安否情報を消費者金融会社に知らせる場合
- ウ 単身の被災高齢者についての安否情報を知らせる場合

【関係資料】

- 2-13 平塚市防災行政無線の運用
- 2-14 報道関係機関一覧表
- 8-2 応急活動等に関する協定の内容一覧表
- 8-4 相互応援に関する協定の内容一覧表

第8節 応援要請及び受援

【担当部】 統括部 各関係部

【関係機関】 神奈川県 指定地方行政機関 相互応援協定都市 他の地方公共団体 自衛隊

大規模災害が発生した際には短期間に膨大な災害対応業務が発生します。また、被災し行政機能が低下するため本市の有する災害対応能力を超え、人的、物的資源が不足することが予想されます。

被害状況や被害予測により災害概要を把握したのち、空振りを恐れることなく、様々な制度や枠組みに基づいて、躊躇なく応援要請を行い、受援を受け入れます。

受援対象業務は応援職員等の意見・助言を尊重しつつ取り組むが、災害対策業務の主体は本市災害対策本部であることを認識し、応援職員等に業務を任せきりにしないことが重要です。

応援には終わりががあるため、本市のみで災害対応業務を遂行できるようにするとともに、応援職員がいる期間内に多くの人手を要する業務が終了できるようにするなど、応援期間の終了を見据えて業務の見通しを立てていきます。

なお、詳細は「平塚市災害時受援計画」に定めます。

1 応援要請

(1) 応援要否の判断

次の被害状況等を参考に、本市の有する災害対応力を超えると判断した場合には、応援要請を行います。なお、応援要否の判断は時機を逸すること無く、災害発生後半日以内を目途に行います。

- ア 被害状況、雨量等による人的・物的・浸水被害見積
- イ 警防部への119番通報状況及び、人命救助にかかる消防対応状況
- ウ 高所カメラ、職員等の報告による被害状況
- エ 職員の参集状況、被災状況
- オ その他の被害概要

(2) 応援要請の種類及び要請先

応援要請の種類、内容及び要請実施部、要請先、根拠法令等は次のとおりです。

要請に関し各部は必要に応じて、事前調整を統括部統括班や要請先と行います。要請を実施した場合は、速やかにその旨を統括部統括班及び職員・受援班へ報告します。

	種類	要請等の内容	要請実施部班	要請先	要請等の根拠
①	地方自治体等への応援要請	相互応援協定に基づく応援要請	統括部職員・受援班	各協定自治体	災害時相互応援協定
②		災害の応急措置のための応援要請	統括部職員・受援班	県	災対法第67条第1項、第68条
③		地方公共団体職員の派遣要請	統括部職員・受援班	県	地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17
④		応急措置の応援又は応急措置の実施要請	統括部職員・受援班	県	災対法第68条第1項

⑤		災害応急対策又は災害復旧のための指定地方行政機関の職員の派遣あっ旋要求	統括部職員・受援班	県	災対法第30条第1項
⑥		災害応急対策又は災害復旧のための他の地方公共団体職員の派遣あっ旋要求	統括部職員・受援班	県	災対法第30条第2項
⑦		災害応急対策又は災害復旧のための当該指定地方行政機関の職員の派遣要請	統括部職員・受援班	指定地方行政機関（県との事前協議が必要）	災対法第29条第2項
⑧	消防に関する 応援要請	消防の相互応援要請	警防部 警防本部班	他の消防本部	消防組織法第39条
⑨		消防機関の職員の応援出動の措置等	警防部 警防本部班	県	消防組織法第44条
⑩	自衛隊への 応援要請	自衛隊派遣要請の求め	統括部 統括班	県	災対法第68条の2第1項
⑪		自衛隊派遣要請	統括部 統括班	防衛省又は自衛隊	災対法第68条の2第2項
⑫	防災関係団体等への 応援要請	応援協定等に基づく 応援要請	各部	各協定団体	各応援協定

（３） 応援要請の優先順位

災害時の応急対策は、初動の活動がその後の活動に大きな影響を及ぼすことから、発災24時間以内（第1対応期）には次の応援要請を優先して実施します。

ア 人命救助活動

要請の種類：緊急消防援助隊、自衛隊派遣要請の求め

イ 医療活動

要請の種類：災害派遣医療チーム（DMAT）

ウ 災害対策本部事務局機能への支援

要請の種類：応急対策職員派遣制度（総括支援チーム）

（４） 先遣隊の受入れ及び事前調整

応援団体等からの先遣隊が本市に到着した際には、被害状況や応急対策の実施状況、課題の認識共有を行い、応援・受援に関する事前調整を行います。

平塚警察署災害警備本部が設置された場合には、必要に応じ警察官の連絡要員を受入れて、協力・連携体制を強化します。

（５） 応援を要する応急対策業務

過去の災害事例から多くの応援職員を必要とする応急対策業務は次のとおりです。ただし、災害状況や災害発生からの時間経過により応援職員の需要は変化することを考慮して柔軟に対応します。

- ・ 避難所運営

- 家屋被害認定調査、罹災証明書
- 保健医療
- 物資
- 災害廃棄物
- 道路復旧

2 応援受入（受援）

（１）環境整備

災害対策戦略室内に応援機関の事務作業場所を確保します。会議室等の応急対策の課題や焦点に関連する応援機関の事務作業場所を確保します。その他の部班においても応援機関等との連携を考慮し、同一の会議室内での活動に努めます。

また、駐車場、宿泊場所、食料、飲料水等の確保に努めます。

（２）受援担当の設置

受援に関する総合調整は統括部職員・受援班が担当します。各部班の業務に関しては、各部班で受援担当者を設置し円滑な受入れ体制を構築します。

（３）活動調整

応援業務の内容や人数、必要となる資機材など活動調整を第一に実施します。

以降、応急対策業務を実施していくなかで、応援機関と定期的な情報共有・課題認識・活動調整などを目的とした打合せを定期的に行います。

（４）多階層における連携

ア 災害対策本部会議

災害対応の基本方針を決定する災害対策本部会議に総括支援チーム（災害マネジメント総括支援員）や応援機関の代表者の出席を求め、認識共有を行い必要に応じて助言を求めます。

イ 災害対策戦略室

市の課題解決の対策検討、対策の実行に向けた各部班間及び応援機関等との調整を行う。

ウ 各個別業務

各種応急対策業務の実施における課題解決の対策検討、対策の実行に向けた各部班間及び応援機関等との調整を行います。

エ 避難所、被災現場等

現場活動における課題解決の対策検討、対策の実行に向けた現場レベルでの応援機関等との調整を行います。

（５）業務引き継ぎ

大規模災害時には応援業務が長期化し、派遣された職員が定期的に交代するため、応援機関内における業務引継ぎを促すとともに、関係部班は引継ぎ内容について把握するように努めます。

3 応援の撤収

（１）活動終了、撤収の協議

統括部や受援部班は、本市のみで災害対応業務の遂行が見通せた場合や活動が長期化している場合には、応援機関と活動終了時期や撤収について協議を行います。

（２）撤収の要請

本部長は、応援機関の活動期間が終了し、又は活動の必要がなくなると認める場合には県や応援機関等に対し撤収を要請します。

（３）撤収の実施

応援機関の撤収は、応援機関と統括部や関係部班が協議して行うものとします。

4 自衛隊に対する災害派遣要請

(1) 災害派遣要請等の基準

ア 県知事に対する派遣要請の要求

本市域に係る災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、人命又は財産の保護のため応急措置を実施する必要がある、災害対策本部及び防災関係機関等の動員だけでは不可能と認められるとき、県知事に対し自衛隊の派遣要請を求めます。この場合において、その旨及び本市の災害状況を防衛大臣、地域担任部隊等の長に通知します。

イ 県知事に要求できない場合の災害状況の通知

通信の途絶等により県知事に対し派遣要請の要求ができないとき又は状況が急を要し県知事の要請を待っては時機を失すると認められるときは、本市域に係る災害の状況について本市域を担当する部隊等の長に通報連絡します。この場合、事後速やかに県知事に対し所定の手続を取るものとします。

(2) 派遣要請の範囲

自衛隊に対する災害派遣要請の範囲は、概ね次のとおりとします。

ア 車両、船舶及び航空機等状況に適した手段による被害状況の把握

イ 避難者の誘導、輸送等

ウ 死者、行方不明者及び負傷者等の搜索、救助

エ 水防活動

(ア) 堤防護岸等の決壊に対する土のう作り、運搬及び補修

(イ) 林野火災等に対するヘリコプターによる空中消火の実施等、対応可能な消火活動

オ 道路又は水路の啓開

(ア) 道路又は水路等交通路上の障害物の排除

(イ) 施設の損壊又は障害物がある場合の啓開、除去

(ウ) 街路、鉄道線路上の崩土等の排除

カ 応急医療、救護及び防疫

(ア) 負傷者の応急処置、救護

(イ) 大規模な感染症等の発生に伴う応急防疫等（薬剤等は県又は本市において準備）

キ 緊急を要しかつ他に適当な手段がない場合における緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は、特に緊急を要する場合に限る）

ク 緊急を要し、他に適当な手段がない場合における炊飯、給水の支援

ケ 「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」（昭和33年総理府令第1号）による無償貸付及び譲与等。ただし、譲与は、県市町村その他公共機関の救助が受けられず当該物品の譲与を受けなければ生命身体が危険であると認められる場合に限ります。

コ 危険物の保安及び除去

サ 市長が必要と認め、自衛隊の能力で対応可能な業務

(3) 災害派遣要請の手続き等

ア 県知事に対する派遣要請要求

(ア) 県知事への派遣要請要求者は、市長とします。

(イ) 災害派遣要請に関する手続きは、統括部統括班が次により行います。

a 要求先 県知事（くらし安全防災局危機管理防災課）

b 要求の方法

要求は次の事項を記載した文書をもって行うものとします。ただし、緊急を要する場合は、とりあえず電話等で行った後速やかに文書を提出するものとします。

- (a) 災害の状況及び派遣を要請する理由
- (b) 派遣を希望する期間
- (c) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (d) 要請責任者の職氏名
- (e) 派遣時における特殊携行装備又は作業の種類
- (f) 派遣地への最適経路
- (g) 連絡場所及び現地責任者の氏名並びに標識又は誘導地点とその表示
- (h) その他参考となるべき事項

(ウ) 災害派遣要請を検討している場合又は県知事に対して派遣要請を行った場合は、その旨を本市域を担当する部隊に連絡するものとします。

イ 県知事に要求できない場合の自衛隊への通知

- (ア) 自衛隊に対する通知者は市長とします。
- (イ) 災害状況等の通知に関する手続きは、統括部統括班が次により行います。

a 本市域を担当する部隊の連絡窓口

連絡窓口	所在地	管轄区域
東部方面混成団	横須賀市御幸浜 1－1	神奈川県全域
第4施設群第3科	相模原市南区新戸 2 9 5 8	県央、湘南地区
神奈川地方協力本部	横浜市中区山下町 2 5 3－2	神奈川県全域

b 通知の方法

本章「第6節 災害時の情報収集 1 通信対策」に基づき、災害の状況に応じ最も有効な手段を利用します。

(4) 本市域を担当する部隊の受入れ体制

自衛隊に対する派遣要請の県知事への要求又は直接最寄りの部隊等に状況の内容を通報連絡する場合は、次の事項について検討し、受入体制を整えるものとします。

ア 他の災害救助復旧関係との競合重複の排除

自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう、最も効率的な作業分担に配慮するものとします。

イ 作業計画の樹立及び資機材等の準備

自衛隊に対し作業を依頼するに当たっては、作業計画を作成するとともに、作業に必要な資機材をあらかじめ準備し、かつ作業に関係ある管理者と緊密な連絡を取るなど、部隊が到着と同時に作業が速やかに開始できるようにしておくものとします。

ウ 自衛隊との連絡窓口の明確化

(ア) 市長は、派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置がとれるよう、災害状況に応じ、連絡、交渉の窓口を明確にしておくものとします。

(イ) 連絡、交渉の窓口は、特別な場合を除き、統括部統括班とします。

(ウ) 現場における連絡、交渉の窓口は、自衛隊の作業の内容に関係する部とします。この場合、関係部長は特に必要が生じたときは、統括部統括班に対し事前に協議し、又は事後に状況の報告をするものとします。

エ 防災対策図等の活用

市長は、自衛隊との調整に当たって、座標の記された同一の地図を用いることが効率的であることから、県が作成した「座標対策図」を活用する等により、県及び自衛隊との連絡、調整を図るよう努めます。

オ 宿営地、車両基地等の準備

市長は、派遣された部隊が作業を円滑に行えるよう、必要に応じて、宿営地、車両基地等の準備を行うものとします。

(ア) 宿営地及び車両基地の予定地

a 「自衛隊の宿営地及び車両基地の予定地」のとおりとします。

b 自衛隊に対し派遣を要請する場合には、災害の規模、被害状況等に応じて、統括部統括班が事前に予定地のうちから適当な場所の指定を行い、自衛隊に連絡するものとします。また、状況により予定地以外の場所を指定する必要があるときも同様とします。

カ 現地への誘導及び状況の把握

(ア) 被災地に自衛隊員が到着するために必要な誘導を行い、また、必要な場合は警察官等に誘導を要請するものとします。

(イ) この場合、自衛隊の誘導は要請した内容に関係する部が行い、警察官等の誘導要請は統括部統括班が行います。

(ウ) 自衛隊の作業中は連絡員を同行させ、作業状況を把握するとともに、随時統括部統括班に報告します。この場合、連絡員の派遣、状況の把握及び統括部統括班への報告は、作業の内容に関係する部が行います。

キ 県知事への報告

市長は、自衛隊の作業状況を把握した結果を随時県知事に対し報告します。

(5) 要請の変更及び派遣部隊の撤収

ア 要請の変更

市長は、自衛隊の派遣期間、人員等の変更を必要とする場合は、その理由を付して県知事に対して申し入れます。この場合の手続きについては、本節２－(３)－アの派遣要請要求に準じて行うものとします。

イ 派遣部隊の撤収

市長は、災害派遣活動が終了した場合及び派遣の必要がなくなつたと認められた場合、速やかに県知事に対し撤収の要請について協議します。

(6) 経費の負担

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として市が負担するものとし、その内容は、概ね次のとおりとします。

ア 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材等（自衛隊装備品を除く）の購入費、借上料及び修繕費

イ 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料等

ウ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話及び入浴料等

エ 派遣部隊が救援活動の実施に際し生じた（自衛隊装備品を除く）損害の補償

オ その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義がある場合は、派遣部隊等との間で協議するものとします。

(7) ヘリコプター臨時離着陸場

市が自衛隊に対し航空機の派遣を要請した場合のヘリコプター臨時離着陸場の予定地は、「ヘリコプター臨時離着陸場」に掲げる第１次施設及び第２次施設とします。ただし、災害の規模、状況に応じて事前に第１次施設、第２次施設の順により、使用するヘリコプタ

一臨時離着陸場の指定を行い、自衛隊に連絡するものとします。

第2次施設は、第1次施設が使用不能の場合、又は緊急の場合に使用するものとします。

【関係資料】

- 1－14 自衛隊
- 3－31 陸上自衛隊ヘリコプター離発着の為の最小限所要地積
- 3－32 ヘリコプター臨時離着陸場
- 3－33 自衛隊の宿営地及び車両基地の予定地
- 8－4 相互応援に関する協定の内容一覧表

第9節 救急・救助及び医療救護活動

【担 当 部】 統括部 保健医療福祉部 病院部 警防部
【関係機関】 県平塚保健福祉事務所 平塚市医師会 平塚歯科医師会
平塚中郡薬剤師会 日本赤十字社神奈川県支部

1 救急・救助

(1) 消防活動の基本方針

災害時における消防活動の基本方針は次のとおりとします。

ア 人命救助・救急活動

災害時には、崖崩れ、浸水、家屋の損壊、交通事故、危険物・毒物、ガス等の漏洩等により複合的に被害が発生することが予想されます。このことから、消防の人員、資機材を活用し、人命救助、救急活動を行い、人命の安全確保に努めます。

(2) 初動体制の確保

ア 警防部の初動措置

(ア) 警防本部の設置

a 災害活動を総合的に掌握し適切な指令管制を行うとともに、災害情報の収集、分析を行うため、市庁舎本館に警防本部を設置します。

b 警防本部の本部員は警防規程により組織します。

(イ) 各種機械器具の点検

各種機械器具の点検を行います。

(ウ) 各種燃料の確保

車両及び各種機械等に使用する燃料の確保に努めます。

(エ) 通信及び情報収集体制の確保

a 通信施設の機能試験及び非常電源装置の点検を実施し、通信の確保を行うとともに、情報収集体制の確保を図ります。

b 有線、無線ともに混乱することが予想されるため、適切な通信統制を実施し、通信の円滑化を図ります。

(オ) 災害危険箇所等の調査

必要に応じ関係機関等と連携し、災害危険箇所や被害を受けるおそれのある箇所等の状況調査を行います。

(カ) 非常警備体制の確立

消防本部の定める警防規程に基づき、職員は所定の場所に自動参集するほか、被害の状況により、有線及び無線電話その他の方法により職員の非常招集を指令し、非常警備体制の確保を図ります。

イ 消防団の措置

(ア) 消防団本部の設置

消防本部の定める警防規程に基づき、消防団長及び副団長は参集し、警防本部員となり各分団の指揮を行います。

(イ) 非常参集

消防本部の定める警防規程に基づき、災害の状況により、団員の非常招集を行い、災害対応を実施します。

ウ 平塚警察署の措置

平塚警察署は別に定めるところにより、警備部隊の編成を行うほか、事案の規模及び態様に応じて迅速、的確な部隊運用を行います。

(3) 情報収集

情報の収集は、有線電話の途絶、無線施設の障害等により極度に制限されることが予想されるので、次により迅速的確な情報の収集に努めます。

ア 情報の収集要領

消防署所は、初動措置に引き続き、消防車両及び職員等の巡回、その他のあらゆる手段で正確な被害状況の把握に努め、警防本部等へ報告を行います。

イ 情報収集の項目

情報収集は、災害発生に伴い生じた人命に係る情報を主体とし、次の項目について行います。

(ア) 建築物の損壊状況

(イ) 負傷者及び要救助者の発生状況

(ウ) 道路被害状況及び通行の可否

(エ) その他消防活動上必要な事項

(4) 救急・救助活動

ア 救急・救助活動の方針

(ア) 救急・救助活動は救急隊及び救助隊により実施することを基本とします。ただし、災害の状況等により必要な場合は警防本部の指示に基づき特設部隊を編成し、救急・救助活動の強化を図ります。

(イ) 当直部隊の救急隊及び救助隊は、通常使用する救急救助資機材を、また、非直部隊の特設救急隊及び特設救助隊は、非常時用救急救助資機材を活用します。

(ウ) 災害の状況に応じて警防本部は、上記にかかわらず全市総括的な救急・救助の方針を決定し、出動部隊に指示を行います。

イ 救急活動

(ア) 搬送の優先順位の決定

多数の傷病者が同時に発生したときには、トリアージタグを使用して搬送の優先順位を決定し、収容可能な医療機関への円滑な搬送を行います。

(イ) 診療体制の把握

医療施設が被害を受け、又は医療従事者が被害を受けることなどにより診療体制が不十分となるおそれがあるため、広域災害救急医療情報システム等の情報を活用し、状況の把握をして傷病者の円滑な搬送及び分散搬送を行います。

(ウ) かすり傷等軽易な者の扱い

かすり傷等軽易な者は、家庭内、又は自主防災組織等での処置を依頼します

ウ 救助活動

(ア) 二次災害の防止

災害発生現場等における再被害又は救助中の二次災害の防止に努めます。

(5) その他の災害対策

崖崩れのおそれのある場合、又は河川堤防の破壊によって水害のおそれのある場合は他の防災機関と緊密な連絡を保ち、機を失せず避難を指示し、必要があるときは避難誘導により人身の保護にあたります。

(6) 通行禁止区域における措置命令等

ア 消防吏員は災対法第76条に基づき、県公安委員会により指定された通行禁止区域等

において、車両その他の物件が消防用緊急通行車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認められるときで、かつ警察官がその場にいない場合、同法第76条の3第4項に基づき消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要な措置をとることを命ずることができます。

イ 上記の場合において、措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき又は命令の相手方が現場にいないため、当該措置をとることを命ずることができないときは、自ら当該措置をとることができます。この場合、やむを得ない限度において当該措置に係る車両その他の物件を破損することができます。

ウ 同法第76条の3第4項に規定する措置命令等をとったときは、直ちに、その旨を措置命令をとった場所を管轄する警察署長に通知します。

(7) 消防応援

消防署及び消防団の部隊の応援出動については、「神奈川県内消防広域応援実施計画」及び「神奈川県下消防相互応援協定」に基づき行います。

ア 神奈川県下消防相互応援協定市町等

神奈川県下消防応援協定市町等については、「神奈川県下消防相互応援協定書」のとおりです。

イ 応援の方法等

応援の方法については、「神奈川県下消防相互応援協定書」及び「神奈川県下消防相互応援協定に基づく覚書」に定めるところによります。

なお、応援の区分については、次のとおりです。

(ア) 通常応援・消防団応援

隣接する協定市町が覚書に定める区域内に発生した災害を覚知したとき、その消防署、又は消防団に属する消防隊等が自動的に出動します。

(イ) 特別応援

被応援消防機関から要請があった場合に出動します。

(ウ) 大規模及び特殊な災害の応援

大規模及び特殊な災害が発生した場合は、「神奈川県内消防広域応援実施計画」に基づき対応します。

(8) 県警察による救出救助活動

県警察は、把握した被災状況に基づき、迅速・的確な救出、救助活動を実施します。

又、平塚警察署長は、防災関係機関の現場責任者と随時、搜索区割り等現場活動に関する調整を行います。

(9) 第三管区海上保安本部による搜索救助

第三管区海上保安本部は、船舶の海難、人身事故等が発生したときは、速やかに船艇、航空機又は特殊救難隊により搜索救助を行います。

(10) 広域的応援要請

災害が発生し、本市の消防力のみでは対処することが困難である場合は、次により応援要請を行います。

ア 応援要請先等

(ア) 県知事に対する応援要請

県知事に対し、次に掲げる部隊等の派遣措置を要請します。

- a 消防庁に対する緊急消防援助隊の派遣
- b 自衛隊に対する救助、救急活動の応援
- c 在日米軍に対する救助、救急活動の応援

(イ) 相互応援協定市に対する応援要請

相互応援協定締結市に対し、協定に基づく応援を要請します。

イ 要請手続

応援要請は、次に掲げる事項を明らかにし要請するものとします。

(ア) 要請理由

(イ) 災害の概況

(ウ) 要請する消防隊等の種類及び数

(エ) 活動内容

(オ) 集結場所

(カ) 連絡調整員

(キ) 担当責任者

ウ 応援部隊の集結場所及び宿営場所

応援部隊の集結予定場所及び消防活動の長期化した場合の宿営予定場所については、次のとおりとします。ただし、状況により使用できない場合は、他の場所を指定します。

(ア) 集結（宿営）予定場所—総合公園等

エ 活動調整

(ア) 活動調整会議

統括部統括班及び警防部は平塚警察署、第三管区海上保安本部、自衛隊等の部隊がそれぞれ連携を図りながら救助活動等を円滑かつ効果的に行えるよう、活動調整会議を開催し、効果的な救助・救急、消火活動等に資する情報（要救助者の発見場所、行方不明者の特定に資する情報、安全確保に資する情報、燃料補給の確保状況等）の共有や活動方針等の調整を行います。

(イ) 現地合同調整所

統括部統括班及び警防部は必要に応じて、現地合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

2 保健医療活動

(1) 災害保健医療活動の基本方針

大規模、広域的な地震・津波災害により多数の傷病者が発生した場合において、市及び県は、平塚市民病院（災害拠点病院）、市内病院、市医師会、県平塚保健福祉事務所等が有機的に連携し総力を挙げて迅速かつ適切な保健医療活動を実施します。

被災地及びその周辺の医療救護の対応能力を著しく超える場合には、日本赤十字社神奈川県支部、神奈川県医師会、災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）、災害派遣精神医療チーム（以下「DPAT」という。）、災害時健康危機管理支援チーム（以下「DHEAT」という。）の支援を受け、緊密な連携のもと迅速かつ適切な保健医療活動を実施します。

(2) 役割

ア 県保健医療調整本部

迅速かつ的確な保健医療活動の実施を図るため、県内の保健医療活動に関する総合調整を行います。

主な役割	
- 保健医療活動に関する情報の収集・提供・整理・分析 - 保健医療活動チームの全体的な活動調整・情報連携 - 県保健福祉事務所及び保健所設置市における保健所、地域災害医療対策会議等の保健医療活動への助言・支援 - その他県保健医療調整本部長が特に指示する事項	

保健医療活動チーム（現場支援）

区分		チーム名
医療救護活動	DMAT等	① DMAT（災害派遣医療チーム）
		② 神奈川DMAT-L（Local）
	DPAT	③ DPAT（災害派遣精神医療チーム）
	医療救護班等	④ 都道府県医療救護班
		⑤ その他の救護班
		⑥ JMAT（日本医師会災害医療チーム）
		⑦ 日本赤十字社救護班
	薬剤師班	⑧ 薬剤師チーム
保健活動チーム		⑨ 保健師活動チーム・保健師等派遣チーム
		⑩ 歯科医療救護班
		⑪ 栄養士チーム
		⑫ こころのケアチーム

本部支援チーム

区分	チーム名
DHEAT	⑬ DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）

イ 県平塚保健福祉事務所

地域の保健医療活動の拠点として、県保健医療調整本部と連携しながら、管内の保健医療活動の総合調整を行います。

調整にあたっては、医療及び医薬品確保等については地域医療災害対策会で、公衆衛生活動等については既存の保健所機能で対応することとし、それぞれは、災害フェーズに応じて連携・調整して対処します。

（ア） 地域災害医療対策会議

県は、平時には災害時医療救護に関する活動・訓練のあり方等の検討を行い、災害発生時にはその地域における医療救護活動の本部機能を担う地域災害医療対策会議を原則として二次保健医療圏ごとに設置します。

当該会議は、郡市医師会、地域歯科医師会、地域薬剤師会、災害拠点病院等に医療関係者、地域災害医療コーディネーター、市町、消防等の行政関係者等で構成し、事務局は県平塚保健福祉事務所が担い、県平塚保健福祉事務所長を座長とします。

主な役割	
- 通信手段の確保、運用（EMISへの代行入力を含む。） - 管内の医療機関の被災状況、救護所及び避難所における医療ニーズに関する情報収集・整理 - 災害医療関係機関との連絡調整（管内市町、災害拠点病院、一般病院、郡市	

医師会等との連絡調整を含む。)

- 県保健医療調整本部への支援要請及び各種調整
- 保健医療活動チーム（医療救護班及び薬剤師チーム）の受入れ・派遣調整
- 傷病者搬送・受入れに関する連絡調整
- 医薬品等の調達及び配分 等

(イ) 公衆衛生等に係る業務

災害発生時、県平塚保健福祉事務所は、職員派遣や衛生指導を中心に、保健や食品衛生、防疫等の公衆衛生活動等を行います。

主な役割

- 県保健医療調整本部への支援要請及び各種調整
- 関係行政機関との連絡調整
- 管内の被災状況、避難所における公衆衛生ニーズに関する情報収集・整理
- 保健医療活動チーム（保健師活動チーム、歯科医療救護班、栄養士チーム、こころのケアチーム等）の受入れ・派遣調整
- 管内の公衆衛生活動
健康状況把握・健康相談
栄養管理・食料供給支援
歯科口腔保健活動支援
こころのケア
医療的ケアが必要な要配慮者への支援
感染症対応・防疫活動
衛生管理（食品衛生・環境衛生・動物対策）
- 市町の保健活動のマネジメント機能の補佐

ウ 保健医療福祉部

保健医療福祉部は、迅速かつ的確な保健医療活動の実施を図るため、市内の保健医療活動に関する総合調整を行います。

主な役割

- 市内の医療機関の被災状況（E M I S、その他の手段による）
- 負傷者等の状況把握（E M I S、市内病院への聞き取り等による）
- 臨時救護所及び災害時地域医療機関（平塚市休日・夜間急患診療所）の設置、保健医療ニーズの把握と状況報告
- 救護隊の編成、派遣
- 医薬品等、血液製剤の確保
- 避難所における感染症対策、栄養・食生活・歯科保健対策支援
- 妊産婦、乳幼児、高齢者、障がい者等、発災時に特に支援を必要とする者の避難誘導や、健康を確保するための対応
- 在宅精神障がい者への支援及びこころのケアに関する普及啓発、D P A T等との連携
- 遺体の収容場所の確保と運用、棺等の確保調達、埋火葬対応
- 関係機関、団体等関係者との連絡調整

エ 災害拠点病院（病院部（平塚市民病院））

災害拠点病院は、災害時に医療救護活動の中心となる医療機関として、次の機能を担います。

主な役割

- 多発外傷、挫滅症候群（クラッシュシンドローム）、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度な診療機能
- 被災地からの重症者の受入機能
- D M A T、保健医療活動チームの受入機能
- 傷病者等の搬出を行う広域搬送への対応機能
- 地域の医療機関への支援機能

オ 一般病院

一般病院は、平塚市医師会及び災害拠点病院（平塚市民病院）、市と連携し周辺地域の傷病者をできる限り受入れるとともに、医療救護活動に協力します。

一般病院の管理者は、発災後直ちに院内状況等を調査し、E M I Sへ入力します。E M I Sへの入力できない場合は、院内状況等を保健医療福祉部へF A X等で報告します。

カ 災害時地域医療機関

災害時地域医療機関は、平塚市医師会等の協力により一時的に平塚市休日・夜間急患診療所を災害時地域医療機関に改め、平塚市保健センターに設置し、次の役割を担います。

主な役割

- 重症者、中等症者、軽症者の治療優先順位の振り分け（トリアージ）
- 中等症者及び重症者に対する搬送までの応急処置並びに軽症者に対する処置
- 災害拠点病院等への患者搬送の要請
- 医療救護活動の記録
- 遺体搬送への手配（搬送及び遺体安置所への収容は関係機関・団体等の協力を得て行う。）

キ 臨時救護所

臨時救護所は、必要に応じて平塚市医師会等の協力により設置し、次の役割を担います。

主な役割

- 重症者、中等症者、軽症者の治療優先順位の振り分け（トリアージ）
- 中等症者及び重症者に対する搬送までの応急処置並びに軽症者に対する処置
- 災害拠点病院等への患者搬送の要請
- 医療救護活動の記録
- 遺体搬送への手配（搬送及び遺体安置所への収容は関係機関・団体等の協力を得て行う。）

(3) 災害フェーズ別の主な対応

災害時の保健医療活動のフェーズ区分と主な活動

区分	フェーズ0		フェーズ1	フェーズ2	フェーズ3
	発災～2時間	～24時間	～72時間	～1週間	1週間～
保健医療ニーズ	外傷治療・救命救急のニーズ 医療機関の被災（医療提供体制の低下）		避難生活等による健康悪化・健康管理・公衆衛生等のニーズ等		
医療活動 保健活動	災害拠点病院を中心とした重症者の収容・治療 臨時救護所でのトリアージ、軽症者等への処置		重症者、透析患者等の被災地域外への搬送 市内医療提供体制の復旧		
			避難所での巡回診療・避難所環境改善・ 市内医療提供体制の復旧・在宅被災者への支援 医薬品・医療資機材の確保 燃料・水の確保 防護機材の受入		
県の活動概要	災害対策本部設置 体制構築		保健医療活動チーム等（DMAT等）要請・活動調整、地域災害医療対策会議等		
	人的被害、医療機関情報の収集・ 分析・一元化（EMIS等）		重症者、透析患者等の被災地域外への搬送 医療機関支援 SCUの設置運営、医薬品・医療資機材・ 燃料・水の調達及び供給等		
市の活動概要	災害対策本部設置 体制構築		保健医療活動チーム（HEAT等）受入れ・活動調整、地域災害医療対策会議出席等		
	人的被害、医療機関情報の収集・分析・一元化 （県災害情報管理システム・EMIS等）		重症者、透析患者等の被災地域外への搬送 医療機関支援 医薬品・医療資機材・燃料・水の調達及び供給等		
災害拠点病院 の活動概要	職員参集・体制構築 入院患者の安全確保		臨時救護所設置・運営 避難所巡回（状況把握） JMAT等の避難所巡回診療・避難者健康管理等		
	人的被害、医療機関情報の収集・分析・一元化（県災害情報管理システム・EMIS等） 重症者の収容・重症者等の被災地域外への搬送		医薬品・医療資機材・燃料・水の調達及び受入等 DMAT等の受入 平常時の医療提供体制へ徐々に移行		
一般病院の 活動概要	職員参集・体制構築 入院患者の安全確保		医薬品・医療資機材・燃料・水の調達及び受入等 医療チーム等の受入 平常時の医療提供体制へ徐々に移行		
	施設被害の報告（EMIS等）・傷病者等受入				
救護所の 活動概要	参集・救護班編成 人的被害等の状況把握		救護所（避難所）設置 保健医療活動チームの受入 避難所での巡回診療・健康管理等		
	救護所（緊急）設置・トリアージ・軽症者への処置 災害拠点病院との連携等				

(4)活動

ア 災害拠点病院（病院部（平塚市民病院））

- ・ 発災後直ちに院内状況等を調査し、E M I Sへ入力します。被災が甚だしく医療機関としての活動が不可能な場合は、県保健医療調整本部、地域災害医療対策会議及び同一ブロック内（県が災害拠点病院の被災等に備え定めた、二次医療圏ごとに災害拠点病院と災害協力病院をブロック化）のほかの災害拠点病院等に速やかにその旨を報告します。
- ・ 被災地から搬送される重症者を受け入れる。院内で対応が困難な場合は、E M I S等を活用して県保健医療調整本部に報告し、搬送に関する調整を要請します。
- ・ 災害拠点病院は、平塚共済病院、済生会湘南平塚病院と相互に連携し、診療状況等を把握の上、迅速かつ効率的な医療救護活動を実施します。

イ 一般病院

- ・ 発災後直ちに院内状況等を調査しE M I Sへ入力します。E M I Sへの入力ができない場合は、院内状況等をF A X等で市保健医療福祉部へ報告します。
- ・ 平塚市医師会及び市保健医療福祉部と連携し、周辺地域の傷病者をできる限り受け入れるとともに、医療救護活動に協力します。

ウ 災害時地域医療機関

(ア) 設置

大規模な災害が発生した場合又は大規模な災害が予想される場合、必要に応じて平塚市医師会等の協力により一時的に平塚市休日・夜間急患診療所を災害時地域医療機関に改め、平塚市保健センターに設置します。

(イ) 救護隊

被災状況等必要に応じ、被災傷病者の応急措置を行うため県等に応援を要請し、医療・救護体制を確保します。

a 救護隊の編成

市の設置する災害時地域医療機関における救護隊の編成は、概ね次のとおりとし、医師が班長となります。医師及び救護隊の正副班長については、平塚市医師会があらかじめ定めます。（「平塚市医師会救護隊編成表」を参照）

職 種	1 隊の構成人員	備 考
医 師	3 ～12名	平塚市医師会
看護師及び 看護補助者	5 ～10名	登録看護要員、平塚市赤十字奉仕団等
受 付	2 名	保健医療福祉部職員
連 絡 員	1 名	〃

b 救護隊の要請

地震災害時における医療・救護活動を実施するため、保健医療福祉部は必要に応じて平塚市医師会に救護隊の出動を要請します。ただし、平塚市医師会は、被害の状況及び通信の途絶等で市が要請できない状態であると認めたときは、市の要請を待たずに自らの判断で救護隊を出動させるものとします。また災害の規模又は被災状況に応じて、県等に応援を要請します。看護師が不足する場

合は、県を通じ、神奈川県看護協会へ派遣を依頼します。

(ウ) 活動

医療については、「平塚市医師会災害時における医療救護実施計画」等に基づき、実施します。

傷病者の重傷度、緊急度による治療優先度の決定（トリアージ）を行い、軽度と判定された患者は災害時地域医療機関において、中等症者及び重症者と判定された患者は救急病院等へ搬送し、医療を実施します。

エ 臨時救護所

(ア) 設置

大規模な災害が発生した場合又は大規模な災害が予想される場合、必要に応じて平塚市医師会等の協力により臨時救護所を設置します。

なお、臨時救護所設置場所が被害を受けたこと等により設置することができない場合には状況等を判断し、ほかの適切な場所に設置します。

(イ) 救護隊

被災状況等必要に応じ、被災傷病者の応急措置を行うため県等に応援を要請し、医療・救護体制を確保します。

a 救護隊の編成

市の設置する臨時救護所における救護隊の編成は、概ね次のとおりとし、医師が班長となります。医師及び救護隊の正副班長については、平塚市医師会があらかじめ定めます。（「平塚市医師会救護隊編成表」、「平塚歯科医師会救護隊編成表」を参照）

職 種	1 隊の構成人員	備 考
医 師	3 ～12名	平塚市医師会
歯 科 医 師	3 ～16名	平塚歯科医師会
看護師及び 看護補助者	5 ～10名	登録看護要員、平塚市赤十字奉仕団等
受 付	2 名	保健医療福祉部職員
連 絡 員	1 名	〃

b 救護隊の要請

地震災害時における医療・救護活動を実施するため、保健医療福祉部は必要に応じて平塚市医師会及び平塚歯科医師会に救護隊の出動を要請します。ただし、平塚市医師会及び平塚歯科医師会は、被害の状況及び通信の途絶等で市が要請できない状態であると認めたときは、市の要請を待たずに自らの判断で救護隊を出動させるものとします。また災害の規模又は被災状況に応じて、県等に応援を要請します。看護師が不足する場合は、県を通じ、神奈川県看護協会へ派遣を依頼します。

(ウ) 活動

医療については、「平塚市医師会災害時における医療救護実施計画」等に基づき、実施します。

傷病者の重傷度、緊急度による治療優先度の決定（トリアージ）を行い、

軽度と判定された患者は臨時救護所等において、重篤と判定された患者は救急病院等へ搬送し、医療を実施します。

また、歯科医療については、平塚歯科医師会との「災害時における医療救護活動についての協定書」等に基づき、医療を実施します。

オ 保健医療福祉部

(ア) 情報収集

a 人的被害（死者、重傷者、軽症者）

消防、災害拠点病院、一般病院等から収集し、統括部へ報告する。

b 医療機関等

災害拠点病院（平塚市民病院）、市内病院（20床以上）、市内人工透析施設の被害状況、稼働状況、ライフラインの提供状況等を優先的に確認し、災害拠点病院や関係各部、関係機関と情報を共有する。なお、医療機関等の状況把握については、広域災害救急医療情報システム（EMIS）も活用し、平塚保健福祉事務所と連携します。

(イ) 災害時地域医療機関及び臨時救護所での活動

臨時救護所へ職員を派遣し、救護隊とともに活動を実施する。緊急臨時救護所での負傷者数や対応状況を保健医療福祉部へ報告する。

(ウ) 医療機関への支援

災害拠点病院や一般病院等の非常用発電機設備の燃料を統括部統括班へ応急給水を物資・給水部へ要請する。

(エ) 地域災害医療対策会議との連携

様々な医療ニーズに対応するため、県平塚保健福祉事務所が設置、開催する地域災害医療対策会議と連携して医療関係情報の収集や転院搬送の調整等を行い、医療救護活動を実施します。

(5) 航空機による患者搬送（関連：第8節 広域要請及び受援）

保健医療福祉部及び警防部は、重症患者等の搬送にあたり、必要に応じて自衛隊、第三管区海上保安本部等の航空機の派遣要請を行うなど迅速な患者搬送に努めます。

なお、他市等への緊急搬送のため使用するヘリコプター離着陸場予定地は「ヘリコプター臨時離着陸場」のとおりとします。

(6) 県自治体病院災害時相互応援（関連：第8節 広域要請及び受援）

神奈川県自治体病院開設者協議会を組織する県及び県内9市は、「県自治体病院災害時相互応援に関する申合せ」により、災害を受けた県立、市立病院が独力では十分な応急措置が取れない場合に、被災病院の要請に応え救援協力を行う相互応援体制が確立されています。病院部は、被災状況に応じ、県及び他自治体病院に申合せに基づく応援要請を行い、医療・救護体制の確保を図ります。

(7) 薬品及び医療器材等の調達（関連：第8節 広域要請及び受援）

医療及び助産に必要な薬品及び医療器材等については、市の備蓄資機材等を使用するほか、「応急物資及び生活必需物資の調達に関する協定書」等に基づき調達します。なお、被災状況に応じて県及び日本赤十字社等の関係機関に応援を要請します。

【関係資料】

3-1 災害救助法施行細則

3-2 災害救助法施行細則による救助の程度等

3-5 平塚市救急医療対策実施要綱

3-6 臨時救護所用帳票等

- 3－7 災害時における医療救護活動についての協定書(平塚市医師会)
- 3－8 平塚市医師会災害時における医療救護実施計画
- 3－9 平塚市医師会災害救護本部組織表
- 3－10 災害時における医療救護活動についての協定書(平塚歯科医師会)
- 3－11 平塚歯科医師会災害時における医療救護実施計画
- 3－12 平塚歯科医師会災害対策本部組織図
- 3－13 災害時における医療救護活動及び医薬品等の調達に関する協定書(平塚中郡薬剤師会)
- 3－14 災害時における応急救護活動の協力に関する協定書(平塚市赤十字奉仕団)
- 3－15 医療機関等
- 3－16 公益社団法人神奈川県医師会 救護隊規程
- 3－17 神奈川県医師会救護隊規程施行細則
- 3－18 臨時救護所設置場所
- 3－31 陸上自衛隊ヘリコプター離発着の為の最小限所要地積
- 3－32 ヘリコプター臨時離着陸場
- 8－1 食料、生活必需物資、医薬品等に関する調達協定の内容一覧表
- 8－2 応急活動等に関する協定の内容一覧表
- 8－4 相互応援に関する協定の内容一覧表

第 10 節 二次災害の防止活動

【担 当 部】	統括部 環境衛生部 建築判定・住宅部 土木復旧部
【関係機関】	神奈川県建築物震後対策推進協議会 (一社) 平塚建設業協会等

1 建築物応急危険度判定・被災宅地危険度判定対策

(1) 判定の担当部

災害対策本部における担当部は建築判定・住宅部とします。

(2) 判定の対象建物・対象宅地

建築物応急危険度判定を実施する建物及び被災宅地危険度判定を実施する区域・宅地は、原則として次のとおりとします。ただし、その実施に当たっては、災害の規模、被害の状況等を考慮して、関係機関との協議を行いその都度対象となる建物及び宅地等を決定します。

ア 公共施設等

災害対策に使用する公共施設や民間病院等の災害時に重要となる次の施設及びその土地については、必要に応じて早期に判定を実施します。

- (ア) 市庁舎等の災害対策の拠点となる建物及び土地
- (イ) 学校等の避難所となる建物及び土地
- (ウ) 病院、診療所等の救急医療に使用する施設及び土地
- (エ) その他災害対策上重要な施設及び土地

イ 一般住宅等

- (ア) 個人住宅及び宅地
- (イ) 共同住宅及び宅地
- (ウ) その他判定が必要と認められる建物及び宅地

(3) 判定士の派遣要請及び受入れ

大規模災害が発生した場合には、市内の建築物及び宅地の被災状況を把握し、速やかに建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を実施するかどうかの判断を行い、実施の必要があるときは、次により判定士の派遣を要請し、その受入れを行います。

ア 建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の要請

建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の要請は、まず市内のそれぞれの判定士に対して行い、市だけで対応できない場合は、建築判定・住宅部が県災害対策本部（建築安全課）に行います。要請を実施した場合は、速やかにその旨を統括部統括班及び職員・受援班へ報告します。

イ 判定士の受入れ

(ア) 受入れ体制

- a 判定士の受入れに際しては、宿泊場所、現地案内等受入れの準備を十分に行います。
- b 公的機関からの受入れについては、事前に統括部統括班及び職員・受援班との調整を行います。
- c 個人、民間等の受入れは、担当部が直接対応します。

(イ) 器材等の用意

a 帳票類の用意

- (a) 判定士受付台帳（地元判定士用、応援判定士用）

- (b) 判定調査票
建築物応急危険度判定用（木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造各構造用）
被災宅地危険度判定用（擁壁、のり面等）

- (c) 判定結果集計表

- (d) その他必要な帳票

- b 判定備品の用意

- (a) 判定街区マップ

- (b) 判定標識（赤・黄・緑・青）

- (c) 下げ振り

- (d) クラックスケール

- (e) ナップザック

- (f) ヘルメット

- (g) コンベックス（巻尺）

- (h) バインダー（画板）

- (i) スラントルール（勾配儀）

- (j) カメラ（必要に応じ用意する）

- (k) 判定士が持参するが、若干数用意するもの（筆記用具・軍手・懐中電灯）

- (l) その他活動に必要な器材

- (ウ) 車両の手配

建築判定・住宅部は、総務部総務班に依頼し、判定士の移動のためのマイクロバス等を手配します。

- (エ) 判定士の受付

受付台帳により、氏名、認定番号、判定作業可能日数等必要事項を記載し、人数等を確認します。

なお、受付台帳は別途事前に用意しておくものとします。

- (4) 判定の実施

- ア 判定実施の周知

判定作業を開始するまでに、秘書広報部広報班を通じ市民に対し判定実施地域、判定の趣旨等、作業の概要を防災行政無線、チラシ等により周知します。

- イ 判定の実施

- (ア) 判定チームの編成

建築判定・住宅部職員は主として判定コーディネーター及び判定調整員（災害時に判定士を指揮、監督し、受入れ準備等を行う）として判定士のチーム編成を行い、判定地域を指示するとともに、必要な器材等を配布します。

- (イ) 被災建物及び被災宅地への判定と表示

- a 危険度の判定

被災建物及び被災宅地の危険度の判定は、余震による二次災害のおそれ等を勘案し、次の3区分で行います。

表示	判定の内容	
調査済	被害がないか、又は軽微な状況と判断される。	緑 ・青
要注意	被害が認められるので十分な注意が必要と判断される。	黄
危険	被害程度が著しく危険な状況と判断される。	赤

b 判定標識の表示

判定済の建築物には上記判定の内容を示した判定標識を出入口等に、また、判定済の宅地には上記判定の内容を示した判定標識を当該宅地等に表示し、使用者等に注意を促します。

(ウ) 判定結果の取りまとめ

建築判定・住宅部は判定結果を適宜取りまとめ、統括部統括班へ報告します。

2 被災建造物等の安全措置

(1) 安全措置の実施者

被災建造物等の崩壊又は構造物の落下等により歩行者等に危険が生ずるおそれがある場合は原則として、建物等の所有者又は管理者(以下「所有者等」という。)が応急的な安全措置を実施します。ただし、所有者等が被災し、自ら安全措置を行うことができない場合、又は市民等の安全確保のため緊急に行う必要があると認められる場合は、市が所有者等に代わって応急的に地域ごとに優先順位を定めて、必要最低限の安全措置を講ずるものとします。

(2) 市が行う安全措置の実施方法等

建築判定・住宅部が被災建造物等の危険防止のために実施する安全措置は、概ね次により行うものとします。

ア 安全措置を実施する地域等の状況把握

地域の状況の把握は、概ね次により行います。

- (ア) 災害対策本部各部からの情報
- (イ) ライフライン関係機関からの通報
- (ウ) 市民からの通報
- (エ) 被災地パトロールによる把握

イ 安全措置の内容及び範囲等

(ア) 危険箇所の表示

被災建造物等で、崩壊等の危険があり、歩行者等の通行に支障が予想される箇所には、ロープ、テープ等により囲い、危険箇所の表示を行います。

表示をする箇所は次のとおりとします。

- a 倒壊又は、構造物の落下等の危険がある建造物等の周囲
- b 瓦、石垣、塀等の落下、倒壊のおそれがある場所
- c 倒壊の危険がある電柱や電線の落下している場所
- d その他現場の状況により、安全措置の必要があると思われる場所

(イ) 所有者等への指導等

パトロール等により危険箇所を把握した場合で、所有者等が当該建物等に居住している場合などは、所有者等に対し、上記(ア)の安全措置を講ずるよう指導します。

(ウ) 関係機関等への連絡等

パトロール等により、道路等の通行の障害になり、応急的な安全措置では対応で

きず、災害応急対策の実施上からも、大きな支障となる被災建造物等を把握した場合には本章「第12節 3 障害物の除去対策」により処理することになるため、土木復旧部及び関係機関に連絡します。

ウ アスベスト飛散防止対策

(ア) 建築判定・住宅部及び住民等からの情報等に基づき、石綿の飛散のおそれのある箇所については、建築物の管理者・持主等に対し、石綿の飛散・暴露防止の措置を指示します。

(イ) 建築物の管理者・持主等に対し、建築物応急危険度判定の結果だけで除去、解体、処分等の措置を実施しないよう求め、解体等事前調査の実施及び作業計画の作成を指示します。

また、必要に応じ関係機関と協議し、届出等、適切に対応するよう指導します。

(ウ) 石綿含有廃棄物等については、関係法令の規定に従い適切な措置をとります。

エ 処理困難物対策

(ア) 処理することが困難な廃棄物等については、平塚市災害廃棄物等処理計画その他関係法令の規定に従い適切な措置を取ります。

3 倒壊家屋等の解体・撤去対策

氾濫流や土砂災害等により倒壊した家屋等の解体工事及びこれに伴う廃棄物の撤去は、原則として建物の所有者の責任において行うこととし、市は、これらの廃棄物の処理場及び仮置場の確保や処理、処分に関する情報の提供等を行うことを基本とします。

ただし、甚大な被害により都市機能が低下し、社会的影響が極めて大きい災害については、被災者の負担軽減と速やかな復興を図る必要から、災害の規模や状況によっては、公費負担制度について国、県と協議し、必要な措置を講じます。

(1) 公費負担制度が適用されない場合の市の対応

公費負担制度が適用されず、倒壊建物等の所有者が解体、撤去を行う場合において建築判定・住宅部は次の業務を行うものとします。

ア 処理場及び仮置場の確保等

環境衛生部等関係部と協議して、倒壊家屋等の廃棄物の処理場及び仮置場を確保します。

イ 情報の提供等

市民等に対し、廃棄物の処理場、仮置場の場所や搬入方法等についての情報提供を行うとともに、必要な措置を講じます。

ウ 施工業者への協力要請等

解体工事及びこれに伴う廃棄物の撤去について、平塚建設業協会等に協力を要請するとともに、概算料金について協議します。また、倒壊家屋等の所有者から依頼があった場合は、それらの業者をあっ旋します。

(2) 公費負担制度が適用された場合の市の対応

公費負担制度が適用された場合においては、建築判定・住宅部は県と協議し、上記(1)の公費負担制度が適用されない場合の市の業務を行うほか、概ね次の業務を行います。

ア 解体、撤去の実施方法(市発注、自衛隊に依頼、三者契約等)について検討します。

イ 解体、撤去の対象とする家屋等の範囲を定めるとともに、被災状況に応じた地域等の優先順位を決定します。

ウ 協力要請する業者、団体等と協議して、標準単価の決定を行います。

エ 緊急性、必要性から自己処理した建物所有者への費用の清算事務方法を決定します。

オ その他、県と協議して定めた必要な事項を行います。

【関係資料】

- 3－20 建築物応急危険度判定活動体系図・建築物応急危険度判定標識
- 3－21 被災宅地危険度判定活動体系図・被災宅地危険度判定標識
- 8－2 応急活動等に関する協定の内容一覧表
- 8－4 相互応援に関する協定の内容一覧表

第 1 1 節 ライフライン等の応急復旧対策

【実施機関】	東京電力パワーグリッド(株)平塚支社 東京ガスネットワーク(株) 東日本電信電話(株)神奈川事業部 県企業庁平塚水道営業所 平塚市土木部 東日本旅客鉄道(株)横浜支社平塚駅 神奈川中央交通西(株)平塚営業所 日本通運(株)神奈川西支店 (一社)神奈川県トラック協会 (公社)神奈川県LPガス協会湘南支部平塚中郡部会
【関係部】	統括部 その他関係部

1 情報連絡及び連携体制の確保

各関係機関及び災害対策本部は、次に掲げる情報連絡等を行い情報の共有化に努めるとともに、相互協力により円滑な応急対策実施のための連携体制を確保します。

(1) 市災害対策本部への連絡

各関係機関は、統括部統括班に対し、次に掲げる事項について適宜連絡を行います。

ア 各関係機関の施設の被害状況

イ 各関係機関における応急対策の状況

ウ 各関係機関所管施設の応急復旧の見通し

(2) 市災害対策本部情報の連絡及び必要な対応の協議

市は、各関係機関に対し災害対策本部の情報を適宜連絡するとともに、必要に応じて関係機関と応急対策等について協議し、その実施の円滑化を図ります。

また、あらかじめリスト化した、長期間停電が発生することにより人命に危険が生じるおそれのある、病院、要配慮者施設等を早期に復旧するよう電気事業者に促します。

(3) 報道発表等の際の措置

各関係機関は、報道関係機関に対し各応急活動等に係る発表を行う場合、又は市民への広報活動を行う場合は、情報の一元化のため市災害対策本部統括部統括班にその内容を通知します。ただし、事前に通知できないやむを得ない事情がある場合は、事後速やかに通知します。

なお、統括部統括班は、各関係機関からの通知を受けた場合、秘書広報部広報班にその内容を伝達します。

(4) 市災害対策本部の広報媒体の活用

各関係機関が応急対策の状況その他について広報する場合は、必要に応じて市災害対策本部統括部統括班に要請し、本章「第7節 災害広報 2 災害広報」に定める広報媒体の活用を図ります。

なお、統括部統括班は、各関係機関から市の広報媒体の活用に係る要請を受けた場合、速やかに秘書広報部広報班に連絡を行い、その実施を図ります。

2 各関係機関等の応急対策

(1) 各関係機関の応急対策

次に掲げる関係機関は、それぞれ別表に定める災害応急対策計画に基づき、その機能の安全を確保するための応急対策を実施します。

機 関 名
東京電力パワーグリッド(株)平塚支社
東京ガスネットワーク(株)
東日本電信電話(株)神奈川事業部
神奈川県企業庁平塚水道営業所
平塚市土木部
東日本旅客鉄道(株)横浜支社平塚駅
神奈川中央交通西(株)平塚営業所
日本通運(株)神奈川西支店
(一社)神奈川県トラック協会

(2) (公社)神奈川県LPガス協会湘南支部平塚中郡部会の応急対策

(公社)神奈川県LPガス協会湘南支部平塚中郡部会は、「応急物資及び生活必需物資の調達に関する協定書」に基づく応援要請を受けた場合には、平塚市ガス事業協同組合へ液化石油ガス（LPガス）及び液化石油ガス器具の確保及び供給に努めるよう連絡します。

【関係資料】

- 1－9 指定公共機関
- 1－10 指定地方公共機関（一部）
- 8－1 食料、生活必需物資、医薬品等に関する調達協定の内容一覧表
- 8－2 応急活動等に関する協定の内容一覧表
- 8－4 相互応援に関する協定の内容一覧表
- 11－1 東京電力パワーグリッド(株)平塚支社災害応急対策計画
- 11－2 東京ガスネットワーク(株)災害応急対策計画
- 11－3 東日本電信電話(株)神奈川事業部災害応急対策計画
- 11－4 県企業庁平塚水道営業所災害応急対策計画
- 11－5 平塚市下水道災害応急対策計画
- 11－6 東日本旅客鉄道(株)横浜支社平塚駅災害応急対策計画
- 11－7 神奈川中央交通(株)災害応急対策計画
- 11－8 (一社)神奈川県トラック協会災害応急対策計画

第12節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

【担当部】	統括部 総務部 物資・給水部 保健医療福祉部 環境衛生部 土木復旧部 避難部 警防部 各関係部
【関係機関】	県公安委員会 平塚警察署 国土交通省横浜国道事務所 神奈川県平塚土木事務所 中日本高速道路(株)東京支社伊勢原保全・サービスセンター 神奈川県 自衛隊 (一社)神奈川県トラック協会 (一社)平塚建設業協会 平塚市漁業協同組合 (一社)神奈川県タクシー協会 日本郵便(株) 神奈川中央交通西(株)平塚営業所

1 道路交通の応急対策

(1) 交通支障箇所等の情報収集

土木復旧部土木情報班は、緊急輸送路を優先に次により市の管理に属する道路、橋りょう等の支障箇所又は交通の支障箇所の早期発見に努めます。また、国道、県道の状況についても関係機関等からの情報掌握に努めます。

ア 収集する情報の範囲

(ア) 道路支障箇所の情報収集

(イ) 渋滞等の発生状況

(ウ) 各種交通機関の状況

(エ) その他交通状況の情報収集

イ 情報収集の方法

(ア) 関係部班から収集します。

(イ) 官公署、避難所等から収集します。

(ウ) 市内タクシー業者等からの協定に基づく情報の提供を受けます。

(エ) 道路パトロールを実施し、収集します。

(オ) その他可能な方法により収集します。

(2) 関係機関への通報

ア 市の管理に属する道路、橋りょう等の支障箇所についての通報

土木情報班は、市の管理に属する道路、橋りょう等の支障箇所について、統括部統括班に連絡するとともに、県土木事務所、平塚警察署及び関係機関に速やかに通報します。

イ 国道、県道の支障箇所についての通報

土木情報班は、国道、県道の支障箇所について、各道路管理者、平塚警察署等からの情報収集に努め、情報を収集した場合には、速やかに統括部統括班に連絡するとともに、災害対策関係機関に通報します。

(3) 交通規制等に関する措置

ア 被災地内の交通規制

(ア) 道路管理者、県公安委員会、平塚警察署は、交通施設、道路等の危険な状況を発見したとき、若しくは危険が予想されるとき又は緊急輸送の確保の必要があるとき等は、「イ 交通規制の実施責任者等」に掲げる範囲において、それぞれ関係機関と密接な連絡をとり、速やかに必要な規制を行います。

(イ) 交通規制を行うときは、実施責任者は災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号。以下「災対法施行令」という。）第32条第1項の規定による標示を設置し、テレビ・

- ラジオ等のマスコミ、交通情報、広報車両等を利用し、一般に周知するものとします。
- イ 交通規制の実施責任者等
- 関係法令に基づく交通規制の実施責任者、範囲等は、次表のとおりとなっています。

実施責任者	範囲	根拠法
道路管理者	1 道路の破損、欠壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合	道路法（昭和27年法律第180号） 第46条 第1項
公安委員会	1 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるとき 2 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保するため必要があると認めるとき	1 道路交通法（昭和35年法律第105号） 第4条 第1項 2 災対法第76条
警察署長	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるとき	道路交通法 第5条 第1項
警察官	道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合	道路交通法 第6条 第4項

ウ 自衛官及び消防吏員の行う措置

通行禁止区域等において、自衛隊用緊急通行車両又は消防用緊急通行車両の円滑な通行の確保のため、災対法第76条の3により、警察官がその場にいない場合に限り、それぞれ自衛官又は消防吏員は通行の妨害となる車両その他の移動を命ずるか、自ら当該措置をとることができます。

エ 県公安委員会の行う措置

災対法第76条の4により、県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請することができます。

(4) 道路啓開等

災対法第76条の6により、道路管理者及び漁港管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとします。運転者がいない場合等においては、道路管理者及び漁港管理者は、自ら車両の移動等を行うものとします。

(5) 緊急通行車両

災対法第50条第2項に規定する災害応急対策の従事者及び緊急物資の輸送車両等については、災害発生前に緊急通行車両であることの確認を受け、事前交付を受けた標章と緊急通行車両確認証明書を交通検問所において提示します。

災害発生後に緊急通行車両の確認の申出をする場合は、平塚警察署又は交通検問所に必要書類等を提出し、確認標章の交付を受けます。

(6) 道路等の応急復旧措置

道路等の交通支障箇所については、緊急輸送路や災害応急対策上重要な道路、交通の安全上必要な箇所を優先して応急復旧措置を行います。

ア 実施責任者

道路の応急復旧実施責任者は、当該道路の管理者とします。

イ 応急復旧措置

(ア) 市が管理する道路については、損壊等により通行に支障があるときは、当面必要

最小限の範囲で応急復旧を行うものとします。

(イ) 市は自己の管理する道路、橋りょう等の応急復旧が不可能又は困難な場合には、本章「第8節 広域要請及び受援」等により知事、他自治体、協定団体等に対して復旧の応援を要請します。この場合それらの要請により派遣される応援隊は、市災害対策本部の指揮に基づき応急対策に従事するものとします。

(ウ) 既設道路のすべてが損壊し、他に迂回路等がなく、かつ新たに仮設道路敷設の必要を生じた場合は、各道路管理者と協議し、実施責任者を定め所要の措置を講ずるものとします。

ウ 経費

道路等の応急復旧に要した経費は、原則として当該道路管理者の負担とします。

2 輸送対策

(1) 輸送業務の実施機関等

災害応急対策に必要な要員、飲料水、食料、物資、資機材及び被災者の輸送等は、それぞれの業務を所管する災害対策本部の各部又は防災関係機関が行います。

(2) 輸送の対象と輸送順位

応急対策上の輸送の対象とするもの及び輸送の順位は次のとおりとします。ただし、災害の状況及び輸送力の確保の状況等により、この定めにより難しい場合は、災害対策本部関係各部又は関係機関がそれぞれ協議又は調整し、行うものとします。

ア 輸送の対象

輸送の対象	内容
(ア) 人員の輸送	① 被災者又は避難者のうち緊急に輸送する必要がある者 ② 医療及び助産関係者 ③ その他応急対策に必要な人員
(イ) 物資等の輸送	① 飲料水及び食料 ② 生活必需物資 ③ 救援物資 ④ 医薬品及び医療資器材 ⑤ その他応急対策に必要な資機材、燃料

イ 輸送の順位

輸送の円滑な実施を図るため、上記の輸送を行う場合は、原則として次の順位により行うものとします。

(ア) 市民の生命の安全を確保するために必要な輸送

(イ) 災害の拡大防止のために必要な輸送

(ウ) その他災害応急対策のため特に必要又は緊急な輸送

(3) 輸送の手段等

輸送は、災害の程度、輸送物資等の種類、数量、緊急度又は被災地域の交通状況等を考慮し、次の手段及び方法等により適宜効率的かつ柔軟な対応をとるものとします。

輸送の手段	輸送の方法
ア 車両による輸送	道路交通が確保されている場合に、車両を確保し、あらかじめ指定されている緊急輸送道路等を利用して輸送します。

イ 鉄道による輸送	遠隔地から本市内に物資等を輸送する必要がある場合で、車両による陸上輸送が不可能なときは、東日本旅客鉄道株式会社又は小田急電鉄株式会社に協力要請し、輸送します。
ウ 船舶による輸送	車両及び鉄道による陸上輸送が不可能な場合又は船舶輸送の方が効率的な場合等は、船舶を確保し、海上輸送基地（平塚新港）又は大磯港に輸送します。
エ 航空機による輸送	陸上輸送が全て不可能な場合又は災害により孤立した山間部等の緊急輸送が必要となった場合は、ヘリコプターを確保し、輸送します。

(4) 輸送力の確保

ア 車両の確保

(ア) 緊急時配車計画の作成

- a 総務部総務班は、災害が発生し、応急対策のため車両による人員又は物資等の輸送が必要と判断したときは、被害の状況等輸送に関する情報の収集に努めるとともに、物資・給水部物資班等輸送に関係する部と協議し、必要な車両を確保し、効率的に配車するための「緊急時配車計画」を速やかに作成します。
- b 総務部総務班は、上記の「緊急時配車計画」に基づき、次に掲げる方法等により必要な車両を確保します。

(イ) 市保有車両（公用車）の確保

市が保有する車両については、総務部総務班が、統括部統括班等関係する部と協議し、「緊急時配車計画」により確保します。

(ウ) バス、乗用車、貨物自動車等の確保

公用車が不足する場合は、必要に応じてバス、乗用車（タクシー）、貨物自動車及び特殊車両等を、次の機関に対しそれぞれの協定等に基づき協力を要請して確保します。

車両種類	機関名	協定等
バス	神奈川中央交通西(株)平塚営業所	指定地方公共機関
	市川交通（株）	災害時における人員輸送の協力に関する協定
	神田交通（株）	災害時における人員輸送の協力に関する協定
タクシー	(一社)神奈川県タクシー協会 相模支部平塚地区会	災害時における人員輸送の協力に関する協定
貨物 自動車	(一社)神奈川県トラック協会	指定地方公共機関 災害時における物資の輸送等に関する協定
	神奈川県トラック協議会・平塚	災害時における物資の保管等に関する協定書
	ヤマト運輸(株)厚木主管支店	災害時における物資輸送等に関する協定
特殊 自動車	(一社)神奈川県トラック協会	指定地方公共機関 災害時における物資の輸送等に関する協定
	神奈川県トラック協議会・平塚	災害時における物資の保管等に関する協定書
	(一社)平塚建設業協会	災害時における応急復旧活動に関する協定

イ 船舶の確保

船舶については、物資・給水部物資班が海上輸送基地及び関係部と協議、調整し、平塚市漁業協同組合に協力を要請して確保します。

ウ ヘリコプターの確保

ヘリコプターについては、統括部統括班が、本章「第8節 広域要請及び受援」に基づき、県知事に対して自衛隊等のヘリコプター派遣を要請します。

エ その他輸送力の確保

上記の方法でも必要な輸送力が確保できない場合には、次の方法等により確保します。

(ア) 相互応援協定都市又は他の地方公共団体に対し協力を要請します。

(イ) 車両等を所有する市内の民間団体等又は市民に対し協力を要請します。

(ウ) 輸送関係のボランティア活動を希望する市外の個人、団体等に対し協力を要請します。

(エ) 神奈川県又は自衛隊に対して協力を要請します。

オ 燃料の確保

市保有の車両及び災害応急対策実施のため必要とする車両の燃料の確保については、統括部統括班が県へ要請します。

(5) 協力要請の手続き

関係機関等に対して車両等の確保の協力要請を行うときは、それぞれの機関等の連絡責任者等を通じ、業務の内容、必要台数、運転者の必要の有無、期間、使用場所等を明らかにして行うものとします。

(6) 輸送用車両基地等

物資等の輸送を行うための輸送用車両基地は次のとおりとします。なお、輸送業務を行うに当たっては、飲料水、食料、生活必需物資等の各対策計画による他、道路の被害状況、輸送物資等の内容及び集積車両台数等を考慮し、適切な場所を利用するものとします。

ア 輸送用車両基地

総合公園内駐車場（西第1・第2駐車場）とします。

イ 海上輸送基地

平塚新港とします。ただし、場合によっては大磯港とします。

ウ ヘリコプター臨時離発着場

「ヘリコプター臨時離着場」に定める場所とします。

(7) 緊急通行車両確認標章の表示

輸送に従事する車両は、緊急通行車両の確認標章を表示して輸送業務に当たるものとします。

(8) 平塚市における緊急輸送路の指定等

ア 平塚市における緊急輸送路の指定

(ア) 本市に係る緊急輸送を確保するため、県公安委員会が指定する「緊急交通路」及び県が指定している「緊急輸送道路」の他に「市指定緊急輸送道路補完道路」を平塚市が指定します。この輸送路は、災害対策本部、総合防災基地、海上輸送基地及び各避難所を効率的に結びかつ循環するルートとします。

(イ) 平塚市が指定する緊急輸送のための道路は、資料編の「市指定緊急輸送道路補完道路」のとおりとします。

イ 緊急輸送路の確保

(ア) 情報収集と輸送路の確保

大規模な災害が発生したときは、土木復旧部土木情報班は、緊急輸送路関係の被害情報の収集を行うとともに、速やかに緊急輸送路の確保に努めます。また、本ルートの通行に支障が生じたときは、速やかに適切な迂回路の設定を行い、補助輸送

ルートを確保するものとします。

(イ) 関係機関等への通報

土木復旧部土木情報班は、収集した輸送に関する情報を整理し、統括部統括班に報告するとともに、必要に応じて関係機関に連絡します。

3 障害物の除去対策

(1) 障害物の情報収集及び危険回避措置

ア 情報の収集及び提供

道路管理者、河川管理者及び市長等の各実施機関は、障害物の除去対策を行うにあたり、それぞれ情報の収集を行うとともに、必要な場合は各防災関係機関に情報を提供します。

イ 市における情報の収集

(ア) 市民等からの通報による情報や職員による市内パトロールの実施により得た情報等により障害物の概要を把握します。

(イ) 土木復旧部は情報を集約し、必要により現場の状況を確認し、対策を決定します。取りまとめた情報については随時統括部統括班へ連絡します。また、除去の予定や進捗状況についても、随時統括部統括班及び秘書広報部広報班へ連絡し、広報に努めます。

ウ 危険回避の措置

実施機関は、障害物の状況等により、直ちに除去等の対策がとれない場合には、市民の生活や交通の安全確保のため、応急的な安全対策措置をし、危険回避に努めます。

(2) 障害物の除去

ア 障害物の除去の実施機関

(ア) 住家以外（道路、河川、農地、学校等）

各管理者が除去します。ただし、市民の生命、財産などの保護のため、やむを得ないと認められる場合は市が実施します。

(イ) 災害救助法の対象となる住家

県知事が行うが、県知事から救助の実施に関する事務の一部が市長へ委任された場合には市が行います。

イ 障害物の除去の対象

(ア) 住家以外（道路、河川、農地、学校等）

- a 市民の生命、財産などの保護のため除去を必要とする障害物
- b 避難、救援等緊急に応急措置を実施するため除去を必要とする障害物
- c 河川の氾濫、護岸決壊等を防止するため除去を必要とする障害物
- d その他、公共的立場から除去を必要とするもの

(イ) 災害救助法の対象となる住家

半壊（焼）又は床上浸水した住家であって、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態にあり、自力では除去することができない障害物

(3) 除去の方法

ア 実施方法

(ア) 住家以外（道路、河川、農地、学校等）

各管理者が自らの組織、労力、機械器具を用いて実施しますが、労力、機械等が不足する場合は、協定団体等の協力を得て行います。

(イ) 災害救助法の対象となる住家

比較的小規模のものについては、土木復旧部が自らの組織、労力、機械器具を用

いて実施しますが、労力、機械等が不足する場合は、協定団体等の協力を得て行います。除去内容は、原状回復でなく応急的な除去に限るものとします。

(ウ) 障害物の状況に応じて、本章「第8節 広域要請及び受援」等により県知事、他自治体、協定団体等に対して応援を要請します。

(エ) 障害物の状況に応じて、本章「第8節 広域要請及び受援」等により県知事、他自治体、協定団体等に対して応援を要請します。

イ 障害物除去の優先順位

障害物除去の実施に際しての優先順位は、次のとおりとします。

(ア) 災害の拡大防止、人命救助に必要な箇所

(イ) 緊急輸送に使用する道路

(ウ) 不通により住民の生活に著しい支障のある道路

(エ) その他必要と認める箇所

ウ 他の管理者との協力

障害物の除去対策を進める場合には、他の管理者と密接な連絡をとり、協力して行うものとします。

オ 障害物の集積場所

障害物除去に伴うガレキ及び廃材等の災害廃棄物は、本章「第17節 災害廃棄物等の処理対策」に定めるところにより処理するものとしますが、集積場所は概ね次のとおりであり、環境衛生部との連携により、迅速な処理に努めます。

(ア) 撤去した障害物は、応急的には付近の空き地、広場等に仮置きします。

(イ) 仮置きした障害物のうちガレキ、廃材等の集積場所は、災害の状況により環境衛生部や関係機関と協議して決定します。

(4) 除去の費用

(ア) 住家以外（道路、河川、農地、学校等）
各管理者が負担します。

(イ) 災害救助法の対象となる住家

災害救助法の定めるところによります。ただし、災害応急対策上必要があると認める場合については、県知事を通して内閣総理大臣との協議の上、災害救助法の定める期間の範囲を超えて障害物除去に係る費用を支出し、除去を行うことができます。

また、災害救助法の適用がない場合は、災害救助法適用の場合に準じて市長が除去の必要を認めたものを対象に、障害物の除去を行います。

(ウ) 堆積土砂排除事業等

国土交通省所管の堆積土砂排除事業及び環境省所管の災害等廃棄物処理事業の補助事業に該当する場合には活用を検討します。

【関係資料】

3-1 災害救助法施行細則

3-2 災害救助法施行細則による救助の程度等

3-23 ごみ収集関係車両一覧表

3-24 ごみ処理施設等一覧表

3-31 陸上自衛隊ヘリコプター離発着の為の最小限所要地積

3-32 ヘリコプター臨時離着陸場

3-33 自衛隊の宿营地及び車両基地の予定地

5-1 公用車両の所属、車種別保有台数一覧表

- 5－2 平塚市漁業協同組合所属漁船・平塚市漁業協同組合所属船舶（遊漁船）
- 5－3 交通対策様式
- 5－4① 緊急交通路指定想定路線（県公安委員会指定）
- 5－4② 緊急輸送道路（県指定）
- 5－5 市指定緊急輸送道路補完道路
- 5－6 市指定緊急輸送道路補完道路図
- 5－7 平塚警察署警備対策
- 8－1 食料、生活必需物資、医薬品等に関する調達協定の内容一覧表
- 8－2 応急活動等に関する協定の内容一覧表
- 8－3 施設利用等に関する協定の内容一覧表
- 8－4 相互応援に関する協定の内容一覧表

第 1 3 節 応急給水・物資等の調達・供給活動

【担 当 部】 統括部 総務部 物資・給水部 ボランティア部 避難部
 【関係機関】 県企業庁平塚水道営業所 協定締結事業者 防災関係民間団体等
 ボランティア団体 神奈川県 関東農政局神奈川県拠点

1 応急給水

(1) 実施機関

被災者に対する飲料水、生活用水及び医療機関等に対する飲料水、生活用水（医療用水）（以下、本節においては「飲料水等」という。）の供給は市長が行います。ただし、災害救助法が適用された際は県知事が行うが、県知事から委託を受けた場合には市長が行います。

(2) 給水業務の分担

災害対策本部における給水業務の分担は次のとおりとします。ただし、新たな業務が生じた場合等は、関係部等が相互に協力し処理します。

関係部等	分担業務
物資・給水部	① 被害状況、復旧の見通し等給水に関する情報収集及び県企業庁平塚水道営業所、応援水道事業者（日本水道協会）、協定締結事業者との連絡、調整 ② 飲料水等の全般的な必要給水量の把握、給水場所及び給水方法等の調整 ③ 給水用タンクの確保及びトラック協会等運送関係機関への協力要請 ④ 飲料水等の確保並びに給水場所及び医療機関への搬送、給水 ⑤ 非常用貯水タンクによる給水 ⑥ 応援協定都市、県、自衛隊等の協力に関する統括部への要請、受入れ及び業務の調整
避難部（避難所配備職員）	① 避難所又は公園等に係る必要給水量、給水場所等の把握、調整 ② 物資・給水部に対する必要な給水要請 ③ 物資・給水部等により搬送された飲料水の避難所又は公園等での給水 ④ 臨時給水栓による飲料水の給水 ⑤ 避難所耐震性プールによる生活用水の給水 ⑥ 必要な場合における避難所耐震性プールのろ過（ろ水機使用）による飲料水の給水

(3) 給水の対象者及び給水量

ア 給水の対象者

(ア) 飲料水の供給は、水道、井戸等の施設が破壊され、飲料水が汚染し、又は断水したため、現に飲料水を得ることができない者に対して行います。

(イ) 生活用水の供給は、水道等の施設の破壊又は断水等により現に生活用水を得ることができない世帯に対して行います。

(ウ) 医療用水の供給は、水道、井戸等の施設が破壊され、医療用水が汚染し、又は断水したため、現に医療用水を得ることができない医療機関に対して行います。

イ 給水量

(ア) 飲料水は、1日1人あたり3リットルを目安とします。

- (イ) 生活用水は、災害の状況並びに飲料水の給水状況及び協定先の給水状況により給水可能な量とします。
- (ウ) 医療用水は、医療機関等の要請に基づく必要量とします。
- (4) 給水の方法
 - ア 給水の時期及び給水方法
 - (ア) 給水の時期
被災者等への給水は、水道の被害状況、交通の状況、給水体制の進行状況等を総合的に判断し、必要の都度行います。
 - (イ) 給水の方法
飲料水等は、備蓄しているペットボトルを搬送するほか、給水車、及び消防ポンプ車等車両による県企業庁の災害用指定配水池（平塚配水池）からの搬送、市及び県が設置した非常用貯水タンクの貯水を汲み上げる方法などで行います。
 - a 給水容器等
飲料水及び生活用水の給水容器は、原則、被災者が各自用意します。
 - b 医療用水の給水
医療用水の給水は、要請のあった医療機関等と調整し、状況に応じた適切な方法で行います。
 - (ウ) 避難所運営委員会等による給水
 - a 飲料水等の給水は、物資・給水部、避難部避難班が相互に協力して行うものとしませんが、避難所での供給は避難所運営委員会やボランティア等が行うものとします。
 - b 必要な場合は、民間団体、応援自治体及び自衛隊等に対して統括部統括班が協力要請を行います。なお、自衛隊に対しては県を通じて協力要請を行います。
 - イ 給水の場所
飲料水及び生活用水の給水は、原則として避難所で行います。ただし、被害の状況等により必要な場合は、公民館、公園等の適当な場所を給水場所（以下「一般給水拠点」という。）に指定し、給水します。
 - ウ 飲料水の給水順位
飲料水を給水する場合は、原則として次の順位で行うものとします。
 - (ア) 医療機関、臨時救護所又は社会福祉施設等の緊急性の高い施設
 - (イ) 避難所及び給食調理施設
 - (ウ) 一般給水拠点
 - エ 給水上の配慮
飲料水等の給水に当たっては、特に次の点に留意するものとします。
 - (ア) 高齢者、障がい者、乳幼児等要配慮者及び負傷者に対する配慮
 - (イ) 給水の迅速性、確実性、公平性の確保
 - (ウ) 衛生上の配慮
- (5) 飲料水等の確保
飲料水等の確保は、原則として次の順序及び方法により行います。ただし、災害の状況により適宜最も適切な方法をとるものとします。

確保の順序	確保の方法
第1次確保	① 備蓄しているペットボトルにより、飲料水を確保します。 ② 協定に基づき、協定締結事業者から飲料水を確保します。
第2次確保	市内に設置してある非常用貯水タンク（「耐震性非常用貯水タンク設置場所一覧表」参照）の貯水を汲み上げ、飲料水又は医療用水を確保します。
第3次確保	神奈川県企業庁の災害用指定配水池（平塚配水池等）から、給水車又は給水容器を用いて搬送し、飲料水又は医療用水を確保します。
第4次確保	市立小中学校等に設置してある耐震性プール（「耐震性プール（鋼板プール）設置場所一覧表」参照）の貯水をろ水機によりろ過し、又は化学処理を加えて飲料水を確保します。 なお、他の方法により飲料水の確保が可能な場合は、プール貯水は主に生活用水として使用することとし、極力飲料水としての使用は制限するものとします。
第5次確保	県企業庁によって復旧された配水管に応急給水栓を設置し、飲料水等を確保します。

（6） 給水用資機材等の調達

給水用資機材等の調達は、被災の状況に応じ、次の方法により行うものとします。

資機材等	調達の方法
ア 備蓄資機材	本市が備蓄するろ水機、組立式給水タンク、給水タンク、給水用布製容器等、給水用資機材を、災害の状況に応じて適宜使用します。 （「食料、生活必需品、防災資機材等備蓄・装備状況一覧表」を参照）
イ 運搬車両	総務部総務班を中心に庁用自動車の使用を調整し、又は同班を通じてトラック協会等へ給水タンク積載用トラック等の要請を行い、必要な車両を確保します。
ウ その他必要な資機材等	上記の方法によりなお不足する資機材等については、必要に応じて協定締結事業者等から調達します。ただし、資機材等を購入することとなる場合は、事前又は事後に統括部財政班に報告します。

（7） 他の自治体等への応援要請及び受入れ

ア 給水の応援要請

（ア） 物資・給水部給水班は、給水量が不足する場合又は人員、資機材等の確保が困難であるときは、県企業庁と取り交わした「応急給水支援の事務処理に関する覚書」により、その必要とする給水量、人員等を把握します。給水に関する応援要請は、日本水道協会（県企業庁経由で要請）を第一とし、不足する場合は、相互応援協定都市等の他の地方公共団体若しくは自衛隊（以下、本節においては「応援自治体等」という。）に対して行います。

（イ） 広報班は、物資・給水部の要請により報道機関等に対し、給水の応援、協力に関して発表します。

イ 応援自治体等の受入れ

物資・給水部は、当該応援隊の現地への誘導、業務の事前調整等を行い、当該業務が終了するまで連絡、調整等にあたります。また、必要に応じて、活動状況を統括部統括

班に報告するものとします。

(8) 飲料水等の搬送

ア 搬送の方法

飲料水等を確保し、医療施設、一般給水拠点等まで搬送する方法は次のとおりとします。ただし、被害の状況に応じ、その都度最も適切な方法により搬送するものとします。

搬送の方法	内容
(ア) 災害対策本部職員による搬送	物資・給水部が連携して直接搬送します。なお、物資・給水部の職員で対応が困難な場合は他部班の職員を派遣して対応します。
(イ) 防災関係民間団体等による搬送	本章「第18節 自主防災組織等の活動」に掲げる防災関係民間団体等に対し、協力を要請し、又は業務委託し、搬送します。
(ウ) 応援自治体、自衛隊等による搬送	本章「第8節 応援要請及び受援」により他の地方公共団体に対しては統括部職員・受援班、自衛隊等へは統括部統括班から県を通じ協力を要請し、搬送します。
(エ) ボランティア等による搬送	ボランティア部との協議により、個人又は団体等のボランティアに協力要請し、搬送します。
(オ) 協定締結事業者による直接搬送	協定締結事業者に協力要請し、直接目的の場所まで搬送します。

イ 搬送の対象地域割り

平塚配水池、非常用貯水タンク及び協定締結事業者等からの飲料水等を搬送する場合の対象地域割りについては、災害の状況、道路状況及び車両の調達状況等を考慮し、物資・給水部が避難部等と協議し、その時点で最も効率的な地域割りを行うものとします。

(9) 県企業庁平塚水道営業所、協定締結事業者との連携

飲料水等の確保及び給水に当たっては、神奈川県企業庁平塚水道営業所及び協定締結事業者と緊密な連携を保ち、相互に協力し、円滑な給水活動が行われるよう努めます。

(10) 給水費用及び期間

ア 災害救助法による費用の範囲及び給水期間

飲料水の供給を実施するため支出する費用及び供給する期間は、災害救助法及び関係法令の定めるところによります。

(ア) 費用の範囲

飲料水の供給を実施するため支出する費用は、水の購入費のほか給水及び浄水に必要な機械、器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに浄水用の薬品及び資材費とし、当該地域における通常の実費とします。

(イ) 給水の期間

飲料水の供給を実施する期間は、原則として災害発生の日から7日以内とします。

イ 災害応急対策上必要な場合の費用及び期間の取扱い

災害応急対策上必要があると認める場合については、県知事をとおして内閣総理大臣と協議のうえ、災害救助法等の定める費用及び期間の範囲を超えて、飲料水等の給水に係る費用を支出し、又は給水を行うことができます。

2 物資等供給

(1) 実施機関

被災者等に対する食料や日用品等（以下、本節においては「物資等」という。）の供給は市長が行います。ただし、災害救助法が適用された際は県知事が行うが、県知事から救助の実施に関する事務の一部が市長へ委任された場合には市長が行います。

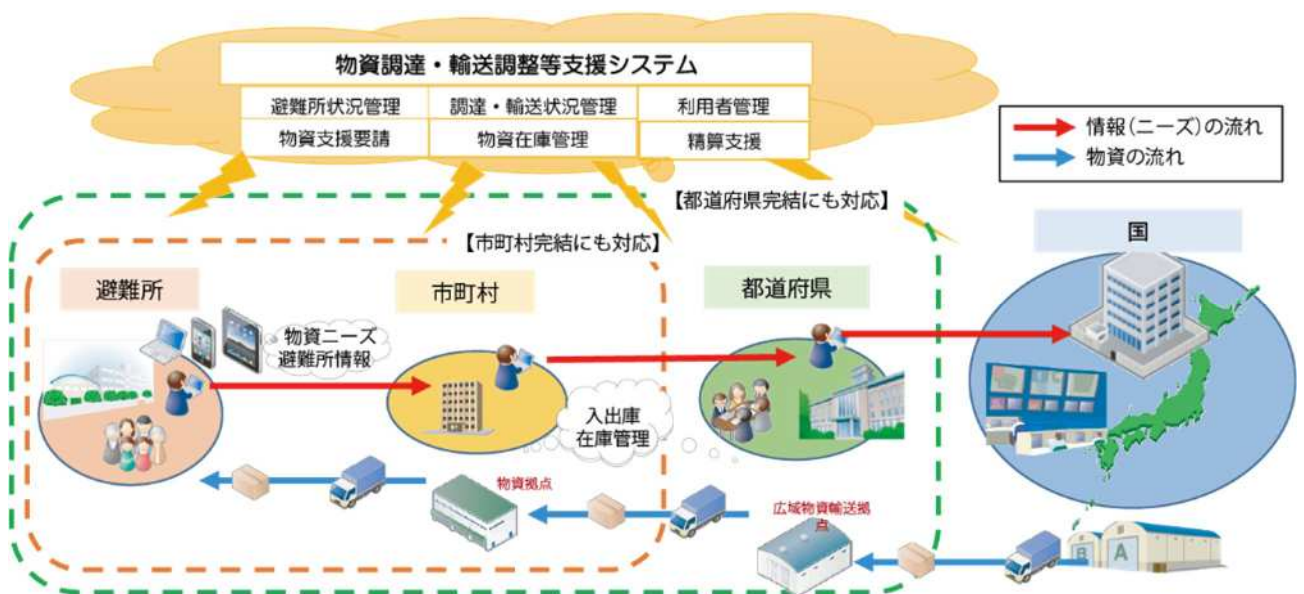
なお、物資等の供給には一定期間を要することから供給までの間、市民等は各自の備蓄物資を使用します。

(2) 供給業務の手順及び分担

ア 供給業務の基本的手順

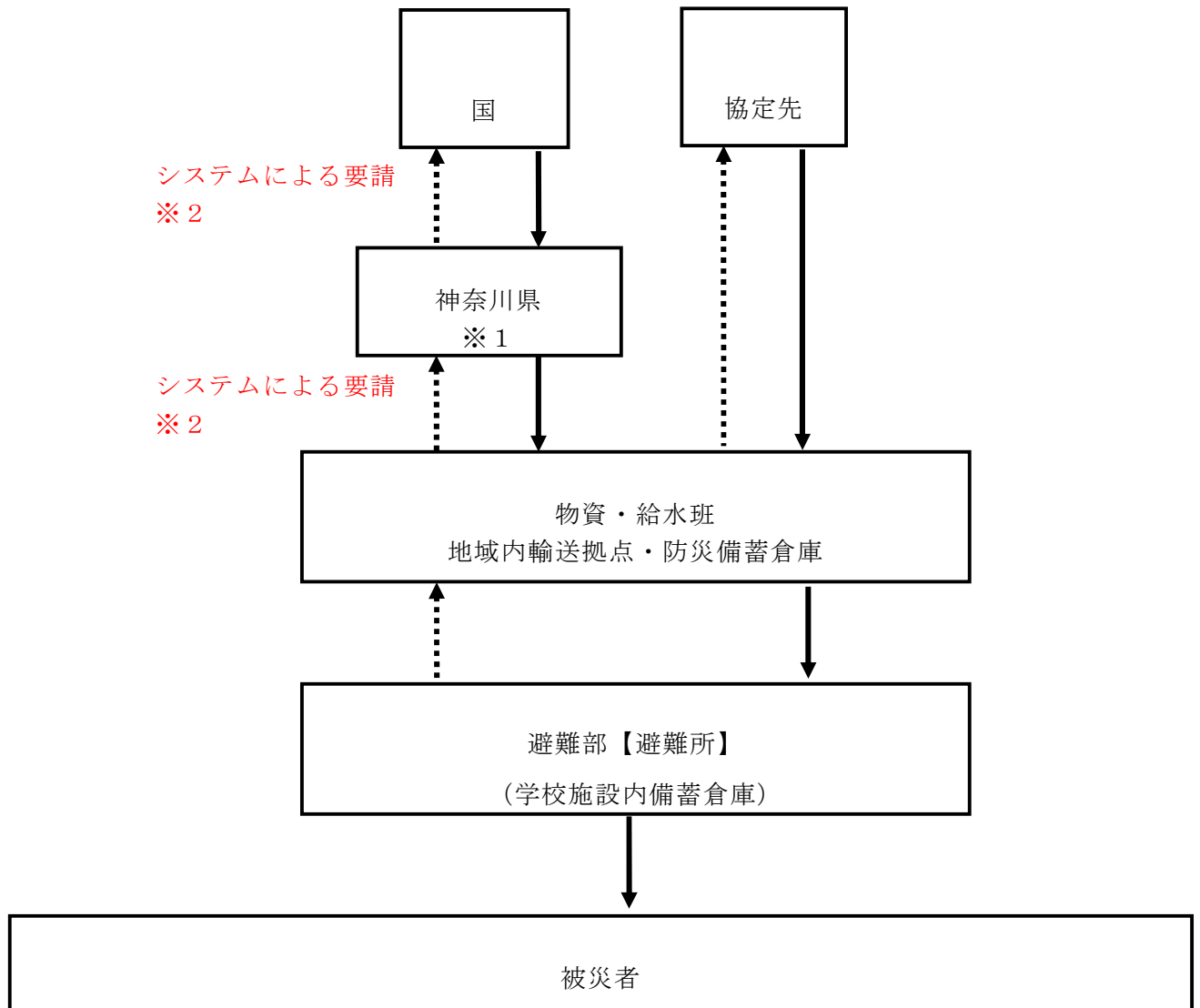
物資等を調達し、又供給するための供給業務の基本的手順は次のとおりとします。

なお、国や県に対する物資等の調達や輸送の管理には物資調達・輸送調整等支援システムを使用します。



物資等の供給業務の基本的手順

【注】…▶ は、食料、物資等の調達要請手順
→ は、食料、物資等の調達、供給手順



- ※ 1 「神奈川県災害時広域受援計画」に基づく供給
 ※ 2 物資調達・輸送調整等支援システムによる要請

イ 供給業務の分担

上記手順に係る災害対策本部の業務分担は次のとおりとします。ただし、新たな業務が生じた場合等は、関係部等が相互に協力し処理します。

関係部等	分担業務
避難部	① 被災者等への物資等の数量等の把握 ② 避難所における被災者等への物資等の供給、炊出し ③ 分散備蓄庫（学校施設内備蓄倉庫）の物資等の配分 ④ 物資・給水部への必要物資等の調達要請
物資・給水部	① 必要物資等の全体的な数量等の把握 ② 協定締結事業者、協定都市、県等に対する調達要請 ③ 地域内輸送拠点の開設及び調達食料及びプッシュ型支援物資等の受入れ ④ 調達食料の受入れ、分別、保管、配分及び避難所等への搬送（陸路が断絶した場合）海上輸送基地との連絡、調整
避難部給食班	① 被災者等への炊出し等に係る調理、給食 ② 学校給食共同調理場及び学校給食施設の利用調整

（３） 供給の対象者

避難場所の被災者、住家に被害を受けたことにより、炊事ができない者又は生活必需品を喪失した者、旅行者又は滞在者、災害応急対策従事者、その他市長が必要と認める者とします。

（４） 供給の方法

ア 現物による供給

物資等の供給は、現物により行います。

イ 供給の方法

被災者等への物資等の供給は、次に掲げる方法のうち、災害の状況等により適切と思われる方法をもって行うものとします。

供給の方法	内容
（ア） 市の備蓄物資等の供給	備蓄倉庫又は避難所等の備蓄物資を供給します。
（イ） 協定締結事業者等から調達した物資等の供給	協定を締結している業者等から調達した物資等を供給します。
（ウ） 救援物資等の供給	相互応援協力協定都市等、市内外から寄せられた物資等を供給します。
（エ） 炊出し	ボランティア等の協力を得て炊出しを行います。

ウ 供給の場所

物資等の供給は、原則として避難所で行います。ただし、当該施設の定員、被害の状況等により必要な場合は、公共施設等の適当な場所で行います。

エ 避難所運営委員会等による供給

避難所における物資等の供給は、避難所運営委員会が主体となって行います。

なお、避難所以外での供給については、避難部避難班及び物資・給水部、ボランティア等が連携して行います。

オ 供給上の配慮

物資等の供給に当たっては、特に次の点に留意するものとします。

- (ア) 時間的経過の中での被災者の要望等の把握
- (イ) 高齢者、障がい者、乳幼児等要配慮者及び負傷者に対する配慮
- (ウ) 迅速性、確実性、公平性の確保
- (エ) 衛生の確保
- (オ) 食物アレルギーへの配慮
- (カ) 季節性の配慮

(5) 物資等の調達

ア 調達の方法

物資等の調達は、次に掲げる方法のうち、災害の状況等により適切と思われる方法をもって行うものとします。

調達の方法	内容
(ア) 市の備蓄物資等の放出	備蓄倉庫又は避難所等に備蓄してある物資等（「食料、生活必需品、防災資機材等備蓄・装備状況一覧表」を参照）を放出します。
(イ) 協定締結事業者等からの調達	応急物資及び生活必需物資の調達に関する協定締結事業者等「資料編の「応急物資及び生活必需物資の調達に関する協定」等参照）に協力を要請し調達します。
(ウ) 応援協定都市からの調達	相互応援協力協定都市に救援を要請し調達します。
(エ) 県からの調達	上記の各方法による他、必要な場合には、県が保有する物資等を県に対し要請し調達します。

イ 調達の要請手続き

- (ア) 協定締結事業者から調達する場合の手続きは、物資・給水部が協定先の連絡者を通じて行うものとします。県への要請については、物資調達・輸送調整等支援システムを活用して行うものとします。
- (イ) 協定締結事業者については、資料編の「応急物資及び生活必需物資の調達に関する協定」及び「食料、生活必需物資、医薬品等に関する調達協定の内容一覧表」を参照します。
- (ウ) 物資・給水部は、協定を締結している米穀販売業者及び大規模小売店等における食料等の緊急放出可能量の把握確認に適宜努めるものとします。

(6) 物資等の取扱い

ア 受入れ及び保管（地域内輸送拠点）

- (ア) 物資等の受入れの場所は、地域内輸送拠点とします。なお、地域内輸送拠点の開設優先順位は次のとおりとします。地域内輸送拠点を使用する見込みのある場合には、ただちに各施設管理者へ連絡し、被災状況等を確認して開設の調整をします。

優先順位	地域内輸送拠点
1	平果地方卸売市場（協定締結事業者） 平塚市四之宮1－7－1

2	総合防災基地（平塚市総合公園 総合体育館） 平塚市大原 1
3	その他、地域内輸送拠点に適する場所

(イ) 物資等の受入れ及び保管は、物資・給水部が協定締結事業者の協力を得て行います。また、必要な場合は状況に応じて、ボランティア、民間団体等の協力を得て行うものとします。

(ウ) 地域内輸送拠点は、あらかじめ受入れに備えて、車両の進入路の確保、保管場所の指定等の措置を行います。

イ 分別及び出納

(ア) 物資等の分別及び出納は、物資・給水部が協定締結事業者の協力を得て行います。また、上記ア同様必要な場合は状況に応じて、ボランティア、民間団体等の協力を得て行うものとします。

(イ) 分別は、物資等の状況のほか、災害の状況、搬送手段の状況、避難所の状況等を考慮し、最も効果的な方法により行います。

(ウ) 物資等の受入れ及び払出しの出納は、状況に応じ適切な方法をもって行います。

(7) 物資等の搬送

物資等を調達し、地域内輸送拠点又は供給場所である各避難所等まで搬送する方法は次のとおりとし、状況に応じてその都度最も適切な方法により搬送します。

搬送の方法	内容
(1) 災害対策本部職員による搬送	物資・物流部が連携して直接搬送します。なお、物資・給水部の職員で対応が困難な場合は他部班の職員を派遣して対応します。
(2) 協定締結事業者による直接搬送	調達する物資等の納入にあわせて、当該協定締結事業者に協力要請し、直接目的の場所まで搬送します。
(3) 防災関係民間団体等による搬送	本章「第18節 自主防災組織等の活動」に掲げる防災関係民間団体等に対し、協力を要請し、又は業務委託し、搬送します。

(8) 供給の費用及び期間

ア 災害救助法による費用の範囲及び供給期間

物資等の供給のため支出する費用及び供給の期間は、災害救助法及び関係法令の定めるところによります。

(ア) 費用の範囲

物資等の供給を実施するため支出する費用は、災害救助法及び関係法令の定めるところによります。

(イ) 供給の期間

物資等の供給を実施する期間は、災害救助法及び関係法令の定めるところによります。

イ 災害応急対策上必要な場合の費用及び期間の取扱い

市長は、災害応急対策上必要があると認める場合については、県知事をとおして内閣総理大臣と協議のうえ、災害救助法等の定める費用及び期間の範囲を超えて、食料等の供給に係る費用を支出し、又は供給を行うことができます。

【関係資料】

- 3－1 災害救助法施行細則
- 3－2 災害救助法施行細則による救助の程度等
- 4－6 食料、生活必需品、防災資機材等備蓄・装備状況一覧表
- 8－1 食料、生活必需物資、医薬品等に関する調達協定の内容一覧表
- 8－2 応急活動等に関する協定の内容一覧表
- 8－4 相互応援に関する協定の内容一覧表

第 1 4 節 被災後の生活対策

【担 当 部】	統括部 保健医療福祉部 建築判定・住宅部 避難部 警防部 病院部
【関係機関】	神奈川県 平塚警察署 第三管区海上保安本部 自衛隊 水防管理者 各事業所 各催物主催者 施設管理者 自主防災組織

1 指定避難所の開設

災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させることを目的とした指定避難所を「指定避難所一覧表」のとおり指定しています。

(1) 災害対策本部における担当部

災害対策本部における担当は、避難部とします。

(2) 指定避難所の開設

市長は災害状況に応じて指定避難所のうち必要な施設を開設します。ただし、当該施設の被害や二次災害のおそれなどにより開設が不可能な場合は、他の公共施設等を活用します。

指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、他の公共施設等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページ等の多様な手段を活用して周知します。

また、指定避難所の開設までに至らない局所的な災害時や自主避難の申出があった場合の受入施設として、公民館を開設します。

なお、公民館へ自主避難する際は、避難部へ事前確認するものとします。

(3) 開設の時期

市長は、震度情報、被災者・負傷者等の発生状況及び地域の被災状況等に基づき、必要と認められる場合は、速やかに全部又は一部の指定避難所を開設します。

(4) 指定避難所開設時の措置等

避難部は、次の点に留意し指定避難所の開設を行います。

ア 指定避難所の開設に当たっては、避難所運営委員会等と協力します。

イ 被災者の受入に当たっては、施設の安全点検を行い、安全性に欠けると認められるときは、統括部統括班に報告し安全措置を講じるか、他の安全な施設に誘導します。

ウ 避難者を受入れたとき避難所配備職員は、「避難所状況集約用紙」等により速やかに避難者数の報告を行います。

(5) 県知事に対する報告

市長は、指定避難所を開設した場合、速やかに、神奈川県災害情報管理システム等により県知事に報告します。

(6) 指定避難所開設の期間

避難所の開設期間は、災害救助法が適用される場合には、災害発生の日から7日以内とします。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、県知事を通して内閣総理大臣と協議の上、延長することができます。

2 指定避難所の運営

(1) 指定避難所の段階的対応

指定避難所における対応については3段階に区分し、概ね次の点を考慮して運営します。

ア 第1段階（1日～3日） (ア) 施設管理者及び教職員等との施設使用等の調整と協力依頼 (イ) 施設の安全点検 (ウ) 傷病者等の把握と応急措置（医療機関への移送も検討） (エ) 要配慮者の把握と応急措置（福祉避難所や二次的避難施設への移送も検討） (オ) 避難者数の把握と避難者名簿の作成及び報告 (カ) 避難所管理者及び教職員、自主防災組織、ボランティア及び避難者等との避難所運営委員会の組織化と運営 (キ) 収容被災者及び在宅被災者等への給食、給水、物資配給等の実施 (ク) 仮設トイレの設置等、避難所環境改善に必要な措置を避難部から関係部班に要請 (ケ) 安否確認等への対応 (コ) 災害関連情報の伝達 (サ) 派遣された自衛隊等との調整
イ 第2段階（4日～7日） (ア) 避難者数の把握と避難者名簿の点検及び報告 (イ) 避難所運営委員会による運営 (ウ) 応援職員やボランティア等の受入れ（支援）・業務引継ぎ (エ) 収容被災者及び在宅被災者等への給食、給水、物資配給等の実施 (オ) 要配慮者及び傷病者等の把握と処置 （他の二次的避難施設、福祉避難所及び医療機関への移送等） (カ) 避難所入所者の健康管理及び栄養指導について、保健医療福祉部と協議 (キ) 安否確認等への対応 (ク) 市の応急対策の状況、医療及び生活関連情報、安否情報周知用の情報板等の設置
ウ 第3段階（8日～） (ア) 避難所運営委員会による運営 (イ) 応援職員やボランティア等の受入れ（支援）・業務引継ぎ (ウ) 避難者数の把握と避難者名簿の点検及び報告 (エ) 施設管理者と施設使用について再協議（避難所と学校教育の場の調整等） (オ) 保健医療福祉部による避難所入所者の健康管理及び栄養指導の実施 (カ) 安否確認等についての対応 (キ) 臨時市民相談窓口開設に対する協力 (ク) 義援金配布等に対する協力 (ケ) 収容被災者及び在宅被災者等への給食、給水、物資配給等の実施

(2) 指定避難所の運営

ア 災害対策本部における担当部

災害対策本部における担当部は、避難部とします。

イ 運営体制

(ア) 避難所運営委員会による運営

指定避難所の運営については、「(1) 指定避難所の段階的対応」に基づき、避難所管理者及び避難所配備職員、教職員、自主防災組織、ボランティア及び避難者等により避難所運営委員会を設置して行います。

(イ) 災害対策本部における応援体制

統括部職員・受援班は被災者に対する救援体制の強化を図るため、避難部と連携し必要に応じて災害対策本部における応援体制を確立します。

(ウ) 他自治体等による応援の受入れ（関連：第8節 応援要請及び受援）

避難部は災害対策本部内の応援では対応困難な場合には、避難所運営にかかる応援職員を統括部職員・受援班へ要請します。統括部職員・受援班は総務省「応急対策職員派遣制度」や「友好都市等との災害時相互応援協定」等により応援職員を要請します。

(エ) 専門的な支援機関との連携

指定避難所では、巡回する保健医療福祉の専門チームやNPOの専門ボランティアなどの支援機関と連携します。

(3) 運営における各種対策

ア 避難者への情報提供

避難部は避難所配備職員を通じて、避難者に対し、災害対策本部の活動状況、各種被災者支援に関する情報を提供します。避難所運営委員会は掲示板やチラシの配付などにより避難者へ周知します。

また、テレビや防災ラジオを設置、放送をして情報を提供します。

イ 生活環境整備

指定避難所開設当初から次の点に考慮して避難所環境整備に努めます。詳細は避難所運営委員会ごとに作成する「避難所運営マニュアル」によります。

(ア) トイレ（マンホールトイレ、簡易トイレ、仮設トイレ等）

(イ) 食事（アレルギー、栄養面、適温等）

(ウ) 就寝環境（簡易ベッド等）

(エ) プライバシーの確保（パーティション等）

(オ) 健康管理

(カ) 衛生、感染症対策

(キ) 女性、子育て家庭等への配慮

なお、生活環境が整備されない場合、避難部は必要な物品を物資・給水部に要請し調達します。（関連：第13節 応急給水・物資等の調達・供給活動）

ウ 要配慮者、外国人等

高齢者や障がい者、妊婦、乳幼児、外国人、セクシャルマイノリティ等様々な方が避難することが考えられ、それぞれに配慮した対応を行います。

エ 防犯対策

混乱の防止、秩序保持等、被災者の収容及び救援対策が安全適切に行われるように努めます。必要に応じて、夜間の警備委託や警察官による巡回などの協力を要請検討します。

オ ペット対策

飼主とともに同行避難したペットについては、「災害時の動物救護活動に関する協定」に基づき（公社）神奈川県獣医師会中央支部と連携するとともに、指定避難

所における飼育場所等については、避難所運営委員会で協議し、適切な飼育環境と避難所の衛生環境の確保に努めます。

(4) 指定避難所の閉鎖・統合

市長は、指定避難所の開設の必要がなくなったと認めるとき又は、近隣指定避難所との統合が必要と認めるときは、当該指定避難所を閉鎖又は統合します。

閉鎖・統合に際しては、避難部は避難者への説明の実施など必要な措置を行うとともに、施設の換気や消毒等を行い、原状に戻します。

3 指定避難所以外の被災生活対策

(1) 在宅・公園等での被災生活者に対する措置

災害の状況により発生が予想される、在宅や公園、空地等での避難生活者に対して、次により、適切な措置を講じます。

ア 災害対策本部における担当部

災害対策本部における担当は避難部とします。

イ 避難生活者に対する措置

在宅・公園等での避難生活者に対する措置は、概ね次のとおりとします。

避難生活者に対する措置事項
(ア) 避難部は、自主防災組織等の協力を得て、避難者の把握に努め、避難所の収容能力に余裕がある場合は、極力避難所へ誘導します。特に、エコノミークラス症候群の要因にもなり得る車中泊避難者の早期把握に努めます。
(イ) 傷病者等については、避難部を通じ保健医療福祉部の指示を受け適切な措置を講じます。
(ウ) 避難部は、平塚警察署、土木復旧部、自主防災組織等の協力を得て、公園等での避難生活者数を把握し、統括部統括班に報告します。
(エ) 公園、空地等の避難生活者に対する給食、給水、物資配給等は、指定避難所において支給等を行うので、その旨周知します。ただし、市が被災状況により必要と認めたときは、公園、空地等での支給等を行います。
(オ) 市の応急対策の状況、医療及び生活関連情報等の伝達を行います。

4 要配慮者対策

(1) 要配慮者の状況把握

ア 避難行動要支援者名簿の提供・安否確認

避難行動要支援者名簿等を用いて、避難支援、安否の確認等をおこないます。特に医療的ケアを必要とする者の状況把握を優先的におこないます。

イ 指定避難所における配慮者の状況把握

避難部は指定避難所への避難者のうち支援が必要な要支援者を把握し、保健医療福祉部及び関係機関と共有します。また、保健医療福祉部や神奈川DMA T等の応援機関による指定避難所の巡回により要支援者の健康状態等を把握します。

ウ 在宅、車中泊等の要配慮者の状況把握

避難部及び関係機関は在宅や車中泊により生活をしている要配慮者の状況を把握し、

保健医療福祉部及び関係機関と共有します。また、保健医療福祉部や応援機関による巡回により要支援者の健康状態等の把握を把握します。

エ 福祉施設等の状況把握

福祉施設等の状況把握は本章「第6節 災害時の情報収集 2 災害状況等情報収集及び報告」に基づき、次の項目を「災害時情報共有システム」を活用し優先的に把握します。

- (ア) 施設被害の有無
- (イ) 利用者等の人的被害
- (ウ) 施設の稼働状況
- (エ) 電気、水道等のライフラインの需給状況

(2) 要配慮者への対策

把握した要配慮者の状況を考慮して、保健医療福祉部は必要に応じて次の対策を実施します。

- ア 福祉避難所の開設、移送
- イ 二次的避難施設への移送
- ウ 在宅、避難所等での福祉サービスの提供等、必要なサービスの確保
- エ 福祉施設等への支援
 - (ア) ライフライン復旧の優先対応の事業者との調整
 - (イ) 水・食料品等の支援
- オ 医療との連携
- カ 支援者の確保（DWA T、ボランティア等）
- キ 被災地外への避難（広域避難）
- ク その他、必要な対策

(3) 福祉避難所の開設と運営

要配慮者の円滑な利用の確保、相談、その他の支援を受けることができ、要配慮者の良好な生活環境を確保する場所として、福祉避難所を「福祉避難所一覧」のとおりとしています。

ア 福祉避難所の開設

- (ア) 災害対策本部における担当部

災害対策本部における担当部は保健医療福祉部とします。

- (イ) 福祉避難所の開設

保健医療福祉部は避難部と協力し、被災生活に特別な配慮を必要とし、指定避難所及び在宅等で生活することが困難な被災者を把握し、受入れるため、必要に応じて、福祉避難所を開設します。

支援が必要な被災者の把握等の実施にあたり、必要に応じて神奈川県へ神奈川DWA T等の派遣を要請します。

- (ウ) 福祉避難所への入所対象

福祉避難所への入所対象は、入院や福祉施設等への入所を必要とするまでもないものの特別な配慮を必要とし、指定避難所で生活することが困難な避難者及びその家族とします。

- (オ) 福祉避難所への搬送

避難所等から福祉避難所への搬送については、次により実施します。

- a 自助、共助による搬送
- b 災害対策本部からの要請に基づく協定先事業者による搬送

イ 福祉避難所の運営

- (ア) 災害対策本部における担当部

災害対策本部における担当部は保健医療福祉部とします。

- (イ) 福祉避難所の運営

福祉避難所の運営について、保健医療福祉部は、該当施設の管理者と連携するとともに、関係機関の協力の下、本節「２ 指定避難所の運営」と同様の対応及び次の事項について実施します。

- a 受入れと搬送の調整
- b 入所管理
- c 福祉用具等の調達要請
- d 福祉専門職等の受入調整
- e 保健師等による巡回訪問
- f 二次的避難施設との連携

(ウ) 二次的避難施設への受入要請

協定を締結している社会福祉施設等、二次的避難施設の受入可能状況を踏まえ、受入れを要請します。また、二次的避難施設への移送は、協定締結事業者等へ要請して行います。

なお、二次的避難施設の運営については、関係団体やボランティアの協力の下、施設管理者が行うこととします。

(エ) 福祉避難所等の閉鎖

福祉避難所等の開設の必要がなくなつたと認めるときは、当該福祉避難所を閉鎖します。

５ 仮設住宅等応急住宅対策

(１) 実施機関

ア 被災者に対する応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理は、災害救助法が適用された場合は、県知事が実施します。ただし、被害の程度等により、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理を県知事から委任されたときは、市長が実施します。

イ 災害救助法が適用されない場合で、市長が必要と認めた場合は、市長が実施します。

ウ 応急仮設住宅の着工については災害発生の日から原則として20日以内に、住宅の応急修理については3か月以内に完了します。

(２) 応急仮設住宅の建設場所等

ア 建設予定地

応急仮設住宅の早期の建設を可能とするため、建築判定・住宅部住宅班は関係部と調整し、あらかじめ次のような場所を候補用地として選定しておき、災害の状況等を勘案し、その都度適当な建設場所を決定するものとします。

- (ア) 公有の未利用地等
- (イ) 公園等の公共施設
- (ウ) 民間の未利用地、休耕地、生産緑地等
- イ 付属施設の併設

応急仮設住宅の建設に当たっては、生活の利便性を確保するため、状況により次の施設、設備等の設置を検討します。

- (ア) ごみ集積所
- (イ) 通路の照明
- (ウ) 通路の舗装
- (エ) 集会所

ウ 高齢者・障がい者向き仮設住宅の提供

応急仮設住宅の建設に当たっては、被災者の実態等を考慮し、必要な場合は県と協議し、高齢者又は障がい者向きの仮設住宅の建設について検討します。

(3) 応急仮設住宅の管理、処分等

ア 応急仮設住宅への入居

建築判定・住宅部住宅班は応急仮設住宅への入居については、災害救助法の入居基準に基づいて、円滑に進めます。

なお、この場合、要配慮者の優先入居とともに地域コミュニティについても配慮するものとします。

イ 応急仮設住宅の管理

(ア) 災害救助法による応急仮設住宅については、県から委任された場合には管理を行います。

(イ) 必要により巡回訪問等を実施し、入居者の要望等の把握に努め、県と協議し、適切な措置を講じます。

ウ 応急仮設住宅の処分

災害救助法による応急仮設住宅の供与が終了したときは、県知事が処分を行います。

(4) 賃貸住宅等の活用

応急仮設住宅の建設を進めるとともに、被災者への住宅供給を迅速に進めるため、既存の賃貸住宅等のあっせん、情報提供等を行います。

また、状況に応じ、応急仮設住宅としての賃貸住宅等の借り上げを検討します。

ア 公営住宅等の活用

市営住宅又は他の公営住宅等の空き家情報を収集し、提供するとともに、必要な場合は一時入居のあっせんを行います。

イ 民間アパート等の活用

民間アパート、社宅等の民間施設についてもその情報を収集、提供し、必要な場合は一時入居のため、所有者、管理者に入居の協力を依頼するなどの措置を講じます。

【関係資料】

- 2－3 避難所状況集約用紙
- 3－1 災害救助法施行細則
- 3－2 災害救助法施行細則による救助の程度等
- 3－22 応急仮設住宅標準仕様
- 3－34 広域避難場所及び指定避難道路
- 3－35① 指定避難所一覧表
- 3－35② 指定緊急避難場所一覧表
- 3－35③ 公民館一覧表
- 3－35⑤ 帰宅困難者用一時滞在施設一覧表
- 3－35⑥ 福祉避難所一覧
- 8－2 応急活動等に関する協定の内容一覧表
- 8－3 施設利用等に関する協定の内容一覧表
- 8－4 相互応援に関する協定の内容一覧表

第 1 5 節 保健衛生、防疫、遺体対策等に関する活動

【担 当 部】 統括部 保健医療福祉部 環境衛生部 避難部 病院部 警防部
【関係機関】 民間委託消毒業者 県平塚保健福祉事務所 平塚警察署 平塚市医師会
平塚歯科医師会 日本赤十字社神奈川県支部 自衛隊 自主防災組織

1 保健衛生

(1) 避難生活者の健康管理等

避難生活が長期化した場合においては、不安と環境の変化によって被災者が健康を害することが予想されます。このため、保健医療福祉部は、病院部及び県平塚保健福祉事務所等関係機関と連絡を密にし、次の事項の実施に努めます。

ア 巡回指導等

被災状況により必要と認めた場合は、避難所を巡回するなどにより、被災者の健康管理と栄養指導を行うとともに、状況に応じ医療機関等への収容措置を行います。

イ メンタルケアの実施

被災の体験や避難生活の長期化等による被災者の精神不安定に対応するため、急性ストレス障害や心的外傷後ストレス障害(P T S D)に留意しながら、病院部及び県平塚保健福祉事務所、D P A T等関係機関の協力を得て、メンタルケアを実施します。

ウ 被災児童・生徒の対応

児童・生徒は災害時に影響を受けやすく、精神的に不安定になりやすいことから、スクールカウンセラー等による巡回を実施します。

エ エコノミークラス症候群への対応

アの巡回指導等とともに、水分補給や適度な運動等の周知を実施します。

2 防疫対策

(1) 実施機関

被災地域における防疫は市長が実施します。ただし、災害の状況により市長が不可能と判断した場合は、県知事にその旨を報告して、応援を求めるものとします。

(2) 防疫活動

ア 防疫活動の内容

環境衛生部は、民間委託消毒業者に依頼し、被災地域における次の防疫活動を行います。民間委託消毒業者は「民間委託消毒業者一覧表」のとおりです。

(ア) 被災地域の家屋周辺の清掃や防疫方法についての指導又は指示

(イ) 被災者及び自主防災組織等に対する薬剤の配布

(ウ) 被災地域の避難所等の消毒及び鼠族、昆虫等の駆除

(エ) 被災地域の状況により家庭ごみ等の集積場所及び仮設トイレの消毒

(オ) 浸水箇所等の消毒

(3) 防疫用薬剤の確保

防疫用薬剤は、「応急物資及び生活必需物資の調達に関する協定書」等に基づき、平塚中郡薬剤師会及び医薬品会社に要請し調達します。

(4) 感染症の予防措置等

被災地において感染症が発生したとき又は感染症が発生するおそれがあるときは、感染予防の見地から、次により予防措置等を行います。

ア 予防措置等

- (ア) 保健医療福祉部は病院部医療班と協力し、被災地域における感染症患者又は無症状病原体保有者の早期発見に努めます。
- (イ) 保健医療福祉部は感染症予防上必要と認める場合、予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条及び第9条の定めるところにより、県知事の指示に基づき県平塚保健福祉事務所等関係機関と協議し、臨時の予防接種を行います。

イ 感染症患者の収容

感染症患者が発生した場合、県は「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）」の定めに基づき、市は県の指示により感染症が発生した場所及びその周辺の消毒を実施し、流行の防止を図ります。

ウ 感染症発生時の対応及び周知

感染症患者が発生した場合は、県平塚保健福祉事務所へ報告し、感染症法に基づいた対応を図るとともに、関係機関との連絡を密にします。また、感染症の発生状況、市等の防疫活動及び注意事項等について、統括部広報班を通じて、市民に対し周知徹底を図ります。

エ 消毒の方法

県知事の指示に基づき県平塚保健福祉事務所等関係機関と協議し、消毒、鼠族・昆虫の駆除を行います。

3 遺体対策等

(1) 実施機関

行方不明者の搜索、遺体の処理及び埋葬は市長が行います。ただし、災害救助法が適用された際は県知事が行うが、県知事から委託を受けた場合には、市長が行います。

(2) 行方不明者の搜索等

災害時において死亡していると推定される（災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定される）行方不明者の搜索は、次により行います。

ア 行方不明者の搜索活動等

- (ア) 警防部は警察等の関係機関と協力して行方不明者の搜索を行います。
- (イ) 警防部は、人命救助、救急活動及び行方不明者の搜索中遺体を発見したときは、保健医療福祉部及び警察に連絡するとともに遺体の収容にあたります。

イ 災害救助法に定める搜索のため支出する費用及び期間

(ア) 搜索のため支出する費用

災害救助法に定める搜索のため支出する費用は、舟艇その他搜索に必要な機械や器具等の借上費又は購入費、修繕料及び燃料費等とし、その額は通常の実費とします。

(イ) 搜索期間

災害救助法に定める搜索は、原則として災害発生の日から10日以内に完了するものとします。

ウ 災害応急対策上必要な場合の費用及び期間の取り扱い

市長は、災害応急対策上必要があると認める場合においては、県知事をとおして内閣総理大臣と協議のうえ、災害救助法の定める期間の範囲を超えて搜索に係る費用を支出し、又は搜索を行うことができます。

(3) 遺体の対策等

災害救助法が適用されるときは同法により、同法が適用されない場合は同法に準じて行います。

なお、遺体の対策は、警察と密接な連絡をとり、関係各部が連携して実施するとともに、葬祭業者等へ要請し、自主防災組織、市民及び自衛隊等の協力を得て行います。

また、神奈川県広域火葬計画に定める「遺体の取扱いに対する心得及び遺体適正処理ガイドライン」に基づき遺体の対策を進めるため、棺の調達、遺体の搬送の手配、遺体の保存のために必要な物資の調達等を実施するとともに、その衛生状態に配慮します。

ア 遺体の検案等

遺体の検視・調査等は警察により実施されるとともに、遺体の検案は、法医学専門医、警察協力医及び応援協力により出動した医師により実施されます。

なお、検案に続いて、保健医療福祉部も加わり、遺体の洗浄、縫合、消毒等の必要な処置もあわせて行います。

(ア) 遺体の検視・検案に関する機関別活動内容

a 平塚市

保健医療福祉部は、関係機関の協力を得て、災害発生後速やかに、遺体収容所を開設して運営に当たり、検視・検案を迅速かつ的確に行える体制を確立します。なお、遺体収容所の開設・運営等に関して、市の対応能力のみでは十分でないと認められるときは、県及び関係機関に応援を要請します。

b 平塚警察署

平塚警察署は、検視班を遺体収容所に派遣します。検視班は、検視規則及び死体取扱規則並びに大震災発生時における多数死体取扱要綱等に基づき、遺体の検視及びこれに必要な措置を講じます。

c 平塚市医師会

市医師会は、市の要請に基づき、必要に応じて遺体の検案に協力します。

d 平塚市歯科医師会

市歯科医師会は、市の要請に基づき、必要に応じて遺体の検視に協力します。

e 日赤神奈川県支部

日赤神奈川県支部は、市の要請に基づき、必要に応じて遺体の検視・検案に協力します。

イ 遺体の搬送（遺体収容所まで）

保健医療福祉部は、被災現場や病院、救護所等から遺体の引き渡しの連絡を受けたときは、葬祭業者等へ協力を要請し、又は警察署関係機関の協力を得て、遺体を遺体収容所に搬送し、安置します。

また、搬送に際し状況に応じて自主防災組織及び自衛隊等へ搬送に対する協力要請を行います。

ウ 遺体の収容、安置

(ア) 遺体安置所等の開設

保健医療福祉部は、ひらつかアリーナを第1順位とし、被災地周辺の公民館の体育館を第2順位の遺体の収容、安置場所として開設します。

(イ) 遺体の処置等

a 遺体の安置に当たっては、納棺用品、ドライアイス等を葬祭業者等から調達します。なお、棺等の確保が困難な場合は、相互応援協定都市等に対し、統括部を通じて協力要請を行います。

b 保健医療福祉部は、「遺体処置票」を作成のうえ納棺し、棺に整理番号、氏名等を表示します。

c 保存は、遺体の腐乱防止に配慮し、特に夏季等気温が高い季節には十分注意を払うこととします。

d 死者が多数の場合、安置は遺体収容袋のままとする。袋の上から全体を白布で覆い、ドライアイスを装着する。

遺族の身元確認は、袋の小窓からの対面とし、感染予防対策上、直接遺体に触れないよう配慮する。

エ 遺体の身元確認

保健医療福祉部は、警察、平塚歯科医師会、自主防災組織等の協力を得て、遺体の身元確認と身元引取人発見に努めます。

オ 遺体の引き渡し

保健医療福祉部は遺族その他関係者から、遺体の引取りの申し出があった場合、引き渡しを行います。

カ 災害救助法に定める遺体処理の範囲、費用及び期間

(ア) 遺体処理の範囲及び処理のため支出する費用

災害救助法に定める遺体処理の範囲及び処理のため支出する費用は、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置や遺体の一時保存に係るものとし、県の救護班が検案を実施できない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とします。

(イ) 遺体の処理の期間

災害救助法に定める遺体の処理は、災害発生の日から10日以内に完了するものとします。

キ 災害応急対策上必要な場合の費用及び期間の取り扱い

市長は、災害応急対策上必要があると認める場合については、県知事をとおして内閣総理大臣と協議のうえ、災害救助法の定める期間を超えて遺体処理に係る費用を支出し、又は期間を超えて遺体処理を行うことができます。

(4) 埋・火葬

災害により死亡した者のうち、遺体の引取人がない場合（以下「身元不明遺体」という。）、又は引取人があっても災害による混乱のため、埋・火葬ができない場合は、必要に応じ自衛隊等の協力のもと次のとおり行います。

ア 埋・火葬の方法

埋葬・火葬の方法は、原則として遺体を火葬に付し、遺骨等を遺族に引き渡すものとします。

(ア) 保健医療福祉部は、対象者の遺体を火葬する場合、「埋・火葬台帳」を作成するとともに、市民部市民課から「死体埋・火葬許可証」の交付を受け、指定された火葬施設に搬送します。

(イ) 保健医療福祉部は、火葬の終わった遺骨及び遺留品を所定の遺体安置所に一時保管し、遺族等に引き渡すものとします。

なお、この場合「埋・火葬台帳」に必要事項を記載し、引き渡します。

イ 遺骨等の引取人がない場合の取り扱い

保健医療福祉部は、身元不明遺体の遺骨及び遺留品を所定の遺体安置所に保管します。

なお、所定の遺体安置所が閉鎖される場合は、引き続き保管し、警察等の協力を得て身元不明遺体の遺骨の引取人を調査するものとします。

ウ 災害救助法に定める埋・火葬の範囲、費用及び期間

(ア) 埋・火葬の範囲

対象者の埋・火葬は次の範囲内において、実際に埋葬を実施する者に原則として現物を支給します。

- a 棺（付属品を含む。）
- b 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）
- c 骨つぼ及び骨箱

(イ) 埋・火葬の期間

災害救助法に定める埋・火葬は、原則として災害発生の日から10日以内に完了するものとします。

エ 災害応急対策上必要な場合の費用及び期間の取り扱い

市長は、災害応急対策上必要があると認める場合については、県知事をとおして内閣総理大臣と協議のうえ、災害救助法の定める期間を超えて埋・火葬に係る費用を支出し、又は期間を超えて埋・火葬を行うことができます。

オ 火葬施設

火葬施設については、平塚市聖苑とします。

なお、保健医療福祉部は火葬施設に支障が生じた場合、又は施設の処理能力を超えると判断した場合、神奈川県広域火葬計画により、速やかに他自治体施設の使用について応援を要請します。

カ 遺骨仮安置場所

身元不明の遺骨については、保健医療福祉部が施設管理者と協議し平塚市聖苑等へ仮安置の措置を講じます。

【関係資料】

- 3－1 災害救助法施行細則
- 3－2 災害救助法施行細則による救助の程度等
- 3－13 応急物資及び生活必需物資の調達に関する協定書（平塚中郡薬剤師会）
- 3－19 第二種感染症指定医療機関
- 3－29 民間委託消毒業者一覧表
- 8－1 食料、生活必需物資、医薬品等に関する調達協定の内容一覧表
- 8－2 応急活動等に関する協定の内容一覧表

第 16 節 社会秩序の維持

【担 当 部】 統括部

【関係機関】 平塚警察署、第三管区海上保安本部、神奈川県、民間事業者

1 治安対策

(1) 県警察による治安対策

県警察は、被災地の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所におけるトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行います。また、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取締りを重点的に行い、被災地の社会秩序の維持に努めます。

(2) 海上における治安維持

第三管区海上保安本部は、海上における治安を維持するために、巡視船艇を災害発生地域の海域に配備し、犯罪の予防、取り締まりを行います。

2 物価の安定、物資の安定供給

市は、食料をはじめとする生活必需品等の物価が高騰しないよう、また、事業者による買い占め・売り惜しみが生じないよう監視するとともに、必要に応じて指導等を行います。

市民が落ち着いた消費行動がとれるよう、生活必需品の供給状況等について、必要な情報提供に努めます。

第 17 節 災害廃棄物等の処理対策

【担 当 部】	環境衛生部 建築判定・住宅部 土木復旧部 避難部
【関係機関】	県動物愛護センター 民間委託し尿収集業者 協定締結事業者

1 災害廃棄物等の処理

(1) ごみ、し尿の処理

災害時におけるごみ、災害廃棄物及びし尿を大磯町・二宮町と連携し、迅速、かつ、適正な処理に努めます。被災により死亡した小動物については、各市町にて収集処理します。

ア 定義

用語	定義
ごみ	「ごみ」とは、通常の処理が困難になった生活ごみ、避難所生活に伴い発生するごみ、被災により発生した粗大ごみに相当する廃棄物をいいます。
災害廃棄物	「災害廃棄物」とは、土砂災害や洪水等により倒壊、消失等した家屋等の解体撤去に伴って発生する廃材をいいます。
し尿	「し尿」とは、通常の処理が困難になったし尿、被災地における仮設トイレから発生するし尿をいいます。

イ ごみの収集処理

(ア) 収集方法

排出されたごみは、分別収集の実態を踏まえ収集車等を使用して迅速な収集に努めます。

(イ) ごみ収集関係車両

ごみ収集関係車両の保有状況は、「ごみ収集関係車両一覧表」のとおりです。

(ウ) ごみ集積所

- 平常時の集積所又は市が被災状況を勘案し、臨時に指定した場所
- 市が指定する広域避難場所及び避難所

(エ) 処理施設等

- ごみの処理は、原則として「ごみ処理施設等一覧表」の施設で処理を行います。
- 処理施設が使用不能となった場合は、管理者の指揮により速やかに復旧を講ずるとともに、他自治体の処理施設の使用について応援を要請します。ただし、他自治体の処理施設が使用不可能な場合等は、あらかじめ別に定めた仮置場を使用します。

(オ) ごみ排出ルールの周知徹底

ごみ収集の混乱等を軽減するため、広報媒体を通じ次の点を周知徹底します。

- 可能な限りの可燃物及び不燃物の分別
- 所定の集積場所への集積
- 交通への支障防止及び生活環境保全のための配慮
- ごみの減量化

(カ) ごみ集積場所等の防疫

ごみの排出状況及び季節等により、必要に応じ消毒薬の散布を行うなど、環境衛生上支障がないよう防疫活動を実施します。

(キ) 他自治体等への応援要請

被災状況により、人員、車両等に不足が生じた場合、又は不足が予測される場合は本章「第19節 災害ボランティアの活動」、「第8節 広域要請及び受援」等に基づき、応援要請等を行います。

ウ 災害廃棄物の処理

災害により発生したガレキ及び建物等の解体撤去に伴い発生した廃材等の災害廃棄物の処理は、原則として、平塚市災害廃棄物等処理計画により行います。

なお、災害廃棄物等の処理を円滑に行うための体制を確立するとともに、計画的な収集・運搬、再利用・再資源化及び適正な処理・処分に努めます。

(ア) 災害廃棄物の処理場の確保

環境衛生部は、市の焼却施設、その他の施設及び最終処分場で処理、処分を行うことを原則とします。

なお、状況によりあらかじめ選定した処理場での処理が困難な場合は、仮置場を決定します。

(イ) 災害廃棄物の区分

災害廃棄物は原則として、次により区分し処理を行います。

- a 木くず
- b その他可燃物
- c コンクリート塊
- d 金属くず
- e その他不燃物
- f a～eを最大限分別した後の混合物

(ウ) 災害廃棄物の処分に関する情報の提供等

環境衛生部は、市民及び事業所等に対し災害廃棄物の処分に関する情報の提供、助言、指導等を行います。

(エ) 市の応急対策活動に伴う災害廃棄物の処理

環境衛生部は、災害対策本部が行う応急対策に伴う次の災害廃棄物に関して、担当部と協議を行い、迅速な処理に努めます。また、必要に応じて協定締結事業者に協力を要請して処理を行います。

- a 土木復旧部が担当する本章「第12節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動」における、障害物の除去に伴う災害廃棄物

エ し尿収集処理

(ア) 収集の方法

被災の状況に応じ、環境衛生部の指示により民間委託し尿収集業者が収集作業を実施します。

(イ) 民間委託し尿収集業者

民間委託し尿収集業者は、「民間委託し尿収集業者一覧表」のとおりです。

(ウ) 収集車両等

民間委託し尿収集業者の保有する収集車両等は、「民間委託し尿収集業者保有収集車両等一覧表」のとおりです。

(エ) し尿収集計画の作成

し尿の収集にあたり、環境衛生部は、避難所の優先収集等を考慮した収集計画を作成し、迅速かつ効率的なし尿収集の実施に努めます。

(オ) し尿処理施設

- a し尿処理については、「し尿処理施設」において処理を行います。
- b し尿処理施設（大磯町）が使用不能となった場合は、速やかに復旧措置を要請するとともに、他自治体の処理施設の使用について応援を要請します。ただし、他自治体の処理施設の使用が不可能な場合は、公共下水道処理施設の機能の活用を図ります。

(カ) 他自治体等への応援要請

被災状況により、人員、車両等に不足が生じた場合、又は不足が予測される場合は本章「第19節 災害ボランティアの活動」、「第8節 広域要請及び受援」等に基づき、応援要請等を行います。

オ 仮設トイレの設置等

(ア) 仮設トイレの設置

- a 広域避難場所及び避難所に、仮設トイレを設置します。
- b 水洗化地域あるいはし尿浄化槽の設置世帯においても下水道管の破損、上水道の供給不能、し尿浄化槽の破損等による被害を考慮して、公園等を利用し、仮設トイレを可能な限り設置します。

(イ) 仮設トイレ等の整備状況

仮設トイレの整備状況は、「仮設トイレ等の整備状況一覧表」のとおりです。

(ウ) 仮設トイレ等の調達

仮設トイレ等は、物資・給水部と連携しリース会社等から調達するが、市で調達できないときは、県に調達・設置に係る協力要請を行う。

(エ) 仮設トイレの消毒等

仮設トイレの設置状況及び季節等により、必要に応じ消毒薬の散布等を行うなど、環境衛生上支障がないよう防疫活動を実施します。

カ 油流出の防除

第三管区海上保安本部は船舶又は海洋施設その他の施設から海上や河川に大量の油が排出されたときは、船艇、航空機により排出油の状況等を総合的に把握し、作業方法等防除作業の実施に必要な事項について指導を行います。

2 死亡小動物の収集処理及び放浪犬等の保護収容

(1) 死亡小動物の収集・処理

災害によって死亡した小動物（市が通常有償、無償で収集処理を行う家畜及び大型ペットを除く小動物をいう。）については、飼い主が責任をもって処理することを原則とします。ただし、飼い主が不明なもの、又は防疫上緊急を要するもので、飼い主が自己処理できないものについては、環境衛生部が行います。

(2) 放浪犬等の保護収容

災害後、被災により放浪する犬等について市民から通報を受けた場合は、環境衛生部は、県動物愛護センターに連絡し、保護収容を依頼します。保護した犬等については、飼い主への情報提供の観点から、避難所と連絡調整します。

【関係資料】

3-23 ごみ収集関係車両一覧表

3-24 ごみ処理施設等一覧表

- 3－25 民間委託し尿収集業者一覧表
- 3－26 民間委託し尿収集業者保有収集車両等一覧表
- 3－27 し尿処理施設
- 3－28 仮設トイレ等の整備状況一覧表
- 8－2 応急活動等に関する協定の内容一覧表
- 8－4 相互応援に関する協定の内容一覧表

第 18 節 自主防災組織等の活動

【担 当 部】 各関係部

【関係機関】 市民、事業所等 自主防災組織 防災関係民間団体等

1 市民、事業所等

(1) 市民、事業所等の活動方針

市民、事業所等は、自らの身は自ら守る「自助」と地域で助け合う「共助」の考え方のもと、防災活動を実施します。

(2) 市民、事業所等の活動

ア 市民の活動

市民は、災害が発生したときは、次の活動を行うものとします。

- (ア) 情報を収受したときの速やかな災害対策本部又は避難所への連絡
- (イ) 避難、給食等に際しての隣保協力
- (ウ) 被災者の救出、救護活動の協力
- (エ) 自主防災組織活動の協力
- (オ) 避難所入所時又は移動時における名簿登録
- (カ) その他、必要な災害応急対策業務の協力

イ 事業所等の活動

事業所等は、災害が発生したときは、次の活動を行うものとします。

- (ア) 従業員等の安全確保
- (イ) 帰宅困難な従業員等の保護
- (ウ) 地域における救助活動等の協力又は必要機材等の貸与、譲与
- (エ) 地域における自主防災組織活動の協力
- (オ) その他、必要な災害応急対策業務の協力

2 自主防災組織

(1) 災害発生直後に行う活動

自主防災組織が自主的に行う活動は次のとおりとします。この場合、活動するに当たっては、自主防災組織が作成する防災規約（防災計画）又は活動マニュアル等に基づき、統一かつ効率的に行うものとします。

ア 救出、救護活動の実施

イ 避難の実施

ウ 自主防災組織本部の設置

エ 区域内における情報の収集、伝達

オ その他、緊急又は必要と認められる活動

(2) 市又は防災関係機関と協力して行う活動

市又は防災関係機関と協力し、次の応急対策業務を積極的に実施します。

ア 給水、給食、救護物資の配分等

イ 清掃、防疫活動

ウ 区域内住民の安否情報収集

エ 住民の避難先、連絡先等の住居への表示の徹底

オ 住民の避難所の入所時、移動時における名簿登録の徹底

カ 避難所の運営

キ その他、必要な応急対策業務の協力

3 防災関係民間団体等

(1) 防災に係る民間団体等

ア 民間団体等の範囲

防災対策上関係する民間団体等とは、大規模災害等の場合において、市が各種の災害応急対策を実施する上で特に協力が必要と認められる本市内の次のような民間の各種団体、組織等（以下「民間団体等」という。）をいいます。

(ア) 公共的団体（「第1章 第5節 6 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等」に掲げる防災関係機関等の中の公共的団体）

(イ) 地域活動関係団体

(ウ) 教育関係団体

(エ) 社会奉仕関係団体

(オ) 労働関係団体

(カ) 商工業、各種サービス業関係団体

(キ) 大学

(ク) その他防災対策上関係すると認められる団体

イ 民間団体等の自主活動と市の応急対策への協力

(ア) 民間団体等の自主活動

災害時においては、民間団体等は、それぞれの団体等の災害時の活動規範等に従い、自ら可能な範囲で各種活動又は業務サービスの提供等に努めるものとします。

(イ) 市の応急対策業務等への協力

市の行う災害応急対策に関し、市から協力要請のあった場合は、民間団体等は可能な範囲で協力するものとします。

ウ 民間団体等のボランティア活動

民間団体等が自らボランティアとして活動を行う場合については、本章「第19節 災害ボランティアの活動」の定めるところによるものとします。

(2) 協力要請の範囲

ア 協定等を締結している場合等

(ア) 当該民間団体等との協力協定等が締結されている場合、又は公共的団体等この地域防災計画に別に定めのある場合には、その内容の範囲で協力を要請するものとします。

(イ) 上記にかかわらず、大規模災害時等において市長が特に必要と認める場合は、別途、次のイに掲げる範囲で協力を要請するものとします。

イ 協定等を締結していない場合等

協力協定等が締結されていない民間団体等については、災害や応急対策の状況の他、その民間団体等の活動内容、構成人員、業種等の特性を考慮し、主として次に掲げる活動等の範囲において、必要に応じ協力を要請するものとします。

(ア) 市の応急対策活動に係る活動

a 被災者の救助活動

b 医療、救護活動

c 被災者への炊出し活動

d 飲料水、食料、物資等の配送活動

e 救援物資の仕分け、運搬、配分活動

f 被害等の情報収集、調査活動

g 被災者の安否確認活動

- h 避難所等における各種奉仕活動
- i 清掃、防疫活動
- j 要配慮者に対する支援活動
- k その他市の応急対策活動に係る活動
- (イ) 物資等の調達、各種業務サービス等の提供
 - a 災害応急対策に係る食料、生活必需物資、資機材等の調達、供給
 - b 各業種の組織等を通じた各種業務サービス等の提供
- (ウ) その他本部長が特に必要と認めた活動等
- (3) 協力要請の方法等
 - ア 協力要請の手続き

民間団体等に対する協力の要請は、原則として、災害対策本部各部長が直接当該団体等の責任者に対して行います。要請後は、直ちに統括部統括班にその要旨を報告します。
 - イ 要請の場合の必要事項

民間団体等に対し協力を要請する場合は、当該団体等に対し特に次の事項を明らかにし、その活動等が円滑に行われるよう配慮するものとします。
 - (ア) 応急対策に係る活動を要請する場合
 - a 活動の場所、期間
 - b 活動に必要な人員
 - c 活動の内容
 - d 活動に必要な資機材等の品名、数量
 - e 活動に必要な経費負担等
 - f その他活動に必要な事項
 - (イ) 物資等の調達、業務サービス等を要請する場合
 - a 必要な物資等の品名、数量（サービス等の内容、人員）
 - b 物資等の納入（サービス等の提供）の期日、場所
 - c 物資等の納入、搬送（サービス等の提供）の方法
 - d 物資の調達、納入（サービス等の提供）等に必要な経費負担等
 - e その他調達等に必要な事項
- (4) 協力が決定した場合の措置
 - ア 協力決定の伝達

各部は、民間団体等の応急対策活動等の協力が決定したときは、統括部統括班にその要旨を報告します。
 - イ 受入れ措置等

民間団体等の協力が決定した各部長は、必要に応じて速やかに次の措置を講じます。
 - (ア) 受入れ準備

活動等に必要な資機材等をあらかじめ確保するとともに、人員、機材等の輸送計画を立てます。
 - (イ) 必要職員の派遣

必要な場合は、活動地又は物資の納入先等に誘導するための職員を派遣します。
 - (ウ) 活動状況等の把握

必要な場合は、職員を派遣し活動状況等を把握するとともに、災害対策本部との連絡にあたります。
 - (エ) その他必要な措置

その他活動等が円滑に行われるための必要な措置を講じます。

ウ 活動終了時の報告

活動等が終了したときは、各部長は、次の事項を明らかにした報告書を統括部統括班に提出します。

- (ア) 活動等の場所、期間
- (イ) 活動等の人員
- (ウ) 活動等の内容
- (エ) 事故ある場合は、その内容
- (オ) 調達した資機材等の品名、数量
- (カ) 活動等に要した経費
- (キ) 活動等の効果
- (ク) その他参考となる事項

【関係資料】

8－2 応急活動等に関する協定の内容一覧表

8－3 施設利用等に関する協定の内容一覧表

第 19 節 災害ボランティアの活動

【担 当 部】 ボランティア部 各関係部

【関係機関】 市民、事業所等 自主防災組織 防災関係民間団体等 社会福祉協議会

1 災害ボランティアセンター

の設置及び運営

(1) 実施機関

災害時におけるボランティア活動に係る事務は、災害ボランティアセンターが行います。
また、市長はボランティア活動が円滑に行われるよう必要な支援を行うものとします。

(2) 災害ボランティアセンター設置場所

災害ボランティアセンターの設置場所は平塚市福社会館（平塚市追分 1 番 43 号）及び浅間緑地とします。ただし、当該施設が、罹災し設置が困難な場合はこれに代わる場所を確保します。

(3) 災害ボランティアセンターの位置付け

災害ボランティアセンターは、「災害時におけるボランティア活動に関する協定書」に基づき、平塚市社会福祉協議会が設置し、災害時における相互協力に関する協定（災害救援ボランティア活動の支援）に基づき、（公社）平塚青年会議所や災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）、ボランティアコーディネーター養成講座を修了したボランティア等の協力により、必要なボランティアの募集、受入れ、作業配分等活動全般に関する事務を行うものとします。

(4) 災害ボランティアセンター及び市の事務等

災害ボランティアセンター及び市の災害対策本部（ボランティア部）が行う事務又は業務は、概ね次のとおりとします。

区分	事務等の内容
ア 災害ボランティアセンターが行う事務	(ア) 被災者ニーズの把握 (イ) ボランティアの受入れ (ウ) 被災者ニーズとボランティアのマッチング (エ) ボランティアの派遣 (オ) ボランティア部との連絡調整 (カ) ボランティア活動に必要な情報の収集及び提供 (キ) ボランティア活動に必要な物品及び資金の調達 (ク) 災害救助法に関する事務 (ケ) その他ボランティア活動に必要な事務
イ ボランティア部が行う業務	(ア) 災害ボランティアセンター設置までの初期対応事務 (イ) 災害ボランティアセンターとの連絡調整 (ウ) ボランティア活動に必要な情報収集及び提供 (エ) 災害ボランティアセンター、災害中間支援組織、NPO等との調整会議の開催 (オ) ボランティア活動に必要な物品及び資金調達 (カ) 災害救助法に関する事務 (キ) その他ボランティア活動に必要な事務

(5) ボランティア活動の要請範囲

市の災害対策本部が、個人、団体又はその他のボランティアの活動を要請する場合の範囲は、概ね次のとおりとします。

- ア 避難場所、避難所等の運営協力に関すること。
- イ 救援物資の配分、配送に関すること。
- ウ 給水、炊き出しに関すること。
- エ 安否情報の収集、整理、伝達に関すること。
- オ 手話通訳等の福祉活動に関すること。
- カ 清掃、防疫に関すること。
- キ その他実施機関が必要と認める活動に関すること。

(6) ボランティアの要請手続

ア 市における要請手続

市の災害対策本部において、災害時にボランティア活動が必要となった場合の要請手続は次のとおりとします。

- (ア) 災害対策本部各部において活動の要請を必要とするときは、各部長が次の事項を明らかにして、ボランティア部に要請するものとします。要請にあたり必要に応じて統括部統括班と調整を実施します。

- a 活動の内容
- b 活動の場所、期間
- c 必要と思われる人員
- d その他参考となる事項

- (イ) ボランティア部は、各種の要請内容を整理、調整し、災害ボランティアセンターに対しボランティアの派遣要請を行います。

イ 災害ボランティアセンターにおける手続

- (ア) 災害ボランティアセンターは、ボランティアの派遣要請があったときは、登録済みのボランティアを速やかに派遣するとともに、必要に応じ広報、報道機関等を通じて本市内外に対しボランティアの協力要請を行うものとします。

- (イ) 災害ボランティアセンターは、ボランティア部を通じて災害対策本部等の活動要請の状況を常に掌握するとともに、申し込み希望のあるボランティアの掌握も行い、ボランティアの要請が効率的に行われるよう努めるものとします。

(7) ボランティアの受入れ手続

災害ボランティアセンターがボランティアを受け入れる場合の手続きは次のとおりとします。

- ア ボランティアを希望する団体又は個人に対し、必ず事前に受付を行うことを周知するとともに、活動に当たって必要な登録等の手続きを行い、所定の指示をした上で、活動につかせるものとします。

- イ 必要な場合には、現地案内又は業務指示等に必要な係員を派遣するものとします。

- ウ 必要な場合には、ボランティア部と協議し、資機材又は関係資料等の貸与等を行うものとします。

(8) ボランティアの身分に関する取扱い

ア 活動に対する報酬等の取扱い

ボランティアとしての特性等を考慮し、その活動に係る報酬等の取扱いは次のとおりとします。

- (ア) ボランティア活動に対しては、原則として無報酬とします。

- (イ) ボランティア活動に係る食料及び宿泊場所等の確保については、原則として自己の負担とします。

- イ ボランティア従事者の心構え

ボランティア活動に従事する者は、次の点に留意するものとします。

- (ア) 事前に、居住地等の社会福祉協議会等でボランティア保険の加入手続きを済ませてから参加すること。
 - (イ) 活動を行う前に、災害ボランティアセンターでボランティア登録を済ませること。
 - (ウ) 活動を行うに当たっては、災害ボランティアセンター又は現場責任者の指示に従うこと。
 - (エ) 予定の活動を終了したとき又は途中で終えたときは、現場責任者又は災害ボランティアセンターに報告すること。
 - (オ) ボランティア活動中に事故等が生じたときは、現場責任者又は災害ボランティアセンターに報告し、指示を受けること。
- (9) 調整会議等の開催

ボランティア部は、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有し課題の把握、対策検討をする場としての調整会議を開催し、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有し連携のとれた支援活動を展開するよう努めます。

2 災害多言語支援センターの設置及び運営

(1) 実施機関

災害時における多言語での災害情報の提供など外国籍市民への支援に係る事務は、災害多言語支援センターが行います。

(2) 災害多言語支援センター設置場所

災害多言語支援センターの設置場所は市庁舎本館とします。ただし、当該施設が、罹災し設置が困難な場合はこれに代わる場所を確保します。

(3) 災害多言語支援センターの位置付け

災害多言語支援センターは、ボランティア部が設置し、通訳・翻訳ボランティアの協力により、災害情報を集約して翻訳作業を行い、避難所への掲示やチラシの配布、ラジオを通じての提供等の方法で外国籍市民等を支援します。

(4) 災害多言語支援センターの事務等

災害多言語支援センターが行う事務又は業務は、概ね次のとおりとします。

区分	事務等の内容
災害多言語支援センター	(ア) 災害多言語支援センターの管理運営 (イ) 外国籍市民等からの問合せへの対応 (ウ) 各種相談窓口への通訳等派遣 (エ) 避難所の巡回による情報の収集、共有や避難所への情報伝達 (オ) 情報の翻訳

(5) 災害多言語支援センターにおける通訳・翻訳ボランティアによる支援の要請手続

災害対策本部各部において、通訳・翻訳ボランティアによる支援が必要となった場合の要請手続は次のとおりとします。

ア 災害対策本部各部からボランティア部へ要請をします。

イ ボランティア部は、要請内容を整理し、通訳・翻訳ボランティアによる翻訳や派遣等について調整します。

ウ ボランティア部は、要請のあった各部へ連絡するとともに通訳・翻訳ボランティアによる支援を実施します。

【関係資料】

8-2 応急活動等に関する協定の内容一覧表

第20節 被災者の生活再建支援

【担当部】 各関係部

【関係機関】 ライフライン等関係機関 神奈川県 社会福祉協議会

1 罹災証明書等の発行

(1) 罹災証明の対象等

ア 証明の目的及び程度

罹災証明は、家屋及びその他の物的被害について、災害救助法による各種施策や市税等の減免、被災者生活支援法による支援金の申請等の他、保険の請求等に当たって必要とされる場合、地方自治法第2条に定める防災に関する事務の一環として、被災者の応急的、一時的な救済を目的に市長及び消防署長が確認できる程度の被害について証明するものとします。

イ 証明の項目

罹災証明は、災対法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた家屋について、次の項目について証明するものとします。

(ア) 家屋の損壊等に関する証明項目

- a 全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない（一部損壊）
- b 流出、床上浸水、床下浸水
- c その他

(イ) 火災に関する証明項目

- a 焼損面積
- b 全焼、半焼、部分焼、ぼや
- c 水損、汚損、その他

ウ 家屋以外の証明

上記に掲げる家屋の損壊及び火災以外の罹災証明は、災害の状況下にあつては、その事実確認等に困難が予測されるため、原則として行わないものとします。ただし、市長又は消防署長が特に必要と認める場合には、その状況下において証明可能な範囲で行うものとします。

(2) 発行の手続き等

ア 発行事務

罹災証明書の発行に関する事務は、総務部罹災証明班が行います。ただし、火災に関する罹災証明書の発行事務は、警防部消防署班が行います。

イ 被害調査の実施と罹災者台帳の作成

(ア) 被害調査の実施

総務部罹災証明班及び警防部消防署班は、罹災証明書の発行に先立ち、必要な被害状況の調査を行います。この場合、専門的な調査を必要とするとき等においては、関係各部又は各種民間団体等の協力を得て行うものとします。

(イ) 罹災者台帳の作成

総務部罹災証明班及び警防部消防署班は、上記被害調査の結果をもとに、罹災者台帳（被災者調査票）を作成します。

(ウ) 被害調査及び台帳作成の方法

被害調査の実施の方法及び調査に基づく台帳の作成の方法については、総務部罹災証明班及び警防部消防署班が別に定めます。

ウ 証明書の発行

(ア) 罹災者台帳に基づく発行

罹災証明書の発行は、罹災証明申請書（自然災害関係）により被災者の申請を受け、

上記罹災者台帳で確認し、罹災証明書(自然災害関係)により行います。ただし、火災関係の罹災証明書の様式は、罹災証明申請書(火災関係)及び罹災証明書(火災関係)とします。

(イ) 再調査等の実施

罹災者台帳で確認できない場合又は被災者から証明の内容に不服の申立てがあった場合の必要な再調査等について、別に定めます。

(ウ) 証明書の発行は、原則として災害発生の日から60日以内に発行します。

(エ) 証明書の発行は、原則として1世帯1部とします。

(3) 被災家屋の判定基準

罹災証明を行うに当たっての家屋被害(火災関係を除く)の判定は、「災害の被害認定基準」により行うものとします。

なお、主管部においては、家屋の被害調査に混乱が生じないように、事前に被害認定基準の明確化に努めます。

(4) 証明手数料

罹災証明書の発行手数料は、無料とします。

(5) 罹災届出証明

見舞金等の申請に際し、罹災証明の対象とならない軽微な被害、及び、落雷による被害等については、罹災届出証明申請書と必要な書類に基づき、被害状況の写真等のみで判断する「罹災届出証明」を発行します。

(6) 調査員の育成

被害調査実施体制の確保のため、平常時における県が主催する被害状況調査研修への参加とともに、被災後の県が実施する住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会や応援職員受入れの際に研修を実施するなど調査員の育成に努めます。

(7) 応援要請

迅速な被害調査の実施と遅滞ない罹災証明書発行のため、発災初期において、被害状況の概要を把握した段階で、被害の規模が大きく被害調査及び罹災証明書発行を行うための人員不足が見込まれる場合は、協定団体及び県へ直ちに応援要請し、実施体制の早期確保に努めます。

2 生活再建支援

(1) 臨時市民相談窓口の開設

ア 臨時市民相談窓口の開設

被災市民の生活の立直しを援護し、市民の自力復興を援助するため、特に専門的な対応が必要な場合は、関係所管部又は関係機関等と連携し、当該事務処理のための臨時市民相談窓口を開設します。

イ 取り扱う事務の内容

臨時市民相談窓口の取り扱う事務は概ね次のとおりとしますが、災害の状況等により必要に応じて取り扱うものとします。

(ア) 住宅

(イ) 福祉

(ウ) 保健・医療

(エ) 教育

(オ) 労働

(カ) 金融

(キ) その他被災者の生活再建に関する必要事項

ウ 事務の分担

(ア) 臨時市民相談窓口の設置及び運営に関する総括事務は、統括部広聴班が行います。ただし、災害対策本部を設置してない場合又は廃止された場合は市民情報・相談課が行います。

(イ) 各分野における相談事務は、それぞれの事務を所管する部が関係機関等と協力し、処理します。

(ウ) 各部に關係する相談については、統括部広聴班が必要に応じて調整します。

エ 窓口設置の場所

統括部広聴班は、臨時市民相談窓口を原則市庁舎本館内に設置しますが、市庁舎本館に支障がある場合、又は必要がある場合は他の公共施設を利用して設置します。また、災害の状況等により、必要な場合は市域内に分散して設置します。

(2) 要配慮者への情報提供等

保健医療福祉部は、相談窓口の開設に当たって、高齢者、障がい者等が適切なサービスを受けられるよう、社会福祉施設等の管理者及び関係機関と連携して、情報の収集及び提供に努めます。

また、外国人に対しては、ボランティア部と連携し、可能な限り母国語での対応や「やさしい日本語」による各種の相談や被災後生活情報の発信に努めます。

(3) 被災者への精神的支援等

保健医療福祉部は、被災を体験したことにより、精神的に不安定になっている被災者に対し、専用電話等を設け、医師、保健師、ソーシャルワーカー等が相談に応じるとともに、必要に応じて訪問相談、巡回相談を実施します。

(4) 市外避難者への情報提供

総務部安否情報班は、ホームページなどの広報媒体を活用し、市外避難者の情報収集に努め、統括部広報班は、市外避難者への情報提供を実施します。

なお、住民登録を異動した避難者については、転出先の市町村と連携し、情報提供を実施します。

(5) 被災者生活再建支援金の支給

保健医療福祉部安置・給付班は、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受け、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難となった世帯に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、最高300万円の被災者生活再建支援金を支給します。

また、支援金の支給に係る事務手続きは以下のとおりです。

ア 市町村は、被害認定、支援金の支給申請に係る窓口業務等を行い、県はこれらを取りまとめ、被災者生活再建支援法人へ送付します。

イ 県は、発生した災害が被災者生活再建支援法施行令（平成10年政令第361号）第1条各号に定める自然災害となることが明白であるか、又はその可能性があるかと認められる場合には、必要な事項について市町村からの報告を取りまとめの上、速やかに国及び同法人あてに報告を行います。

ウ 県は、市区町村からの報告を精査した結果、発生した災害が同施行令第1条各号に定めるいずれかの自然災害に該当するものと認めた場合には、必要な事項について速やかに国及び同法人あてに報告するとともに、公示を行います。

(6) 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

保健医療福祉部安置・給付班は、災害救助法が適用されるような大規模災害において、市民の福祉及び生活の安定に資するため、平塚市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第30号。以下本節において「条例」という。）の定めるところにより、災害弔慰金の支給等を行います。

(7) 弔慰金・見舞金の支給

保健医療福祉部安置・給付班は、条例に該当しない災害により市民が死亡した場合、又は市民若しくは本市の区域内に存する住家等の使用者が災害により被害を受けた場合には、平塚市災害見舞金等支給要綱（以下本節において「要綱」という。）の定めるところにより、弔慰金又は見舞金を支給します。

(8) 災害援護資金の貸付

災害を受けたことによる困窮から自立更正のために資金を必要とする世帯に対しては、

厚生労働省の通知に基づき社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会より生活福祉基金貸付の特例措置を講ずる旨通知があり、その後、平塚市社会福祉協議会より生活資金等の貸付けが行われます。

(9) 市税及び国民健康保険税等の減免

ア 市税の減免

災害により被災した市民（納税義務者）に対しては、平塚市市税条例（平成元年条例第21号）の定めるところにより、特に必要があると認めるものについては市民税及び固定資産税を減免します。

(ア) 市民税の減免

災害を受けた場合で減免を必要とするとき

(イ) 固定資産税の減免

災害により滅失又は甚大な損害を受けた固定資産

イ 国民健康保険税の減免

災害により生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者に対しては、平塚市国民健康保険税条例（昭和34年条例第16号）の定めるところにより、特に必要があると認める者について国民健康保険税を減免することができます。

ウ 介護保険料の減免

災害により住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた者に対しては、平塚市介護保険条例（平成12年条例第4号）の定めるところにより、特に必要があると認めた者について介護保険料を減免することができます。

エ その他使用料等の減免

大規模な災害の場合には、市民生活への影響等を考慮し、使用料、手数料については、それぞれ条例、規則等で定める減免規定に基づき必要に応じて適切な減免措置を講ずるものとします。

(10) 住宅確保の支援

建築判定・住宅部住宅班は、被災者の住宅確保策として、市営住宅への特定入居を実施するとともに、必要に応じて災害市営住宅の建設を行います。また、復興過程にあっては、応急仮設住宅の供給や市営住宅の空き家の活用等により被災者の当分の間の居住の安全を図ります。

(11) 義援金の受入れ、配分等

ア 義援金の受入れ

(ア) 義援金の受入れ及び配分事務

義援金の受入れ及び配分等に関する事務は、統括部財政班が行います。

(イ) 義援金の受入れ

a 特定義援金の受入れ

平塚市又は平塚市長等本市を特定して寄託された義援金（以下「特定義援金」という。）については、統括部財政班が受入れ、状況に応じて適切な方法により一時的に保管します。

また、特定義援金の寄託を受けた場合は、原則として寄託者に受領書を発行するとともに、その記録、整理を行います。

b その他の義援金の受入れ

県又は日本赤十字社神奈川県支部等から平塚市相当分として配分された義援金の受入れ、保管及び記録については、上記 a に準じて行うものとします。

イ 義援金の配分、使用

(ア) 義援金配分計画の策定

a 義援金の受入れ、配分に関し、市及び県、日本赤十字社神奈川県支部、神奈川県共同募金会等からなる義援金配分委員会を必要に応じて組織し、適切な受入れ、配分を行います。なお、被災人員等の状況、近隣各市・町の配分基準等を考慮の上、本市の義援金配分計画を策定し、被災者に配分し、又は使用するものとしま

す。

b 義援金配分計画策定に関する事務は、統括部財政班が保健医療福祉部安置・給付班と協議して行うものとします。

(イ) 被災者への配分

被災者への義援金の配分に関する事務は統括部財政班が行うものとし、その配分に当たっては、公平かつ迅速を旨とするとともに、必要な場合は自主防災組織等の協力を得て行うものとします。

(12) 被災者生活再建に関する支援体制の構築

罹災証明書の発行、義援金の給付等多岐にわたる被災者生活再建支援業務における支援の漏れや手続きの重複を防止し、一刻も早い被災者の生活支援を行うため、被災者生活再建支援の状況を一元的に管理する被災者台帳の作成や被災情報を効率的に処理するシステムを活用した支援体制の構築に努めます。

【関係資料】

2－2 災害の被害認定基準

3－3 被災者生活再建支援金の概要

3－4 災害見舞金支給額

9－1 罹災証明・罹災届出証明申請書（自然災害関係）

9－2 り災証明申請書（火災関係）

9－3 り災証明書（火災関係）

第 2 1 節 教育対策

【担 当 部】	避難部 建築判定・住宅部
【関係機関】	教育施設

1 実施機関

- (1) 市立学校における応急教育は、市教育委員会が実施します。なお、教職員の確保については、必要に応じて県教育委員会に応援を要請します。
- (2) 県立学校、私立学校における応急教育は、それぞれの設置者が実施します。
- (3) 教育施設の応急復旧、学用品等の支給等については県、市、私立学校の設置者がそれぞれの責任において実施します。

2 児童等の安全確保

学校（園）長は、「平塚市学校安全・防災計画（風水害対策編）」に基づき、学校災害対策本部を設置し、平塚市教育委員会災害対策本部と連携しながら、各学校等の実情に合わせて、災害時における児童等の安全を確保、避難誘導、保護者への引き渡し等を行うとともに、次に掲げる項目に定められた応急対策を行います。

3 市の教育施設の応急復旧対策

- (1) 被害状況等の報告
学校（園）長は、災害が発生したときには、速やかに次の事項について教育委員会に報告します。
 - ア 施設、設備及び敷地の被害状況
 - イ 児童等の被災状況
 - ウ 教職員の被災状況
 - エ その他応急措置を必要と認める事項
- (2) 避難所との調整
学校施設を避難所として開設する場合は、被害の状況を確認し、避難所として利用する施設、設備等の安全点検を実施し、学校施設の利用について避難所運営委員会において協議、調整するものとします。
- (3) 応急復旧対策
学校施設の被災により授業が長期間にわたり中断することを避けるため、教育委員会は、次により必要な措置を講じます。
 - ア 被害箇所等の応急修理
軽易な校舎等の被害については、応急修理等を実施し、できる限り教室を確保します。
また、被害が甚大で、応急修理では使用に耐えられない場合は、一時学校を閉鎖し、完全復旧まで管理します。
 - イ 学校の相互利用
災害により教室の不足が生じた場合は、授業の早期再開を図るため、被災を免れた学校施設を「応急教育実施計画」を基本とし、相互利用します。
 - ウ 仮設校舎の設置
校舎の修理が不可能な場合は、プレハブ校舎等を建設し授業の早期再開を図ります。
 - エ 公共施設の利用

相互利用や仮設校舎の建設が不可能な場合には、社会教育施設等その他の公共施設を利用して授業の早期再開を図ります。

4 応急教育の実施

(1) 応急教育の実施

学校（園）長は、施設の応急復旧の状況、避難状況、教職員、児童等の被災状況等を勘案し、授業の完全実施が不可能な場合は、可能な授業形態により教育委員会と協議した上で応急教育を実施します。

(2) 学用品の供給

災害救助法が適用された場合、住家の全壊、流出、半壊又は床上浸水により、学用品を喪失し、又は毀損し、就学上支障のある児童及び生徒に対して教科書、文房具及び通学用品を供給します。

なお、災害救助法が適用されない場合には、災害規模、被害の程度により、災害救助法に準じ供給を行います。

(3) 応急教育に伴う給食

応急教育を再開したときは、次に掲げる場合を除き、速やかに給食が実施できるよう措置するものとします。ただし、献立、配給、配膳等給食の実施の方法については、その時の状況により教育委員会が別に定めるところによります。

ア 感染症の発生、その他危険が予想される場合

イ 災害により給食物資が入手困難な場合

ウ 学校給食設備（給食設備を有する学校）が避難者の炊き出しや給食のために使用される場合

エ 学校給食共同調理場が避難者の炊き出しや給食のために使用される場合

オ 給食施設が被災し、給食の実施が不可能となった場合

カ その他給食の実施が適当でないと認められる場合

(4) 教職員の確保

教職員の被災により通常の教育が実施できない場合は、教育委員会は教職員の臨時的派遣、教職員の臨時的任用の要請を行う等必要な教職員の確保に努めます。

【関係資料】

3－1 災害救助法施行細則

3－2 災害救助法施行細則による救助の程度等

7－1 市内小中学校一覧表

7－2 応急教育実施計画

7－3 市内幼稚園一覧表

7－4 市内高等学校一覧表

7－5 その他学校一覧表

7－6 市内保育園・認定こども園一覧表

第 2 2 節 災害救助法関係

【担 当 部】 統括部 総務部 物資・給水部 保健医療福祉部 建築判定・住宅部
土木復旧部 避難部 各関係部

1 災害救助法の適用基準

(1) 適用基準

災害救助法の適用基準は、同法第 2 条第 1 項、第 2 項及び同法施行令（昭和 22 年政令第 225 号）第 1 条の定めるところにより、次のいずれかに該当する災害に適用されることとなっています。

ア 本市域において、住家の滅失した世帯数が 100 世帯以上に達した場合

イ 神奈川県内において、住家の滅失した世帯数が 2,500 世帯以上に達した場合であって、本市域において、住家の滅失した世帯数が 50 世帯以上に達した場合

ウ 神奈川県内において、住家の滅失した世帯数が 9,000 世帯以上に達した場合又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別な事情(※)がある場合であって、かつ多数の世帯の住家が滅失した場合

※ 内閣府令で定める特別な事情

被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること

エ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準(※)に該当した場合

※ 内閣府令で定める基準

① 災害が発生し、又は発生するおそれがある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。

② 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること

(注) 住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊する等著しく損傷した世帯は 2 世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯については 3 世帯をもって、それぞれ住家が滅失した 1 つの世帯とみなす。

オ 災害が発生するおそれがある場合において、国が特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部を設置し、神奈川県がその所管区域となり、被害を受けるおそれがある場合

2 救助の内容及び期間等

災害救助法による救助の内容、期間等については、神奈川県の災害救助法施行細則（昭和 34 年神奈川県規則第 90 号）及び同細則に基づく災害救助法施行細則による救助の程度等（県告示）によりますが、その概要は次のとおりです。

救助の内容	期間等	実施機関
(ア) 避難所の供与	開設期間 7 日以内	平塚市
(イ) 応急仮設住宅の供与	完成の日から 2 年以内	神奈川県(建設) 平塚市(入居者選定)
(ウ) 炊き出しその他による食品の給与	実施期間 7 日以内	平塚市
(エ) 飲料水の供給	実施期間 7 日以内	神奈川県 平塚市
(オ) 被服、寝具その他生活必需品の給与、貸与	10日以内に完了	平塚市
(カ) 医療、助産	実施期間14日以内 (助産は分べんの日から 7 日以内)	神奈川県(医療救護班の派遣調整) 平塚市(その他の医療)
(キ) 被災者の救出	実施期間 3 日以内	平塚市
(ク) 被災した住宅の応急修理	3 か月以内に完了	平塚市
(ケ) 学用品の給与	教科書 1 か月以内に完了 その他の学用品 15日以内に完了	平塚市
(コ) 埋葬	10日以内に完了	平塚市
(サ) 死体の搜索	10日以内に完了	平塚市
(シ) 障害物の除去	10日以内に完了	平塚市
(ス) 災害ボランティアセンターにかかる経費 (救助事務費)	災害ボランティアセンターを設置し活動した期間	平塚市 (災害ボランティアセンター)

(注) 期間については、「助産」を除き、すべて災害発生の日から起算します。
ただし、内閣総理大臣の同意により期間の延長ができます。
災害が発生するおそれがある段階では「避難所の供与（要配慮者等の避難のための輸送・賃金職員等雇上げを含む）」のみ該当です。

3 災害救助法の適用手続き

(1) 災害救助法の適用手続き

市長は、本市域における災害が「災害救助法の適用基準」に該当するとき、又は該当する見込みがあるときは、直ちに次の事項を県知事に報告し、適用の要請をします。

- ア 災害発生時の日時及び場所
- イ 災害の原因及び被害の状況
- ウ 法の適用を要請する理由
- エ 法の適用を必要とする期間
- オ すでに行った救助措置及び今後取ろうとする救助措置

(2) 適用要請事務の所管

上記の県知事に対する災害救助法の適用要請事務は、統括部統括班が行います。

4 災害救助活動の記録及び事務処理

(1) 災害救助活動の記録

災害救助法が適用された場合、各救助活動に伴った費用の精算時の事務は、応急対策が一段落した後で県との間で行われることとなりますが、これら事務の円滑かつ迅速な執行を図るため、当該活動に関する情報を収集、整理し、記録を行うものとします。

なお、災害救助法の救助活動に直接関係しない各部の応急対策業務についても、これに準じて扱うものとします。

ア 活動の記録を行う事項

活動の記録を行う事項は次のとおりとしますが、その記録に当たっては可能な限り時間経過に沿った数量的な把握に努めるものとします。

- (ア) 所管業務に係る被害の状況
- (イ) 所管に係る救助活動の経過及び内容
- (ウ) 救助活動に要した人員、資機材、経費等
- (エ) その他必要と認める事項

イ 記録等の事務処理

(ア) 関係各部は、統括部財政班の指示するところにより、救助活動の記録及び関係資料を本部長あてに提出します。

(イ) 統括部財政班は、関係各部から提出された記録を必要に応じて取りまとめ、本部長に報告するとともに、以後行う災害救助法に係る事務に役立たせます。

(2) 費用の精算等の事務処理

災害救助法適用による費用の精算等の事務処理の方法及び事務分担等については、災害の状況等により、その都度別に定めます。

【関係資料】

3－1 災害救助法施行細則

3－2 災害救助法施行細則による救助の程度等

参考 県警察・第三管区海上保安本部の取組み (摘要)

【実施機関】	神奈川県警察 第三管区海上保安本部
【関係部】	統括部 総務部 保健医療福祉部 建築判定・住宅部 土木復旧部 ボランティア部 避難部 警防部

1 県警察による応急対策

県警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、警備体制を早期に確立し、県警察の総力を挙げて人命の安全を第一とした迅速、的確な災害応急対策を実施することにより、市民の生命、身体及び財産の保護、交通秩序の維持、各種犯罪の予防検挙その他公共の安全と秩序を維持して、被災地における治安について万全を期します。

(1) 警備体制の確立

ア 警備本部の設置等（関連：第8節 応援要請及び受援）

台風・低気圧の接近に伴って、大規模な災害が発生し又は発生するおそれがある場合には警察本部に警察本部長を長とする神奈川県警察災害警備本部を設置し、警察署に警察署長を長とする警察署災害警備本部を設置し、指揮体制を確立するとともに、平塚市災害対策本部が設置された場合は必要に応じ要員を派遣し、協力・連携体制を強化します。

イ 警備部隊等の編成（関連：第9節 救急・救助、消火及び医療救護活動）

別に定めるところにより、警備部隊の編成を行うほか、事案の規模及び態様に応じて迅速・的確な部隊運用を行います。

(2) 災害応急対策の実施

県警察は、市災害対策本部等関係機関と連携して、次の対策を実施します。

ア 情報の収集・連絡（関連：第6節 災害時の情報収集）

災害警備活動上必要な情報収集を行い、収集した情報を、必要により関係機関へ連絡します。

イ 救出救助活動（関連：第9節 救急・救助、消火及び医療救護活動）

把握した被災情報に基づき、迅速・的確な救出、救助活動を実施します。又、平塚警察署長は、防災関係機関の現場責任者と随時、搜索区割り等現場活動に関する調整を行ないます。

ウ 避難の指示等（関連：第2節 災害発生前の対策）

警察官は、災対法第61条又は現場の状況に応じ、警察官職務執行法第4条により避難の指示、又は避難の措置を講じます。

エ 交通対策（関連：第12節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動）

被災地における交通の混乱の防止を図り、災害応急対策活動が円滑に行われるように、被災規模・状況に応じて、一般車両の通行を制限する区域の設定や緊急交通路の確保など必要な交通規制を実施します。

オ 治安対策（関連：第16節 社会秩序の維持）

被災地の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所におけるトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行います。また、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取締りを重点的に行い、被災地の社会秩序の維持に努めます。

カ ボランティア等との連携（関連：第19節 災害ボランティアの活動）

被災地における各種犯罪・事故の未然防止と被災市民等の不安除去等を目的とするボランティア活動が円滑に行われるよう、自主防災組織等のボランティア関係組織・団体等と連携を図ります。

２ 第三管区海上保安本部による応急対策

第三管区海上保安本部は、台風等の災害が発生した場合において、海上における人命、財産の保護及び救助並びに治安の維持にあたります。

(１) 災害応急体制の確立

第三管区海上保安本部は、災害が発生した場合において、災害応急対策を統一かつ強力に推進するため、災害の態様に応じて組織の編成及び職員の動員を行います。

(２) 第三管区海上保安本部が実施する応急対策

第三管区海上保安本部の行う応急対策は、次のとおりです。

ア 警報の伝達（関連：第１節 気象情報等の受理、伝達）

気象業務法第15条に基づき、気象、高潮、波浪の警報は入手とともに、直ちに航海中及び入港中の船舶に周知するよう努めます。

また、気象注意報についても海難防止のための必要性から、その取扱い及び周知に関しては警報と同様とします。

イ 情報の収集（関連：第６節 災害時の情報収集）

(ア) 関係機関との間の情報交換

(イ) 情報収集のための船艇・航空機の活用及び入手した情報の迅速な通報

ウ 広報の実施（関連：第７節 災害広報）

関係機関との緊密な連絡のもとに適切、迅速な広報の実施

エ 海上交通安全の確保（関連：第12節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動）

(ア) 港長権限に基づく港内整理（移動命令、航行制限）

(イ) 危険物・障害物の移動・除去・固縛等に関する措置

(ウ) 船舶に対する避難勧告、避難場所の情報提供

(エ) 水路の検測、航路標識の復旧等、水路の保全

オ 応急対策の実施

(ア) 船艇・航空機による救難（関連：第９節 救急・救助、消火及び医療救護活動）

(イ) 遭難者の緊急輸送及び一時的保護（関連：第９節 救急・救助、消火及び医療救護活動）

(ウ) 救援用物資及び人員の緊急輸送

（関連：第12節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動）

(エ) 航路障害物の周知・除去命令等

（関連：第12節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動）

(オ) 警戒区域の設定及び立入制限等（関連：第２節 災害発生前の対策）

(カ) 応急業務への従事命令

(キ) 地方機関に対する応急的措置実施の要請又は指導

（関連：第８節 応援要請及び受援）

カ 災害応急対策通信の確立及び実施（関連：第６節 災害時の情報収集）

キ 治安対策（関連：第16節 社会秩序の維持）

適切な警備活動の実施による社会秩序の維持

ク 船艇・航空機の派遣

【関係資料】

５－７ 平塚警察署警備対策

[風 水 害]

第 5 章

災害復旧・復興対策

第1節 復旧・復興体制の整備

【担当部】 各関係部

【関係機関】 神奈川県

大規模災害後、迅速かつ的確に災害復旧・復興対策を実施するため、復旧・復興体制を整備します。

1 庁内組織の設置

復旧・復興に関わる総合的措置を講じ、速やかな復旧・復興を図るために、これらの事務等を行う組織（災害復旧・復興本部）を庁内に設置します。部班体制は、災害対策本部組織に準じます。

また、災害復旧・復興本部内における復旧計画及び復興計画の策定を進める担当部において、計画作成方針の検討、計画に係る庁内案の作成、既存計画（施策）との整合性の確保、庁内各部局の調整を行います。

2 人的資源の確保

本格的な復旧作業及び災害復興事業の実施のためには、通常業務に加えて膨大な事務執行が長期間にわたり必要になりますが、被災職員による減員等により、特定の分野や職種において人員不足が予測されます。このため、特に人材を必要とする部課については、関係部課と協議・調整し、弾力的かつ集中的に人員配置を行うとともに、臨時職員等の雇用を行います。

（1）派遣職員の受入れ

不足する職員を補うため、地方自治法、災対法、被災市区町村応援職員確保システム、協定等に基づき、職員の派遣、又はあっ旋の要請を行い、職員を受入れます。

（2）専門家の支援の受入れ

災害後は、土地の測量、登記、建築、不動産評価等の土地に関する法律的な問題など、さまざまな問題が発生し、専門的なサービスの提供が求められることが予想されるため、弁護士、司法書士、建築士、不動産鑑定士、税理士等の専門家の支援を受入れます。

また、「災害時における家屋被害認定調査等への協力に関する協定」に基づき、生活再建に係る各種支援の前提となる住宅等の被害の程度を認定する調査等への協力を神奈川県土地家屋調査士会に要請します。

（3）情報提供

行政の行う施策のほか、復旧・復興期における輻輳する多種多様な情報を整理し、ホームページや広報紙等を利用して提供します。

【関係資料】

8-2 応急活動等に関する協定の内容一覧表

第2節 被災状況の調査

【担 当 部】 各関係部

【関係機関】 ライフライン等関係機関 神奈川県 社会福祉協議会

本計画「第4章 災害時の応急対策」において、災害発生時における防災関係機関の情報連絡体制、速やかな被害状況等情報の収集及び報告体制等について定めていますが、更に、詳細に被災状況を把握し、市街地及び都市基盤施設の復旧・復興の基本方向の決定、応急住宅対策、生活再建支援など、復旧対策及び復興対策に係わる応急対策を迅速・的確に行うため、被災状況調査を行います。被災状況について概要調査を行うとともに、被害が大きい地区については、被災状況の全数調査を行います。また、市民・地権者等の所在確認を早急に行います。

なお、「被災状況調査の概要フロー」は別表のとおりです。

1 市街地、都市基盤施設の復旧・復興の基本方向を決定するための調査

庁内関係部の職員を迅速に招集し、調査体制を確立して、調査を行います。

(1) 建築物の被災状況の概要調査

応急復旧対策・復興対策を効果的に行うために、全壊、半壊といった被災地全体の建築物の被災状況の概要調査を行います。

(2) 都市基盤施設被害状況調査

施設管理者は、応急復旧対策・復興対策を的確に行うために、被災地全体のライフライン施設、交通施設等の都市基盤施設の被害調査を行います。

2 応急住宅対策に関する計画を作成し実施するための調査

応急仮設住宅等の住宅対策について、迅速な意志決定や適切かつ計画的な住宅供給を行うための調査を行います。

(1) 応急仮設住宅必要戸数の把握

「全壊・焼失・半壊建築物数及びデータ」、「避難者数及びその分布」等のデータを活用し、必要とされる応急仮設住宅の戸数、市営住宅の戸数の概要、全壊・焼失・半壊した住宅が数多く存在する地域等を把握します。

3 復興計画の作成及び復興計画を実施するための調査

復興計画の作成及び復興計画を実施するため、詳細な調査を次のとおり行います。

(1) 生活再建支援に係わる調査

ア 罹災証明の根拠となる住宅の被災状況調査

災害見舞金等を支給するために罹災証明が必要となるため、「全壊・焼失・半壊建築物数及びデータ」等をもとに、罹災証明の根拠となる住宅の被災状況を把握するとともに情報が不足している地域等については補足調査を行います。

イ 死亡者数、負傷者数等に関する調査

応急対策として行う遺体捜索結果等から死亡者数等を把握する。また、災害による負傷者や負傷の内容についても調査を行います。

ウ 災害による離職者数についての調査

地域経済の被災状況を把握するとともに、災害による事業停止等による離職者数や離職者の特性等について調査を行います

(2) 市街地復興に係わる調査

市街地復興を行っていくためには、その事業対象地の被災状況を十分把握することが必要となるので、「全壊・焼失・半壊建築物数及びデータ」等をもとに、市街地復興を行う必要性が高い地区を特定し、特定された地区については、従前の権利関係等も含め綿密な調査を行います。

(3) 地域経済の復興施策に係わる調査

被災地全体の概要の把握や特に中小企業の工場や商店街の商店等の被災状況等は、生活再建支援策と密接に関連するため、可能な限り綿密に調査を行います。

ア 物的被害状況調査

災害直後の緊急対応及び復興に向けての施策を検討するために、業種別・規模別被害額や工場・商店等の全壊・焼失数について調査を行います。

イ 地域への影響の把握

産業基盤施設の被災状況や事業者の物的被害状況等を調査し、業務停止期間等を把握します。

○ 被災状況調査の概要フロー

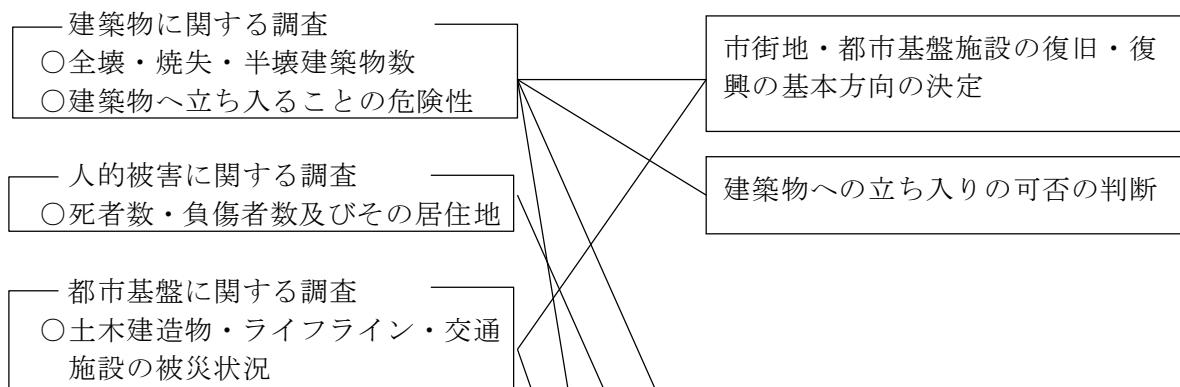
調査で把握すべきデータ及び項目

調査の用途

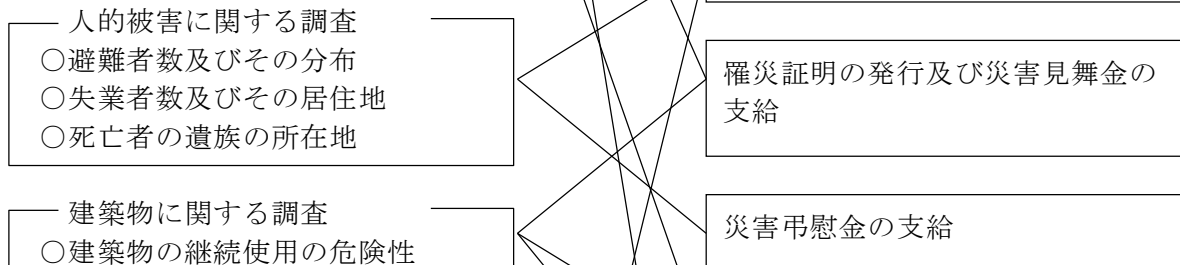
【被災直後】



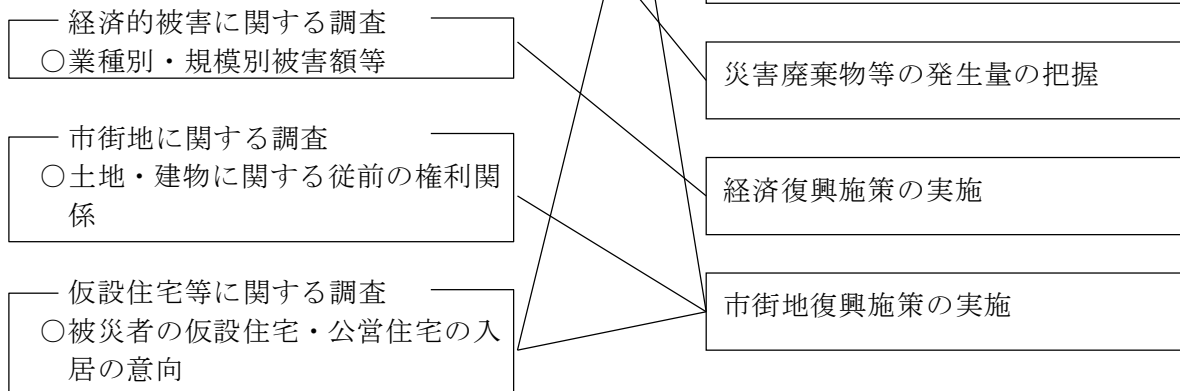
【被災後 1 日～2 日】



【被災後 3 日～5 日】



【被災後 5 日～10 日】



第3節 計画的な災害復旧・復興対策

【担 当 部】 各関係部

【関係機関】 ライフライン等関係機関 神奈川県 社会福祉協議会

1 災害復旧計画及び災害復興計画策定の基本方針

災害復旧計画は、災害発生後被災した各施設の原形復旧にあわせ再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行うなど、将来の災害に備えるものとともに、被災者の生活再建及び経済活動の早期回復を図るなど、一日も早く平常の都市活動が再開できることを目的とし、必要に応じて策定するものとします。

災害復興計画は大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合、被災地の再建が高度かつ複雑な大規模事業になることから、これを速やかに実施し、多くの関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を推進していくため、必要に応じて策定するものとします。

なお、被災の状況、地域の特性、関係公共施設の管理者の考え方等、市民の意見を踏まえ、迅速な原状復旧か、災害に強い都市づくりを目指す計画的復興かを早急に検討し、復旧・復興の基本方向を早期に決定します。

2 災害復旧計画の策定

災害時の応急対策に基づく応急対策の終了後、被害の程度を十分検討して、迅速な原状復旧が必要な場合は、次の事業についての復旧計画を策定します。この場合において、災害復興計画が別に策定される場合は、当該復興計画との整合を図るものとします。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
 - ア 河川公共土木施設災害復旧事業計画
 - イ 砂防設備災害復旧事業計画
 - ウ 林業施設災害復旧事業計画
 - エ 道路公共土木施設災害復旧事業計画
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業計画
- (3) 上下水道災害復旧事業計画
- (4) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (5) 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (6) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (7) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (8) 都市災害復旧事業計画
- (9) 住宅災害復旧事業計画
- (10) 災害廃棄物処理事業計画
- (11) ライフライン（上下水道を除く）災害復旧事業計画
- (12) 交通関係施設災害復旧事業計画
- (13) 被災者の生活再建事業計画
- (14) 中小企業振興事業計画
- (15) その他の災害復旧事業計画

3 財源の確保

- (1) 財政方針の策定

被害状況の把握と対応策の検討と同時に、応急・復旧事業、復興事業に係る財政需要見込を算定します。また、財政需要見込に基づき、対策の優先度や重要度に応じて適切な対

応が図れるよう、機動的かつ柔軟な予算執行や編成を行うこととします。

(2) 財源確保対策

復旧・復興対策に係る財政需要に対応するため、財政調整基金の活用や他の事業の抑制などにより財源の確保を図るほか、激甚災害の指定、災害復旧に係る補助や起債措置、交付税措置、復興交付金など、十分な支援を県や国へ要望していきます。

ア 財政援助根拠法令等

- ◇公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）
- ◇公立学校施設災害復旧国庫負担法（昭和 28 年法律第 247 号）
- ◇公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）
- ◇土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）
- ◇感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）
- ◇廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- ◇予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）
- ◇都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針
- ◇農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）
- ◇天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和 30 年法律第 136 号）
- ◇防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和 47 年法律第 132 号）

4 激甚災害の指定

(1) 激甚災害指定の手続き

ア 県知事への報告

(ア) 災害状況等の報告

大規模な災害が発生した場合、市長は激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号。以下「激甚法」という。）第 2 条に基づく激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準（中央防災会議決定）を十分考慮し、県知事に対して速やかにその災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を報告します。

県知事に対する報告事務は、総合対策部総合調整班が総合対策部財政班と協議して行うものとします。

(イ) 報告事項

被害の状況等の報告は、災害対策基本法第 53 条第 1 項に定めるところにより、災害が発生したときから当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次に掲げる事項について行うものとします。

- a 災害の原因
- b 災害が発生した日時
- c 災害が発生した場所又は地域
- d 被害の程度（災害対策基本法施行規則（昭和 37 年総理府令第 52 号）別表第 1 に定める事項）
- e 災害に対しとられた措置
- f その他必要な事項

イ 国における指定手続き

激甚災害の指定に至るまでの国における手続きは次のとおりです。

(ア) 県知事から報告を受けた内閣総理大臣が、中央防災会議に諮問します。

(イ) 中央防災会議は、激甚災害であるかどうかの判断及び発動すべき特別措置の範囲を激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて審議決定し、答申します。

(ウ) 答申を受けた内閣総理大臣は、閣議決定を経て政令を制定、公布します。

(2) 激甚災害に係る特別財政援助対象事業等

ア 特別財政援助の交付に係る手続き

激甚災害の指定を受けたときは、次項に掲げる適用対象事業を所管する部長は、県の関係部局の指示をうけ、特別財政援助額の交付に係る調書等を速やかに作成し、本市財政課及び関係部局との調整等を経て、県の関係部局に提出するものとします。

イ 特別財政援助対象事業等

激甚法に定める特別財政援助の対象となる事業等は次のとおりです。

特別財政援助対象事業等

区分	対象事業等	適用条項
1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	① 公共土木施設災害復旧事業 ② 公共土木施設災害関連事業 ③ 公立学校施設災害復旧事業 ④ 公営住宅災害復旧事業 ⑤ 生活保護施設災害復旧事業 ⑥ 児童福祉施設災害復旧事業 ⑦ 老人福祉施設災害復旧事業 ⑧ 身体障害者更正援護施設災害復旧事業 ⑨ 精神薄弱者援護施設災害復旧事業 ⑩ 婦人保護施設災害復旧事業 ⑪ 感染症予防施設災害復旧事業 ⑫ 感染症予防事業 ⑬ 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内、公共的施設区域外） ⑭ 湛水排除事業	第3条関係 第3条関係 第3条関係 第3条関係 第3条関係 第3条関係 第3条関係 第3条関係 第3条関係 第3条関係 第3条、第19条関係 第3条、第19条関係 第3条、第9条関係 第3条、第10条関係
2 農林水産に関する特別の助成	① 農地等の災害復旧事業 ② 農林水産業共同利用施設災害復旧事業 ③ 開拓者等の施設の災害復旧事業 ④ 天災による被害農林漁業者等に対する賃金の融資に関する暫定措置の特例 ⑤ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業 ⑥ 土地改良区等の行う湛水排除事業 ⑦ 共同利用小型漁船の建造 ⑧ 森林災害復旧事業に対する補助	第5条関係 第5条、第6条関係 第7条関係 第8条関係 第9条関係 第10条関係 第11条関係 第11条の2関係
3 中小企業に関する特別の助成	① 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 ② 事業協同組合等の施設の災害復旧事業 ③ 中小企業者に対する資金の融通に関する特例 ④ 小規模企業者等設備資金助成法による貸付期間等の特例	第12条関係 第14条関係 第15条関係 第13条関係
4 その他の財政援助及び助成	① 公立社会教育施設災害復旧事業 ② 私立学校施設災害復旧事業 ③ 市町村が施行する感染症予防事業 ④ 母子福祉資金に関する国の貸付の特例 ⑤ 水防資材費の補助の特例 ⑥ 罹災者公営住宅建設事業 ⑦ 産業労働者住宅建設資金融通の特例 ⑧ 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入） ⑨ 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例	第16条関係 第17条関係 第19条関係 第20条関係 第21条関係 第22条関係 第23条関係 第24条関係 第25条関係

5 災害復興計画の策定

(1) 復興計画で規定すべき事項

復興の基本方針、分野別復興計画の検討結果を踏まえ、復興計画（案）を作成します。

復興計画（案）について、関係機関、団体等の意見を聞き、復興計画を作成します。

復興計画策定に当たっては、市の総合計画及び平塚市国土強靱化地域計画との整合のほか、次の点を踏まえる必要があります。

- ・被災教訓の反映（再度被災しないための防災性向上の必要性）
- ・復興施策の優先順位の明確化

また、策定に当たっては、関係機関、市民等の意見の反映に努めます。その際、市外に避難している被災者の意見把握にも留意する必要があります。

復興計画の項目例は次のとおりです。

- ア 復興に関する基本理念
- イ 復興の基本目標
- ウ 復興の方向性
- エ 復興の目標年
- オ 復興計画の対象地域
- カ 分野別の復興施策の体系
- キ 復興施策や復興事業の事業推進方法
- ク 復興施策や復興事業の優先順位

【参考：復興計画の位置づけ】

復興計画は、各地方公共団体で作成されている総合計画、長期計画等の地域の将来ビジョンを踏まえ、被災者の生活再建、産業・経済の再建、復興防災まちづくり等を進めるために必要な施策を取りまとめた計画として位置づけられる。

出典：内閣府「復旧・復興ハンドブック」（平成 28 年 3 月）

6 市街地の復興

市街地復興の決定に当たっては、まず、被災地区について、被災の状況、地域の従前の基盤施設の整備状況、既存の長期計画・広域計画における位置付け、関係者の意向等をもとに、災害に強いまちづくりといった中長期的な計画的市街地復興を図るのかを検討します。

更に市街地復興を行う基本方向が決定された地区については、市街地復興の方針、目的、手法等を決定し、災害に強いまちの形成やより快適な都市環境の形成を図ります。

特に、市街地の防災性の向上や都市機能の更新が必要とされる地区等では、合理的かつ健全な市街地の形成や都市機能の更新を図っていきます。

(1) 復興整備条例の制定及び復興対象地区の設定

生活の基盤である市街地の復興について、自治体の方針を宣言するものとして条例を定めるよう努めます。この条例には、自治体、市民・事業者の役割を明示するとともに、復興対象地区の地区区分等を明示します。

(2) 建築制限の実施

被災の程度や従前状況によって、都市計画・土地区画整理事業等による本格的な復興事業に着手するまでの間、復興の妨げになるような無秩序な建築行為を防ぐことを目的として、必要に応じて区域を設定し、建築制限を実施します。

(3) 都市計画案の作成、事業実施

災害に強い基盤整備を目指し、市民意見の集約を図りながら、被災市街地復興推進地域の都市計画案を作成し、都市計画決定を行います。また、土地区画整理事業に関する特例

が設けられており、これらの特例を活かした事業計画を作成し、事業を実施します。

(4) まちづくり計画の作成、事業実施

上記の法定区域外の地域では、自治会等の住民組織が中心となって、市街地復興の方針などを定めた地区のまちづくり計画を作成します。

また、まちづくり計画に従い、任意事業を活用し市街地復興を進めます。

(5) 防災都市づくり

市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法を活用するとともに、早急な生活再建、都市機能の回復が図られるよう市民の合意形成に最大限の努力を傾け、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により、良好な市街地の形成と都市機能の更新を図るとともに、既存不適格建築物の更新の重要性について、市民の理解を得て、市街地再開発事業等の実施により、その解消に努めます。

7 都市基盤施設等の復旧・復興対策

都市基盤施設の復旧・復興は、災害応急対策として行われる機能の回復を目的とした応急復旧と、施設自体を被災前の状況に戻す復旧、あるいは更に防災性を高めて計画的に整備するといった本格的な復興の3つの段階に分け、それぞれの基本方向にそって施策を実施します。

なお、復興法において、被災地方公共団体等からの要請及び当該被災地方公共団体等における工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して必要な場合は、漁港、道路、海岸保全施設、河川等の災害復旧事業等の工事について、国または都道府県が代行できることが明記されました。

(1) 被災施設の復旧等

ア 被災公共施設の復旧に当たっては、可能な限り早期の応急復旧に努めます。

イ ライフライン、交通関係施設の応急復旧については、関係事業者との連携のもと、施設の早期復旧に努めます。

(2) 応急復旧後の本格復旧・復興

避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、漁港などの骨格的都市基盤整備、防災安全街区の整備、更には建築物や公共施設の不燃化などを基本目標とします。

ア 道路

被災状況、地域特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な原状復旧を目指すのか、中長期的な問題点の改良等も行う復興を行うのかを検討し、基本方向を決定します。

イ 公園・緑地

管理する公園緑地について、被害状況調査を行い、復興のパターンとして、既存公園の拡充、都市計画決定されている公園緑地整備の実施、新たに必要となる公園緑地整備を行います。

ウ 鉄道施設

基本的に、被害調査は民間事業者が行い、市は被害状況及び被害調査結果を共有するよう努め、鉄道施設の復旧と関連する他の都市基盤施設や市街地復興と復旧スケジュール等の調整を行います。

エ ライフライン施設

施設管理者は、被害状況及び被害調査結果を共有し、重複しないよう連携して調査を行い、迅速な原状復旧を目指すか、中長期的な問題点の改良等も行う復興を行うのか検討し、整合性を図りながら基本方向を決定します。

また、復旧事業を行う順序については、応急対策・復旧対策への活用性といった緊急性を考慮して決定します。

オ 漁港施設

漁港管理者が中心となり、民間事業者と協力し漁港施設の被害調査を行い、被災状況を把握するとともに、迅速な原状復旧を目指すか、中長期的な問題点の改良等も行う復興を行うのか検討し、基本方向を決定します。

カ 災害廃棄物等

「神奈川県災害廃棄物処理計画」を踏まえて、発災後早期に作成する災害廃棄物等処理実施方針をもとに災害廃棄物等処理実施計画を作成します。

なお、家屋等の解体は原則として所有者が行いますが、国の補助が認められた場合には、県及び関係機関と調整のうえ解体処理実施計画を作成し、受付窓口等を設置して、分別、運搬等について周知し、広報を行います。

8 地域経済の復興支援

地域の経済状況は、その地域の個々の市民にとって、雇用、収入、その他の生活環境の確保の面において非常に大きく係わるものであり、被災者の生活再建にも大きな影響を与え、また財政面からは税収を支えるという点で市の復興財源の確保にも大きな影響を与えます。

したがって、地域経済復興は被災地の復興にとって重要な課題であり、特に行政が行うべき地域経済の復興支援の柱としては、経済基盤が弱い中小企業の自立支援や地域経済全体の活性化のための支援等が必要です。

(1) 個々の事業者を対象とした施策の実施

業種別・規模別被害額等について調査を行い（地域経済の復興計画を作成するための調査）、再建のための資金需要等を把握し、災害直後の緊急対応及び復興に向けての施策を検討します。

ア 金融面、税制面での支援

中小事業者の経済復興は、経済基盤の弱さから長期化する可能性もあり、経済復興に要する期間は事業規模や業種によってまちまちであるため、一律的な支援策だけでなく、個々の事業者の特性に応じたきめ細かい支援策を検討します。

また、地域産業全体への波及力の大きい大企業についても、金融、税制面での支援を行うなど、早期事業復旧の支援について検討します。

(ア) 資金融資の簡易迅速化、条件等の緩和

被災地を管轄する金融機関に対して、被害の状況に応じ貸付手続きの簡易迅速化、貸付条件の緩和等について特別の取扱いを実施するように要請します。

(イ) 融資の円滑化を図るための支援の実施

被害が大きい場合、中小企業の再建に向けた資金需要が増加することが予想されるので、中小企業の資金調達に対応するため、金融機関（一般金融機関及び政府系金融機関）と協調して融資を行い、資金の円滑化を図ります。

(ウ) 新たな低利融資制度の創設

本格的な復興資金需要に対応するため、通常金利を下回る低金利の融資制度を創設することを検討します。

(エ) 利子補給の実施

利子補給を行う事業者の基準を設定し、融資を受けた事業者に対し利子補給を行います。

(オ) 金融制度・金融特別措置の周知

国、県、市並びに政府系金融機関等が行う金融の特別措置について、事業者への周知徹底を図ります。

(カ) 社会保険関連の支援

被災した事業所に対し、保険料（健康保険等）の納付猶予、拠出金の納付猶予、保

険料の免除（健康保険）等社会保険の面での特別措置等を設け、復興支援について検討します。

イ 事業の場の確保等

県と協力し、以下の措置を検討します。

- (ア) 仮設賃貸工場等の建設
- (イ) 仮設店舗建設支援の実施
- (ウ) 工場・店舗の再建支援
- (エ) 民間賃貸工場・店舗の情報提供
- (オ) 発注の開拓
- (カ) 物流ルートに関する情報提供
- (キ) 港湾機能の確保及び水上での物的・人的輸送

(2) 地域全体に波及効果を及ぼす施策の実施

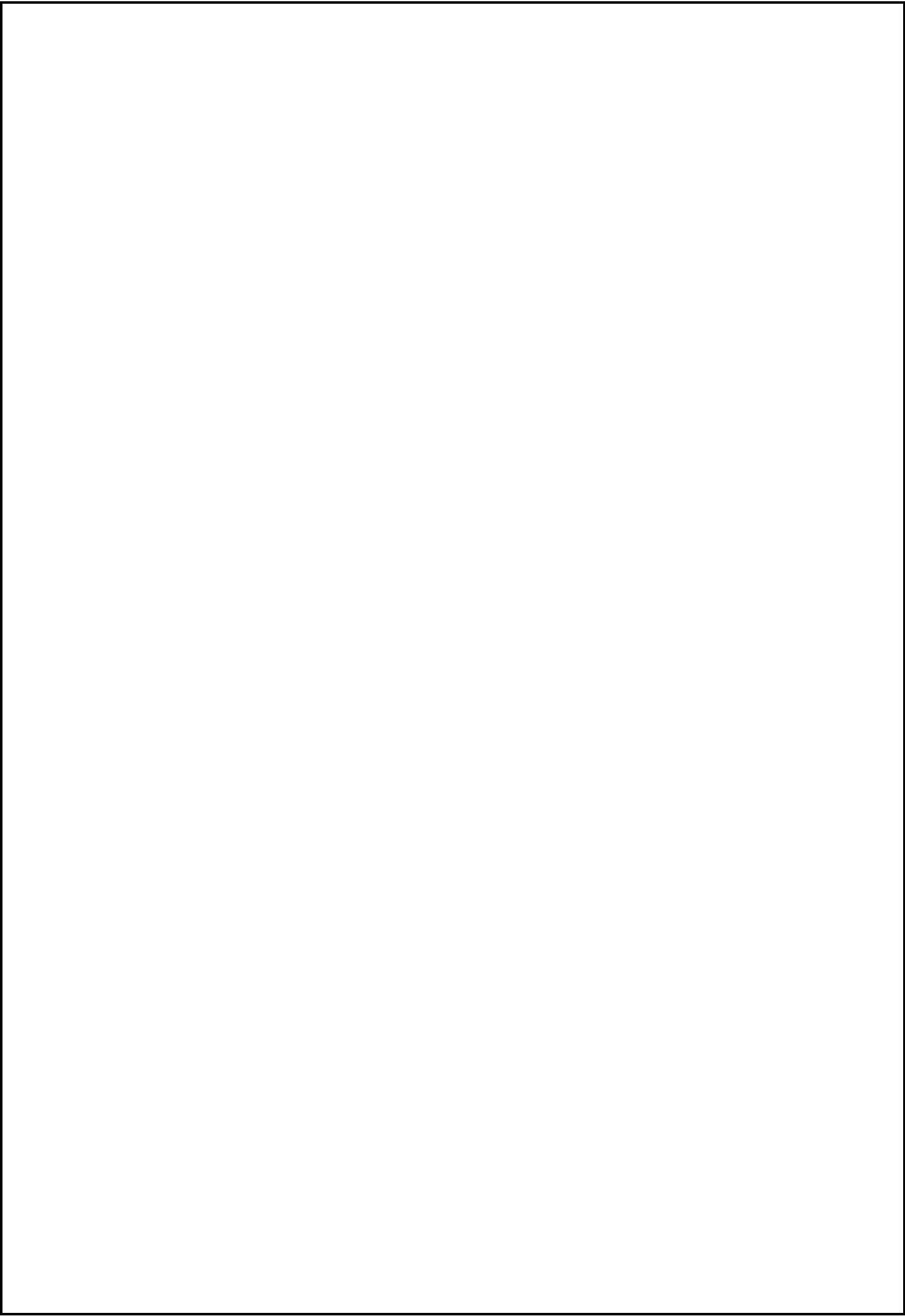
被災地全体を対象としたイベントやプロジェクトの誘致、地場産業などのPR等を実施することにより、地域全体の活性化を図ります。

また、地域経済の復興に当たっては、地域特性に応じた新産業の創出・育成及び既存の産業の高度化促進に取り組みます。

(3) 産業関連基盤の早期復旧・整備

地域経済の復興を図るために、漁港・道路・鉄道・情報通信基盤等の都市基盤施設の早期復旧・整備が必要不可欠であり、市自らが管理する都市基盤施設の迅速な復旧を行うことはもちろんのこと、市は民間事業者が管理する都市基盤施設についても迅速な復旧を要請します。

[特 殊 災 害]
第 6 章
特殊災害対策



第1節 災害対策本部の設置と運営

【担 当 部】 総合対策部 消防部 各関係部
【関係機関】 防災関係機関

1 災害対策本部の設置基準

市長は、本市域に特殊災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、災害応急対策を速やかに実施するため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。）第23条の2の規定に基づく災害対策本部を設置します。

2 災害対策本部の廃止

災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本市域において災害応急対策が概ね完了したと認めたとき、その他災害対策本部を設置しておく必要がないと認めたときは、災害対策本部を廃止します。

3 設置及び廃止の通知

「第4章 第4節 1（3）設置及び廃止の通知」を準用します。

4 災害対策本部の組織

「第4章 第4節 2 災害対策本部の組織等」を準用します。

5 災害対策本部の設置場所

「第4章 第4節 3 災害対策本部の設置場所」を準用します。

6 災害対策本部会議の運営

「第4章 第4節 5 災害対策本部会議の運営」を準用します。

7 職員の動員・配備

動員（配備）については次のとおりですが、細部については「地域防災計画に関する職員動員・配備体制等の取扱い細則」で定めるとおりとします。

（1）動員（配備）対象職員の範囲

「第4章 第4節 4（1）動員（配備）対象職員」を準用します。

（2）動員の発令

配備（動員発令）基準	配 備 内 容
市域に特殊災害が発生し、又は発生するおそれがあり総合的な応急対策を必要とするとき	災害の種類や状況により、災害対策本部関係部を配備します。また、事態の推移により必要人員を増員するなど、臨機に災害応急対策にあたる体制

【関係資料】

- 1－4 平塚市災害対策本部条例
- 1－5 平塚市災害対策本部要綱
- 1－5① 平塚市災害対策本部組織
- 1－5② 平塚市災害対策本部分担業務
- 1－5③ 平塚市災害対策本部員
- 1－5④ 平塚市災害対策本部配備体制
- 1－6 平塚市地域防災計画に関する職員動員・配備体制等の取扱い細則
- 2－4 配備人員報告書

第2節 特殊災害の概要

本市において想定する特殊災害の概要は、次のとおりです。

災害種別	概要
油流出等海上災害	船舶からの大規模な油、有害物質及び危険物等の流出により、災害が発生した場合を想定します。
放射性物質災害	放射性物質取扱事業所等における事故及び放射性物質輸送時における事故により、災害が発生した場合を想定します。
火山災害	本市に影響を及ぼすおそれのある富士山及び箱根山の噴火により、災害が発生した場合を想定します。
鉄道災害	列車の衝突や脱線等により大規模な事故若しくは危険物の流出を伴う事故により、災害が発生した場合を想定します。
航空災害	航空機（米軍機及び自衛隊機を含む。）墜落等の大規模な航空事故により、災害が発生した場合を想定します。
その他の災害	上記以外の災害が発生した場合を想定します。

第3節 油流出等海上災害対策

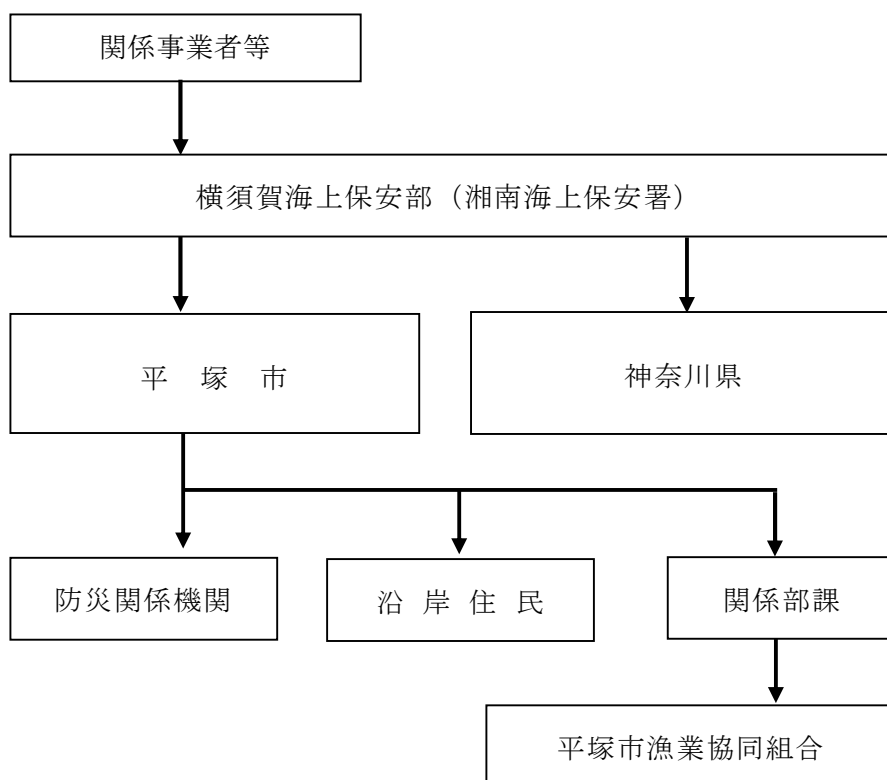
【担 当 部】 総合対策部 消防部 各関係部

【関係機関】 国 神奈川県 排出油防除資材保有関係団体 平塚警察署
平塚市漁業協同組合

1 発災直後の情報収集、連絡

(1) 災害情報の収集、連絡

油流出等海上災害が発生した場合の連絡体制は、次のとおりです。



(2) 被害情報の収集、連絡

流出及び被害の状況等の情報を収集するとともに、流出及び被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告します。

(3) 応急対策活動情報の連絡

県に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡します。

２ 災害対策活動

(１) 市の活動体制

- ア 大規模な油流出等海上災害が発生した場合、災害対策本部を設置し、県に報告します。
- イ 必要に応じて、県又は他市町村に応援要請をします。

(２) 市の応急対策活動

- ア 県への自衛隊災害派遣要請の要求
- イ 横須賀海上保安部（湘南海上保安署）からの協力要請による油防除活動を県及び関係機関とともに実施
- ウ 県への油防除資機材の調達要請
- エ 適切かつ迅速な広報活動の実施
- オ 必要に応じて、沿岸における火気の使用制限又は禁止をするとともに現場警戒
- カ その他必要な措置

(３) 県の応急対策活動

- ア 自衛隊の災害派遣要請
- イ 油防除資機材保有関係団体への油防除資機材の提供についての協力要請
- ウ 医療救護活動の実施
- エ 油等汚染鳥類の救護
- オ 車両、船舶、ヘリコプター等による輸送手段の確保
- カ その他必要な措置

(４) 県警察の応急対策活動

- ア 船舶及びヘリコプターによる海上パトロールの実施
- イ 交通規制の実施
- ウ その他必要な措置

(５) 横須賀海上保安部（湘南海上保安署）の応急対策活動

- ア 応急的な防除活動及び航行船舶の避難誘導活動等
- イ 関係事業者への必要な措置の指導
- ウ その他必要な措置

(６) 関係事業者の応急対策活動

- ア 防除措置の実施
- イ 災害の拡大防止のための必要な措置
- ウ 火災の発生状況の把握及び消火活動
- エ その他必要な措置

(７) 特定非営利活動法人神奈川県水難救済会の応急対策活動

- ア 関係機関からの協力要請による必要な応急措置の実施
- イ その他必要な措置

第4節 放射性物質災害対策

【担 当 部】 総合対策部 消防部 各関係部

【関係機関】 国 神奈川県 平塚警察署 放射性物質取扱事業所

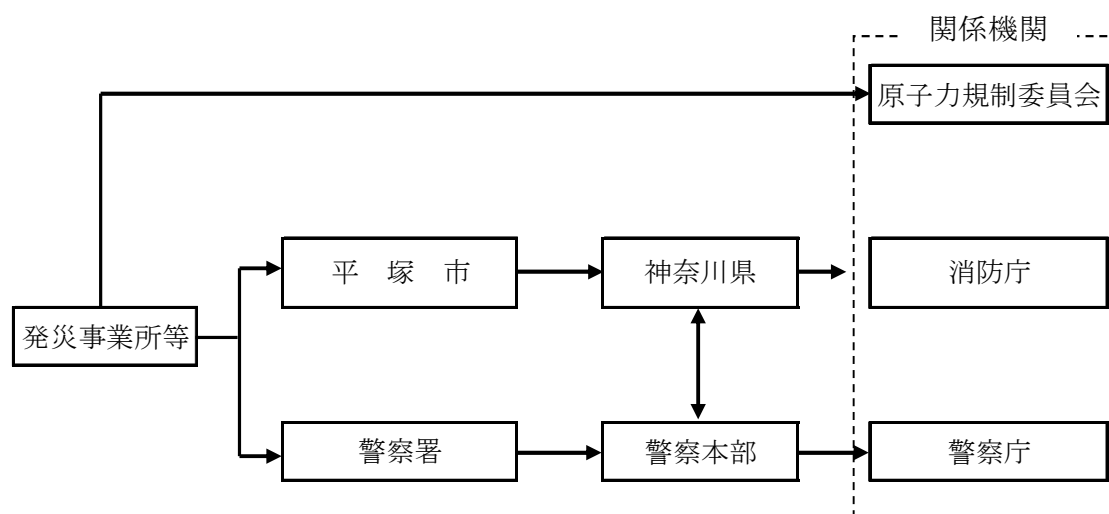
1 発災直後の情報収集、連絡

(1) 災害情報の収集、連絡

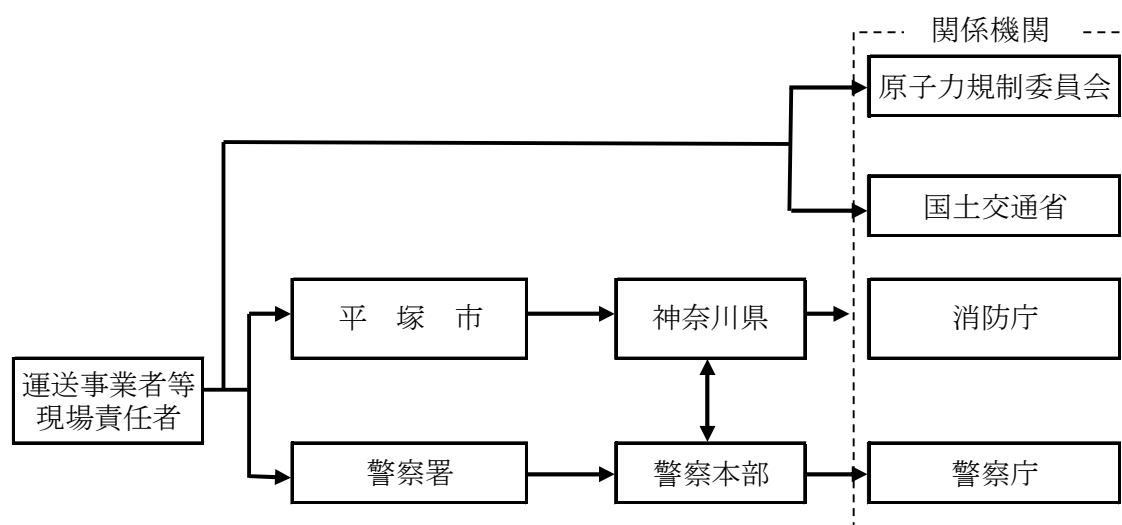
放射性物質による災害が発生した場合の連絡体制は、次のとおりです。

なお、市は、放射性物質に係る防災対策を迅速・的確に行うため、放射性物質取扱事業所等の把握に努めます。

ア 放射性物質取扱事業所等



イ 放射性物質輸送時



２ 災害対策活動

(１) 市の活動体制

放射性物質の漏洩等による事故が発生した場合、災害対策本部を設置し、県に報告します。

(２) 市の応急対策活動

- ア 救出救助・救急活動
- イ 消火活動の実施
- ウ 周辺の住民に対する災害広報の実施
- エ 警戒区域の設定
- オ 周辺の住民に対する屋内退避又は避難の指示、避難誘導
- カ 避難所の開設、運営管理
- キ 放射線量測定資機材の整備促進
- ク 周辺及び学校等における放射線量測定の実施
- ケ 各種制限措置の解除及び安全確認
- コ 必要に応じ、協定締結先自治体や関係機関への連絡
- サ 必要に応じ、放射線量測定資機材の貸し出し
- シ 遠隔地で発生した事故に関する県等との連絡調整
- ス その他必要な措置

(３) 県の応急対策活動

- ア 国への専門家の派遣要請
- イ 救護所の設置
- ウ 各種制限措置の解除及び安全確認
- エ その他必要な措置

(４) 県警察の応急対策活動

- ア 周辺住民等への情報伝達
- イ 避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け
- ウ 交通の規制及び緊急輸送の支援
- エ 犯罪の予防等被災地における社会秩序の維持
- オ その他必要な措置

(５) 事業所等の応急対策活動

- ア 放射性物質による汚染の除去

第5節 火山災害対策

【担 当 部】 総合対策部 消防部 各関係部

【関係機関】 横浜地方気象台 国 神奈川県 平塚警察署

1 本市に影響を及ぼすおそれのある火山

(1) 本市に影響を及ぼすおそれのある火山

本市に影響を及ぼすおそれのある火山としては、富士山と箱根山があります。

(2) 富士山の概要

ア 富士山の概要

富士山は、山梨県と静岡県にまたがり、小御岳（こみたけ）・古富士の両火山上に生成した成層火山で日本の最高峰であり、体積は約 400 km³、基底は直径 50km の大きさです。主に玄武岩からなりますが、1707 年にはデイサイト・安山岩の軽石・スコリアも噴出しました。側火山が約 100 個あります。標高 2,450m 以上は露岩地帯で、風食作用が著しく、特に西斜面は崩壊が激しくなっており、「大沢崩れ」として知られています。

富士山は、古い時代から順に、小御岳、古富士火山、狭義の富士火山（新富士火山）の 3 火山からなりますが、このうち最新の火山である新富士山についての活動史は以下のようにまとめられています。

11,000～8,000 年前：山頂火口及び側火口から極めて多量の溶岩が流出

8,000～4,500 年前：山頂火口から小規模なテフラが間欠的に噴出

4,500～3,000 年前：山頂火口及び側火山群から大規模な溶岩と小規模なテフラが噴出

3,000～2,000 年前：主として山頂火口から大規模なプリニー式噴火のテフラが頻繁に噴出し、少量の火砕流と溶岩がこれに伴った。

2,000 年前～1707 年：側火山群から小規模～大規模なストロンボリ式噴火のテフラと溶岩が噴出

1707 年：山頂近傍の側火口から大規模なプリニー式噴火のテフラが噴出

このうち側火山の顕著な活動期は、11,000～8,000 年前、4,500～3,000 年前、2,000 年前～1707 年の 3 時期であるとされています。

富士山は、火山噴火予知連絡会により「火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山」に選定されており、気象庁において、監視・観測が行われています。

イ 影響範囲と避難対象エリア

(ア) 降灰の影響想定範囲と避難対象エリア

降灰の影響想定範囲は、「富士山ハザードマップ検討委員会報告書」による降灰可能性マップで 2 cm 以上の降灰堆積深が想定される範囲とします。

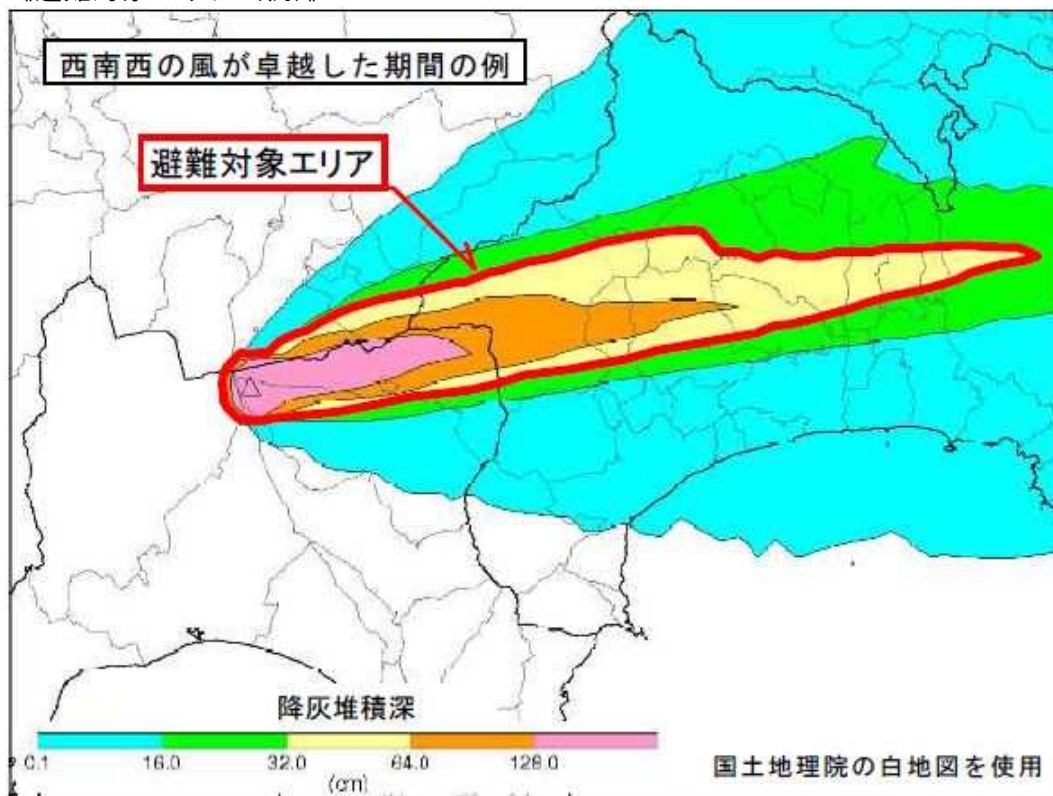
避難対象エリアは、噴火の可能性が高まった時点で、降灰が 30 cm 以上堆積すると想定される範囲を、気象庁が予め実施したシミュレーション結果を基に、風向等の気象条件等を加味して決定されます。

《降灰の影響想定範囲》



※宝永規模の噴火の月別降灰分布図を12ヶ月分重ね合せた図
(富士山ハザードマップ検討委員会報告書(平成16年)から引用)

《避難対象エリア(例)》



(降灰シミュレーション結果のイメージ 気象庁作成(平成25年版))

《降灰避難対象エリアの設定》

避難対象		説明
影響想定範囲		降灰可能性マップの示す範囲（降灰堆積深 2 cm以上）
	避難対象エリア	降灰堆積深が30cm以上になると想定される範囲 ※1 ※2 ※3
	屋内退避対象エリア	降灰堆積深が30cm未満と想定される範囲 ※2

※1 避難対象エリアの基準となる降灰堆積深は、今後さらに検討を進め、必要に応じて見直しを行うこともある。

※2 気象庁が予め実施したシミュレーション結果を基に、噴火の可能性が高まった段階で風向等の気象条件等を加味して判断する。

また、気象庁が噴煙等の観測結果を基にリアルタイムで実施するシミュレーション結果も参考にする。

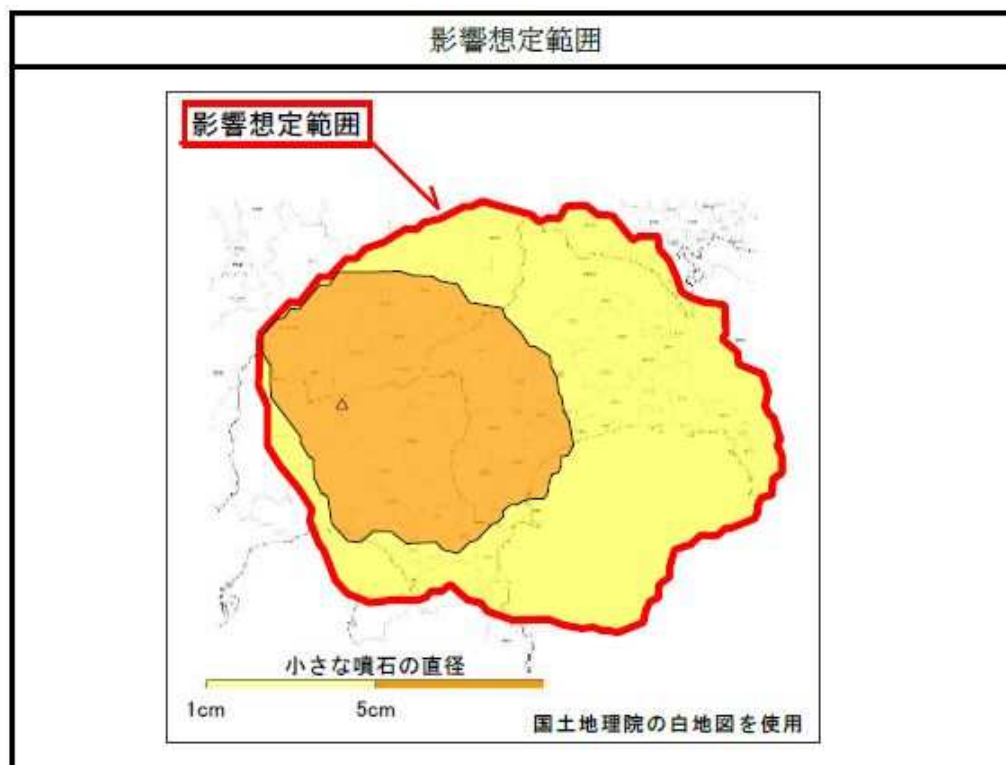
※3 降灰堆積状況の観測により得られた降灰分布図も参考にする。

（富士山火山広域避難計画（平成 28 年 3 月）から引用）

（イ） 小さな噴石の影響想定範囲

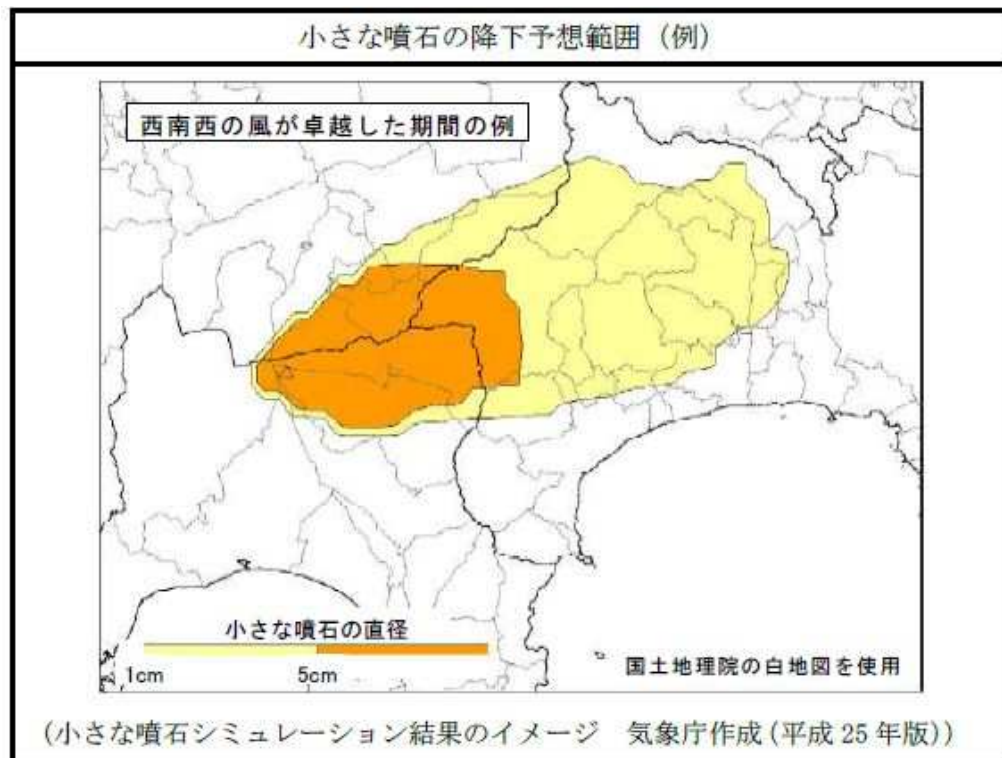
影響想定範囲は、気象庁が富士山上空で卓越する 4 風向（西南西、西、西北西、北西）についてシミュレーション（平成 25 年版）して合成した結果、直径 1 cm 以上の小さな噴石の降下が想定される範囲とします。また、小さな噴石の密度、粒径に幅があり終端速度が大きく変わるため、身体への危険度の基準を設定することが困難であることから、現段階において避難対象エリアは設定しません。

《小さな噴石の影響想定範囲と降下予想範囲の例》



※宝永火口で宝永規模の噴火（噴煙高度、噴火期間（2 週間））が発生した場合のシミュレーション結果（西南西、西、西北西、北西の風が卓越した期間）を合成して作成

（富士山火山広域避難計画（平成 28 年 3 月）から引用）



※宝永火口で宝永規模の噴火（噴煙高度、噴火期間（2 週間））が発生した場合のシミュレーション結果（図は「西南西の風が卓越した期間」の例）
 （小さな噴石シミュレーション結果のイメージ 気象庁作成（平成 25 年版））

（ウ） 降灰後土石流の影響想定範囲と避難対象エリア

降灰後土石流の影響想定範囲は、「富士山ハザードマップ検討委員会報告書」による降灰後土石流可能性マップの範囲とします。

避難対象エリアは、この影響想定範囲内に位置する土石流危険渓流の土石流危険区域、または土砂災害防止法に基づき指定された土砂災害警戒区域の範囲とします。ただし、土石流危険区域末端の設定基準が河床勾配 3° となっている場合は、火山砂防地域の設定基準である河床勾配 2° の範囲まで避難対象エリアに含めます。

なお、噴火により火山灰が 1 cm 以上堆積した場合は、国土交通省により降灰後土石流の発生危険度等について緊急調査が実施される。この調査結果に基づき、土砂災害緊急情報（降灰後土石流による被害が想定される土地の区域に関する情報）が関係自治体等に通知されるので、事前に設定した避難対象エリアを速やかに見直すものとします。

《降灰後土石流の可能性マップ 神奈川県湘南地域周辺》

影響想定範囲

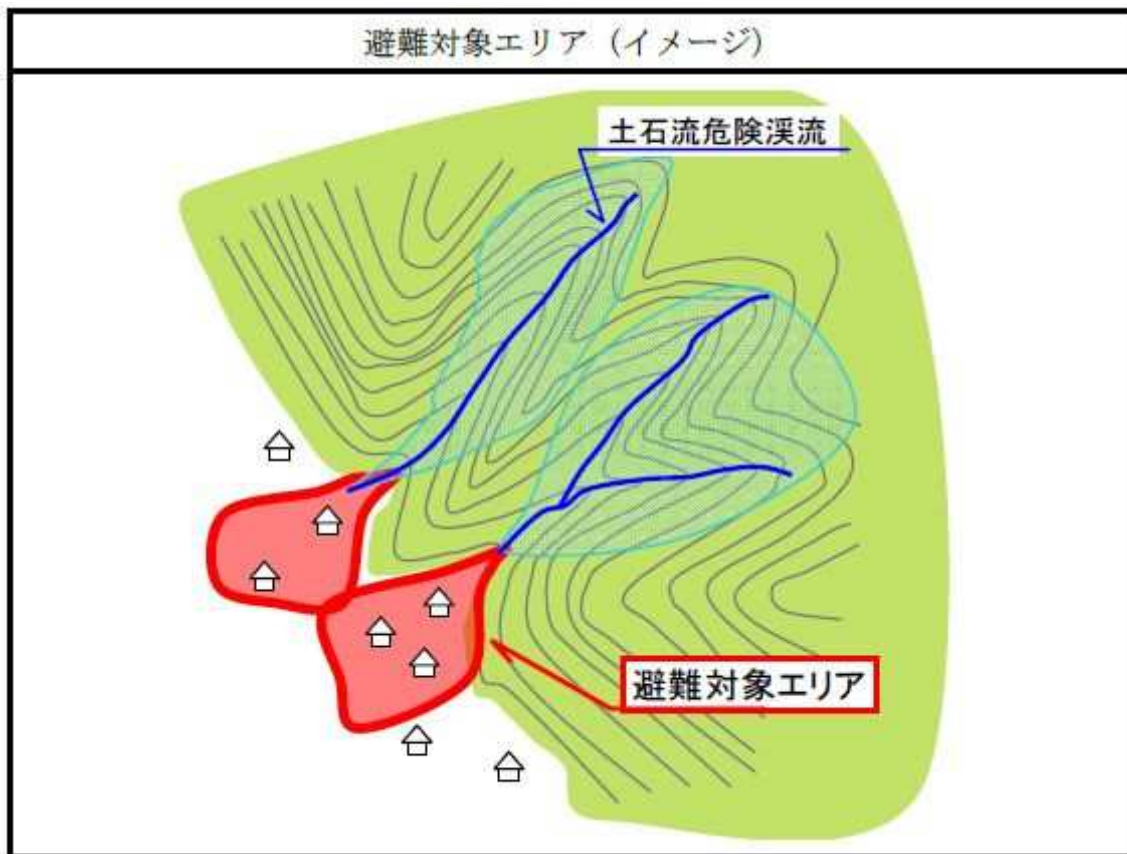


富士山ハザードマップ（改訂版）検討委員会報告書（資料編）（令和3年）から引用

影響想定範囲



(富士山ハザードマップ検討委員会報告書(平成16年)から引用)



(富士山火山広域避難計画(平成28年3月)から引用)

《降灰後土石流避難対象エリアの設定》

避難対象	説明
影響想定範囲	可能性マップの示す範囲
避難対象エリア	土石流危険渓流の土石流危険区域、または土砂災害警戒区域

※ 降灰後土石流の影響範囲には、避難対象エリア外の部分もある。

(富士山火山広域避難計画(平成28年3月)から引用)

(3) 箱根山の概要

箱根山は、いくつかの成層火山と単成火山からなる複成火山です。火山体の中心には南北11km、東西8kmの大きな鍋状凹地(カルデラ)があり、その西側を占める芦ノ湖はカルデラ湖です。箱根の名称は、四方を峰々で囲まれた箱形の山塊という意味でつけられたとも言われています。

箱根火山の活動が始まったのは、今から65万年前と推定されており、その後火山活動を繰り返して、外輪山とカルデラ、カルデラの中に発達する2つの中央火口丘群を形成しました。

外輪山は今から25万年前までに形成された、玄武岩から安山岩を主体とする成層火山の集合体で、明神ヶ岳、明星ヶ岳、金時山、三国山、大観山などカルデラの縁をなしています。カルデラの中には新旧2種類の中央火口丘群があります。古い方にあたる前期中央火口丘群は、地形的には頂上が平らなのが特徴で、安山岩からデイサイトを主体とする複数の成層火山や溶岩ドームからなります。浅間山、鷹巣山、屏風山などがこれにあたり、8万年前頃までに形成されたと考えられています。新しい方にあたる後期中央火口丘群は地形的には釣鐘状をしているのが特徴で、安山岩の成層火山や溶岩ドームからなり、神山、

駒ヶ岳、二子山などがこれにあたります。外輪山および前期中央火口丘群は既に活動を停止しており、最近の噴火は後期中央火口丘群で発生しており、将来の活動も後期中央火口丘群で行われるものと考えられます。

箱根火山の噴火スタイルは長い歴史の間で様々に変化してきましたが、箱根火山では4万年前以降、溶岩ドームの形成とそれに伴って発生する火砕流や山体崩壊を繰り返していることが知られています。箱根火山でもっとも新しい山体は、大涌谷の南にある冠ヶ岳で、3,000年前に形成されました。冠ヶ岳も溶岩ドームですが、この溶岩ドームが地表近くに達した際、神山が崩壊して仙石原方面に岩屑なだれが押し寄せたほか、火砕流が仙石原を覆い、一部は湖尻峠に達したことが知られています。なお、このとき岩屑なだれが早川をせき止めたため芦ノ湖が形成されました。同様の噴火は過去1万年間に限ってみると、神山（7,000年前）、二子山（5,000年前）に発生しています。

箱根火山は噴火の歴史記録はありませんが、地質調査により12～13世紀頃に3回ほど小規模な水蒸気爆発があったことが最近の研究で明らかになりました。これらは、マグマの関与があまり明確ではなく、規模も大きいものではありませんが、観光地化がきわめて進んでいる箱根においては重要視すべきものです。なお、同様の噴火は3,000年前頃と2,000年前頃にもあったことが知られています。

その他、火山災害としては大涌谷、早雲山、湯ノ花沢、硫黄山の4つの噴気地帯では噴気活動が継続しています。大涌谷と湯ノ花沢では過去に火山ガスによる事故で死者が出ています。

箱根山は、火山噴火予知連絡会により「火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山」に選定されており、気象庁、県温泉地学研究所等により監視・観測を行っています。平成27年の4月下旬から始まった火山活動の活発化は、11月下旬までのおよそ7ヶ月間続き、6月にはごく小規模な水蒸気噴火が発生しました。この間、観測された火山性の地震は、体に感じないごく小規模のものまで含めると約12,500回でした。

2 噴火警報・予報の種類及び伝達

(1) 噴火警報等の種類と発表

ア 噴火警報等の種類と発表

(ア) 噴火警報・予報、噴火警戒レベル

a 噴火警報・予報の種類

(a) 噴火警報

気象業務法第13条の規定により、気象庁火山監視・警報センターが、居住地域や火口周辺に重大な影響を及ぼす噴火の発生が予想される場合に、予想される影響範囲を付した名称で発表します。

(b) 噴火予報

気象業務法第13条の規定により、気象庁火山監視・警報センターが、火山活動が静穏（活火山であることに留意）な状態が予想される場合に発表します。また、噴火警報の解除は、噴火予報で発表します。

b 火山の状況に関する解説情報等

(a) 火山の状況に関する解説情報

国（気象庁）は、噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していないが、今後の活動の推移によっては噴火警戒レベルを引き上げる可能性があるかと判断した場合、または判断に迷う場合に、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表します。また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合には、「火山の状況に関する解説情報」を発表します。

(b) 噴火速報

国（気象庁）は、噴火発生や噴火初期の変動を観測した際に、周辺の住民及び登山者等が緊急的に命を守る行動がとれるよう、これらの情報を噴火速報として迅速に発信するとともに、県等の必要な関係者に伝達します。

c 噴火警戒レベル

噴火警戒レベルとは、火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や住民、登山者、観光客等がとるべき防災行動を踏まえて5段階に区分したものです。噴火警戒レベルを導入した火山では、噴火警報及び噴火予報で噴火警戒レベルを発表します。住民、登山者、観光客等に必要な防災対応が分かりやすいように、各区分にそれぞれ「避難」「高齢者等避難」「入山規制」「火口周辺規制」「活火山であることに留意」のキーワードをつけて警戒を呼びかけます。

[噴火警戒レベル表]

種別	名称	略称	対象範囲	噴火警戒レベル (キーワード)	火山活動の状況
特別 警報	噴火警報 (居住地域)	噴火警報	居住地域 及びそれ より火口 側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。
				レベル4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まってきている)。
警報	噴火警報 (火口周辺)	火口周辺警報	火口から 居住地域 近くまで の広い範 囲の火口 周辺	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
			火口から 少し離れ た所まで の火口付 近	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
予報	噴火予報	—	火口内等	レベル1 (活火山である ことに留意)	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。

d 富士山の噴火警戒レベル

名称	対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
噴火警報（居住地域）	居住地域及びそれより火口側	5（避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	・大規模噴火が発生し、噴石、火砕流、溶岩流が居住地域に到達（危険範囲は状況に応じて設定） [宝永（1707年）噴火の事例] 12月16日～1月1日：大規模噴火、大量の火山灰等が広範囲に堆積 [その他の噴火事例] 貞観噴火（864年～865年）：北西山腹から噴火、溶岩流が約8kmまで到達 延暦噴火（800年～802年）：北東山腹から噴火、溶岩流が約13kmまで到達 ・顕著な群発地震、地殻変動の加速、小規模噴火開始後の噴火活動の高まり等、大規模噴火が切迫している（噴石飛散、火砕流等、すぐに影響の及ぶ範囲が危険） [宝永（1707年）噴火の事例] 12月15日昼～16日午前（噴火開始前日～直前）：地震多発、東京など広域で揺れ
		4（高齢者等避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まってきた）。	警戒が必要な居住地域での避難準備、要配慮者の避難、等が必要。	・小規模噴火の発生、地震多発、顕著な地殻変動等により、居住地域に影響するような噴火の発生が予想される（火口出現が想定される範囲は危険） [宝永（1707年）噴火の事例] 12月14日まで（噴火開始数日前）：山麓で有感となる地震が増加
噴火警報（火口周辺）	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口	3（入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	・居住地域に影響しない程度の噴火の発生、または地震、微動の増加等、火山活動の高まり [宝永（1707年）噴火の事例] 12月3日以降（噴火開始十数日前）：山中のみで有感となる地震が多発、鳴動がほぼ毎日あった
	火口から少し離れた所までの火口周辺	2（火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	・影響が火口周辺に限定されるごく小規模な噴火の発生等 [過去事例] 該当する記録なし
噴火予報	火口内等	1（活火山であることに留意）	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られます（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	特になし。	・火山活動は静穏（深部低周波地震の多発等も含む）2012年8月現在の状態

e 箱根山の噴火警戒レベル

名称	対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
噴火警報（居住地域）	居住地域及びそれより火口側	5（避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	・溶岩流や火砕流の発生など、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の発生 【過去事例】 3,000年前：冠ヶ岳溶岩ドーム形成、火砕流発生 ・規模の大きな火山性微動の発生等、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の発生が切迫している 【過去事例】 有史以降の事例なし ・小規模噴火が発生し、火口から約2km以内に大きな噴石（注）飛散、火砕サージ発生 【過去事例】 12～13世紀：大涌谷で水蒸気爆発、火砕サージ発生
		4（高齢者等避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難の準備、要配慮者の避難等が必要。 箱根山においては、非常に多くの観光客を円滑に避難させる必要があること、居住地域が想定火口に近いことから、箱根町はこの段階で避難指示を発令。	・有感地震の多発や顕著な地殻変動等により、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まっている。 【過去事例】 有史以降の事例なし
噴火警報（火口周辺）	火口から居住地域近くまで	3（入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。 特定地域では避難。 状況に応じて要配慮者の避難準備等。	・想定火口域を超えて噴石が飛散するような噴火の発生 【過去事例】 有史以降の事例なし ・地震活動や熱活動の活発化、山体の膨張を示す地殻変動等、状況により居住地域の地殻まで影響を及ぼす噴火の発生が予想される。 【過去事例】 2015年6月：傾斜変動を伴う火山性微動が発生し、ごく小規模噴火が発生するなど火山活動が活発化
	火口周辺	2（火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。 火口周辺への立入規制等。	・地震活動や熱活動の活発化、山体の膨張を示す地殻変動等、状況により火口周辺に影響を及ぼす噴火の発生が予想される。 【過去事例】 2001年6月～10月：地震活動の活発化、山体の膨張を示す地殻変動、噴気異常等の熱活動の活発化 2019年5月：山体の膨張を示す地殻変動、噴気異常等の熱活動の活発化
噴火予報	火口内等	1（活火山であることに留意）	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られます（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて火口内への立入規制等。	・火山活動は静穏 ・一時的な地震の増加 【過去事例】 1966年6月～7月：一時的な地震の増加、翌年泉温の上昇 2006年9月～11月：一時的な地震の増加 2013年1～2月：一時的な地震の増加

（注） ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散するものとする。

(イ) 降灰予報

区分	目的	内容
降灰予報（定時）	噴火したときの降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を予め確認しておき、事前に対策がとれるようにします。	・噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に発表します。 ・18 時間先（3 時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供します。
降灰予報（速報）	即時性を重視して発表することで、降ってくる火山灰や小さな噴石に対して、ただちに対応行動がとれるようにします。	・事前計算された降灰予報結果から適切なものを抽出することで、噴火発生後 5～10 分程度で発表します。※ ・事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出し、噴火発生から 1 時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲として提供します。
降灰予報（詳細）	噴火事実に基づいた精度の良い予報を提供し、降灰量階級に応じた適切な対応行動がとれるようにします。	・噴火発生後 20～30 分程度で発表します。※ ・観測値をもとに降灰予測計算を行い、噴火発生から 6 時間先まで（1 時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を、市区町村を明示して提供します。

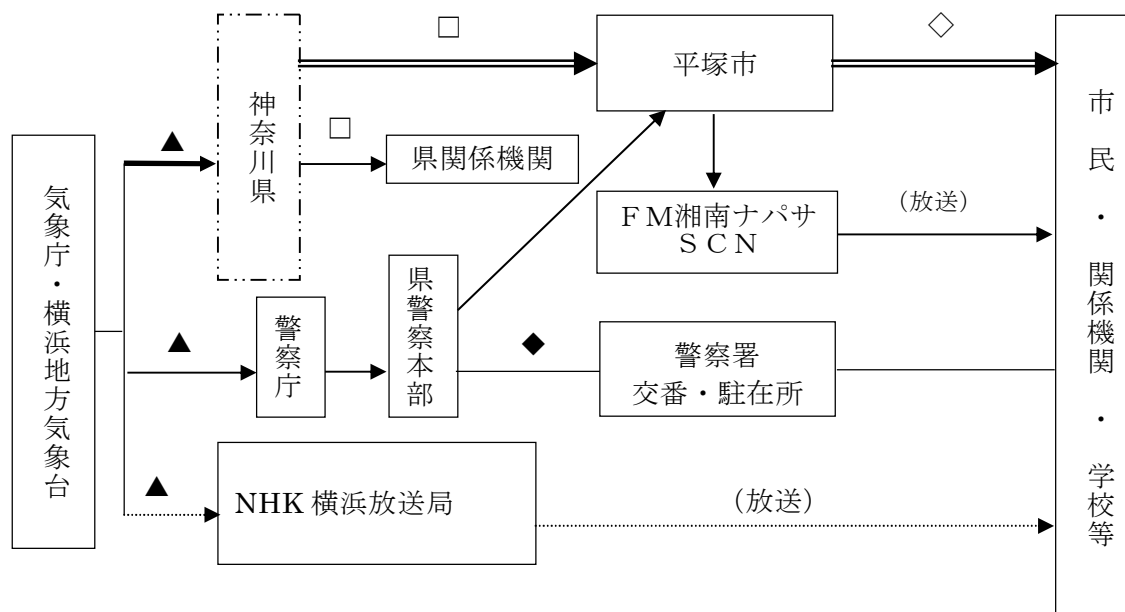
※降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量（降灰の厚さ 0.1mm 以上 1mm 未満）」以上の降灰が予測された場合に、降灰予報（速報）、降灰予報（詳細）を発表。

(ウ) 火山現象に関する情報

情報等の種類	内容	発表時期
火山の状況に関する解説情報	火山性地震や微動回数、噴火等の状況や警戒事項について解説する情報	火山活動の状況に応じ適時発表
火山活動解説資料	写真や図上を用いて、火山活動の状況や警戒事項について解説する情報	毎月上旬及び必要に応じ適時発表
月間火山概況	前月 1 ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめた資料	毎月上旬
噴火に関する火山観測報	噴火が発生した時に、発生時刻や噴煙高度等の情報	随時

(2) 噴火警報・予報の伝達体制

噴火警報・予報の伝達経路は概ね次のとおりです。



凡 例

- 法令（活動火山対策特別措置法）による噴火警報・予報の伝達系統
- 法令（気象業務法等による市民への周知依頼及び周知系統
- 地域防災計画による伝達系統
- ▲ オンライン
- ◎ 防災気象情報提供システム
- 県防災行政通信網
- ◇ 市防災行政用無線
- ◆ 自営無線等

法令により気象台から噴火警報・予報を受領する機関

二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路

3 発災直後の情報収集、連絡

(1) 災害情報の収集、連絡

人的被害の状況、建築物の被害、火災の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告します。

(2) 応急対策活動情報の連絡

県に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性を連絡します。情報連絡の方法は、有線電話（加入電話）、県防災行政通信網、災害情報管理システム等を利用し、速やかに行います。

4 災害対策活動

(1) 市の活動体制

ア 噴火警戒レベル3以上の噴火警報が発表され、本市域に火山災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、事前配備として火山災害警戒本部を設置します。また、火山災害の状況に応じて、災害対策本部を設置し、県に報告します。

イ 必要に応じて、県又は他市町村に応援要請をします。

(2) 火山災害警戒本部

ア 火山災害警戒本部設置基準

副市長は、次の基準により「火山災害警戒本部」を設置します。

噴火警戒レベル３以上の噴火警報が発表され、本市域に火山災害が発生し、又は発生のおそれがあると認められる場合で、災害対策本部を設置し総合的な応急対策を実施するまでに至らないが、防災事前配備を行う必要があると認めるとき。

イ 火山災害警戒本部の廃止

災害対策本部が設置されたとき又は災害のおそれなくなつたと認められたときは、火山災害警戒本部を廃止します。

ウ 火山災害警戒本部の組織

火山災害警戒本部の組織については、市長室主管の副市長を本部長とし、平塚市災害対策本部要綱に準じます。

エ 火山災害警戒本部の設置場所

火山災害警戒本部は、市庁舎本館に設置します。

オ 火山災害警戒本部の運営

副市長は、火山災害警戒本部を統括し、次に掲げる項目について、迅速かつ正確な対策を図るための応急対策について総合調整を行います。

項目	主な防災対策等
情報の収集、伝達	火山の活動状況、被害状況及び応急対応状況等、情報の収集と伝達、広報
市民からの問合せに対する対応	市民からの通報等に対する対応
被害調査	罹災証明発行等に備えた被害調査準備
避難	避難所の運営準備

カ 職員の動員・配備

動員（配備）については次のとおりですが、細部については「平塚市風水害体制マニュアル」の風水害警戒本部に準じます。

(ア) 動員の発令

配備（動員発令）基準	配 備 内 容
火山災害が発生し、又は発生のおそれがあると認められる場合で、災害対策本部を設置するまでに至らないが、事前配備を行う必要があると認めるとき。	各部長は、災害の状況によって配備人員を増減し、災害応急対策が実施できる体制。

(イ) 参集場所

職員の参集場所は、原則として平常時の勤務場所とします。ただし、次の場合はその指定された場所とします。

参 集 職 員	参 集 場 所
全部局長	市庁舎本館災害対策本部室
部局長から指定があつた職員	指定された場所

キ 動員の発令による配備の場合の伝達方法

(ア) 勤務時間中

災害対策課が、庁内放送を通じて速やかに伝達します。なお、出先機関については平常組織における部長から伝達します。

(イ) 勤務時間外

「平塚市風水害体制マニュアル」に準じて伝達します。

ク 配備状況の報告

該当の部長は、火山災害警戒本部が設置されたときには直ちに、職員の配備状況について「配備人員報告書」により職員課へ配備職員数等を報告します。

なお、消防署班職員については、所定の用紙にて報告します。

(3) 市の応急対策活動

ア 自衛隊の災害派遣要請に関する求め、連絡等

イ 負傷者の救助・救急活動

ウ 消火活動の実施

エ 救護所の設置

オ 市民に対する災害広報の実施

カ 市民に対する避難情報の発令及び周知

キ 帰宅困難者への対応

ク 緊急輸送路の確保

ケ 降灰対策

コ その他必要な措置

(4) 県の応急対策活動

ア 広域的な応援要請

イ 自衛隊の災害派遣要請

ウ 医療救護活動の実施

エ 車両、船舶、ヘリコプター等による輸送手段の確保

オ その他必要な措置

(5) 県警察の応急対策活動

ア 被災状況の把握

イ 市民に対する避難誘導

ウ 緊急交通路確保のための交通規制

エ 交通情報の収集・広報

オ その他の必要な措置

5 避難対策

(1) 富士山の避難対策概要

富士山火山防災対策協議会が策定した富士山火山広域避難計画に基づいて、避難対策を実施します。

市は、噴火の状況に応じた的確な判断に基づく避難対策に努める必要があること、また、噴火活動は一定期間継続することや、その規模等が時間の経過に伴い変化するため、これらを踏まえた避難の拡大・縮小等が的確に実施できるようその方針を定める必要があることから、避難対策については、噴火開始直後の避難対策と噴火開始後の避難対策に分けて実施するよう努めます。

ア 噴火開始直後の避難の考え方

降灰及び小さな噴石の対策について、どの方向に降灰等があるか特定できるまでは、降灰可能性マップにおいて 30 c m 以上の降灰が想定される範囲では避難準備を、2 c m 以上の降灰が想定される範囲（影響想定範囲）及び小さな噴石の影響想定範囲では屋内退避準備を呼びかけます。

イ 噴火開始後の避難の考え方

火口の位置及び噴火形態が把握され、噴火の規模が予測できた後には、降灰及び小さな噴石に対して、状況に応じた避難の呼びかけを行います。

(2) 富士山の火山現象別の避難対策

ア 降灰による避難開始基準

降灰により生命にすぐ危険が及ぶことはないため、事前避難の必要性は低いですが、時間当たりの堆積量や継続時間の予測は困難であるので、噴火開始直後に避難準備または屋内退避準備とし、降灰が確認された地域では速やかに堅牢な建物への避難または自宅等への屋内退避とします。

イ 小さな噴石による避難開始基準

小さな噴石は、身体への影響が考えられることから、影響想定範囲内において小さな噴石が降ってきた時点で速やかに屋内退避とします。

ウ 降灰後土石流による避難開始基準

国土交通省が行う緊急調査の結果により、関係自治体等に通知される土砂災害緊急情報（降灰後土石流による被害が想定される雨量基準等）に基づき、避難開始基準を設定します。

なお、降灰の影響が広範囲に及ぶ場合は、土砂災害緊急情報の発表までに時間を要する場合もあることから、その情報が発表されるまでの間は、土砂災害警戒情報等により避難の判断を行うこととします。

6 降灰対策

(1) 降灰による影響

ア 降灰による影響

(ア) 火山灰を吸い込むと、ただちに生命に危険が及ぶことはありませんが、呼吸器系の疾患など、健康被害のおそれがあります。

(イ) 屋根に堆積した火山灰の重みにより、木造建築物等が倒壊する可能性があるため、除灰するか堅牢な建物への避難が必要になります。特に、降雨により水分を含んだ場合は倒壊の可能性が高まります。

(ウ) 堆積した火山灰や空気中の火山灰は、道路、鉄道、航空などの交通機関に影響を及ぼすことが考えられます。状況によっては、その影響は広い範囲に及びます。

(エ) 降灰後の降雨により、土石流の発生の可能性が高まります。

(オ) 河川の上流域で多量の降灰があった場合、支流や溪流からの土砂の流入により本川河道の河床が上昇するため、洪水の危険性が高まります。

(2) 災害応急対策への備え

ア 降灰対策の推進

国、県及び防災関係機関等と連携し、経済活動、住民生活等に及ぼす影響を軽減するため、火山噴火時の降灰対策等について検討します。

イ 防災知識の普及

市民等に対し、火山災害に関する正しい防災知識の普及啓発に努めます。

ウ 協定締結の推進

道路等の除灰や火山灰の処理等のため必要となる、協定の締結を推進します。

エ 備蓄の拡充

火山灰の影響を軽減するために必要な保護具等の備蓄に努めます。

(3) 応急・復旧対策

ア 火山灰から身を守るための対策

次の事項について、市民等に対し広報を実施します。

(ア) 屋内に留まる。特に、慢性気管支炎やぜんそく等の方は、屋内に留まり、不必要に火山灰を吸い込まないようにする。

(イ) マスクやゴーグルを着用し、火山灰から呼吸器と眼を保護する。

(ウ) 火山灰が、眼に入った場合は、手でこすらず、水で洗い流す。また、降灰時は、コンタクトレンズを外しておく。

(エ) 火山灰にふれると、皮膚が炎症をおこすことがあるので注意する。

(オ) 道路に火山灰が積もると滑りやすくなるため、可能な限り自動車の運転は避け

る。

イ 火山灰の除去

民有地内の火山灰除去作業は、原則として、各家庭及び各事業者が行うものとします。

市は、各家庭から排出された灰の回収を行い、各事業者から排出された灰については、火山灰を一時的に集積する火山灰仮置き場への搬入までを事業者の責任において行います。

火山灰仮置き場については、降灰状況等を踏まえて、利用可能な土地の選定を検討し、確保に努めます。

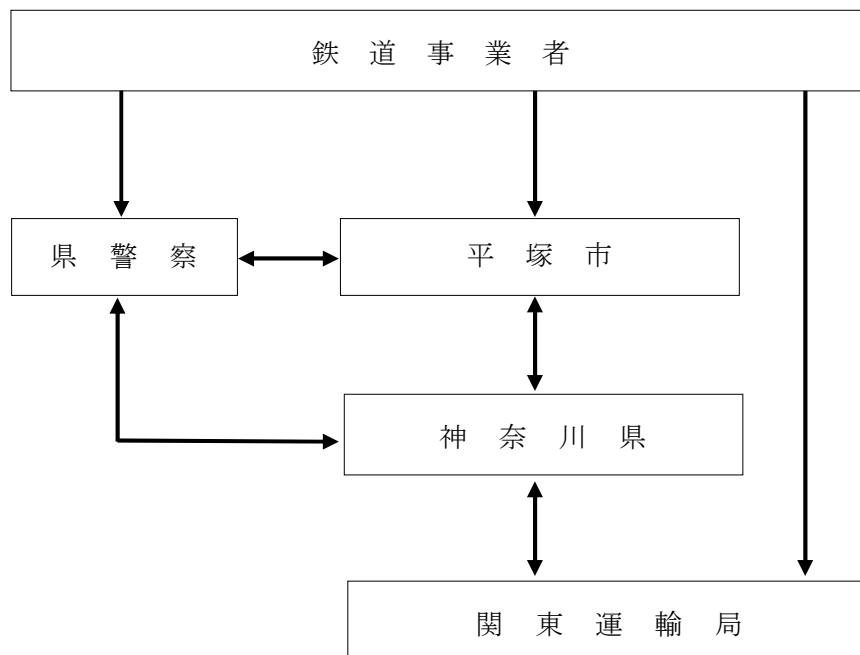
第6節 鉄道災害対策

【担 当 部】 総合対策部 消防部 各関係部
【関係機関】 国 神奈川県 平塚警察署 鉄道事業者

1 発災直後の情報収集、連絡

(1) 災害情報の収集、連絡

鉄道事故が発生した場合の連絡体制は、次のとおりです。



(2) 被害情報の収集、連絡

人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から、直ちに県へ報告します。

(3) 応急対策活動情報の連絡

県に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡します。

2 災害対策活動

(1) 市の活動体制

ア 大規模な鉄道災害が発生した場合、災害対策本部を設置し、県に報告します。

イ 必要に応じて、県又は他市町村に応援要請をします。

(2) 市の応急対策活動

ア 県への自衛隊災害派遣要請の要求

イ 救出救助活動及び被災者の早急な把握

ウ 消火活動の実施及び消防相互応援協定に基づいた他の市町村への消火活動の応援要請

エ 適切かつ迅速な広報活動の実施

オ 周辺住民に対する避難の指示

カ その他必要な措置

(3) 県の応急対策活動

- ア 広域的な応援要請
 - イ 自衛隊の災害派遣要請
 - ウ 医療救護活動の実施
 - エ 車両、船舶、ヘリコプター等による輸送手段の確保
 - オ その他必要な措置
- (4) 県警察の応急対策活動
- ア 救出救助活動及び被災者の早急な把握
 - イ 立入禁止区域の設定、地域住民等に対する避難誘導
 - ウ 周辺道路の交通規制
 - エ その他必要な措置
- (5) 鉄道事業者の応急対策活動
- ア 負傷者の救助・救急活動を最優先
 - イ 併発事故の防止
 - ウ 警察及び消防機関への出動、救援要請
 - エ 初期消火活動及び消火活動への協力
 - オ 利用客に対する事故の状況、列車の運行状況の周知
 - カ 他の路線への振替輸送、バス代行輸送等の交通手段の確保
 - キ その他必要な措置

第7節 航空災害対策

【担当部】 総合対策部 消防部 各関係部

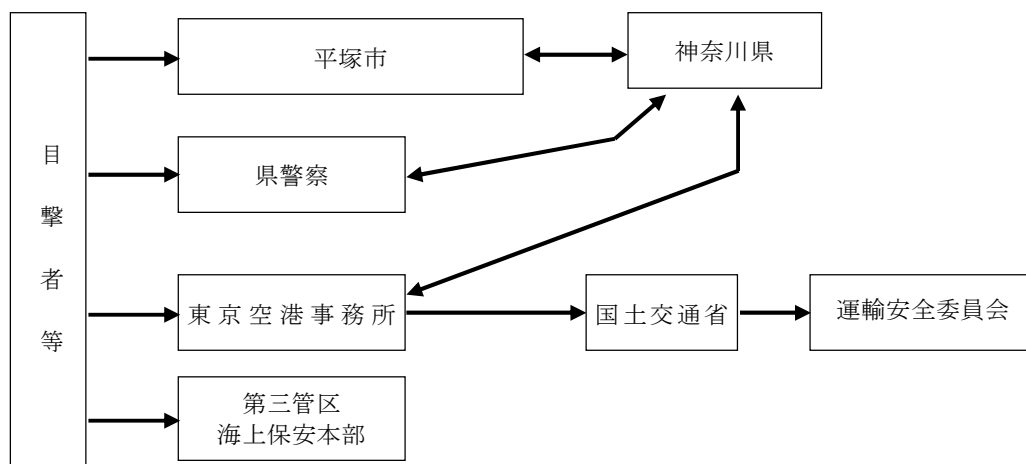
【関係機関】 国 神奈川県 平塚警察署 航空運送事業者

1 発災直後の情報収集、連絡

(1) 災害情報の収集、連絡

航空災害が発生した場合の連絡体制は、次のとおりです。

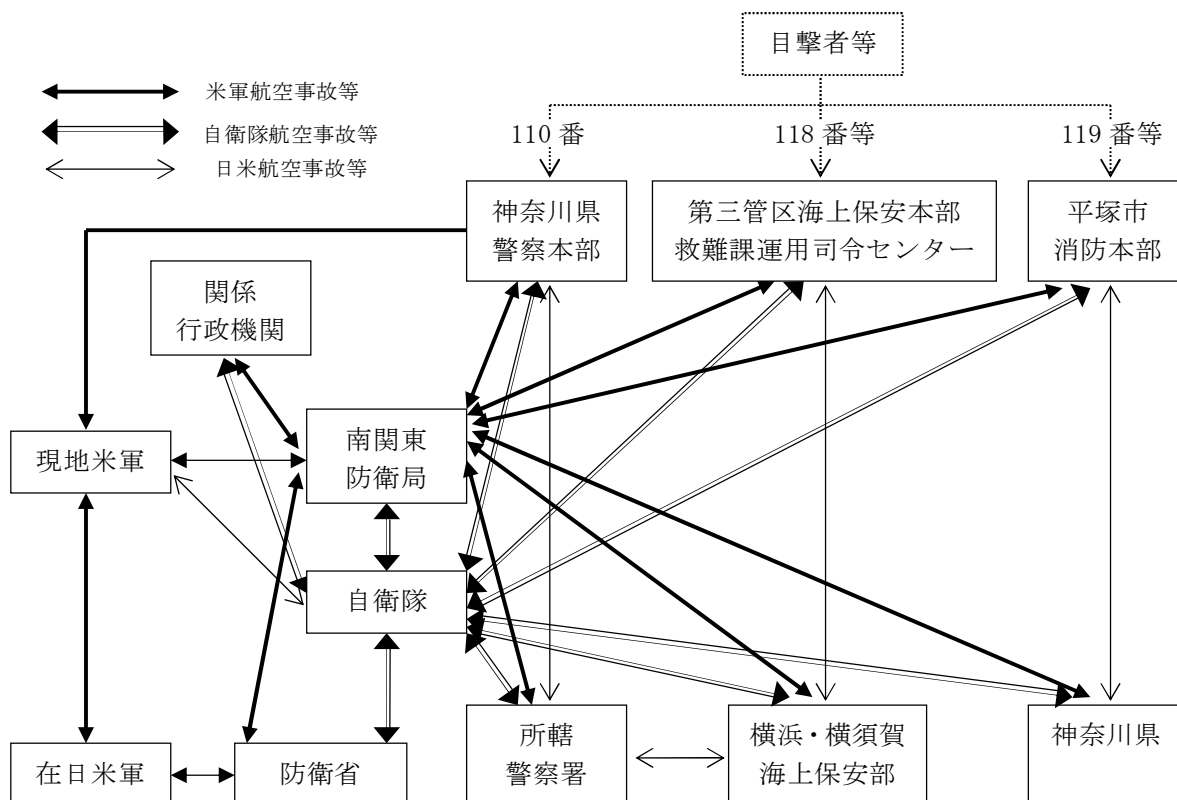
ア 民間航空機の場合



上記に示す連絡体制のほか、航空運送事業者は、自己の運送する航空機について緊急事態又は事故が発生した場合には、直ちにその情報を国土交通省へ連絡します。国土交通省は、航空機の墜落等の大規模な航空事故が発生した場合は、事故情報等の連絡を内閣総理大臣官邸、関係省庁、関係指定公共機関、県にします。県は国土交通省から情報を受けた場合、関係市町村、関係機関へ連絡します。

イ 米軍機又は自衛隊機の場合

航空事故等連絡協議会の航空事故等に係る緊急措置要領に基づき連絡等を行います。



(2) 被害情報の収集、連絡

人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告します。

(3) 応急対策活動情報の連絡

県に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡します。

2 災害対策活動

(1) 市の活動体制

ア 大規模な航空災害が発生した場合、災害対策本部を設置し、県に報告します。

イ 必要に応じて、県又は他市町村に応援要請をします。

(2) 市の応急対策活動

ア 県への自衛隊災害派遣要請の要求

イ 救出救助活動及び被災者の早急な把握

ウ 消火活動の実施及び消防相互応援協定に基づいた他の市町村への消火活動の応援要請

エ 適切かつ迅速な広報活動の実施

オ 周辺住民に対する避難の指示

カ その他必要な措置

(3) 県の応急対策活動

ア 広域的な応援要請

イ 自衛隊の災害派遣要請

ウ 医療救護活動の実施

エ 車両、船舶、ヘリコプター等による輸送手段の確保

オ その他必要な措置

(4) 県警察の応急対策活動

- ア ヘリコプターなどの多様な手段を活用した搜索の実施
- イ 救出救助活動及び被災者の早急な把握
- ウ 立入禁止区域の設定、地域住民等に対する避難誘導
- エ 周辺道路の交通規制
- オ その他必要な措置

(5) 関係事業者の応急対策活動

- ア 災害の拡大防止のための必要な措置
- イ 東京空港事務所は、航空保安業務処理規定及び東京空港事務所各業務処理規定により搜索救難措置を行います。
- ウ 海上自衛隊第4航空群は、航空事故等連絡協議会規約に基づく「航空事故等に係る緊急措置要領」により、応急救助活動を行います。

第8節 その他の災害に共通する対策

【担 当 部】 総合対策部 消防部 各関係部

【関係機関】 国 神奈川県 平塚警察署

1 発災直後の情報収集、連絡

(1) 被害情報の収集、連絡

人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的
情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告します。

(2) 応急対策活動情報の連絡

県に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡します。

2 災害対策活動

(1) 市の活動体制

ア 大規模な災害が発生した場合、災害対策本部を設置し、県に報告します。

イ 必要に応じて、県又は他市町村に応援要請をします。

(2) 市の応急対策活動

ア 県への自衛隊災害派遣要請の要求

イ 救助・救急活動及び被害状況の早急な把握

ウ 消火活動の実施及び消防相互応援協定等に基づく消火活動の応援要請

エ 医療救護活動の実施

オ 周辺住民に対する避難情報の発令

カ 避難所の開設及び運営管理

キ 帰宅困難者への対応

ク 応急仮設住宅への対応

ケ 保健衛生対策、防疫対策及び遺体対策の実施

コ 物資の供給及び調達要請

サ 道路の応急復旧等

シ 車両等の確保

ス 災害の状況に関する情報、安否情報、生活関連情報等の伝達

セ ボランティア活動への支援

ソ 義援物資、義援金の受入れ及び配分

タ その他必要な措置

(3) 県の応急対策活動

ア 広域的な応援要請

イ 自衛隊の災害派遣要請

ウ 医療救護活動の実施

エ 帰宅困難者への対応

オ 応急仮設住宅への対応

カ 物資の調達要請

キ 道路の応急復旧等

ク 車両、船舶、ヘリコプター等による輸送手段の確保

ケ 災害の状況に関する情報、安否情報、生活関連情報等の伝達

コ ボランティア活動への支援

- サ 義援物資、義援金の受入れ及び配分
- シ その他必要な措置
- (4) 県警察の応急対策活動
 - ア 救出救助活動及び被害状況の早急な把握
 - イ 交通規制の実施
 - ウ 社会秩序の治安維持
 - エ その他必要な措置
- (5) 関係事業者の応急対策活動
 - ア 災害の拡大防止のための必要な措置
 - イ その他必要な措置

平 塚 市 地 域 防 災 計 画

－ 風水害等対策計画 －

発 行 平 塚 市 防 災 会 議

編 集 平 塚 市 災 害 対 策 課

〒 2 5 4 － 8 6 8 6

平塚市浅間町9番1号

電話 0 4 6 3 － 2 1 － 9 7 3 4

平塚市地域防災計画

— 風水害等対策計画 —

(令和7年4月改訂案)

平塚市防災会議